3C
9

51
485

日本社會事業年鑑

人工3C-9

日本社會事業年鑑

（昭和十七年版）

財團法人 中央社會事業協會
社會事業研究所

發行所寄贈本

14.4
1037

凡例

一、本書の內容は關係官廳及公私團體の報告により本研究所に於て編述の都合上適宜その記述並に統計につき取捨按排したるものと、直接調査したるものとより成る。

一、本書の記述は主として昭和十五・六年中の事實に據つたが、資料の關係によりそれ以前の事實を以てした個所もあり、又昭和十七年に入る事實に言及した個所もある。

一、本書は本邦社會事業を中心としたものであるが、吾が國と密接なる關係にある大東亞共榮圈內に於ける社會事業を附錄として加へた。

一、本書の編纂には本研究所の伊佐忠一・藤林敬子の兩名が專ら之に當つた。

緒言

昭和十六年十二月八日大東亞戰爭勃發以來御稜威の下我が忠勇無双なる陸海空軍精鋭の善戰力闘によつて、ハワイに、香港に、比律賓に、馬來に、ビルマに、更に蘭印に驚異的戰果を收め、この間南方對日包圍據點として敵が世界に難攻不落を誇れる香港、マニラ、シンガポールの三堅城を抜き、更にビルマの首都蘭貢、蘭印の中心地ジャバ島を完全攻略、又北方アリューシャン諸島を壓し、こゝに全く米英の軍事的勢力を東亞の天地より抹殺して大東亞共榮圈建設の地盤を確保するに至つたのである。

この事は實に支那事變頭初以來敵の懷ける豫想を見事に叩き潰したと云ふべく、我が國は逞しくも過去六ヶ年半に亘る戰爭を立派に戰ひ續けて來たのである。この輝かしき體驗によつて、大東亞戰爭必勝の信念は國民の間に愈々牢固として堅持され、銃後國民生活は微動だにせず、擧國一致「擊ちてし止まむ」の總力を結集して、米英擊滅に邁進しつゝある。

然し乍ら云ふ迄も無く近代戰は國家の武力、經濟、思想、文化の諸方面に亘つて戰はれるのであり、戰は歸するところ物心兩面より交戰國の生活力を根柢から崩壞させる爲に必然、長期戰の樣相

を呈するに至る。かくて國民の疲弊困憊を待ち一氣にその生活力を擊滅することによつて、最後の勝敗が決せられるのであつて、單に緒戰の勝利が最後の勝利を意味するものでないことを深く銘記すべきである。

我々は今、社會事業の活動領域に立つて叙上の大東亞戰爭の本質を考へる時、現在我が國民生活の在り方、爲され方が即ち戰場生活として斯業關係者の奮起を促しつゝある。あらゆる困苦缺乏と戰ひ、國防のための生活、生産力增强のための生活を飽迄勝ち抜くが爲めには、社會事業が對象とする國民の生活は生産と戰爭の生活から切り離された單なる消費生活であつてはならず、常に生産の生活、國力增强の生活を昂揚、推進する生活體制の確立が企圖されねばならないのである。

以上の如き戰時要請にともなひ、我が社會事業は今やかゝる事態に即應し、國民生活の安定確保と人的資源の保持培養、國民厚生の理念に立脚し斯業體制の革新改編を急速に進展せんとして努力しつゝある。支那事變以來斯業の趨勢はその量に於ても、質に於ても益々强化擴充されつゝあり積極的活動が營まれてゐることは看過し得ない處であるが、然しながら斯業の現狀を仔細に檢討すれば未だ決して時勢の要求に應じ得るものとは言ひ得ない。我々は此後更に戰力增强に資する爲には聯絡統制の强化を始めとして施設配置の計畫化、事業運營の合理化等に一段の努力を傾倒する必要を痛感するものである。

今、昭和十七年版「日本社會事業年鑑」を世に送り出すに當り、社會事業關係者が各自緊張職域奉公に專念するは勿論なるも、同時に斯業の現況を分析研鑽されてその進展に萬全の策を盡されんことを切望すると共に、世の識者が一層社會事業の擴充、進展に意を致されんことを冀望して止まないのである。

最後に本書の爲に多くの資料と便宜とを與へられたる諸官廳並關係團體に對し深厚の謝意を表する。

昭和十八年三月

社會事業研究所長

男爵　穗積重遠

日本社會事業年鑑目次

緒言……（一）
昭和十五、六年社會事業日誌……（一）
社會事業統計表……（一〇）
第一章　皇室と社會事業……（一）
第二章　社會事業の統制並運營……（六）
第一節　社會事業行政……（六）
一　中央機關……（六）
二　地方機關……（一五）
第二節　社會事業の聯絡……（一七）
一　社會事業聯絡機關……（一七）
二　社會事業施設……（三四）
第三節　社會事業に關する經費……（三五）
一　國庫社會事業費……（三五）
二　地方社會事業費……（三九）
第四節　社會事業資金……（四〇）
第五節　社會事業の奬勵助成……（四三）

一　官廳の奬勵助成……（四三）
二　民間團體の奬勵助成……（四八）
第六節　社會事業資金融通……（五一）
第三章　生活保護事業……（五五）
第一節　一般保護事業……（五五）
一　救護法に依る救護……（五五）
（一）救護狀況……（五五）
（二）救護法に關する經費……（五五）
（三）救護施設……（五五）
二　國民徵用扶助……（五五）
三　養老事業……（五五）
四　盲人福祉事業……（五五）
（一）盲人數……（五五）
（二）盲人福祉事業團體……（五五）
第二節　特殊保護事業……（六〇）
一　行旅病人及行旅死亡人取扱……（六〇）
二　罹災救助……（六一）
三　防空從事者扶助……（六四）
四　鄉倉……（六四）
第三節　北海道舊土人保護事業……（六四）
第四節　方面事業……（六五）
一　方面事業の聯絡並後援團體……（六五）
（一）方面事業聯絡機關……（六八）
（二）方面事業後援團體……（六八）
二　方面委員制度……（七二）
（一）方面設置狀況……（七二）
（二）方面委員數……（七三）
（三）方面事業に關する經費……（七五）
（四）方面世帶數……（七六）
（五）方面委員取扱件數……（七九）
（六）方面委員銓衡委員會……（八〇）
（七）方面事業委員會……（八〇）
（八）庶民生活强化運動……（八二）
第五節　經濟保護事業……（八四）
一　住宅の供給並改善……（八四）
（一）住宅問題……（八四）
（二）公營住宅……（八四）
（三）住宅組合……（八五）
（四）住宅建設資金融通……（八五）

第三節　北海道舊土人保護事業……（七六）
第四節　方面事業……（七九）
一　方面事業の聯絡並後援團體……（八〇）
（一）方面事業聯絡機關……（八〇）
（二）方面事業後援團體……（八二）
二　方面委員制度……（八四）
（一）方面設置狀況……（八四）
（二）方面委員數……（八四）
（三）方面事業に關する經費……（八四）
（四）方面世帶數……（八五）
（五）方面委員取扱件數……（八五）
（六）方面委員銓衡委員會……（八六）
（七）方面事業委員會……（八六）
（八）庶民生活强化運動……（八六）
第五節　經濟保護事業……（八八）
一　住宅の供給並改善……（八八）
（一）住宅問題……（八八）
（二）公營住宅……（八八）
（三）住宅組合……（九二）
（四）住宅建設資金融通……（九四）

(五) 不良住宅地區改善……(九五)
(六) 勞務者住宅供給計畫……(九七)
(七) 住宅營團法……(九八)
(八) 貸家組合法……(九九)
(九) 地代家賃統制令……(九九)
(十) 宅地建物等價格統制令……(一〇〇)
(十一) 借地法、借家法の改正……(一〇〇)
二 其他の福利施設……(一〇一)
(一) 公益質屋……(一〇一)
(二) 公設市場……(一〇六)
(三) 共同宿泊所……(一〇八)
(四) 公設食堂……(一〇九)
(五) 共同炊事場……(一一二)
(六) 公設浴場……(一一五)
(七) 小資融通……(一一八)
(八) 農村共同施設……(一二〇)
第四章 軍人援護事業……(一二二)
第一節 一般軍人援護……(一二二)
一 軍事扶助法に依る援護……(一二二)
(一) 軍事扶助法施行狀況……(一二二)
(二) 軍事扶助法中改正……(一二四)
二 軍人援護事業の助成……(一二八)
(一) 軍人援護事業助成……(一二八)
(二) 軍事援護相談所……(一二九)
三 團體に依る軍人援護事業……(一三〇)
(一) 恩賜財團軍人援護會……(一三〇)
(二) 銃後奉公會……(一三三)
(三) 大日本傷痍軍人會……(一三四)
第二節 歸鄉軍人の援護……(一三五)
一 召集解除者生業援護事業……(一三五)
二 恩賜財團軍人援護會委囑に依る援護……(一三六)
第三節 傷痍軍人の援護……(一三六)
一 醫療保護……(一三六)
二 職業保護……(一三八)
(一) 職業指導及就職援護竝就業後の輔導……(一三九)
(二) 生業資金貸付……(一三九)
(三) 職業再教育……(一四〇)
三 學校教員の養成……(一四二)

四　傷痍軍人子女の育英……（一四三）
第四節　遺族援護……（一四四）
一　遺族家族指導囑託……（一四四）
二、遺兒の育英……（一四四）
（一）育　英……（一四四）
（二）遺家族の兒童就學臨時奬勵……（一四四）
三　遺族職業補導……（一四五）
（一）一般的職業補導……（一四六）
（二）教員及保姆養成……（一四六）
四　收容保護施設……（一四六）
五　優遇其の他……（一四七）
第五節　教化指導……（一四七）
一　傷痍軍人の精神指導……（一四八）
二　表　彰……（一四八）
三　國民の教化……（一四九）
第五章　保健並醫療保護事業……（一四九）
第一節　時局匡救醫療救護……（一五〇）
第二節　一般保健並醫療保護……（一五〇）

一　保健並醫療保護施設……（一五〇）
（一）醫師、齒科醫師、藥劑師……（一五〇）
（二）產婆、看護婦及看護人、保健婦……（一五一）
（三）施療病院……（一五四）
（四）恩賜財團濟生會……（一五五）
（五）診療所……（一五六）
（六）厚生科學研究所……（一五八）
（七）無醫村に對する醫療施設……（一五九）
（八）公醫依託養成……（一五九）
（九）無醫村へ醫學徒派遣班編成……（一六〇）
（十）醫療利用組合……（一六二）
（十一）國民健康保險……（一六二）
（十二）簡易保險……（一六三）
二　保健並醫療保護制度……（一六三）
（一）醫療保護法の公布……（一六三）
（二）國民體力管理制度……（一六七）
第三節　特殊保健並醫療保護……（一六八）
一　精神病に對する施設……（一六八）
（一）精神病者數……（一六八）

(二)　精神病者收容監置……(一七〇)
(三)　精　神　病　院……(一七一)
二　結核に對する施設……(一七二)
(一)　結核死亡者數……(一七二)
(二)　結　核　病　院……(一七二)
(三)　結核患者屆出……(一七三)
(四)　結核健康診斷……(一七三)
(五)　結核健康相談施設……(一七五)
(六)　結核患者療養並生活費補給……(一七六)
(七)　日本放送協會納付金に依る施設……(一七七)
(八)　教員保養所……(一七七)
(九)　夏期醫學徒產業結核豫防實務班編成……(一七八)
(十)　財團法人結核豫防會……(一八〇)
三　癩に對する施設……(一八二)
(一)　癩　患　者　數……(一八二)
(二)　癩　療　養　所……(一八四)
四　トラホームに對する施設……(一八五)
(一)　トラホーム患者數……(一八五)
(二)　トラホーム豫防法による施設……(一八六)
五　花柳病に對する施設……(一九〇)

(一)　花柳病患者數……(一九〇)
(二)　娼　妓　病　院……(一九一)
(三)　花柳病診療所……(一九一)
(四)　保　健　組　合……(一九二)
六　麻藥中毒に對する施設……(一九三)
七　傳染病に對する施設……(一九三)
(一)　傳　染　病……(一九三)
(二)　傳染病院、隔離病舍、隔離所、消毒所……(一九六)
八　寄生蟲に對する施設……(一九八)
九　マラリアに對する施設……(一九九)
第四節　國民優生方策……(二〇一)
(一)　國　民　優　生　法……(二〇一)
(二)　國民優生聯盟の結成……(二〇二)
(三)　優生結婚產兒奬勵金……(二〇三)
(四)　優生結婚資金貸付の斡旋……(二〇四)
第五節　農村保健運動……(二〇六)
一　產業組合保健運動……(二〇六)
二　東北更新事業……(二〇九)
第六章　母性並兒童保護事業……(二一二)

第一節　一般母性並乳幼兒保護……（一一一）
一　人口問題……（一一一）
（一）人口政策……（一一一）
（二）多子家庭の表彰……（一一三）
二　妊産婦保護……（一一六）
（一）產院……（一一一）
（二）產婆……（一一一）
（三）妊產婦相談所……（一一一）
三　乳幼兒保護……（一一一）
（一）乳兒院……（一一一）
（二）病兒保護……（一一一）
（三）兒童健康相談……（一一一）
（四）牛乳供給所……（一一一）
（五）保育所……（一一一）
（六）恩賜財團愛育會指定愛育村……（一一二）
（七）兒童愛護運動……（一一三）
第二節　母子保護……（一一三）
（一）母子保護法による保護……（一一三）
（二）未亡人助成會の設立……（一一三）
第三節　虛弱兒童保護……（一一四）
一　虛弱兒童收容保護施設……（一一四）
二　養護施設……（一一四）
（一）養護學校及養護學級……（一一四）
（二）養護聚落……（一一四）
（三）郊外に於ける養護施設……（一一四）
三　學校給食施設……（一一四）
（一）學校給食奬勵規程による學校給食……（一一四）
（二）其他の給食施設……（一一四）
第四節　貧兒保護……（一一四）
一　育兒事業……（一一四）
二　貧兒教育……（一一四）
三　兒童就學奬勵……（一一四）
（一）兒童就學狀況……（一一四）
（二）學齡兒童就學規程に依る就學奬勵……（一一五）
（三）就學奬勵團體……（一一五）
第五節　兒童虐待防止……（一一五）
第六節　少年教護……（一一五）
（一）不良兒童數……（一一五）
（二）少年教護院……（一一五）
（三）少年教護委員……（一一五）

第七節　異常兒童保護……（二五九）
一　盲聾啞教育……（二五九）
二　吃音矯正……（二六一）
三　精神薄弱兒童保護……（二六一）
四　肢體不自由兒保護……（二六二）
第七章　勞働保護事業……（二六三）
第一節　勞務需給調整事業……（二六三）
一　勞務の調査……（二六三）
（一）勞務動態調査……（二六三）
（二）國民登錄……（二六三）
二　勞務手帳制度……（二六三）
三　勞務配置……（二六三）
（一）職業紹介並職業指導……（二六四）
（二）從業者の移動防止……（二六四）
（三）青少年の雇入制限……（二七二）
（四）國民徵用……（二七二）
（五）學校卒業者の使用制限……（二七三）
（六）國民勤勞報國制度……（二七三）
四　技能者の養成……（二七四）
第二節　轉失業者保護事業……（二七五）
一　失業應急施設……（二七五）
二　轉廢業者保護施設……（二七八）
（一）職業補導施設……（二七八）
（二）授職施設……（二八四）
（三）國民勤勞訓練所……（二八六）
（四）國民更生金庫……（二八八）
第三節　勞働者保護事業……（二九三）
一　勞働保護施設……（二九三）
（一）工場法による保護……（二九七）
（二）鑛業法による保護……（三〇一）
（三）勞働者災害扶助法……（三〇四）
（四）工場就業時間制限令による保護……（三〇五）
（五）家族手當制度……（三〇六）
二　勞働保險施設……（三〇六）
（一）健康保險……（三〇七）
（二）職員健康保險……（三〇八）
（三）船員保險……（三一〇）
（四）勞働年金保險制度……（三一三）
（五）退職積立金及退職手當法……（三一五）
第八章　社會教化事業……

第一節 隣保事業……(三一五)
一 隣保施設……(三一五)
二 農村隣保施設……(三一七)
第二節 教化事業……(三一三)
第三節 矯風事業……(三一三)
一 廢娼問題……(三一五)
(一) 娼妓、藝妓、酌婦、女給……(三一五)
(二) 遊廓……(三一七)
(三) 廢娼團體……(三一八)
二 禁煙問題……(三二九)
三 禁酒問題……(三二九)
(一) 未成年者飲酒禁止……(三二九)
(二) 禁酒團體……(三三〇)
第四節 同和事業……(三三四)
一 政府の施設……(三三六)
(一) 地區整理……(三三六)
(二) 育英奬勵……(三三八)
(三) 同和團體奬勵……(三三九)
(四) 地方改善施設費補助……(三四〇)
二 府縣の施設……(三四一)

第九章 司法保護事業……(三四二)
第一節 釋放者保護……(三四二)
(一) 釋放者保護狀況……(三四二)
(二) 思想犯保護觀察……(三四二)
(三) 司法保護記念日……(三四八)
第二節 少年保護……(三四九)
(一) 少年審判所……(三五〇)
(二) 矯正院……(三五〇)
(三) 少年保護記念日……(三五四)
第三節 司法保護委員會……(三五五)
(一) 司法保護委員會……(三五七)
(二) 司法保護委員事務局の設置……(三五七)
第十章 外地に於ける社會事業……(三六〇)
第一節 朝鮮……(三六一)
一 生活保護事業……(三六一)
(一) 一般保護事業……(三六一)
(二) 特殊保護事業……(三六一)
(イ) 行旅病人並死亡人取扱……(三六二)

(ロ) 罹災救助……(三六二)
(ハ) 水難漁船救濟事業……(三六三)
(三) 方面事業……(三六三)
(四) 經濟保護事業……(三六三)
(イ) 住宅の供給並改善……(三六三)
(ロ) 其他の福利施設……(三六四)
二 軍人援護事業……(三六五)
(一) 一般軍人援護……(三六五)
(イ) 軍事扶助……(三六五)
(ロ) 軍事援護相談所……(三六五)
(ハ) 軍人援護會……(三六五)
(ニ) 傷痍軍人會……(三六六)
(二) 歸鄉軍人の援護……(三六六)
(三) 傷痍軍人の援護……(三六六)
(四) 遺族援護……(三六六)
(五) 教化指導……(三六六)
三 保健並醫療保護事業……(三六七)
(一) 一般保健並醫療保護……(三六七)
(イ) 醫師、齒科醫師、藥劑師……(三六七)
(ロ) 產婆、看護婦、種痘施術生……(三六八)
(ハ) 醫療機關……(三六八)
(二) 特殊保健並醫療保護……(三六八)
(イ) 結核……(三六八)
(ロ) 癩……(三六九)
(ハ) 麻藥中毒……(三六九)
(ニ) 傳染病……(三七〇)
(ホ) 地方病……(三七一)
四 兒童保護事業……(三七一)
(一) 育兒事業……(三七一)
(二) 少年教護……(三七一)
(三) 異常兒保護……(三七二)
(四) 其の他……(三七二)
五 勞働保護事業……(三七二)
(一) 勞務需給調整……(三七三)
(二) 勞働者保護……(三七三)
六 社會教化事業……(三七三)
七 司法保護事業……(三七六)
(一) 釋放者保護……(三七六)
(二) 思想犯保護……(三七六)
第二節 臺灣……(三七七)

一　社會事業の統制並運營……（三七八）
（一）社會事業行政……（三七八）
（二）社會事業の聯絡……（三七八）
（イ）社會事業聯絡機關……（三七八）
（ロ）社會事業施設……（三七八）
（三）社會事業の經費並助成……（三七九）
（イ）社會事業費……（三七九）
（ロ）社會事業の助成……（三七九）
二　生活保護事業……（三八〇）
（一）一般保護事業……（三八〇）
（二）特殊保護事業……（三八〇）
（イ）行旅病人及行旅死亡人取扱……（三八一）
（ロ）罹災救助……（三八一）
（三）方面事業……（三八二）
（四）經濟保護事業……（三八二）
（イ）住宅供給並宿泊保護……（三八二）
（ロ）其他の福利施設……（三八三）
三　保健並醫療保護事業……（三八四）
（一）一般保健並醫療保護……（三八四）
（イ）慈恵院……（三八四）

（ロ）官立醫院……（三八四）
（ハ）其の他私設團體……（三八四）
（二）特殊保健並醫療保護……（三八五）
（イ）精神病……（三八五）
（ロ）結核……（三八五）
（ハ）癩……（三八五）
（ニ）阿片癮……（三八五）
（ホ）地方病……（三八五）
四　母性並兒童保護事業……（三八五）
（一）妊産婦並乳幼兒保護……（三八五）
（二）育兒事業……（三八六）
（三）兒童就學奬勵……（三八六）
（四）少年教護……（三八六）
（五）異常兒保護……（三八六）
五　勞働保護事業……（三八六）
（一）職業紹介……（三八六）
（二）授産及職業輔導……（三八七）
六　社會教化事業……（三八七）
（一）隣保事業……（三八七）
（二）教化事業……（三八七）

(三)矯風事業……(三八九)
七 司法保護事業……(三八九)
第三節 樺太……(三八九)
一 社會事業の統制並運營……(三九〇)
(一)社會事業行政……(三九〇)
(二)社會事業法制……(三九〇)
二 生活保護事業……(三九〇)
(一)一般保護事業……(三九〇)
(二)特殊保護事業……(三九一)
(三)土人保護事業……(三九一)
(イ)生活保護事業……(三九二)
(ロ)保健並醫療保護事業……(三九二)
(ハ)社會教化事業……(三九三)
(ニ)司法保護事業……(三九四)
(四)經濟保護事業……(三九四)
三 保健並醫療保護事業……(三九五)
(一)一般保健並醫療保護……(三九五)
(二)特殊保健並醫療保護……(三九六)
(イ)精神病……(三九六)
(ロ)結核……(三九六)
(ハ)花柳病……(三九七)
(ニ)傳染病……(三九七)
四 兒童保護事業……(三九八)
五 勞働保護事業……(四〇〇)
(一)勞務需給調整……(四〇〇)
(二)勞働者保護……(四〇〇)
六 社會教化事業……(四〇一)
(一)教化事業……(四〇一)
(二)矯風事業……(四〇四)
七 司法保護事業……(四〇四)
第四節 南洋群島……(四〇四)
一 生活保護事業……(四〇五)
二 軍人援護事業……(四〇五)
三 保健並醫療保護事業……(四〇五)
(一)一般保健並醫療保護……(四〇五)
(二)特殊保健並醫療保護……(四〇六)
(イ)精神病……(四〇六)
(ロ)癩……(四〇六)
(ハ)花柳病……(四〇六)
(ニ)防疫……(四〇七)

(ホ) 傳染病……(四〇七)
(ヘ) 地方病……(四〇七)
四 兒童保護事業……(四〇七)
(一) 學校衞生……(四〇七)
(二) 島民兒童教育……(四〇七)
五 勞働保護事業……(四〇八)
六 社會教化事業……(四〇八)
(一) 教化事業……(四〇八)
(二) 育英事業……(四〇九)
(三) 矯風事業……(四一〇)
七 司法保護事業……(四一〇)
第五節 關東州……(四一一)
一 社會事業の統制並運營……(四一一)
二 生活保護事業……(四一二)
(一) 一般保護事業……(四一二)
(二) 特殊保護事業……(四一五)
(イ) 行旅病人及行旅死亡人取扱……(四一五)
(ロ) 罹災救助……(四一五)
(三) 方面事業……(四一六)
(イ) 方面事業助成……(四一六)

(ロ) 方面委員制度……(四一七)
(四) 經濟保護事業……(四一八)
(イ) 住宅供給並宿泊保護……(四一八)
(ロ) 其他の福利施設……(四一九)
三 軍人援護事業……(四二〇)
(一) 軍事扶助……(四二〇)
(二) 軍人援護團體……(四二一)
四 保健並醫療保護事業……(四二一)
(一) 一般保健並醫療保護……(四二一)
(二) 特殊保健並醫療保護……(四二三)
(イ) 精神病……(四二三)
(ロ) 結核……(四二三)
(ハ) 花柳病……(四二五)
(ニ) 麻藥中毒……(四二五)
(ホ) 傳染病……(四二八)
五 母性並兒童保護事業……(四三〇)
(一) 妊產婦並乳幼兒保護……(四三〇)
(二) 保育事業……(四三〇)
(三) 虛弱兒童保護……(四三一)
(四) 育兒事業……(四三二)

(五) 兒童就學奬勵……(四三三)
(六) 少年教護……(四三四)
(七) 異常兒童保護……(四三四)
六 勞働保護事業……(四三四)
(一) 職業紹介……(四三四)
(二) 授產及職業補導……(四三五)
(三) 歸國者送還保護……(四三五)
七 社會教化事業……(四三六)
(一) 育英事業……(四三六)
(二) 矯風事業……(四三七)
八 司法保護事業……(四三八)
(一) 釋放者保護……(四三八)
(二) 思想犯保護……(四三八)

附錄一

大東亞共榮圈內に於ける社會事業……(四四一)

第一章 滿洲國……(四四一)

第一節 社會事業の統制並運營……(四四一)
一 社會事業行政……(四四一)

二 社會事業の聯絡……(四四一)
(一) 社會事業聯絡機關……(四四一)
(二) 社會事業施設……(四四二)
第二節 生活保護事業……(四四四)
一 一般保護事業……(四四四)
(一) 隣保委員制度……(四四四)
(二) 義倉……(四四四)
二 特殊保護事業……(四四五)
(一) 行旅病人及行旅死亡人取扱……(四四五)
(二) 罹災救助……(四四六)
第三節 軍人援護事業……(四四六)
第四節 保健並醫療保護事業……(四四七)
一 衞生行政……(四四七)
(一) 一般衞生行政機關……(四四七)
(二) 特殊衞生行政機關……(四四七)
二 一般保健並醫療保護……(四四八)
(一) 國立醫院……(四四八)
(二) 公立醫院……(四四八)
(三) 檢疫所……(四四九)
(四) 公醫制度……(四四九)

(五) 福民診療所……(四五〇)
(六) 保健所……(四五〇)
(七) 滿洲國赤十字社……(四五〇)
(八) 開拓衞生……(四五一)
三 特殊保健並醫療保護……(四五一)
(一) 結核に對する施設……(四五一)
(二) 癩に對する施設……(四五二)
(三) トラホームに對する施設……(四五二)
(四) 花柳病に對する施設……(四五二)
(五) 麻藥中毒に對する施設……(四五二)
(六) 傳染病に對する施設……(四五五)
(七) 地方病に對する施設……(四五六)
第五節 兒童保護事業……(四五六)
(一) 學校衞生……(四五六)
(二) 聾唖教育……(四五六)
第六節 勞働保護事業……(四五七)
第七節 社會教化事業……(四五九)
一 教化事業……(四五九)
二 社會教育……(四五九)

第二章 中華民國……(四六〇)
第一節 華北に於ける日本側社會事業……(四六〇)
第二節 華中に於ける日本側社會事業……(四六四)
第三節 其他に於ける日本側社會事業……(四六七)
第三章 蒙疆……(四六九)
附錄二
一 社會事業關係法規……(四七一)
二 社會事業關係文獻……(四八〇)
社會事業關係圖書……(四八〇)
社會事業關係雜誌論文……(四九二)

昭和十五・六年社會事業日誌

昭和十五年

一・一一 文部省、大日本職業指導協會、鹿兒島縣共同主催 文部省委託職業指導講習會開催 向三日間 於鹿兒島縣教育會館

・二三 勞務者教化座談會開催 於協調會々議室

・二四 工場鑛山環境整備講習會開催 於三重縣社會事業會館

・二六 大阪府社會事業聯盟主催 社會事業新年研究會開催 於大阪府社會事業會館

二・九 府立社會衞生院、府社會事業會館主催 紀元二千六百年奉祝「日本民族を強くする展覽會」開催 自九日至十七日 於大鐵百貨店

・一三 厚生省後援、財團法人協調會產業福利部主催 第一回勞務者慰樂指導者講習會開催 自十三日至十六日

・一四 戰歿者遺族援護事務打合會開催 於軍事保護院

・二〇 大阪朝日新聞社會事業團主催 全國社會保健婦大會開催 向三日間 於朝日會館

三・一 山形縣保健婦協會設立

・四 皇后陛下楓苗を軍事保護院諸施設に御下賜あらせらる

・七 青少年雇入制限令に關する各道府縣主任者事務打合會開催 於厚生省

・一一 國民融和强調運動一週間に亘り實施 勞働者生活狀態調査協議會開催 向二日間 於厚生省

・一二 財團法人博愛社創立滿五十年記念式擧行 於同社禮拜堂

・一三 小學校卒業者の就職後の補導に關する事務打合會開催 向二日間 於厚生省

・一五 第一回工場女子勞務係員講習會開催 向五日間 於日本勞働科學研究所

・二二 傷痍軍人職業補導所長會議開催 於軍事保護院

・二三 勞務管理調査委員會第二回總會開催 於厚生省

遺族家族指導囑託懇談會開催 於軍事保護院

・二五 全國協和事業指導者講習會開催 向四日間 於神奈川縣鶴見總持寺

傷痍軍人職業顧問會議開催 於軍事保護院

・二六 財團法人結核豫防會及同會大阪府支部主催 令旨奉體結核豫防「國民健康展覽會」開催 自二十六日至三十一日 於大阪高島屋七階催場

・二九 傷痍軍人療養所指導官事務打合會開催 向二日間 於軍事保護院

四・四 公立結核療養所長會議開催 於厚生省

傷痍軍人溫泉療養所長會議開催 向二日間 於軍事保護院

・五 公立健康相談所長會議(保健所長陪席)開催 於厚生省

・八 法律第百五號を以て國民體力法公布

・一〇 遺族家族教化指導擔任者事務打合會開催 於軍事保護院

・一九 皇后陛下軍事保護院各施設に對し草花種子、球根を下賜あらせらる

・二三 阿片委員會第十四回會議開催 於厚生省

・二八 東京保健婦協會設立

五・一 健康增進運動實施 向十日間

厚生省優生結婚相談所三越本店に開設す

法律第百七號を以て國民優生法公布

・二 女子顯彰會主催 日本感化事業の始祖池上雪枝女史の五十年忌慰靈祭執行 於府立修德學院講堂

傷痍軍人指導者修養會開催 向二日間 於神田一ツ橋教育會館

地方長官會議開催 十一日迄 於內務省

・一〇 少年教護事業中央講習會開催 自十日至十八日

官公立癩療養所長會議開催 於厚生省 向二日間

傷痍軍人尋常小學校准教員養成事務打合會開催 於軍事保護院

二・一 全國私設社會事業大會開催　向三日間　於京都知恩院

皇太后陛下には官公立癩療養所に對し公孫樹の芽生を御下賜あらせらるる

公衆衛生院竣成式擧行　吉田厚生大臣出席

本庄軍事保護院總裁一ケ月に亘り軍人援護事務打合の爲中華民國及滿洲國に出張、併せて前線將兵を慰問さる

二・三 皇太后陛下には九州療養所光明園、東北新生園及小鹿島更生園に對し御下賜あらせらる

二・一五 警察部長事務打合會開催　於內務省　向三日間

二・二〇 堺聾啞講習所竣工式擧行

二・二 全國方面委員紀元二千六百年奉祝大會開催

二・三 防疫協議會開催　於厚生省

二・五 體育運動主事事務打合會開催　於厚生省　向三日間

二・七 全國道府縣學務部長事務打合會開催　於厚生省

大阪朝日新聞社會事業團の大阪府下優良季節保育所表彰式擧行　於府廳知事室

二・一〇 國民體力審議會第四回總會開催　於厚生省

國民職業能力登錄委員會及國民徵用委員會開催　於厚生省

二・一四 市立此花市民館では增築落成及び創立十周年記念式を擧行

二・一七 衞生技術官（衞生課長）事務打合會開催　於厚生省　向三日間

二・一八 第十二回社會調査聯絡會開催　ビル三友俱樂部

二・一九 道府縣社會事業協會代表者懇談會開催　於大阪府社會事業會館

二・二〇 全國社會事業協會代表者懇談會開催　於大阪府社會事業會館

紀元二千六百年奉祝銃後奉公新誓大會開催　於奈良縣畝傍町

二十日夜大雷雨に際し大手町バラック官廳街の落雷による火災は大藏省、企劃院其他八官廳を燒失したのであるが厚生省も亦本館を殘して保險院、體力局、衞生局、豫防局、職業部、策部を燒失し損害額三百餘萬圓

二・二四 日滿支防疫連絡協議會開催　於厚生省

二・二五 傷痍軍人職業顧問事務打合會開催　向三日間　於軍事保護院、日本醫師會館

傷痍軍人北海道療養所開所式擧行

二・二六 中央融和事業協會主催　全國融和事業協議會開催　於內務省大會議室

癩豫防デー實施

二・二七 關西救癩協會主催　救癩座談會開催　於朝日ビルA・B・C俱樂部

二・二八 厚生省內財團法人癩豫防協會主催　救療事業功勞者表彰式擧行　於朝日新聞社

大阪府、關西救癩協會、癩豫防協會共同主催　「癩豫防に關する講演と映畫

二・六・一 朝鮮社會事業協會の招聘により府縣協和事業職員朝鮮事情視察團派遣　向十二日間

二・三 全國道府縣社會課長事務打合會開催　於厚生省　向三日間

職業紹介所職員講習會開催　於東京九品佛寺　六日間づゝ三回

二・五 第十四回六大都市社會事業協議會開催　於大阪市中ノ島公會堂　向三日間

大阪府社會事業會館の開館三周年記念特別大講演會開催　於同會館

第十四回六大都市社會事業協議會開催　於大阪中央公會堂　向三日間

關東聯合少年教護協會主催　教護協會開催　於傳通會館

二・六 傷痍軍人福井療養所開所式擧行

二・七 傷痍軍人秋田療養所開所式擧行

二・九 傷痍軍人北海道療養所開所式擧行

二・一三 市立此花市民館では增築落成及び創立十周年記念式を擧行

二・一四 衞生技術官（衞生課長）事務打合會開催　於厚生省　向三日間

第十二回社會調査聯絡會開催　ビル三友俱樂部

近畿少年教護委員連絡會の初會合開催　於大阪府知事別館

國民體力審議會母性乳幼兒特別委員會

二・一八 「滿洲國皇帝陛下には今回の御來朝を機とし日滿兩國の親善を愈々深め給ふ思召を以て我國軍人援護事業並に社會事業に對し金二十萬圓御寄贈遊ばさる」

國民體力審議會では母性乳幼兒專門委員會開催　於學士會館

二・二〇 傷痍軍人青森療養所開所式擧行

七・一 改正健康保險法實施す

職業指導講習會開催　向二十六日間　於京都市外五市

二・二 國民體力審議會民族優生專門委員會開催　於日本醫師會館

二・四 傷痍軍人療養所竝國立結核療養所醫務課長事務打合會開催　向二日間　於軍事保護院

二・八 住宅對策委員會第一回總會開催　於神田如水會館

二・一〇 東京府社會事業大會開催

二・一九 軍事保護院主催　傷痍軍人遺族家族製作品展覽會開催　於日本橋三越百貨店　向十日間

二・二八 文部省、大日本職業指導協會、山形縣共同主催　文部省委託職業指導講習會開催　向三日間　於山形市

二・二九 娼妓病院長及花柳病診療所長會議開催　於厚生省　向二日間

八・八 文部省、大日本職業指導協會、石川縣共同主催　文部省委託職業指導講習會開催　向三日間　於金澤市

二・一三 財團法人宮城縣社會事業協會、保健婦、保育婦、保育指導員養成講習會開催　自八月十二日至八月二十九日　於仙臺長生國

二・二 大阪盲人協會の分會結成記念大會開催　於大阪實業會館

九・四 中部日本社會事業連絡協議會開催　向二日間　於福井市

二・六 陸海軍兩省、厚生省、大阪府及び恩賜財團愛育會後援、日本兒童愛護聯盟主催「戰時下の育兒展」開催　自四日至十五日

九・九 住宅對策委員會總會開催　於內務省

一〇・一 中央社會事業協會主催　地方社會事業關係代表者打合會開催　於學士會館

二・一 大阪府立堺保健所竣工開所式擧行　於同所本館

二・一三 皇后陛下には長くも結核豫防事業御奬勵の思召にて財團法人「結核豫防會」に對し金五萬圓を御下賜あらせらる

大阪保護觀察所に大阪思想輔導相談所を開設

二・一五 第四回司法保護記念日

大阪府聯合保護會、大阪司法保護委員會主催　第四回司法保護記念式擧行　於大阪辯護士會館

二・一六 中央社會事業委員會答申　於厚生省會議室

二・一八 大阪府方面委員事業展覽會開催　自十六日至二十一日　於大阪府社會事業會館

二・一九 文部省、大日本職業指導協會、長崎縣共同主催　文部省委託職業指導講習會開催　向三日間　於長崎市

二・二四 眼の記念日、中央盲人福祉協會、日本眼科醫師會、日本トラホーム豫防協會主唱の下に全國一齊に無料檢診擧行す

二・二五 中央社會事業協會主催　社會事業中央懇談會開催　於如水會館

二・二六 福永良造氏社會事業基金として金百萬圓を大阪府に寄附す

二・二七 司法省主催　司法保護官民懇談會開催　於司法省、法曹會館

二・二八 船員職業紹介事業の國營移管實施決定、十月一日開設の豫定

二・二九 協調會產業福利部、土木建築扶助會、大阪府產業報國聯合會共同主催　第九回全國產業安全大會擧行　向三日間　於大阪市中之島公會堂

二・三〇 千葉縣、千葉縣社會事業協會、銚子市主催　關東地方兒童保護聯絡協議會開催　向二日間　於銚子市

二・三一 第十九回全國聯合學校衞生會總會開催　於共立講堂　向二日間

財團法人滿洲社會事業協會滿洲國中央社會事業聯合會主催　紀元二千六百年奉祝日滿社會事業大會開催　向二日間　於大連市

10・三 軍事保護院、恩賜財團軍人援護會主催紀元二千六百年記念全國軍人援護事業大會開催 向三日間 於東京
・七 銃後奉公強化運動實施 向五日間
・八 フランス人サ・シ・テルミエー婦人聖母病院を開院
・九 財團法人中央協和會主催 朝鮮人勞働者に關する懇談會開催 於帝國ホテル
財團法人國民健康保險協會主催 第一回國民健康保險全國大會開催 於產業組合中央會館
文部省主催 小學校衞生養護施設講習會開催 於大阪府立岡高等女學校 向四日間
・一〇 厚生省、財團法人中央社會事業協會主催紀元二千六百年記念全國社會事業大會開催 向三日間 於東京
・一六 大阪市、日本厚生協會、大阪市厚生協會主催 興亞厚生大會開催 向五日間 於大阪市
・二三 全日本水上兒童愛護聯盟第三回總會開催 於大阪市立幸運橋學童寮
・二八 醫療制度調査會の醫療制度改善方策答申 於厚生省
・三〇 財團法人大日本職業指導協會、財團法人職業協會、奈良縣主催 全國職業指導研究協議會並大會執行 向三日間 於橿原神宮外苑並奈良市
一一・一 大阪府警察部、府防犯協會共同主催「防犯展覽會」開催 向十日間 於大阪高島屋
・一〇 全國職業紹介所職員講習會開催 二十一日迄六日づゝ三回、於九品佛寺
財團法人大日本職業指導協會、財團法人職業協會主催 第拾回全國勞務動員職業指導強調週間實施 向一週間
・一二 傷痍軍人武藏療養所開所式擧行
・一三 文部省、大日本職業指導協會、滋賀縣共同主催 文部省委託職業指導講習會開催 向三日間 於大津市
・一四 紀元二千六百年記念第四回人口問題全國協議會總會開催 向二日間 於神田一ツ橋講堂、如水會館
・一五 公衆衞生院保健所、保健婦講習會開催 向七日間
愛育村保健婦再教育講習會開催 自十一月十五日至十二月二十日
紀元二千六百年記念第四回人口問題全國協議會開催 於一ツ橋講堂 向二日間
・二五 財團法人司法保護協會主催 紀元二千六百年記念全日本司法保護事業大會開催 向二日間 於東京市
公衆衞生院保健所長（技師）講習會開催 向十日間
・二六 埼玉縣主催 隣保事業研究會開催 於埼玉縣立所澤保健館
・二九 司法省に保護局新設
保健所長懇談會開催 於厚生省
・三〇 遺族家族指導囑託講習會開催 於芝赤十字社 向四日間
關東地方少年教護院長竝に府縣係主任會議開催 向二日間
一二・五 厚生科學研究所設立
・一二 國民體力審議會の性病豫防法案要綱答申 於厚生省會議室
・一九 國立結核療養所天龍莊開所式擧行
・二〇 財團法人福永報恩會設立初の理事會開催 事業開始を決定 於大阪府廳
富田林、山田、富島の三職業紹介所設置
・二三 大阪市立高松託兒所竣工式擧行
・二六 財團法人社會事業會館竣工
昭和十六年 一・五 厚生省、勞務官制改正公布、即日施行
・八 文部省に體育局新設
・一〇 厚生省官制中改正の件、同分課規程公布、職業局新設
・一五 產業組合中央會及全國協同組合保健協會主催 第一回產業組合保健婦養成講習會開催 自一月十五日至二月二十八日 於東京市芝公園十二號地女子會館
廳府縣衞生課長事務打合會開催 於厚生省 向二日間
・二二 人口政策要綱閣議に於て決定
軍事援護に關する內地外地連絡委員會

開催 於軍事保護院
・二四 道府縣職業主務課長事務打合會開催 於厚生省 向二日間
・三〇 國民體力法施行令中改正勅令公布即日施行
・三一 國民體力法施行に關する主務者事務打合會開催 於厚生省 向二日間
二・一 全國三百七十八ヶ所の國營「職業紹介所」一齊に「國民職業指導所」と看板替を行ふ 職業紹介所官制中改正勅令竝同關係省令公布即日施行され、國民職業指導所生る
國民體力法施行に關する主務者事務打合會開催 於厚生省 向二日間
・四 資源調査令中改正（即日施行）竝滿洲國に在る傷病兵、其の家族若は遺族の扶助に關する件（四月一日より施行）の二勅令公布さる
・六 財團法人全日本方面委員聯盟主催 全國方面委員代表者會議開催 六日、七日の兩日 於產業組合中央會館講堂
・八 人口問題同攻者會開催 於厚生省
・一〇 結核豫防會の結核豫防指導看護婦養成所開所式擧行
全國青年團軍人援護事業指導者講習會開催 於明治神宮外苑青年會館 向三日間
・一一 畏き邊りでは紀元の佳節にあたり全國の私設優良社會事業團體八百四十六團體に對し、その事業御奬勵の思召しから總額二十餘萬圓の御內帑金下賜の御沙汰あらせられた
二・一九 廣島少年審判所新設
・二〇 大阪府、大阪市主催 第二回全國保健婦大會開催 向三日間 於大阪朝日會館公演場及展覽場
・二二 傷痍軍人職業補導所長事務打合會開催 於軍事保護院
・二五 國民體力法による青少年結核・花柳病の處置命令發動
・二六 傷痍軍人頭部戰傷者療養所（假稱）起工式擧行
・二七 傷痍軍人療養所長事務打合會開催 於軍事保護院 向二日間
三・一 神奈川縣警察部、神奈川縣產業報國會主催 產業報國週間實施 自一日至七日
・三 官公立癩療養所長會議開催 於厚生省
・四 退職積立金及退職手當法施行令中改正公布即日施行
・六 法律第三十六號を以て醫療保護法公布
・七 法律第四十七號を以て貸家組合法公布
法律第四十六號を以て住宅營團法公布
法律第四十八號を以て國民勞務手帳法公布
・一〇 財團法人中央社會事業協會、財團法人厚生會主催 中央保健婦鍊成所第一回講習會開催 自三月十日至六月十日 於社會事業會館
・一二 大阪市立旭市民館竣工、開所
健康保險法中改正法律公布
法律第六十號を以て勞働者年金保險法公布
・一四 國民融和強調週間
・一七 軍事保護院主催 傷痍軍人精神指導協議會開催 於大阪府社會事業會館
・一九 國立少年教護院、武藏野學院院長熊野隆治氏發令
婦人服改善に關する懇談會開催 於厚生省
・二〇 日本少年教護協會委員會開催
・二五 國民體力法施行規則中改正公布即日施行
・二六 厚生次官兒玉政介氏辭任、後任愛知縣知事兒玉九一氏就任發令
・二八 皇后陛下より戰歿者軍人軍屬遺兒に賜りたる御下賜品傳達式擧行 於日比谷公會堂
・三一 金光厚生大臣宇治山田市に開かれたる時艱克服產業報國大祈願及記念動員大會に出席
四・八 地方長官會議開催 十五日迄八日間
地方長官會議、第三日、厚生省所管會議 於厚生省會議室
・一〇 岡山縣成德學校、濟美會主催 關西教護職員（教諭）研究會開催 向三日間 於同校講堂

・二 中國四國社會事業聯絡協議會答申 向二日間 於松山市

傷痍軍人中等學校教員養成所生徒入所式擧行 於東京高等師範學校內同養成所

大日本厚生體操發表と體育映畫の夕催さる 於九段軍人會館

・一七 大阪少年審判所、南海高島屋二階に青少年保護記念日十七、八兩日

恩賜財團軍人援護會總裁 朝香宮鳩彦王殿下多額寄附者を水交社に召され午餐を賜はる

・三 厚生省社會局主催 道府縣社會事業主事務打合會開催 向二日間 於厚生省

皇太后陛下失明傷痍軍人に對し失明者用懷中時計を下賜あらせらる

兒童保護事業增當社會事業主事務打合會開催 於厚生省 向二日間

情易生命保險積立金運用委員會開催 於保險院

・二五 關東聯合少年教護協會協議會開催 於厚生省會議室

健康增進强調運動展開向十日間

・二八 婦人服改善に關する懇談會（第二回）開催 於厚生省

・三〇 軍事援護事業事任社會事業主協議會 向二日間 於芝公園女子會館

・一 五・一 財團法人大阪乳幼兒保護協會主催 第十五回兒童愛護運動 向十日間

・七 警視廳主催 結核豫防懇談會開催 於警視廳第一會議室

地方衞生技術官事務打合會開催 於厚生省

・八 厚生省主催 全國衞生技術官事務打合會議 向三日間 於厚生省會議室

・一〇 帝國學校衞生會、岡山縣學校醫會共同主催 第二十回全國聯合學校衞生會總會開催 向二日間 於岡山市內山下國民學校講堂

・一二 青森縣下三本木町に於て火災起り、折柄の强風の爲六百八十七戶を燒失せり 天皇皇后兩陛下に於かせられては本火災の被害甚大なるを聞召され御救恤の思召を以て同縣に對し金一封を下賜あらせられた

・一三 青少年不良化防止懇談會開催 於大臣官邸

警保局主催 青少年不良化防止協會開催 於內務大臣官邸

傷痍軍人指導者幹部修養會開催 於上野松坂屋 向一週間

・一四 軍人援護獻書展覽會開催 於公園博上寺

軍事保護院官制竝國立結核療養所官制中改正の件公布即日施行

・一六 九州沖繩各縣少年教護院長會議開催 向二日間 於大分縣大分少年教護院

・一八 財團法人全日本方面委員聯盟、山口縣並に宇部市主催 第十二回全國方面委員大會開催 十八、十九、二十日の三日間 於宇部市渡邊翁記念會館

傷痍軍人療養所長事務打合會開催 於厚生省 向二日間

・二〇 全日本私設社會事業聯盟主催 第七回全國私設社會事業協議大會開催 二十三日、二十四日の二日間 於東京市淀橋區柏木町 三井慈善會堂

・二三 傷痍軍人國民學校訓導養成所長事務打合會開催 於社會事業會館

・二四 軍人援護獻書展覽會開催 於上野松坂屋 向一週間

・二六 厚生省所管全國學務部長會議（會議第三日） 於厚生省大會議室

・二八 恩賜財團濟生會では皇后陛下の臨御を仰ぎ奉り青山の憲法記念館に御立三十周年記念式を擧行、長くも 陛下より有難き合旨を賜ふ

・三〇 天皇 皇后兩陛下には恩賜財團濟生會が時勢に鑑み諸施設を擴充して其の機能を發揮せむとするの趣被聞召事業御奬勵の思召を以て多額の御內帑金御下賜遊ばさる

保險院官制中改正公布

職員健康保險法施行令中改正公布即日施行

・三 六 厚生、文部兩次官より各地方長官宛中等學校卒業者の職業指導竝職業紹介に關する件通牒

・四 産業福利研究會創立懇談會開催 於東京丸の內電氣俱樂部

栃木縣、栃木縣少年教護協會主催 都宮市後援 關東地方少年教護院長並府縣保護主任會議開催 向二日間 於栃木縣廳內第一會議室

・五 職業指導關係技師協議研究會開催 向三日間 於厚生省

・六 大阪府社會事業會館の開館四周年記念講演會開催

・一〇 中央社會事業協會主催 道府縣社會事業協會代表者會議開催 向二日間 於社會事業會館講堂

・一二 全國社會課長會議 向三日間 於厚生省大會議室

厚生省主催 全國職業課長會議 向三日間 本省大會議室

・一六 日本少年教護協會主催 第三回少年教護事業中央講習會開催 自十六日至二

北海道少年教護協會家庭學校社名淵分校主催 北海道少年教護院保姆研究會開催 向二日間 於財團法人家庭學校社名淵分校

・一三 十三日

大阪盲人協會 會館ライト・ハウス設立五周年記念總會開催 於實業會館

・一七・一 歸鄉軍人援護指導事務打合會開催 於軍事保護院

軍事保護院新廳舍修祓式擧行

公立癩療養所園に移管さる

・三 軍事保護院顧問會議開催 於厚生大臣官邸

・四 軍事保護院新廳舍開廳式擧行

・五 社會事業指導者錬成會開催 於小石川金鵄會館 向五日間

・七 厚生省、中央社會事業協會主催 事業指導者錬成會開催 向五日間 於金鵄會館

・一〇 第二回簡易生命保險積立金運用委員會開催 於保險院

・八 全國道府縣軍人援護教育擔當親學講習會開催 於女子會館

傷痍軍人遺族家族製作品展覽會開催 於三越 向一週間

・一二 全國勞働行政主務課長事務打合會開催 於厚生省 向二日間

厚生省では癩豫防事業功勞者の表彰を行ふ

皇太后陛下には各國立癩療養所に對し御寫眞竝に御苑の菩提樹の苗木を御下賜あらせらる

・一七 傷痍軍人中等學校教員養成所生徒第一回修了式擧行

夏期學徒產業結核豫防實務班激勵會開催 於結核豫防會

・一八 財團法人帝國學校衞生會主催 養護學級に關する座談會開催 於丸の內會館

第三次近衞內閣成立、陸軍軍醫中將小泉親彥氏厚生大臣に任ぜらる

・二一 關東竝に奥羽南部の府縣に颱風被害あり、天皇皇后兩陛下には靜岡、神奈川、茨城、福島、宮城、千葉、栃木の各縣下の被害甚大なるを聞召され御救恤の思召を以て右各縣に對し金一封を下賜あらせられた

・三 國民更生金庫法による國民更生金庫（基金二千萬圓）設立、財團法人國民更生金庫解散

傷痍軍人職業保護に關する職業顧問竝軍事保護院に關する職業顧問會議開催 於軍事保護院

・二五 保育問題研究會主催 第二回保育問題研究發表會開催 向三日間 於社會事業會館

・二八 文部省、大日本職業指導協會、北海道共同主催 大日本職業指導協會、北海道文部省委託職業指導講習會

開催　向三日間　於札幌師範學校講堂

・二九　勞務緊急對策閣議決定

八・一　厚生省分課規程中改正施行

・五　財團法人大日本職業指導協會、日本技術教育協會主催　保健一日、第一會場自五日至十三日、第二會場自五日至九日　夏期職業指導講習會開催　於第一會場東京市大森機械工業徒弟學校、第二會場新潟縣、第三會場廣島市

・二六　傷痍軍人職業保護事務打合會開催　於丸の內會館

九・一　昭和十六年住宅調査規則公布施行

・二　大日本傷痍軍人會支部精神指導擔任職員講習會開催　於築地本願寺　向四日間

・三　傷痍軍人療養所庶務課長事務研究會開催　於東京府養正館　向三日間

・八　陸軍軍人援護指導事業指導者講習會開催　於軍人會館　向三日間

・一〇　女子體力章制度協議會初會合開催　於厚生省會議室

國民生活科學化協會の設立發會式開催　於帝國ホテル

天皇陛下傷痍軍人療養所其の他へ狀況實視の爲侍醫遊被差遣且つ賜金頒賜方御沙汰あらせらる

・一二　國家總動員審議會開催　於首相官邸

・一三　財團法人國民健康保險協會主催　保健婦指導員養成講習會開催　自九月十三日至十月二十三日の四十日間　於女子會館

・一五　司法保護記念日の式典

北海道少年教護協會、財團法人札幌報恩學園共同主催　第三回北海道少年教護職員研究會開催　向二日間　於財團法人札幌報恩學園

・一七　傷痍軍人精神指導に關する地方別協議會開催　於軍事保護院　向二日間

・二一　「全國保健婦協會」の結成準備協議會開催　於大阪朝日新聞社會議室

・二四　長き邊より傷痍軍人長野外三療養所へ狀況實視の爲村山侍醫を御差遣遊ばさる

・二五　文部省、大日本職業指導協會、文部省委託職業指導講習會共同主催　向三日間　於京都市立第一商業學校

・二七　國家總動員審議會令並學校卒業者使用制限令中改正公布

・二九　長き邊より傷痍軍人綱井外四療養所へ松永侍醫を御差遣遊ばさる

一〇・一　國民勞務手帳法施行

簡易保險二十五周年

郵便年金十五周年

・三　銃後奉公强化運動實施　向五日間

銃後奉公强化大會開催　於日比谷公會堂

・七　全日本水上兒童愛護聯盟主催　全日本水上兒童愛護聯盟第四回總會開催　向三日間　於橫濱市新興俱樂部（第一、二日）及東京市教育局學務委員室

・八　傷痍軍人中堅幹部修養會開催　於軍人會館

・九　結婚奬勵協議會開催　於厚生省會議室

・一〇　財團法人中央社會事業協會主催　第一回社會事業研究發表會開催　向二日間　於社會事業會館

・一四　長き邊より傷痍軍人鹽原溫泉療養所外八ケ所へ狀況實視の爲八田侍醫を御差遣遊ばさる

・二〇　簡易保險二十五周年、郵便年金十五周年記念式典開催　於帝國ホテル

傷痍軍人療養所指導官會議開催　於軍事保護院　向二日間

・一三　傷痍軍人奉公財團第一回評議員會開催

・一三　文部省、大日本職業指導協會、熊本縣共同主催　文部省委託職業指導講習會開催　向三日間　於熊本市

・一六　長き邊より佐賀外四療養所へ高橋侍醫御差遣遊ばさる

・二〇　皇后陛下軍事保護院施設へ入所中の傷痍軍人に對し菊花を御下賜遊ばさる

一一・一　産業組合並全國協同組合保健協會共同主催　全國保健主事打合會開催　於丸の內中央亭

・三　厚生省では優良多子家庭の表彰を行ふ

全國水平社代表會議開催

長き邊に於かせられては同和奉公會に對し御內帑金御下賜あらせらる

・四　兒玉次官の退官に伴ひ武井厚生次官、中村人口局長發令さる

・五　厚生省官制中改正、保險院官制中改正等公布即日施行

・六　厚生省では少年教護院長會議開催

厚生省主催　全國少年教護院長事務打合會開催　於厚生省大會議室

・一〇　財團法人同和奉公會主催　第一回中央協議會開催　向二日間　於厚生省大會議室

・一三　傷痍軍人職業保護緊急對策に關する打合會開催　於企畫院

・一四　傷痍軍人精神指導講師打合會開催　於厚生省會議室

・一七　厚生省分課規程中改正

保險院分課規程中改正

・二一　東伏見宮妃殿下　久邇宮大妃殿下傷痍軍人伊東溫泉療養所御慰問遊ばさる

・二三　文部省、厚生省（地方に於ける行事については道府縣を加ふ）後援　財團法人大日本職業指導協會主催　第十一回全國職業指導强調運動實施　向一週間

・二四　皇后陛下に於かせられては季節保育園の思召を以て御內帑金三萬圓の私立癩療養所に對し御內帑金御下賜あらせらるる

・二五　傷痍軍人職業保護緊急對策に關する打合會開催　於企畫院

・二六　文部省、拓務省、濱松市後援　財團法人大日本職業指導協會、靜岡縣主催　全國職業指導協議大會開催　向三日間　於濱松市濱松公會堂

緊急勞務諸對策事務打合會開催　於厚生省　向二日間

・二七　中央優生審査第一回總會開催　於厚生省

・二八　財團法人人口問題研究會主催　第五回人口問題全國協議會開催　向二日間　於一橋講堂、如水會館及厚生省會議室

・二九　勅令第千六十三號を以て勞務調整令公布

・三〇　日本厚生協會主催國民厚生運動全國協議會開催　向二日間　於一ツ橋講堂

被徵用者の家族に對する扶助制度實施に關し打合せの爲道府縣社會課長會議開催　於厚生省會議室

第二章　社會事業の統制並運營

社會事業施設數
昭和十七年度厚生省豫算
社會事業地方費
年別慈惠救濟資金
年別罹災救助基金
兒童就學奬勵資金
昭和十四年度歲入出決算及昭和十五年度歲入出豫算
年別其他の社會事業資(基)金
社會事業法に依る補助配分調
國庫奬勵金下附狀況
司法保護事業奬勵費
昭和十四年度私設社會事業の地方費に依る奬勵助成狀況
恩賜財團慶福會事業費支出額
恩賜財團慶福會私設事業助成狀況
三井報恩會社會事業助成狀況
自大正八年度至昭和十五年度社會事業資金融通額
自大正八年度至昭和十五年度住宅以外の社會事業種別資金融通額
昭和十五年度災害關係資金融通狀況
年度別簡易保險積立金社會事業保健衞生施設貸付高
自大正八年度至昭和十五年度簡易保險積立金社會事業保健衞生施設種類別貸付

第三章　生活保護事業

昭和十四年度救護法施行狀況
昭和十五年度救護狀況
年度別救護費國庫補助精算額
救護施設經營主體別調
年別養老事業狀況
昭和十五年度行旅病人行旅死亡人取扱法施行狀況
果年行旅病人並行旅死亡人救護狀況
最近五箇年間に於ける罹災救助基金法に依る救助狀況
鄉倉貯穀狀況
北海道舊土人戶口表
昭和十五年度舊土人保護救濟費支廳決算表
昭和十四年度方面委員後援團體數
昭和十四年度方面委員後援團體經費
昭和十四年度方面設置狀況
昭和十四年度方面委員選任狀況
昭和十四年度方面委員種目別取扱件數
昭和十四年度方面委員銓衡委員會組織狀況
大都市及軍需產業都市空屋率

人口十萬以下の產業都市の住宅戶數
公營住宅調
住宅組合現在數
年別住宅組合狀況
住宅關係低利資金融通額及住宅建設戶數
不良住宅地區改良事業計畫及成績概要
不良住宅地區改良事業に對する國庫補助額
公益質屋經營主體別數
自昭和二年度至同十年度公益質屋事業成績
公設市場
年別公設市場成績
共同宿泊所
年別共同宿泊所
公設食堂
年別公設食堂成績
榮養食配給所、榮養食共同炊事場及農繁期共同炊事組合
昭和十五年度公設浴場
年別公設浴場成績
小資融通に關する調
農村共同施設利用狀況
農村共同施設作業種類別調

第四章　軍人援護事業

大正六年度以降軍事扶助法施行狀況
扶助種類別軍事扶助狀況累年比較
昭和十五年度軍人援護事業成績概要

軍事援護相談所取扱件數
昭和十五年度軍事援護相談所取扱種目別件數
恩賜財團軍人援護會資產
恩賜財團軍人援護會恩賜金、寄附金調
恩賜財團軍人援護會事業實施狀況
統後奉公會現在數
昭和十五年度統後奉公會事業成績
昭和十五年度召集解除者生業援護事業成績
傷痍軍人委託療養並居宅醫療狀況
國立補導所及啓成社科目別人員
傷痍軍人國民學校訓導養成所在學者及修了者一覽表
兒童就學臨時奬勵費

第五章　保健並醫療保護事業

昭和七年度以降各年度別醫療救護費總額
醫療救護實施成績
醫師數
齒科醫師數
藥劑師數
產婆數
看護婦及看護人數
施療病院
恩賜財團濟生會に對する國庫補助金額
恩賜財團濟生會最近十ヶ年間取扱患者及救療費
病院に非ざる齒科診療所
昭和十四年度醫療利用組合利用狀況
累年簡易保險醫療利用狀況
道府縣體力檢查成績概評
千葉縣體力檢查成績概評
道府縣別體力檢查成績概評
六大都市體力檢查成績概評
昭和十四、五年地方別精神病者數
精神病者收容監置調
精神病院
結核死亡累年比較
結核病院數
結核豫防法に依る醫師屆出結核患者數
結核豫防法に依る健康診斷成績
鬱鄉者健康診斷成績
健康相談施設數
日本放送協會納付金
日本放送協會納付金に依る健康相談所
救員保養所設置概要
未收容癩患者數
癩患者收容施設
年別トラホーム檢診成績
道府縣立トラホーム治療所
市町村立トラホーム治療所
私立トラホーム治療所
年別娼妓花柳病患者數
密賣淫檢擧人員及健康診斷結果
業婦者健康診斷成績
娼妓病院
保健組合

病院に非ざる齒科診療所
昭和十四年度醫療利用組合利用狀況
累年簡易保險醫療利用狀況
道府縣體力檢查成績概評
千葉縣體力檢查成績概評
道府縣別體力檢查成績概評
六大都市體力檢查成績概評
昭和十四、五年地方別精神病者數
精神病者收容監置調
精神病院
結核死亡累年比較
結核病院數
結核豫防法に依る醫師屆出結核患者數
結核豫防法に依る健康診斷成績
鬱鄉者健康診斷成績
健康相談施設數
日本放送協會納付金
日本放送協會納付金に依る健康相談所
救員保養所設置概要
未收容癩患者數
癩患者收容施設
年別トラホーム檢診成績
道府縣立トラホーム治療所
市町村立トラホーム治療所
私立トラホーム治療所
年別娼妓花柳病患者數
密賣淫檢擧人員及健康診斷結果
業婦者健康診斷成績
娼妓病院
保健組合

最近五ヶ年間の傳染病患死者
傳染病院、隔離病舍、隔離所及消毒所
最近十ヶ年間に於ける各種寄生蟲病檢查
最近五ヶ年間に於ける「マラリア」に關する調
優生法第十六條屆出件數
東北更新會施設別分會調

第六章　母性並兒童保護事業

優良多子家庭被表彰者
優良多子家庭子女育英費補給狀況
妊娠及產に依る母體死亡數
年別產院取扱成績
年別產婆取扱成績
年別乳兒院成績
年別病兒保護成績
年別兒童健康相談所成績
年別晝間保育所
季節保育所數
恩賜財團愛育會指定愛育村一覽表
昭和十五年度自四月至九月分母子保護狀況
虛弱兒童收容保護施設
年度別養護學級
養護來落
郊外に於ける養護施設
昭和十五年度學校給食實施狀況
昭和十五年度學校給食施設費

社會事業統計表

財團法人大里兒童育成會昭和十五年度給食學校兒童延人員
年別育兒事業成績
果年別兒童數
學齡兒童就學奬勵費支給狀況
財團法人兒童愛護會學資補助狀況
昭和十五年度兒童虐待防止法實施狀況
要觀察不良少年
年別不良少年數
昭和十六年度少年教護院
昭和十五年度少年教護委員數
公私立別學校數
盲學校、聾啞學校數及生徒數
盲聾啞學校教員數
學資補助者數及補助平均月額
昭和十五年度盲學校及聾啞學校經費
盲啞兒童就學狀況並國庫補助金
精神薄弱兒收容施設
肢體不自由兒童保護施設

第七章　勞働保護事業

國民職業指導所數
一般職業紹介成績
日雇勞働紹介成績
國民學校修了者職業紹介成績
無料職業紹介事業狀況
督利職業紹介事業狀況
昭和十五年度月別督利職業紹介事業狀況
勞務供給事業狀況
昭和十五年度失業應急事業施行成績
昭和十五年度勞働者更生訓練施設實績
昭和十五年度勞働者更生訓練施設修了者
就職狀況
道府縣別職業補導施設設置調
工場法適用工場數及職工數
常時十人以上の職工を使用する工場の規模別調
災害死傷者數調
扶助種類別件數
扶助金額
鑛山數及鑛夫數
鑛種別扶助人員
鑛種別扶助金額
昭和十四年中法規違反件數
結末別扶助件數
扶助金額
退職積立金支拂狀況

第八章　社會教化事業

全國隣保施設
年別隣保事業狀況
昭和十五年度道府縣別農村隣保施設設置
狀況
昭和十六年度農村隣保施設設置數並國庫
補助額
內地に於ける娼妓數累年比較
內地の藝妓數
カフエー及バー女給並酌婦數
遊廓
料理屋、待合茶屋、カフエー及バー、藝妓置屋、飮食店
未成年者喫煙禁止法違反
未成年者飮酒禁止法違反
第二次地方改善地區整理事業施行地區調
京都市特別地區整理事業計畫表
昭和十五年度育英奬勵狀況
昭和十六年度育英奬勵狀況
昭和十六年度に於て奬勵したる同和團體
昭和十四年度府縣地方改善應急施設費補助交付額
昭和十六年度府縣地方改善應急施設費補助交付額
昭和十六年度府縣同和事業豫算

第九章　司法保護事業

昭和十五年度刑務所釋放者保護調
昭和十六年度刑務所釋放者保護調
昭和十五年度起訴猶豫者、刑執行猶豫者保護調
昭和十六年度起訴猶豫者、刑執行猶豫者保護調
保護觀察所事件處理狀況
少年審判所取扱事件狀況
保護處分を加へたる少年の職業調
矯正院取扱人員
司法保護委員會一覽
司法保護委員會事業成績
司法保護委員會事業成績

第一章　皇室と社會事業

皇室が常に社會事業の爲に御仁慈を垂れさせ給ひつゝあるは誠に畏き極みである。即ち大東亞戰爭勃發以來數々の御仁慈を重ね給ひ戰病死者に對しては　天皇陛下より畏くも祭粢料金壹封宛を下賜あらせられ又　皇后陛下よりは其の遺族に對し

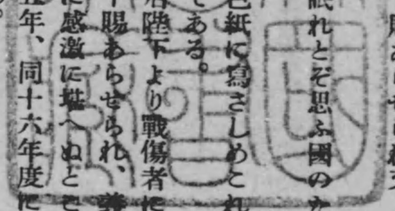

やすらかに眠れとぞ思ふ國のためいのちささげしますらをのとも

といふ御歌を色紙に爲さしめとれに御紋菓を添へて下賜あらせられ給ふのである。

此の外、皇后陛下より戰傷者に對し、御親しく御捲き遊ばしたる繃帶を下賜あらせられ、義眼義肢をも下賜あらせられつゝあるは誠に感激に堪へぬところである。

以下昭和十五年、同十六年度に於ける御仁慈の概要を摘記すれば左の如し。

紀元節賜金

年々紀元節に際して全國の私設優良社會事業團體に對して大正十年以來賜金あり、昭和十五年、同十六年度に於ける分左表の如し。

	昭和十五年度	昭和十六年度
內閣所管	一五團體	一五團體
司法省所管	二二五團體	二三二團體
文部省所管	五四團體	五五團體
遞信省所管	三團體	三團體
拓務省所管	一一九團體	一一九團體
厚生省所管	四一三團體	四二二團體
計	八二九團體	八四六團體

季節保育所へ賜金

皇后陛下には曩くも銃後農山漁村に於ける乳幼兒季節保育所に對し時局下勞力不足に伴ひ農繁期に於ける調整を計るため且つは之に依りて乳幼兒の保護に具へ進んで農村隣保の素因たらしむべき思召を以て、昭和十五年一月十日春季開設の事業團體の中其の優良なるもの九百拾七團體に對し金七萬圓を下賜あらせられたり。

超えて同十六年、秋季開設の季節保育所に對し同樣の思召を以て金參萬圓を下賜あらせられたり。

木炭下賜

嚴寒の候に入り、木炭の購入意の如くならず就中社會事業團體の中、養老・育兒・少年保護等の如き可憐なる者を收容するものに對しては特に憫然に思召され、都下に於ける是等の諸團體に對し　皇后陛下　皇太后陛下より昭和十五年一月二十三日左記の通り下賜あらせられたり。

厚生省所管
○財團法人浴風會浴風園○財團法人東京養老院○東京老人ホーム
○聖ヒルダ養老院○聖心聖マルグリッド養老院○愛泉寮○東京育成園○蕚女學院○福田會○松葉保育園○白道園○婦人共立育兒會
○賛育會乳兒院○瀧乃川學園○藤倉學園○淺草寺カルナ學園○救世軍機惠子寮○杉並學園○兒童擁護協會子供ノ家學園○財團法人家庭學校（以上二十團體へ五百俵を下賜）

司法省所管
○安立園○錦華學院○施無畏學園○救世軍世光寮○城東學院○服業治産會○日本少年指導會○至誠學舍○少年保護婦人協會○六華園○六踏園調布農場○同大島農場○昭和學園○二葉學院○相愛學院（以上十五團體へ三百俵を下賜）

次で昭和十五年三月一日更に都下に於ける父子ホーム、母子ホーム等に對しても　皇后陛下　皇太后陛下の思召を以て左の通り下賜あらせられたり。

厚生省所管
○二葉保育園母の家○愛國婦人會軍人家族母子寮○本所ベタニヤホーム○東京府社會事業協會和田堀母子寮○恩賜財團軍人援護會東京府支部武藏野母子寮○マハヤナ學園○東京聖勞院母子ホーム○愛の家母子ホーム○松葉保育園母子寮○敬隣會敬隣園母子ホーム○母を護る會幡ヶ谷母子寮○婦人セツルメント母子寮○聖友ホーム○同潤會戸山原母子アパート○東京府社會事業協會族寡父子寮○同尾久父子寮○上宮教會父子ホーム（以上十七團體四百七十

五俵下賜）

司法省所管
○和教會母子寮（十五俵下賜）

文部省所管
○佛眼協會盲學校（十俵下賜）

又昭和十五年十二月十日歳末に際し、都下官公私設社會事業團體聯合して貧困者の施療を實施するの趣被聞食　皇后陛下より賜金を拜戴の各施設に對し、嚴寒尚ほ暖を取る能はざる病者の爲に左記診療所に對し、合計千百俵の木炭を下賜あらせられたり。

○報知診療所○讀賣診療所○京橋區醫師會○芝區醫師會○大正婦人會○日本海員掖濟會東京支部○芝區社會事業協會○恩賜財團濟生會○東京顯微鏡院○東京女子醫學專門學校病院○瓜生會病院○佛教慈濟會○本鄉區衞生會○淺草寺醫療院○淺草區社會事業協會○淺草會館○救世團○同愛社○日本性病豫防協會○賛育會○平野町診療所○深川會館○恩賜財團濟生會東京府○東京市○日本赤十字社產院○有隣病院○育嬰協會病院○國際聖母病院○淨風園○日本トラホーム豫防協會○庚申塚巢鴨產院○東亞協會○上宮協會○愛隣園○あそか病院○立正診療院○千住保育園○東京朝日新聞社會事業團診療所○日本赤十字社東京支部臨時診療所○東京日日新聞社會事業團臨時診療所○東京市養育院○板橋日本大學病院○練馬隣保館○白道園○東京毎夕新聞社臨時診療所○修養團病院○立川町社會事業後援會○多摩濟生院○元八王寺隣保館○霞村隣保館

○八王子市社會事業協會○至誠會病院○泉橋慈善病院○聖路加國際病院○東京慈惠會醫院○婦人共立育兒會病院○東京同愛記念病院○大森病院○山口產婦人科醫院○聖愛醫院產室○峽田共立病院（以上六十一團體）

青山御所舊建物下附

世傳御料を解除せられたる青山御所舊御建物の一部を左記に對して下附せられたり。（昭和十五年三月十四日附）
○官幣大社明治神宮○大連神社○皇典講究所○東京市○財團法人修養團○法然院○大聖寺○光照院○松葉保育園○至誠學舍

社會教育諸團體へ賜金

昭和十五年二月十一日紀元二千六百年を迎ふるに當り社會教育竝に教化事業御奬勵の思召を以て、計拾萬圓を左記諸團體に下賜あらせられたり。

○財團法人中央教化團體聯合會○大日本青年團○財團法人修養團○社團法人帝國教育會○財團法人東洋婦人教育會○大日本聯合女子青年團○財團法人勤勞者教育中央會○財團法人大日本少年團聯盟○帝國少年團協會○壯年團中央協會○社團法人大日本報德社○財團法人大日本聯合婦人會○財團法人中央報德會○財團法人報德會○財團法人國際文化振興會○財團法人日本文化中央聯盟○日本文化協會○財團法人社會教育會○財團法人社會教育協會○財團法人日本青年協會○財團法人啓明會○財團法人實業教育振興中央會○財團法人金鷄學院○社團法人佐藤新興生活館○財團法人生活改善中央會○財團法人日本弘道會○財團法人中央教化團體聯合會地方教化團體（地方教化團體は一道三府四十三縣朝鮮臺灣に及ぶ）

財團法人　結核豫防會へ賜金

皇后陛下には豫て結核豫防に御心を注がせ給ひ昭和十四年四月金五拾萬圓を內閣總理大臣に下し給ひ、同大臣は之を基金として朝野の援助を得、財團法人結核豫防會を設立し着々實績をあげつゝある趣を聞食され、金五萬圓づつ向ふ十ケ年間計五拾萬圓を御下賜あらせられるゝ旨御沙汰あらせられ昭和十五年九月十二日第一回分を下賜あらせられたり。同會にては主として看護婦養成の資に充てつゝあり。

御苑拜觀の光榮

昭和十五年は恰も紀元二千六百年に當るを以て、各社會事業團體の大會開催せられしが東京に開催せられたる左記特別大會列席者に對し、特に新宿御苑の拜觀を差許され且つ此の佳年に當りての大會は例年の大會と其の趣を異にするを以て思召を以て右拜觀者に對し御紋菓を賜はりたり。此の光榮に浴せる大會左の如し。

軍人援護事業大會（十月五日）
全國社會事業大會（十月十二日）
全日本司法保護事業大會（十一月二十七日）

癩救療へ賜金

皇太后陛下には夙に癩救療事業に御心を垂れさせ給ひ、例

年御下賜金を賜ひ、或は療養所長等會議上京者に拜謁仰付られ種々有難き御下問を拜する等御仁慈殊の外深くあらせらる昭和十五年度に於ても左の通り賜金ありたり。

○厚生大臣（本年より向ふ五ヶ年間一萬圓宛年々下賜）
○慰醫園○神山復生病院○熊本回春病院○身延深敬病院○待勞院
○大邱愛樂園○釜山相愛園○麗水愛養園○樂山園（以上九團體に對しては金壹封宛本年より向ふ五ヶ年間年々下賜）
○長島愛生園○栗生樂泉園○星塚敬愛園○東北新生園○宮古療養所○國頭愛樂園○全生病院○北部保養院○光明園○大島療養所○九州療養所○小鹿島更生園○樂生院○聖バルナバ醫院○南洋廳（以上拾五團體に對し金壹封宛本年限り下賜）

私設優良社會事業團體へ御下賜金

左記優良私設社會事業團體に對し事業御奬勵の思召を以て特別の御下賜金あらせらる。

昭和十五年度（十一月十日附）

厚生省所管

○横濱市方面委員聯盟○佐藤保養院○ペタニヤの家○ガーデンホーム○淨風園○至誠會第二病院○財團法人岩手濟生醫會○大森病院分院富士見丘靜氣莊○有鄰會館○財團法人四天王寺施藥療病院附屬悲田院○財團法人四恩學園○財團法人大阪自彊館○旭川隣保會○財團法人神戸孤兒院○別府小百合愛兒園○名古屋養老院○八幡學園○吉井隣保館○愛國婦人會福島縣支部幼兒保育所○八尾町婦女會○財團法人宇和島市民共濟會

文部省所管

○福島盲啞學校○延岡盲啞學校

司法省所管

○福井縣福田會○船橋技術工員訓練所○眞設會○神戸少年輔精寮
○財團法人大阪報恩會○直方少年工業塾○西德風學園○岡崎自啓會○和敬學園○財團法人乳香園

拓務省所管

○財團法人海州救世療養院○財團法人全州少年保育園○財團法人平壤有恒會○財團法人臺中市方面委員事業助成會○屏東社會事業助成會

內閣所管

○財團法人滿洲社會事業協會

以上三十九團體に對し金拾參萬九千圓を下賜あらせられたり。

昭和十六年度（十二月十八日附）

厚生省所管

○財團法人津島共存園○社團法人高知慈善協會○神奈川縣乳兒保護協會○松山市隣保館○白河町共濟會○廣島社會事業婦人會○大阪府協和會○財團法人日本少年教護協會○財團法人德風會○濟生社會部○東京聾啞技藝學園○財團法人秋田縣衞生會○厚生病院附屬大貫海岸病院○財團法人眞野療養所○櫻町病院○私立國府園○財團法人近江兄弟社○虹ヶ濱病院○聖和國際病院○藝南病院松の濱療養所

司法省所管

○專精學舍○常盤學園○佐賀縣恤產會○財團法人下野尙德會○函館和光保護會○東京昭德會

興亞院所管

○雲山風井學校（山東省）○中國婦女協進會（上海）○天橋愛隣館（北京）○私立崇貞學園（北京）

以上三十團體に對し總計九萬三千圓を下賜あらせられたり

東京府へ御下賜金

一金貳萬圓（東京府知事へ）歲末に當り府下に於ける生活窮迫者救濟の資として御下賜。

右御下賜金は昭和十六年度も同額を下賜せられたり。

一金貳萬圓（東京府知事へ）歲末に際し官公私診療團體相協力して府下に於ける貧窮病者の施療救濟の資として皇后陛下より御下賜

右御下賜金は昭和十六年度に於ても同額を下賜せられたり。

皇太后陛下より失明軍人へ時計下賜

皇太后陛下には豫てより失明軍人を憐ませ給ひ、何かと御心にかけさせられ、昭和十五年十二月十八日是等失明軍人に對し失明者用懷中時計を夫々御下賜あらせられたり。其の概要左の如し。

下賜年月日	下賜個數
昭和十五年十二月十八日	百八拾九個
同　十六年四月二十三日	二十一個
同　十六年十二月十五日	三十九個
同　十六年十二月二十三日	二　個

一、日本赤十字社に對し同社病院御補助の思召を以て昭和十五年同十六年度共金五千圓宛を下賜せられたり。

一、大日本傷痍軍人會　同會は戰役又は事變に際し身を挺して皇國の爲に奮戰したるも、不幸傷痍者として終に除役せらるゝに至りし者を感化せんが爲に設立せられたるものにして、其の目的とするところは精神を鍛鍊し品性の陶冶に努め以て終生奉公の誠を致さんが爲各種の事業を行ひつゝある趣を聞食され、御奬勵の思召を以て　天皇　皇后兩陛下より金五萬圓を下賜せられたり。（昭和十五、一二、二六）

一、恩賜財團濟生會　同會に於て特設診療機關の機能發揮竝診療施設の普及擴充を圖る爲、各種の事業を計畫實施するの趣を聞食され御奬勵の思召を以て　天皇　皇后兩陛下より金拾萬圓を下賜せられたり。（昭和十六、五、三一）

一、財團法人同和奉公會　同會に於て、其の事業の進展强化を期せんが爲、中央融和事業協會の名稱を同和奉公會と改正關係府縣に支部を設け、中央樞軸の機關として地方との聯絡を密にし一層內容を充實して本會の目的たる肇國の大義に基き舊來の陋習を改め國民一體の實を擧げんとするの趣を聞食され之が基金として金參萬圓を下賜せられたり。（昭和一六、一一、三）

皇后陛下行啓

昭和十六年五月三十日　皇后陛下には恩賜財團濟生會創立三十周年記念式に行啓あらせられ畏くも同會に對し親しく令旨を賜はりたり。

令　旨

恩賜財團濟生會ハ
明治天皇ノ聖旨ヲ奉體シテ創立セラレテヨリ玆ニ三十年會務年ト共ニ進展ヲ見ルニ至リタルハ深ク滿足ニ思フ所ナリ
方今時局重大國力ノ增强ヲ要スルコト愈々切ナル秋醫療保護事業ノ擴充强化ヲ圖ルハ極メテ緊要ニシテ本會ノ使命益々重キヲ加フ諸員宜シク心ヲ一ニシ力ヲ戮セ救療濟生ノ完璧ヲ期シ以テ國運ノ隆昌ニ寄與センコトヲ望ム

又日本赤十字社總會並に愛國婦人會總會には　皇后陛下行啓あらせられ畏き令旨を賜はるを恒例となし給ふ。昭和十五年に於ては十月九日、昭和十六年に於ては五月七日何れも通常總會に行啓あらせられ、親しく令旨を賜はりたり。

第二章　社會事業の統制並運營

第一節　社會事業行政

一　中央機關

中央に於ける社會事業行政事務は主として宮内省總務局宣旨課、司法省保護局第一課、第二課、第三課、第四課、厚生省人口局總務課、管理課、母子課、體錬課、衞生局衞生課、豫防局豫防課、結核課、防疫課、生活局生活課、住宅課、保護課、勞働局勞政課、能率課、賃金課、監督課、職業局總務課、業務課、登錄課、技能課、轉職課、保險院社會保險局庶務課、監理課、醫務課、國民保險課、船員勞災保險課、軍事保護院援護局扶助課、援護課、指導課、業務局業務課、補導課、醫療課、工營課にて夫々管掌されてゐるが、其他、社會事業及社會事業關係行政事務は内閣、企畫院、興亞院、内務省、大藏省、陸軍省、海軍省、文部省、農林省、商工省、遞信省、鐵道省、拓務省に於ても分掌されてゐる。

宮内省總務局
　宣旨課
　　濟生惠恤に關する事項
　　學藝敎化社會事業其の他の奬勵に關する事項
内閣
　印刷局勞務部
　　福利課
　　　厚生福利及保健に關する事項
　　　局員の敎育及修養に關する事項
　　　共濟組合に關する事項
企畫院
　第三部
　　第一課
　　　人口政策に關する事項
　　　前各號に揭ぐるもの、外文敎及厚生に關する事項
　　第三課
　　　勞務動員計畫に關する事項
　　　職業再編成に關する事項
興亞院
　文化部
　　第一課
　　　衞生、防疫、醫療、救恤に關する事務
　　　民生に關する事務
内務省
　地方局
　　監督課
　　　罹災救助基金の運用に關する事項
　警保局
　　防犯課
　　　犯罪防止に關する事項
大藏省
　理財局
　　地方債課
　　　罹災救助基金に關すること
　銀行局
　　庶民金融課
　　　庶民金庫に關すること
　　　恩給金庫に關すること
專賣局
　管理課
　　保健に關すること
　　共濟組合に關すること
　　從業員（傭人及工場以外の職工を含む以下同じ）の待遇及勤務條件に關すること
　　從業員の敎育及福利施設に關すること
陸軍省
　人事局
　　恩賞課
　　　扶助に關する事項
　整備局
　　工政課
　　　陸軍共濟組合に關する事項
　醫務局
　　醫事課
　　　日本赤十字社及傷病者救恤團體に關する事項
海軍省
　人事局
　　第二課
　　　軍事援護に關すること
　　　海軍軍人及軍屬の救恤及福祉に關すること

司法省
保護局
第一課
少年審判所、保護觀察所、矯正院、司法保護委員事務局及司法保護委員會の設立、廢止及管轄區域に關する事項
司法保護事業委員會に關する事項
司法保護法令の立案に關する事項
司法保護と裁判、檢察及行刑との聯絡に關する事項
司法保護と一般社會事業との聯絡に關する事項
司法保護に關する資料の調査及蒐集に關する事項
他の課に屬せざる事項
第二課
少年の保護處分に關する事項
少年審判所管轄區域外に於ける少年の保護に關する事項
犯罪少年及虞犯少年の報告に關する事項
少年保護司事務囑託の指導訓練に關する事項
矯正院に於ける收容、退院及假退院に關する事項
矯正院に於ける處遇並に學科及實科の指導に關する事項
矯正院に於ける衞生、診療及心理考査に關する事項
矯正院に於ける賞罰に關する事項
矯正院に於ける領置金品の保管に關する事項
第三課
思想犯人の保護觀察に關する事項
思想犯人の教化資料に關する事項
保護觀察所保護司事務囑託の指導訓練に關する事項
保護觀察審査會の運營に關する事項
保護觀察審査會の報告に關する事項
保護觀察審査會委員の整備に關する事項
第四課
一般犯罪者の保護に關する事項
司法保護團體の認可、指定、認可又は指定の取消並に事業經營の制限に關する事項
法人たる司法保護團體の設立の許可又は其の取消、定款又は寄附行爲の變更及解散に關する事項
司法保護團體の施設及處遇に關する事項
司法保護團體の助成及奬勵に關する事項
司法保護團體の寄附金募集に關する事項
司法保護委員の職務に關する事項
司法保護委員の助成機關に關する事項
司法保護團體及司法保護委員の指導訓練及監督に關する事項

文部省
專門學務局
學務課
育英事業に關すること
普通學務局
初等教育課
盲學校、聾啞學校其の他特殊教育を爲す學校に關すること
と
學齡兒童の就學に關すること
盲啞教育費補助に關すること
教職員共濟組合及教員互助會に關すること
成人教育課
成人教育に關すること
社會教育團體に關すること
生活改善に關すること
體育局
衞生課
學校給食其の他衞生養護施設に關すること
教職員の保健及保養所に關すること

農林省
總務局
總務課
中小商工業者の指導其の他轉業對策の綜合に關する事項
企畫課
勞務動員計畫に關する事項
團體課
農會及產業組合に關する事項
金融課
產業組合中央金庫に關する事項
負債整理に關する事項
農政局
經營課
農業勞働及農業勞力に關する事項
農家經濟調査及農家適正規模調査に關する事項
分村計畫及移住に關する事項
修練農場其の他農業勞働訓練に關する事項
副業の奬勵に關する事項
農村工業及農村工業品（飮食料品に關するものを除く）に關する事項
山林局
監理課
營林局署等職員共濟組合其の他勞務者施設に關する事項

商工省
鑛產局
總務課
鑛山監督局に關する事項
振興部
總務課
中小商工業の統制、助長、轉換其の他中小商工業の振興に關する綜合事務に關する事項
中小商工業者の大陸移駐に關する事項
商工相談機關に關する事項
中小商工業者統後援護施設に關する事項
商務課
中小商業の統制、助長、轉換其の他中小商業の振興に關

する一般事務に關す事項
工　務　課
中小工業の統制、助長、轉換其の他中小工業の振興に關する一般事務に關する事項
鑛山監督局
總　務　部
勞　務　課
鑛業及砂鑛業に從事する勞役者に關する事務を掌る
遞信省
電　務　局
業　務　課
本局職員の共濟に關する事項
管　理　局
保　健　課
職員の保健に關する事項
職員の慰安に關する事項
職員の身體檢査に關する事項
工　務　局
庶　務　課
本局職員の共濟に關する事項
管　船　局
海　務　課
船員の保護、服務及取締に關する事項
水難救護及海難調査に關する事項
勞　務　課
船員の需給に關する事項
船員の職業紹介に關する事項
船員の徵用に關する事項
船員の使用等統制に關する事項
船員の給與統制に關する事項
船員の福利施設に關する事項
經　理　局
監　査　課
本局職員の共濟に關する事項
鐵　道　省
大臣官房
保　健　課
職員の療養に關する事項
共濟組合に關する事項
職員の慰安に關する事項
職員の身體檢査に關する事項
拓　務　省
拓　北　局
輔　導　課
滿洲開拓民に關する一般的厚生保護施設に關する事項
厚　生　省
大臣官房
會　計　課
厚生省職員共濟組合に關する事項

人　口　局
總　務　課
人口の涵養及國民の保健の企畫に關する事項
民族優生に關する事項
保健指導施設の總括調整に關する事項
保健所及保健婦に關する事項
人口問題研究所及厚生科學研究所に關する事項
他の主管に屬せざる人口の涵養及國民の保健に關する事項
管　理　課
國民體力法の總括施行に關する事項
國民體力の調査及統計に關する事項
母　子　課
妊産婦及乳幼兒の保護に關する事項
保育施設に關する事項
母子保護法の施行に關する事項
虛弱兒及異常兒の保護に關する事項
結婚及出産の奬勵に關する事項
他の主管に屬せざる母性及兒童の保護指導に關する事項
體　錬　課
體育運動の調査研究及普及奬勵に關する事項
體育運動指導者の教養に關する事項
體育運動團體に關する事項
運動場其の他體力向上の施設に關する事項
體力錬成に關する事項
其の他體育訓練に關する事項
衞　生　局
衞　生　課
清掃衞生、多衆集合する場所の衞生其の他環境衞生に關する事項
豫　防　局
豫　防　課
國民優生法の施行に關する事項
精神病、性病及癩に關する事項
他課の主管に屬せざる疾病の豫防に關する事項
結　核　課
結核對策の企畫に關する事項
結核對策實施の總括調整に關する事項
結核豫防法の施行に關する事項
他課の主管に屬せざる結核に關する事項
防　疫　課
急性傳染病に關する事項
海港檢疫及航空檢疫に關する事項
寄生蟲病、原蟲病及地方病に關する事項
トラホーム其の他慢性傳染病に關する事項
生　活　局
生　活　課
生活體制に關する事項

衣服の指導、榮養食の普及其の他衣食の指導に關する事項
國民厚生運動に關する事項
公益質屋、公益市場其の他社會福利施設に關する事項
低利資金融通に關する事項
地方改善に關する事項
協和事業に關する事項
他課の主管に屬せざる國民生活の保護指導に關する事項

住宅課
國民住宅の合理化に關する事項
住宅の供給に關する事項
地代家賃の統制に關する事項
其の他住宅に關する事項

保護課
救護及救療に關する事項
罹災救助に關する事項
社會事業の助成に關する事項
方面委員に關する事項
恩賜財團濟生會に關する事項
他課の主管に屬せざる社會事業に關する事項

勞働局

勞政課
一般勞働政策に關する事項
產業報國運動の指導の總括に關する事項
勞働爭議に關する事項
內外勞働情勢の調査に關する事項
他の主管に屬せざる勞働に關する事項

能率課
勞働者の能率增進に關する事項
勞働者の厚生に關する事項

賃金課
勞働者の賃金に關する事項
退職積立金及退職手當法の施行に關する事項
勞働統計に關する事項

監督課
工場法の施行に關する事項
工場勞働者最低年齡法の施行に關する事項
勞働者災害扶助法の施行に關する事項
鑛夫に關する事項
鑛業及砂鑛業に於ける勞働衞生に關する事項
商店法の施行に關する事項
汽罐取締令の施行に關する事項
其の他勞働者保護に關する事項

職業局

總務課
國民職業指導所の監理及監査に關する事項
國民職業指導所職員の養成に關する事項
職業紹介委員會に關する事項
職業適性の調査に關する事項
勞務資源の調査に關する事項
勞務動員計畫實施の總括に關する事項
他課の主管に屬せざる事項

業務課
勞務要員の斡旋充足に關する事項
職業指導に關する事項
入營者職業保障法の施行に關する事項
勞務者の募集、勞務供給事業及私營職業紹介事業に關する事項
勞務者の使用及雇入の規制に關する事項
其の他職業紹介事業に關する事項

登錄課
國民職業能力の登錄に關する事項
國民徵用に關する事項
國民勞務手帳制度及從業者移動防止に關する事項

技能課
技能者の養成に關する事項
幹部機械工の養成に關する事項
技術者檢定に關する事項
技能檢查の施行に關する事項
學校卒業者使用制限に關する事項

轉職課
職業轉換の指導に關する事項
國民勤勞訓練に關する事項
職業補導に關する事項
授產及內職の施設に關する事項
其の他失業對策に關する事項

保險院

總務局

施設課
被保險者保健施設の企畫及統括に關する事項
生命保險會社の被保險者保健施設に關する事項

社會保險局

庶務課
健康保險組合に關する事項
健康保險審查會に關する事項
職員健康保險組合に關する事項
職員健康保險審查會に關する事項
他課の主管に屬せざる事項

監理課
政府の管掌する健康保險に關する事項
健康保險特別會計に關する事項
政府の管掌する職員健康保險に關する事項
職員健康保險特別會計に關する事項

醫務課
健康保險及職員健康保險の醫務に關する事項
船員保險及勞働者災害扶助責任保險の醫務に關する事項

（船員勞災保險課の主管に屬する醫療の給付に關する事項を除く）
健康保險及職員健康保險の保健施設の實施に關する事項
國民保險課
國民健康保險に關する事務を掌理す
船員勞災保險課
船員保險に關する事項
船員保險特別會計に關する事項
勞働者災害扶助責任保險に關する事項
勞働者災害扶助責任保險特別會計に關する事項
簡易保險局
監理課
被保險者保健施設に關する事項
積立金運用課
積立金運用に關聯する金融經濟及金利對策並社會政策的施設の調査に關する事項
地方課
積立金貸付の調査に關する事項
積立金を貸付たる事業の狀況調査に關する事項
簡易保險健康相談所其の他保健施設の運營に關する事項
業務課
現業員の訓育、保健、慰安及共濟に關する事項
軍事保護院
援護局
扶助課
軍事扶助法の施行に關する事項
召集解除者及除隊者の援護に關する事項
他の主管に屬せざる軍人援護に關する事項
恩賜財團軍人援護會に關する事項
軍人援護團體の指導監督に關する事項
援護課
軍人遺族の援護に關する事項
軍事援護相談所に關する事項
育英助成に關する事項
指導課
指導教化に關する事項
表彰に關する事項
一般國民の教化に關する事項
大日本傷痍軍人會に關する事項
業務局
業務課
雇傭制度に關する事項
職業指導及就職援護に關する事項
生業助成に關する事項
傷兵院法の施行に關する事項
溫泉療養に關する事項
他の主管に屬せざる事項
補導課
職業再教育に關する事項
學資給與に關する事項
失明傷痍軍人の保護に關する事項
義肢及作業補助具に關する事項
醫療課
結核及精神障碍の療養に關する事項
委託療養及居住醫療に關する事項
其の他他課の主管に屬せざる醫療に關する事項
工營課
營繕に關する事項

二　地方機關

道府縣に於ては社會事業並に社會事業關係行政事務は左の各部に於て管掌されてゐる。

學務部
教育學藝に關する事項
社會事業に關する事項
移植民に關する事項（北海道廳を除く）
地代家賃統制令施行に關する事項
職業紹介法施行に關する事項
國民職業能力申告令施行に關する事項
國民徵用令施行に關する事項
青少年雇入制限令施行に關する事項（北海道廳を除く）
從業者移動防止令施行に關する事項（北海道廳を除く）
國民健康保險法施行に關する事項

警察部
東京府の學務部に於ては前項の外防空、衞生及國民體力法施行に關する事務を掌る
衞生に關する事項
工場法施行に關する事項
鑛業及砂鑛業以外の事業に於ける賃金統制令施行に關する事項
賃金臨時措置令施行に關する事項（船員に關するもの並に鑛業及砂鑛業に關するものを除く）
工場就業時間制限令施行に關する事項
鑛業及砂鑛業以外の事業に於ける工場事業場技能者養成令施行に關する事項
鑛業及砂鑛業以外の事業に於ける工業勞働者最低年齡法施行に關する事項
工場法の適用を受くる工場に於ける退職積立金及退職手當法施行に關する事項及退職金審査會に關する事項
砂鑛業以外の事業に於ける勞働者災害扶助法施行に關する事項
砂鑛業以外の事業に於ける勞働者災害扶助責任保險に關する事項
商店法施行に關する事項
勞働爭議調停に關する事項
健康保險法施行に關する事項
職員健康保險法施行に關する事項
船員保險法施行に關する事項
船員保險法施行に關する事項（船員保險法施行令第十一條に揭ぐ

る者の所掌に屬するものを除く)及昭和十五年勅令第三百六十七號に依り地方長官の權限に屬せしめたる事項

國民體力法施行に關する事項

內務大臣は須要に依り府縣を指定して衞生部を置くことを得

衞生部に於ては衞生に關する事項の事務を掌る

東京府には警察部を置かず警視廳にて管掌す

地方社會教育職員制

大正十四年十二月十四日勅令第三百二十四號を以て地方社會教育職員制が公布せられ地方に於ける社會教育に關する事務に從事せしむる爲北海道地方費又は府縣費を以て道廳又は府縣に通して社會教育主事專任六十名以內、同主事補百十名以內を置くことが規定せられたが其後昭和八年七月勅令第一八八號十年八月第二四三號を以て改正せられ、更に昭和十四年八月第五六〇號を以て社會教育主事專任百六人以內奏任官待遇、社會教育主事補專任三百八十五人以內判任官待遇を置き得ることゝ改正せられた。

地方社會事業職員制

大正十四年十二月十四日勅令第三百二十三號を以て地方社會事業職員制が發布せられ地方に於ける社會事業に關する事務に從事せしむる爲北海道地方費又は府縣費を以て道廳又は府縣に通じて社會事業主事專任六十一名以內、社會事業主事補專任二百五十三名以內を置き得ることが規定せられたが、昭和十一年十月勅令第三七八號、十二年七月第三五八號、同年十月第五七一號、十三年一月第二〇號、同年九月第六三八號を以て改正せられ更に昭和十五年八月第五二三號を以て社會事業主事專任百七十六人以內奏任官待遇、社會事業主事補專任六百六人以內判任官待遇を置き得ることゝなつた。

地方移植民職員制

昭和十四年三月二十二日勅令第六十七號を以て地方移植民職員制が發布せられ、北海道地方費又は府縣費を以て道廳又は府縣に通じて事務職員を置くことを得と規定せられたが、昭和十五年一月勅令第十五號を以て拓務主事專任十人以內奏任官待遇、拓務主事補專任九十四人以內判任官待遇を置き得ることゝなつた。

廳府縣衞生職員制

大正十年十一月十二日勅令第四百三十五號を以て廳府縣衞生職員制が發布せられ、衞生に關する事務並に技術に從事せしむるため、衞生主事十名以內、衞生主事補百二十二名以內、衞生技師四百六名以內、衞生技手九百八十六名以內を置くことが規定せられたが、其後大正十一年九月勅令第四〇一號、同十二年五月第二七九號、同十五年六月第一七三號、昭和四年七月第二二〇號、同九年五月第一二三號、同十一年七月第二二五號、同十二年四月第九八號、同十三年一月第二〇號、同年五月第三三〇號、同年十二月第七七二號、同十四年七月第四八四號を以て改正せられたが、更に昭和十五年八月第五一四號によつて衞生主事專任三十九人以內奏任官待遇、衞生主事補專任三百三人以內判任官待遇、衞生技師專任八百四十三人以內奏任官待遇、衞生技手專任千百六十三人以內判任官待遇と改正せられた。

廳府縣健康保險職員制

昭和十四年八月三十日勅令第六百二十號を以て廳府縣健康保險職員制が發布せられ、健康保險の醫務に關する技術に從事せしむる爲廳府縣(東京府を除く)に通じ技術職員を置くことゝされたが、昭和十五年十一月勅令第七七八號、更に昭和十六年十月第八九四號を以て改正せられ健康保險技師專任四十四人以內奏任官待遇を置くことゝされた。

第二節　社會事業の聯絡

一　社會事業聯絡機關

我國社會事業の聯絡機關として中央には財團法人中央社會事業協會があり、地方には各道府縣に各々社會事業協會が設置されてゐる。

中央社會事業協會は明治四十一年設立以來我國社會事業の中樞機關として、その發達の上に大なる貢獻をなして來たのであるが、昭和三年には社會事業從事者の相互扶助を目的として共濟組合事業を創設し、又社會事業從事者の養成を目的として社會事業研究生の制度を置き、更に昭和九年十一月には時勢の要求に鑑み、專ら社會事業に關する調査研究を行ふために新に社會事業研究所を設置した。昭和十三年支那事變下長期建設期に於ける社會事業の使命益々重大なるに鑑み、其の組織機構に根本的改革を加へた。即ち中央に於ける各種社會事業團體を特別會員とし道府縣社會事業協會を正會員として組織機構の內に收め、又道府縣社會事業協會をして管內に於ける公私社會事業團體を其の會員に迎へしむることゝし、我國公私社會事業全般の有機的進展を目標とする指導及連絡を期することゝなつた。

畏き邊りに於かせられては本會機構改正の趣を被　聞食昭和十三年十二月二十三日思召を以て特に基金として金壹封を下賜あらせられ、本會に於ては恐懼措く所を知らず直ちに恩賜基本財產管理規定を設置して御下賜金を基金に積立てた。

本協會に於て昭和十五、六年中に實施せる主なる事項は左の如くである。

昭和十五、六年度中央社會事業協會事業成績

一　般　事　業　(昭和十五年度)

一、連絡並に指導事業

戰時體制下に於て、社會强化の一層重大なるものあるに鑑み、我國社會事業の中央團體並に各道府縣社會事業協會及び之が統轄下の各團體機關をして活潑なる有機的連絡提携を促進する爲左の通連絡事業を實施せり。

(1) 事業別連絡協議會

救護事業、醫療事業、兒童保護事業、軍事援護事業等各種事業部門別に連絡並に協議研究をなす。

(2) 兒童愛護運動

五月一ヶ月間に亘り、恩賜財團愛育會と共同主唱の下に、紀元二千六百年記念全國兒童愛護運動を實施す。右の爲、數次準備委員會を開催し、各種參考資料並に宣傳文書、兒童愛護マーク等の作成頒布をなし、種々斡旋をなす。

(3) 中等學校女生徒卒業記念社會事業奉仕運動

道府縣社會事業協會を通じて、中等學校女生徒の社會事業に對する卒業記念奉仕運動の實施を爲す。

奉仕概況は左の如し

參加府縣	四二
參加校數	六九七
參加人員	七三、六八一
奉仕品點數	八三、一九八

(4) 中央聯絡指導

イ、本會の特別會員たる各社會事業中央團體及び特に緊密なる關係を有する中央各團體の連絡提携を圖る爲、全國社會事業大會總裁　高松宮殿下より　令旨を賜はりたる十月十日を記念して毎月定例「十日會」を開催し、斯業の綜合的發展を圖れり。

ロ、六月二十四日法曹會館に於て特別會員聯絡會、九月十九日、如水會館に於て社會事業關係中央團體代表者時局對應懇談會を開催。

二月十七日法曹會館に於て會計事務協議會開催。其他各團體の理事者及び事務主任者の連絡會、懇談會等を開催せり

(5) 地方指導連絡

イ、全國を通じて、地方的に共通又は便宜事情を有する道府縣社會事業協會を六地域に分ちて、左の通地域別聯絡協議會を開催し、各道府縣社會事業協會と之が統轄下の各團體並に機關相互の連絡提携を一層緊密にし其の發達を圖れり。

一、	四月十五日	關東地方社會事業連絡協議會
二、	四月十八日	近畿地方社會事業連絡協議會
三、	四月二十四日	北日本地方社會事業連絡協議會
四、	四月二十七日	中部地方社會事業連絡協議會
五、	五月六日	中國四國地方社會事業連絡協議會
六、	五月八日	九州沖繩地方社會事業連絡協議會

ロ、前號の目的の他、九月十日學士會館に於て、地方代表者會議、十月九日三會堂に於て地方代表者打合會、三月二十日横濱市に於て會計事務打合會、其の他隨時連絡協議會を開催せり。

(6) 外地連絡並に指導

外地各社會事業協會若くは團體の視察團の斡旋、其の他指導を

爲す。

(7) 對滿連絡並に指導連絡提携

東亞新建設の國策に順應し、特に日滿社會事業相互の連絡、調査研究等を行ひ、其の連絡提携並に指導を爲せり。

猶七月八日より二十七日迄、新京に於て開催の滿洲國中央社會事業聯合會主催、中央社會事業講習會に、九月二十九、三十日、滿洲社會事業協會主催、日滿社會事業大會に夫々職員を派遣して實際の指導に當らしむ。

(8) 各種社會事業懇談會

中央並に地方に於て社會事業家並に關係者の懇談會を開催し相互の連絡提携を緊密にすると共に、社會事業各般の綜合的發展に資せり。

(9) 指導奬勵補助金の下附

道各府縣社會事業協會又は之に準ずる四十七團體に對し、指導奬勵補助金を下附せり。

二、紀元二千六百年記念全國社會事業大會

我國現下の重大時局に當り、國策に即應して社會事業進展の方針と庶民厚生の諸方策を攻究樹立し、以て皇國の興隆に資せん爲總裁　高松宮殿下御統裁の下に、紀元二千六百年記念全國社會事業大會を左の通開催し　總裁宮殿下の台臨を辱ふし、優渥なる令旨を賜り全國斯業關係者一同恐懼感激に堪へず。尚開催に當りては年度當初に大會事務局を設置して本大會に關する萬般の準備を爲し、協議に就ては中央豫備審議專門委員を委囑なし充分の豫備審議を經て大會所期の目的達成に努め、大會決議事項は、夫々關係方面へ連絡して着々その具現を見つゝあり。

主催　厚生省、本協會

會期　十月十、十一、十二の三日間

會場　日比谷公會堂、外七箇所

參加者　全國社會事業關係代表者三千名

日程

第一日　十月十日

△開會式（自午前八時至十時）

於　日比谷公會堂

一、總裁宮殿下會場御着（午前八時四十分）

一、總裁宮殿下台臨

一、會長擧式言上

一、開　式

一、宮城遙拜

一、戰歿軍人慰靈、傷病軍人平癒並に出征軍人武運長久祈願

一、君が代齊唱

一、紀元二千六百年紀元節に當り賜りたる詔書奉讀

一、令　旨

一、會長奉答

一、會長式辭

一、厚生大臣告辭

一、厚生大臣社會事業功勞者表彰　被表彰者　一九九名

一、會長社會事業功勞者表彰　被表彰者　六三名

一、祝　辭　內閣總理大臣外七大臣
一、會長閉式言上
一、總裁宮殿下御退場
一、閉　式
△總　會（自午前十時至正午）
於　日比谷公會堂
一、開　會
一、物故社會事業家慰靈
一、宣言、決議
一、報　告
一、協　議
一、講　演　末次信正大將
一、閉　會
△協議部會（自午後一時至午後四時）於各部會場
第二日　十月十一日
△協議部會（自午前九時至午前十一時）於各部會場
△部會特別講演（自午前十一時至正午）於各部會場
△協議部會（自午後一時至午後四時）於各部會場
第三日　十月十二日
△總　會（自午前九時至午前十一時）
於　日比谷公會堂
一、開　會
一、各部報告
一、特別委員會報告
一、萬歲奉唱
一、閉　會
△御苑拜觀（自午後二時至午後四時）
參加者全員新宿御苑拜觀被差許
天皇　皇后兩陛下思召を以て全員に賜菓の光榮を賜ふ
△總裁宮殿下思召を以て各功勞者並に役員一同を高輪御殿に被爲召賜謁、賜茶の光榮を賜ふ
△協議事項
第一特別委員會
厚生大臣諮問に對する答申事項審議　於女子會館
第二特別委員會
司法大臣諮問に對する答申事項審議　於女子會館
第一部會
國民保健に關する事項　於帝國教育會館
第二部會
勞働保護に關する事項　於産業組合中央會講堂
第三部會
經濟保護に關する事項　於協調會館
第四部會
軍事援護に關する事項　於日本赤十字社講堂
第五部會
司法保護に關する事項　於芝公會堂
第六部會
教育教化に關する事項　於芝中學校講堂

第七部會
社會事業組織化に關する事項　於正則中學校講堂
△準備委員會
本大會は時局即應の意義もあり、從來斯種大會の協議組織を一新して、國民厚生全般の綜合的立場より協議事項を決定せり。從つて準備も、各關係官廳並に專門家等多數に部門準備委員を委囑して各部會毎に綜合委員會、小委員會、幹事會を六月より大會開催に至る迄隨時開催し所期の目的を達成したり。

三、社會事業功勞者の表彰
紀元二千六百年記念全國社會事業大會に際し、現に社會事業に從事する者にして、勤續通算三十年以上に達し功績特に顯著なる者（昭和十年第八回全國社會事業大會に於て表彰を受けたる者を除く）にして、各地方社會事業協會長（若くは之に準ずる機關）より推薦ありたる者につき銓衡の上特に大會　總裁宮殿下御允許を得たる六拾參名に對し本協會長たる大會長より表彰狀並に功勞章を授與したり。

四、講習會の開催並に指導
(1)　保健婦錬成講習會
厚生省後援、財團法人厚生會共同主催の下に時局下喫緊なる保健婦活動の徹底普及を圖る爲め道各府縣より其の代表的保健婦五十名を選拔參集せしめ、之に日常必須の實際的知識を授け、併せて德性の涵養を計り、以て人的資源保持培養に資せんため、昭和十六年三月十日より三ヶ月間中央保健婦錬成講習會を開催せり。
(2)　講師の派遣
各地方面に於ける社會事業の促進發達を圖る爲め、其の申請に應じて講師の派遣並に之が斡旋をなすこと三十四件に及ぶ。

五、社會事業知識の普及並に宣傳
一般大衆に對する社會事業知識の普及と宣傳の急務なるに鑑み六月映畫「我が社會事業」を作製頒布し、關係機關の誘導連絡に資せり。
猶本映畫は畏くも
天皇陛下皇后陛下皇太后陛下高松宮同妃兩殿下の御內覽を賜ふ。

六、社會事業年鑑の刊行
社會事業の各部門に亘り現狀及び之が動向を記述し、且必要なる統計資料を輯錄せる昭和十四、五年度版「日本社會事業年鑑」を刊行、關係各方面に頒布して執務上の參考に供す。

七、雜誌「厚生の友」の刊行
全國社會事業の連絡を圖り、且社會事業の指導啓發宣傳の爲、每月平易實用的な雜誌を刊行し、全國一〇、〇〇〇有餘の公私社會事業施設、團體其の他關係方面に頒布せり。

八、後援協力
(1)　國民精神總動員本部と緊密なる連絡の下に聖戰完遂の爲銃後後援の機關として協力を致せり。
(2)　軍事保護院の銃後强化運動其他八件に關し協力並に連絡を爲

せり。

一般事業（昭和十六年度）

一、各種連絡事業

戰時下社會强化の必要愈々緊切なるものあり。特に前年度擧行全國社會事業大會に當り賜りたる　令旨を奉體し、一層斯業の促進助長を圖ると共に、同大會決議の具現に努むる爲め、社會事業關係機關、中央團體並に道各府縣社會事業協會及び之が統轄下の各團體機關をして活潑なる有機的機能を發揮せしめん爲め左の通連絡事業を實施せり。

(1)　地方連絡並指導

（イ）　地域別連絡協議會の開催

全國を六地區に分ち、各道府縣社會事業協會と之が統轄下の各團體並に機關相互の連絡提携を一層緊密にし、その發達を圖らんがため左の通地域別連絡協議會を開催せり。

一、昭和十六年四月十一日　中國四國社會事業連絡協議會
二、同　　年五月十四日　西日本社會事業大會
三、同　　年六月　五日　中部地方社會事業連絡協議會

（ロ）　道府縣社會事業協會代表者會議の開催

厚生省後援の下に、道府縣社會事業協會代表者會議を開催し、社會事業の諸般連絡事項と併せて全國社會事業大會決議の實行促進並に社會事業當面の緊急事項に關し協議を遂げたり。

主催　本協會
後援　厚生省

會　期　六月十六、十七の二日間
會　場　社會事業會館
參加者　道府縣社會事業協會長の推薦に係る各關係役職員　八十六名

日　程

第一日

△開會式
一、開會の辭
一、宮城遙拜
一、默　禱
一、紀元二千六百年紀念全國社會事業大會に賜りたる令旨奉讀
一、挨　拶　本協會理事長　厚生次官

△連絡協議
一、社會事業協會事業連絡に關する件
一、其他連絡事項

△特別講演
一、大政翼贊會組織局長　挾間茂氏

第二日

△協　議
一、紀元二千六百年記念全國社會事業大會決議實行促進に關する件
一、當面の緊急事項

△閉　會

（ハ）　地方社會事業團體連絡

各地方社會事業協會主催に係る、各種會合、方面委員大會等の開催に當り、職員の派遣その他連絡をなせり。

右の外、十六年四月道府縣兒童保護事業擔當社會事業主事會議、同六月道府縣社會課長會議等の開催に際し、濟生會外關係團體と聯合し、連絡懇談會を開催せり。

その他各地方社會事業協會を通じ、之が統轄下の各團體並に機關との連絡提携を圖れり。

(2)　中央連絡並指導

（イ）　十日會の開催

本會の特別會員たる各社會事業中央團體事務主任者との定例連絡懇談會、十日會を毎月十日開催し、緊密なる連絡を圖れり。

（ロ）　右の外、特別會員たる團體及び特に緊密なる關係を有する諸他中央各團體の連絡提携を圖るため、各種連絡會の開催及び右各團體主催の諸會合に出席連絡をなし、斯業の綜合的發展を圖れり。

(3)　外地連絡並に指導

外地各社會事業協會若くは團體の視察團の斡旋輔導、その他各種連絡提携を圖れり。

(4)　對滿連絡並指導

東亞共榮圈確立に關する國策に順應し、特に日滿社會事業相互の緊密なる連絡提携を圖れり。

特に六月より八月に至る三ヶ月間、第五回滿洲國派日社會事業研究生の來朝に當りては、日滿社會事業連絡委員會に協力し、その輔導をなし、懇談會の開催等に依り兩國間に於ける斯業の宣揚に資したり。

(5)　第十五回全國兒童愛護運動の實施

恩賜財團愛育會と共同提唱の下に、五月一ヶ月間に亘り、第十五回全國兒童愛護運動を實施せり。右の爲、數次準備委員會を開催し、各種參考資料並に宣傳文書、兒童愛護マーク、育兒カレンダー、隣組回覽板等の作成頒布をなし、種々斡旋をなせり。

(6)　社會事業促進懇談會の開催

戰時下刻々に變化する情勢に即應する、社會事業の促進に關し、斯業關係者の懇談會を隨時開催せり。

(7)　中等學校女生徒卒業記念社會事業奉仕運動

道各府縣社會事業協會を通じ、各學務課の協力に依り、中等學校女生徒の社會事業に對する卒業記念奉仕運動の實施を爲しつゝあり。

奉仕概況は左の如し（昭和十五年度分）

實施府縣	四四
參加校數	七二〇
參加人員	七五、四八〇
奉仕品點數	八四、四一二

二、紀元二千六百年記念全國社會事業大會決議事項の處理並に報告書の作成頒布

昭和十五年十月十日より二日間開催の標記大會決議事項の處理に

關しては、前年度より引續き關係方面に對し、夫々施行實踐方につき諸般の取計をなし、之が顚末概況に關しては本協會理事長外役員　高松宮御殿に伺候し、總裁宮殿下に賜謁詳細言上仕ると共に、賡て編纂刊行の取運びと相成たる同大會報告書を献上、嘉納の光榮を賜りたり。

依て直ちに右報告書は、夫々關係各方面に頒布の取計を了したり。

三、講習會講師の派遣斡旋

各方面に於ける社會事業の促進發達を圖る爲め、其の申請に應じて講師の派遣並に斡旋をしたること十一件なり。

四、社會事業知識の普及並に宣傳

(1)　紙芝居の頒布

兒童愛護、隣保相扶を主題とし、厚生省兒童課に於て指導作成せる紙芝居二種類を、內地及外地各關係方面に頒布せり。

(2)　「醫療保護法解說」の頒布

昭和十六年十月一日より施行の醫療保護法に關しては、數次の懇談會を開催せる外、厚生省保護課岡村事務官執筆の「醫療保護法解說」購入の上、關係各方面に頒布すると共に、その購讀方に關し各方面に連絡をなせり。

五、物資斡旋援助

戰時下社會事業關係事業用物資特別配給に關し、關係各方面と連絡斡旋を圖り、左記の通り特配をなしたり。

(1)　輸出不適品純綿ネルの特別配給

事業用必需物資需給調整上、左記の通り一括購入の上、之を道各府縣社會事業協會を通じその管轄下に於ける醫療、助產、育兒事業、其他の事業專用品として特別配給をなしたり。

三千五百反

此金額　八三、六九六圓

(2)　輸出不適品タオルの特別配給

前項の例に依り、標記品の特配を受け、之を道府縣直接購入方の方途を講じ、夫々特配斡旋をなしたり。

一萬八千百二十七打

此金額見積　六三、七一六圓

六、蓄音器レコード並紙芝居、繪本類の頒布

厚生省保護課斡旋に依り、內務省警保局檢閱濟に係る標記現品左記の通り交付を受け、道各府縣社會事業協會を通じてその管轄下に於ける各社會事業團體に頒布せり。

一、蓄音器レコード

第一回　昭和十六年九月　二、〇八〇枚

第二回　昭和十七年一月　三、一二七枚

一、紙芝居畫本

三八三部

一、繪本類

四七八部

七、社會事業從事者養成並に錬成

(1)　保健婦錬成講習會

時局下喫緊なる保健婦活動の徹底普及を圖る爲め、道各府縣より其の代表的保健婦五十名を選拔參集せしめ、之に日常必須の實際的知識を授け、併せて德性の涵養を圖り、以て人的資源の保持培養に資せんため昭和十六年三月十日より六月十日に至る三ヶ月間、厚生省後援、本協會及び財團法人厚生會共同主催に依り、中央保健婦錬成講習會を開催せり。

(2)　社會事業指導者錬成會

時局の推移に伴ひ、社會事業の愈々重要性を加へ來りたるに鑑み、斯業指導力の啓培と適正なる時局認識の把握に留意し、一層挺身の理念實踐の爲め厚生省と共同主催を以て、昭和十六年七月七日より五日間中堅指導者の錬成會を開催せり。

八、大詔奉戴厚生事業報國大會の開催

宣戰の大詔渙發せられ、大御稜威の下一億同胞擧つて祖國の難に赴くの決意を新に效すの秋、特に國民厚生の重責を分擔する者相會し、左記の通り大詔奉戴厚生事業報國大會を開催以て皇恩に感謝し奉ると共に一層職域挺身の決意を表明したり。

主　催　本協會　大政翼贊會

協力團體　四十九團體

日　時　十二月二十四日

會　場　芝公園　協調會館

參加者動員　千五百名

大會の行事

一、宮城遙拜

一、君が代奉唱

一、出征軍人武運長久、傷痍軍人平癒祈願並戰歿軍人慰靈の爲默禱

一、宣戰の詔書奉讀

一、式　辭

一、挨　拶

一、座長推擧

一、協　議

(一)　皇軍感謝に關する件

(二)　宣言に關する件

(三)　決議に關する件

一、萬歲奉唱

右終つて部隊編成行進をなし宮城前廣場に至り、奉拜祈誓聖壽萬歲奉唱の後解散

九、後援並協力

第十二回全國方面委員大會、其他八件に關し後援並に協援の取計を爲せり。

社會事業研究所事業（昭和十五年度）

一、繼續的研究

(1)　社會事業分類體系に關する研究

全國社會事業大會常設委員會より委囑せられたる研究事項にして社會事業を一定の原理に基き分類體系化すると共に、他方社會事業の統計報告等に用ふる分類統一の基準を樹立せんとするものにして、既に昭和十四年度に着手し原案を作成したるが、更に研究委員の檢討を經て、昭和十六年十月本研究を完了し紀元二千六百年記念事業大會に報告せり。

(2) 社會事業の史的研究並に史料の編纂

イ、室町、德川時代の社會事業史實の研究

昭和十三年度より開始せる社會事業史實研究の繼續事業にして本年度完了せり。

ロ、明治時代に於ける醫療保護事業發達史の研究

(一) 醫療保護關係地方行政規程の調査研究

(二) 醫療保護施設關係資料の調査蒐集

明治時代に開設せられたる醫療保護施設に關し、其の設立年次、設立趣旨、救療方法、沿革等を知らんが爲左記の方法に依り夫々調査蒐集を行へり。

(イ) 溝誌、縣誌、郡史等に依る調査

(ロ) 調査表に依る調査

(三) 社會事業史料の蒐集並に編纂

前年度よりの繼續的事業にして、本年度は主として吉野朝以後の蒐集並に之が編纂を爲せり。

(3) 都市社會事業の研究

イ、東京市京橋區を實驗地區となし、昭和十四年より實施せるものなるが、本年度は新に連絡員の設置、補助金の交付等を行ひ、救護、醫療保護を始め、社會事業の各部門別の研究會の開催、各種事業の連絡指導に關する研究區を單位とする綜合社會事業に關する研究等を行ひ、都市社會事業に關する研究に資せんとするものにして、一月末一應の完結を見たり。

ロ、社會事業事例研究會

都市に於ける社會事業技術進展に資する爲、昭和十四年十二月以降毎月一回例會を開催す。

ハ、都市社會事業の基本的研究

前記各項の研究に併合して、標記事項に付文獻の調査を爲す。

(4) 農村社會事業の研究

昭和十一年度より、全國十七ヶ町村を指定地とせる農村社會事業指導奬勵事業は十四年度を以て打切りたるが、本年度は右の經驗を基礎とし全國に於ける各種團體の行ふ農村社會事業に關する比較並に綜合的研究を行ふと共に、農村に於ける各種行政、經濟、文化等と社會事業に關する關係等の基本事項に付研究を爲せり。

(5) 小河博士遺稿編纂

本年度は編纂整理を爲し公刊の準備を大體完了す。昭和十六年の秋頃公刊の見込。

(6) 海外社會事業に關する研究

歐米諸國に於ける社會事業並に之に關聯する社會事情、社會事業技術等に付調査研究を爲せり。

二、年次的研究

(1) 當面の社會事業方針決定に關する研究

社會事業、社會問題の現狀等を調査研究し社會事業再編成に關する研究を遂げ「社會事業の歸趨」として公刊發表せり。

(2) 私設社會事業團體經營事情に關する研究

現下時局に於ける私設社會事業團體の經營を中心として、各種の事情並に之が從事員の生活狀況を調査研究し之が對策の考究に資せり。

(3) 兒童保育事業施設の研究

兒童保護の中心的事業にして、且人的資源保持涵養の見地よりして、重要なる乳幼兒保育事業施設に付之が對象の生活狀況、施設の運營等に付調査研究を爲せり。

三、社會調査連絡會

都下に於ける社會調査機關々係者の懇親連絡を圖り、併せて資料の交換意見の發表相互の研究等を爲すを目的として組織せられたるものにして、毎月第三火曜日一回開催せり。

四、社會事業文獻の選奬

生江孝之氏古稀記念會より委囑せられたるものにして、十四年より繼續選奬せしもの左の如し。

一、「出稼群の諸形相」(雜誌文獻)　著者　池田善長氏

一、「みかへりの塔」(單行本)　著者　熊野隆治氏

一、「乳幼兒死亡改善の重要性並に乳幼兒死亡率推移」(雜誌文獻)　著者　渡邊　貞氏

五、圖書室の管理

十四年度より開始せる圖書の整理を繼續實施すると共に、之が普及と利用に努め、併せて各種資料の蒐集整理を行ふ。

六、雜誌「社會事業」の刊行

社會事業に關する理論的研究雜誌にして、社會事業基礎理論、調査研究、海外社會事業等を輯錄し、關係官廳、役員並會友等に頒布せり。

七、社會事業從事者の養成

昭和二年以來、官公私立の大學、專門學校出身者中社會事業志望者十名内外を詮衡し、一ヶ年間斯業の理論と實務を修得せしめ從事者の養成に努め來れるところなるが、斯界の要望と本事業の重要性に鑑み本年度は左の通特に事業の擴張に充實を期せり。

一、收容人員　一八名

一、養成期間　一ヶ年

一、學習科目　社會事業に關係せる諸學科

一、實習　關係官署並に各種社會事業施設

一、講師　關係官公吏並に大學教授其の他

八、出版刊行

一、社會事業パンフレット　第一輯　社會保健婦

一、同　第二輯　季節共同保育所

一、日本慈善救濟史之研究　第三分册

一、德川時代兒童保護資料

一、神奈川縣鶴澤村母性並に乳幼兒及び村の經濟狀態の調査　社會事業研究所事業(昭和十六年度)

一、繼續的研究

(1) 都市社會事業に關する研究

三ヶ年に亘り繼續せる本調査は既に一應の完了を見たり。目下原稿整理中にて本月中に脫稿の見込。

(2) 社會事業史實に關する研究

德川時代に關するもの丶一部は完成せり。

二、年次的研究

(1) 社會事業關係法律施行狀況に關する研究
埼玉縣下の母子保護法該當世帶に就きその家族、住居等を調査せる生活狀態調査は終了し、目下約二五〇世帶に就き集計中にて、本月中に大體完了の豫定、又五四世帶に就き生計費調査を十一月より開始し、目下月別の集計を行ひつゝあり。

(2) 兒童保護制度に關する研究
二囘に亘る保育施設調査の結果に就き集計を行ひ、その大部分を了し、目下殘部の完成と調査報告書の作成、施設標準竝經營指針の作成を急ぎつゝあり。

(3) 非常災害に關する研究
社會事業從事者の防空心得、竝に關係資料の蒐集編纂をなしたり。

(4) 國民最低生活費に關する研究
關係資料の蒐集を行ひ、之を取纏めたり。

(5) 近代醫療保護事業發達史に關する研究
明治時代に關するものは二月中に完成し近く書肆より出版の豫定。

(6) 個別取扱事例に關する研究
京橋區に於て毎月開催の個別取扱事例の研究は之が取纏めを了し近く發表の豫定なり。尚都市に於ける要保護世帶の詳細なる實情調査はその三分の二を了したり。

(7) 海外社會事業に關する研究
米、英、伊の關係資料を飜譯し、雜誌「社會事業」十一月號に紹介せり。

三、社會事業史料の整理
史料總目錄の原案を作製し、現物と照合し、完了せり。

四、社會調査聯絡會の開催
本年度六囘の例會を開催したり。

五、社會事業研究發表會の開催
十六年十月九、十の兩日に亘り開催、參會者二一二名（發表者八二名）に達す。

社會事業研究發表會日程

第一日　十月十日（金曜日）　午前七時三十分
受付開始　社會事業會館　大會議室
△開會式　午前八時三十分　參會者着席
一、開式
一、宮城遙拜
一、戰歿軍人慰靈、傷病軍人平癒竝出征軍人武運長久祈願
一、君が代齊唱
一、紀元二千六百年記念全國社會事業大會ニ當リ賜リタル令旨奉讀
一、報告　中央社會事業協會理事長
一、式辭　社會事業研究所長
一、挨拶
一、社會事業文獻選奬
一、文獻賞授與
一、祝辭　厚生大臣閣下
一、祝電
一、閉式
△研究發表（午前九時十分―正午／午後一時―五時）
第一部會（人的資源の保護育成に關する研究）　社會事業會館　大會議室
第二部會（國民生活の確保に關する研究／人的資源の保護育成に關する研究）　社會事業會館　中會議室
第三部會（社會事業の基礎その他に關する研究）　社會事業會館圖書閱覽室
第二日　十月十一日（土曜日）
△研究發表（午前八時三十分―正午／午後一時―四時）
第一部會（人的資源の保護育成に關する研究）　社會事業會館　大會議室
第二部會（國民生活の確保に關する研究／人的資源の保護育成に關する研究）　社會事業會館　中會議室
第三部會（社會事業の基礎その他に關する研究）　社會事業會館圖書閱覽室
△閉會式　午後四時三十分　參會者着席
一、開式
一、各部會報告
一、挨拶　中央社會事業協會理事長
一、萬歲奉唱
一、閉式

各部々會順序

第一部　人的資源の保護育成に關する研究
第一日（十月十日）午前
人的資源の保護育成　新潟縣古城保育園長　崇島良忠
人的資源の保護育成　滋賀縣南川瀨保育園長　那須凌岱
時局下兒童保護の重要性　綱井縣兒童保護協會副會長　柳下彥雄
人的資源の保護育成上特に食用鹽の量に就て　石川縣方面委員醫師　和田政範
人的資源保護對策としての結核療養事業　滋賀縣近江兄弟社　西村關一
第一日（十月十日）午後
人的資源の保護育成と母性の再教育　高知市社會事業協贊會常務理事　氏原一郎
人的資源の保護育成に就て　群馬純潔同盟主事　戶谷清一郎
人的資源の保護育成に於ける農村工業の位置　農村工業協會常務理事　增田作太郎

第二章　社會事業の統制並運營

乳幼兒保護の實相　大垣市厚生課長　石田　繁
人的資源の保護育成　札幌育兒園主事　天野　銀市
人的資源(乳幼兒)の保護育成　横濱中村愛兒園長　平野　恒子
人的資源の保護育成に就て　鹿兒島縣醫師　大迫　明麿
人的資源の保護育成に就て　愛知縣形野村隣保事業組合副長　吉口　正重
青少年不良化防止對策　岡山縣成德學校教諭　坂本　時雄

第二日（十月十一日）午前
人口增强と育兒指導の强化　佐賀育兒院副院長　永野　龍峰
母子保護事業の指針としての乳兒死亡統計について　大阪府地方技師　丸山　博
人的資源の保護育成に就て　神戸市海外渡航助成會常務理事　大倉　睦二
我國過去の人口政策の史實を顧みて將來に備ふ——兒童保護事業の現狀に徵して——　社會事業研究所　高橋　東山
人的資源の保護育成に關して　佐賀山代町方面常務委員　佐々木泰存

精神異常兒童の人的資源への活用　名古屋帝大醫學部助教授　岸本　謙一
乳兒と惡質乳製品に就て　札幌育兒園主事　天野　銀市
結核家庭と乳兒の隔離に就て　東京甘露園長　一條　秀實
人的資源の保護育成　佐世保海光園主　川添　諦信

第二日（十月十一日）午後
人的資源の保護育成と少年の教護　兵庫縣立農工學校長　池田　千年
精神衞生技術と兒童保護の徹底——主として人的資源保護育成の見地から——　大阪四貫島セツルメント館長　吉田源治郎
隣保組織と人的資源保護の增强對策　佐世保保護會常務理事　龍圓與三吉
嬰兒保育に關し積極的强化　高岡幼稚園長　塚原　眞禪
人的資源の保護育成と育兒事業の將來　靜岡ホーム長　石丸　傑
人的資源の保護育成に就て　德島縣方面委員　井內　杉藏
人的資源保護育成の立場より見たる肢體不自由者更生指導問題　福岡縣海老澤不具者更生會長　花田　更生

第二部　國民生活の確保に關する研究　人的資源の保護育成に關する研究

第一日（十月十日）午前
國民生活の確保と人的資源の保護育成との聯結　佐世保託兒所主監　木山　十彰
社會事業婦人從事員の給料調査　東京府社會事業協會主事補　林　炳旭
水上生活者（家舟的聚落）の生活調査　長崎縣社會課屬　龜川　信人
都市食糧の確保に關する研究　神戸市厚生部長　岩田　穫
所謂「開眼手術」の及ぼす經濟的影響に就て　同　同
農山漁村に於ける保育問題を如何にして解決すべきか　愛知縣巡廻診療班豐橋班　畑　秀巳
兒童院に於ける兒童生活程度の適正基準に就て　東京市養育院庶務課掛長　水野　博之

第一日（十月十日）午後
農村保育事業　宮城縣庄司　仙嶽
國民標準常食の一研究　京都平安德義會主事　原　善太郎
酒精中毒矯正施設に就て　神戸市主事　川島　民
公設小賣市場の擴充整備に就て　日本國民禁酒同盟主事　小鹽　完次
勞務者生活の確保と厚生施設の擴充　東京市政調査會研究員　幸島　禮吉

國民生活確保の對策　佐世保市方面事業期成會　田口　爲治
孱弱兒童の家庭的教護の結果とその親に及ぼす影響　神戸市福利課長　荒井　貞雄
社會事業を中心としたる國民生活の確保　山口縣勞道社主　姬井　伊介
吾が町に於ける乳幼兒妊產婦保護の實際　秋田縣矢島町隣保協會主事　土田十三郎

第二日（十月十一日）午前
母子園の運營に就て　唐津市厚生課長　柴田德三郎
落伍兒童の起用　京都白川學園長　脇田　良吉
國民生活を確保する見地より生鮮食料品配給制度の是正を要望す　厚生省囑託　增田　抱村
事變下に於ける我が乳兒院　京都平安德義會主事　原　善太郎
人的資源保護對策としての療養生活指導所の提唱　三井報恩會主事　横田　忠郎
人口對策としての妊產婦登錄制に就て　今治市腦病院長　三藤　香吉
勞務者生活の確保と厚生施設の擴充

日本勞働科學研究所　三好豐太郎
母性乳幼兒保護に就て
京都府養老村愛育會長　谷川佐代藏
第二日（十月十一日）午後
棄兒の哺育事業
東京松澤厚生事業協會副會長　田村　周鑒
時局下に於ける社會事業的精神病院の役割
前橋市厩橋病院長　前田　忠重
官公立吃音矯正所設置の急務
大阪市日本吃音學院副院長　丸尾　重一
癩未感兒童保育事業に就ての一考察
國立癩療養所菊池惠楓園書記　北里　重夫
農漁山村の醫療に就て及國民保險の實際の運用
宮崎縣方面委員醫師　渡邊　義久
戰時下に於ける都市母性と乳幼兒の保護に就て
神奈川縣乳幼兒保護協會長　黒川　ふじ
所謂カード階級に對する研究
千葉市社會事業協會囑託　廣瀨　環
第三部　社會事業の基礎その他に關する研究
第一日（十月十日）午前
厚生關係委員の一元化
宮城縣方面委員　三宅　俊剛
戰爭と社會事業
社會事業研究所　大久保滿彦
國民文化運動に於ける社會事業の地位
大政翼贊會文化部　牧　賢一
社會事業資料としての太田翠著「一話一言」の價値
社會事業研究所　篠崎　篤三
東亞生活型態の構想
大正大學教授　長谷川良信
漁村厚生の問題と方法
社會事業研究所　伊佐　忠一
社會事業の限界
有隣園無料宿泊所長　藤井　隆宣
第一日（十月十日）午後
農村常設託兒所を中心とせる農村社會事業の戰時的役割
兵庫縣西秀寺保育園代表者　暉峻　隆範
戰時下國民生活とその厚生指導に就て
社會事業研究所　大久保滿彦
養老事業の理念確立と有料養老院の設置に就て
浴風會保護課長　蘆澤　威夫
國民厚生の理念構造に就て
日本金屬鑛業聯合會　門脇　光男
科學的社會事業への途
兵庫縣立兒童研究所社會事業主事　遠藤　汪吉
育兒事業團體の自主的結合と國民育成事業への展開
大阪聖ヨハネ學園長　古田誠一郎
厚生事業問題の實證的研究方法

第二日（十月十一日）午前
社會事業研究所　小澤　一
社會事業と方面委員
三重縣方面委員　長谷川純之助
厚生事業に於けるケース・ウオークの位置
同志社大學講師　竹內　愛二
厚生事業理論の分析
社會事業研究所　福山　政一
社會事業と生活文化
秋田婦人ホーム主事　三浦　三郎
厚生事業に於ける人的資源保護の意義
同志社大學教授　竹中　勝男
第二日（十月十一日）午後
生活の確保と厚生事業の方向
社會事業研究所　松本　征二
都市社會事業の地域性に就て
社會事業研究所　重田　信一
都市社會事業の再吟味
東京愛隣園總主事　谷川　貞夫
勞務管理と社會事業
東京市囑託、產報參與　山田　節男
保育所に於ける保育について
岡山縣昭和館長　大森　次郎
虛弱者の體位向上
岡山縣豐野村助正會理事　小出　永雋

六、社會事業文獻の選奬

十六年十月十日、選奬式を擧行、優秀文獻三篇を選奬す。

第二章　社會事業の統制並運營

海の見える丘　櫃田祐也氏
東北一純農村の醫學的分析　高橋實氏
會津藩に於ける產子養育の制度に就て　松枝茂氏

七、雜誌「社會事業」の編纂發行

本年一月號より「厚生問題」と改題せり。

八、社會事業圖書館との聯絡

九、社會事業從事者の養成

去る十二月、十九名（內四名聽講生）の修了を見、第十五回はその銓衡を了し、志願者三十五名中男子八名、女子八名、聽講生四名（內三名は近く入營の豫定）の採用を決定し、二月中旬より、本月中にかけて講義竝見學を終了の豫定なり。

一〇、保健婦教本の編纂

既に環境衞生、看護の二卷は脫稿し、出版所に廻布し他の五卷も本年五月中に印刷完成の見込なり。

一一、小河博士遺稿集編纂發行

上卷は三月下旬發刊し、他の二卷も本年半ばに印刷に附し得る見込なり。

共濟、年金組合事業

一、共濟組合事業

昭和十五年度に於ける組合員給與金支給狀況左の如し。

給與金種別	件數	金額
死亡給與金	一九	八、二〇〇・〇〇圓
疾病〃	五	一、二五〇・〇〇
醫療〃	八六	三、三二〇・二二

罹災 〃	二	三〇〇・〇〇	兒	
出産 〃	三二	一、五〇〇・〇〇		
脫退 〃	一五一	一一、九二八・五〇		
計	二九五	二六、四九八・七二		

昭和十五年度末現在組合員數は甲種九〇五名、乙種七〇二名、計一、六〇七名、昭和十六年度末現在組合員數甲種九〇二名、乙種七二九名、計一、六三一名である。

二、年金組合事業

昭和十五年度末現在組合員數は第一種四四五名、第二種六八名、計五一三名、昭和十六年度末現在組合員數第一種六一八名、第二種八九名、計七〇七名である。

二　社會事業施設

最近五ヶ年間に於ける社會事業施設數を種類別に見れば次の如くである。

社會事業施設數（各三月末現在）　資料（同盟時事年鑑昭和十七年）

種別	昭和九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年
社會事業機關					
聯絡統一	五五	五六	五六	五九	六一
調査研究	三三	三四	三四	三四	三四
養成助成	二	二	二	二	二
方面委員	八〇	八〇	八〇	八〇	四九
同後援	一、三六九	一、三六九	二、三〇九	二、三一〇	二、三一〇
兒童保護					
産婆	四九三	四九三	四九三	四六五	四一七
産院	四七	四八	五三	四〇	四〇
託兒所	六六一	六九七	八八七	八八三	九一五
育兒 〃	一二八	一二九	一三一	一一五	一一四
教護教育	六〇	六一	五八	五八	五八
其他	二九六	三〇一	三三七	三一四	三〇九
經濟保護					
住宅經營	二、三八四	二、三八四	二、〇七四	二、一三一	六四三
共同宿泊所	一五四	一五四	一五五	一四九	一四九
公益市場	二七七	二七七	二七八	二六八	二六八
簡易食堂	六八	六八	七〇	六四	四九
公益浴場	一六六	一六六	一七〇	一七七	一五五
公益質屋	一、〇六一	一、〇六一	一、〇六一	一、一四三	一、一四三
失業救濟及防止					
授産	七三	七三	七三	七三	二六三
救護					
院外救助	一六五	一六五	一七三	二一九	二一六
院内救助	一三七	一三九	一四〇	一五三	一四八
其他	二七九	二七九	二八五	二八五	三八
醫療保護					
施療病院	一四七	一五一	一六八	一九一	一九一
診療所	三九七	四〇四	四七二	五七〇	四八二
精神病院	四四	四四	五一	五六	五六

結核療養所	二九	二九	三六
癩療養所	一六	一七	一八
其他	五一	五一	五一
隣保事業	一六九	一六九	一八九
人事相談	一五三	一五三	一五九
婦人保護	二六	二六	二七
釋放人保護	八五四	七九二	八〇四
少年保護	一〇一	九一	八四
其他	二四四	二四四	三一〇

第三節　社會事業に關する經費

一　國庫社會事業費

昭和十七年度厚生省豫算は第七十九回帝國議會を通過し昭和十七年二月二十日付官報を以て公布されたが、追加豫算をも加へて二四二、八六八、五九二圓である。尚社會事業費として司法省其他に計上された分は略す。

昭和十七年度厚生省豫算

歲出經常豫算

第一款　厚生本省	一、七八七、七七九圓
第一項　俸給	六四二、八一一
第二項　事務費	七五四、二九四
第三項　體育研究及奬勵費	二〇二、四〇七
第四項　國民優生手術諸費	一五一、〇〇〇
第五項　醫師試驗用患者費交付金	一、七五〇
第六項　北海道土人保護救濟費	三五、五一七
第二款　保險院	六七五、七〇四
第一項　俸給	二七二、二二八
第二項　事務費	四〇三、四七六
第三款　國立少年教護院	五九、一三二
第一項　俸給	一七、二六八
第二項　事業費	四一、八六四
第四款　傷兵院	七四、四六一
第一項　俸給	一〇、三四五
第二項　事務費	二、五三一
第三項　傷兵費	六一、五八五
第五款　衞生試驗所	一五七、四七一
第一項　俸給	五五、〇五六
第二項　事業費	一〇二、四一五
第六款　厚生科學研究所	六八一、五八三
第一項　俸給	一九九、五六九
第二項　事業費	四八二、〇一四
第七款　國立結核療養所	一、六九四、四一六
第一項　俸給	二二五、〇八三
第二項　事業費	五一九、三三三
第三項　患者費	九五〇、〇〇〇

第八款　國立癩療養所	三、三三三、五四一
第一項　俸給	四六二、八九一
第二項　事業費	九四七、二七一
第三項　患者費	一、九二三、三七九
第九款　人口問題研究所	一五二、六一九
第一項　俸給	五七、〇二〇
第二項　事業費	九五、五九九
第十款　國民職業指導所	三、〇七二、三七六
第一項　國民職業指導所	三、〇七二、三七六
第十一款　軍事扶助費	六二、一九四、〇二五
第一項　軍事扶助費	六二、一九四、〇二五
第十二款　補助費	二三、二三三、三〇五
第一項　地方費補給	一八六、〇〇〇
第二項　保健所費補助	一、〇八〇、〇〇〇
第三項　精神病院費補助	六九二、八〇五
第四項　傳染病豫防費補助	三、三四一、六四二
第五項　寄生蟲病豫防費補助	二五、四二五
第六項　少年教護費補助	一九五、七八二
第七項　救護費補助	三、七一八、四〇九
第八項　醫療保護費補助	二、九七五、三六〇
第九項　兒童虐待防止費補助	一八、〇〇〇
第十項　母子保護費補助	二、二〇六、一三二
第十一項　社會事業費補助	一、〇〇〇、〇〇〇
第十二項　國民健康保險組合補助	七、七九三、七五〇
第十三款　保險國庫負擔金	九、三二四、八〇九
第一項　健康保險特別會計へ繰入	一、六九六、六七〇
第二項　職員健康保險特別會計へ繰入	五〇〇、〇〇〇
第三項　船員保險特別會計へ繰入	一三二、八九五
第四項　勞働者年金保險特別會計へ繰入	二、五八五、四五三
第五項　健康保險組合交付金	四、一二〇、三一〇
第六項　職員健康保險組合交付金	二八九、四四一
第七項　船員保險脫退手當給付費分擔金	四〇
第十四款　諸支出金	八四、二三七
第一項　諸支出金	八四、二三七
合計	一〇六、五二五、四五八

歳出臨時豫算

第一款　補助費	四、六九三、七五三圓
第一項　地方費補助	一四四、三五二
第二項　水道費補助	二、五三八、八〇〇
第三項　結核豫防會補助	五五〇、〇〇〇
第四項　癩豫防協會補助	三〇、〇〇〇
第五項　人口問題研究會補助	一三、九〇〇
第六項　聯業協會補助	八、一〇〇
第七項　東北更新會補助	二九、九〇〇
第八項　體力振興國體補助	一七、五五〇
第九項　不良住宅地區改良費補助	一一五、〇〇〇
第十項　都市小兒結核豫防費補助	三五七、五〇〇
第十一項　日傭勞働者賃銀繰替事務取扱費補助	五六、七九四

第十二項　寄生蟲病豫防施設費補助	六二、四〇〇
第十三項　農村隣保施設費補助	一三五、〇〇〇
第十四項　季節保育所費補助	一二一、五〇〇
第十五項　無醫村醫療機關設置費補助	三三七、〇〇〇
第十六項　靜岡市火災復興水道事業費補助	五二、二九一
第十七項　貸家組合設置費及貸家斡旋所費補助	一〇五、〇〇〇
第十八項　災害地方救濟應急施設費補助	一八、六六六
第二款　營繕費	一、〇六四、七八五
第一項　國立結核療養所新營費	一、〇〇〇、〇〇〇
第二項　新營費	五七、二八〇
第三項　修繕費	七、五〇五
第三款　調查諸費	二一九、二四二
第一項　職業適性其他調查諸費	一三二、〇四二
第二項　勞務動態調查費	六一、四〇〇
第三項　醫藥品在庫調查費	一六、八〇〇
第四項　醫藥制度調查費	九、〇〇〇
第四款　明治神宮國民體育大會開催諸費	二三五、〇〇〇
第一項　明治神宮國民體育大會開催諸費	二三五、〇〇〇
第五款　人口對策諸費	四、三八七、八六〇
第一項　國民體力管理諸費	三、二〇四、九二二
第二項　乳幼兒體力向上指導費	八四五、九八八
第三項　體力向上施設助成費	二〇〇、四五〇
第四項　體操制定普及費	一三、五〇〇
第五項　國民優生思想啓發費	二八、〇〇〇
第六項　兒童保護思想啓發費	九五、〇〇〇
第六款　保健衞生諸費	七、六八二、一九八
第一項　公醫養成費	一一八、五六〇
第二項　阿片費	三、九五三、五〇七
第三項　醫藥品製造費	四〇四、八六八
第四項　醫藥品應急措置費	三九五、八九八
第五項　醫藥品其他臨時對策費	二六三、八九六
第六項　藥用植物栽培試驗及獎勵諸費	一七七、八八四
第七項　藥品及齒科材料製造獎勵費	一九、〇九五
第八項　漢藥研究費	一五、八九三
第九項　傳染病豫防費	一、六七〇、四一二
第十項　結核豫防生活指導獎勵費	二六五、二九一
第十一項　特殊疾病豫防費	三〇、〇〇〇
第十二項　保健衞生調查及獎勵諸費	七七、三四〇
第十三項　國民榮養改善費	一三二、二九八
第十四項　臨時住宅對策費	一三二、二五六
第十五項　健康增進運動施設費	二五、〇〇〇
第七款　國民職業指導所臨時諸費	一五、三七六、四五四
第一項　國民職業指導所臨時諸費	一五、三七六、四五四
第八款　勞務動員諸費	五、九七六、二五三
第一項　勞務動員諸費	五、九七六、二五三
第九款　產業報國運動諸費	二、五一五、一〇七
第一項　產業報國運動諸費	二、五一五、一〇七

區分	道府縣費			市費			町村費			總計		
	直營	補助	計	直營	補助	計	直營	補助	計	直營	補助	計
救護施設費	三、六四〇	一、三一一	四、九五一	一、三四〇	五六四	一、九〇四	二、九八〇	一、六四〇	四、六二〇	八、四六〇	三、六一五	一二、〇七五
醫療保護施設費	七、四四〇	一、五六	八、九九六	二、三五〇	一、三四四	三、六九四	二、八三二	九二一	三、七五三	一二、四二二	三、一二一	一五、五四三
經濟保護施設費	二、三三一	九一	二、四二一	二、三六〇	一、二六	三、五八六	四、〇三一	一、五六	五、五八七	八、三二二	二、八三三	一一、一五五
失業保護施設費	一、五三一	三三一	一、八七二	三、三三一	二一一	三、五四二	六、六一	二、七四	八、七五	一二、五四二	三、〇四八	一五、五九〇

社會事業地方費（昭和十二年度單位千圓）

區分		道府縣費			市費			町村費			總計		
		直營	補助	計	直營	補助	計	直營	補助	計	直營	補助	計
傷痍軍人保護諸費		一、八六〇	六〇六	二、四六六	一、九六八	八七八	二、八四六	四、三六六	一、五七七	六、〇四三	八、一九四	三、一五六	一一、三五〇
第二項	軍事保護院費	二四、六四八		二四、六四八	八、八七八		八、八七八	六、五七七		六、五七七	三九、一〇四		三九、一〇四
第十款	軍人援護諸費	二一、九六八		二一、九六八	八、八七八		八、八七八	六、五七七		六、五七七	三七、三八八		三七、三八八
第九款	產業報國運動諸費	三〇、〇〇〇		三〇、〇〇〇							三〇、〇〇〇		三〇、〇〇〇
第一項	產業報國運動諸費	三〇、〇〇〇		三〇、〇〇〇							三〇、〇〇〇		三〇、〇〇〇
第八款	勞務動員諸費	四、三六六、〇五七		四、三六六、〇五七							四、三六六、〇五七		四、三六六、〇五七
第一項	勞務動員諸費	四、三六六、〇五七		四、三六六、〇五七							四、三六六、〇五七		四、三六六、〇五七
第七款	國民職業指導所臨時諸費	一、九二九、〇一〇		一、九二九、〇一〇							一、九二九、〇一〇		一、九二九、〇一〇
第一項	國民職業指導所臨時諸費	一、九二九、〇一〇		一、九二九、〇一〇							一、九二九、〇一〇		一、九二九、〇一〇
第六款	保健衞生費	三、六六、一八九		三、六六、一八九							三、六六、一八九		三、六六、一八九
第八項	結核保健指導費	七五三、〇三七		七五三、〇三七							七五三、〇三七		七五三、〇三七
第七項	青少年體力錬成費	二二八、八四九		二二八、八四九							二二八、八四九		二二八、八四九
第二項	乳幼兒體力向上指導費	一〇〇、〇〇〇		一〇〇、〇〇〇							一〇〇、〇〇〇		一〇〇、〇〇〇
第三項	戰歿者遺族援護施設費	二一、六二四		二一、六二四							二一、六二四		二一、六二四
第四項	軍人援護事業助成諸費	六、八六二、〇〇〇		六、八六二、〇〇〇							六、八六二、〇〇〇		六、八六二、〇〇〇
第五項	傷痍軍人療養所建物其他整備費	一九、三七九、〇〇〇		一九、三七九、〇〇〇							一九、三七九、〇〇〇		一九、三七九、〇〇〇
第十五款	臨時家族手當	六五〇、六四九		六五〇、六四九							六五〇、六四九		六五〇、六四九
第一項	臨時家族手當	六五〇、六四九		六五〇、六四九							六五〇、六四九		六五〇、六四九
第十六款	日本醫療團設立準備諸費	二〇〇、〇〇〇		二〇〇、〇〇〇							二〇〇、〇〇〇		二〇〇、〇〇〇
第一項	日本醫療團設立準備諸費	二〇〇、〇〇〇		二〇〇、〇〇〇							二〇〇、〇〇〇		二〇〇、〇〇〇
總合計		二四二、八六八、五九二	三七、〇八一、五二九	二七九、九五〇、一二一	一六、五八四、七二五	四、七一七、五〇九	二一、三〇二、二三四	一〇、三一一、一四〇	一、一一一、一一一	一一、四二二、二五一	二七九、九五〇、一二一	四五、一一一、一一一	三二五、〇六二、二三四

二　地方社會事業費

昭和十二年度地方社會事業費は總計一〇三、五三六千圓である。

社會敎化施設費	三四〇	八三三	一、一四四	七三三	八四	八一七	一、〇三〇	四二六	一、四八七	一、三三四	三、四七八
兒童保護施設費	一、一九一	五二三	一、七二五	二、七四七	二〇四	二、九五三	一、一〇〇	一四一	一、二四一	五、〇四〇	八六九	五、九〇九
其　他	三、九五六	五四三	四、四九九	九一七	二〇八	一、一三六	一、二六九	八二六	二、〇九五	六、一四三	一、五七七	七、七二一
合　計	二〇、一九七	四、五六八	二四、七六六	四九、五八三	七、〇三六	五〇、三〇六	二六、七一八	一、七四五	二八、四六三	九六、四九九	一〇三、五三六

第四節　社會事業資金

慈惠救濟資金

明治三十年　英照皇太后陛下の御大喪に際し慈惠救濟のため下賜せられたる四拾萬圓に公私の醵金を合せて蓄積せられたるものであつて其後明治四十五年　明治天皇崩御に際し皇室より下賜せられたる壹百萬圓と、更に大正三年　昭憲皇太后陛下の崩御に際し下賜せられたる六拾萬圓が共に加へられた。

昭和十三年三月三十一日現在にては慈惠救濟資金總額は、八、八三三、五〇一圓にて內有價證券一、九六八、四一五圓、預金一、〇四九、四五五圓、貸付金五、六六〇、九七四圓、保管金一五九、一四二圓、土地價格四四、四一五圓、其の他の財產價格一、一〇〇圓である。

年別慈惠救濟資金　資料（社會事業統計要覽）

昭和四年	八、二三八、七〇三圓
同七年	八、九九三、二八九圓
同八年	九、〇四五、七二八圓

賑恤資金

賑恤資金は大正四年　大正天皇御即位の大典に際し賑恤の資として御內帑金壹百萬圓を下賜せられ之を基金として蓄積したるものである。

昭和十三年三月三十一日現在に於ては總額二、三一三、八四四圓で內有價證券六二五、三九六圓、預金二六六、五二五圓、貸付金一、三七〇、二六二圓、保管金四四、一一一圓、其の他の財產價格七、五五〇圓である。

年別賑恤資金　資料（社會事業統計要覽）

昭和四年	二、一九六、〇八四圓
同七年	二、三八五、八七五圓
同八年	二、四八九、二七七圓
同九年	二、三四九、二四五圓
同十年	二、二六九、〇五四圓
同十一年	二、一九四、五六一圓

同十三年	二、三一三、八四四圓								
罹災救助基金									

明治三十二年制定の罹災救助基金法により蓄積せられた罹災救助基金は昭和十五年度初現在高は現金一四、四八二、二九二圓、國債二七、九三三、六〇二圓、地方債一五、四九五、一八五圓、其の他證券二、五九八、〇〇〇圓、土木費其他貸出金二八、九五九、二八二圓、地租貸與金三、〇八五圓、計八九、四七一、四四六圓である。

年別罹災救助基金　資料（社會事業統計要覽）

昭和四年	八一、八五四、二五七圓
同七年	九一、六八八、〇一五圓
同八年	九四、三八八、四〇七圓
同九年	九三、五九四、一五九圓
同十年	九〇、一三三、七二四圓
同十一年	八九、九九九、〇六五圓
同十三年	九二、二七八、九五四圓
同十五年	八九、四七一、四四六圓

備考　十五年は「地方行政」による。

兒童就學奬勵資金

兒童就學奬勵資金は大正十三年　皇太子殿下御慶事行はせらるるに當り兒童就學奬勵の思召を以て下賜せられた金額（百萬圓）に依り北海道及府縣に於て設置するものであつて道府縣は其の支出金及寄附金等を以て本資金の增加を計つてゐる。

昭和六年末	三、四八三、七五四圓								
同七年末	三、五五九、九四五圓								
同八年末	三、五七八、一七六圓								
同九年末	三、五九四、〇二一圓								
同十年末	三、六〇五、五二一圓								
同十一年末	三、六一一、九五六圓								
同十二年末	三、五六八、五九九圓								
同十三年末	三、六二九、八八五圓								

（文部省調）

軍人援護資金

本資金は日露戰爭當時帝國軍人援護會に於て管理した恤兵金の殘餘で戰後同會解散に際し道府縣に配分されたるものである。即ち道府縣に於ては之を特別會計として保管し、其の利子收入を以て道府縣自體又は適當な民間軍人援護團體に補助して、軍事扶助法の適用範圍外に在る者に對する援護を行つて居るものである。今昭和十五年四月一日現在に於ける該資金現在高の全國總計を見るに、有價證券四六九、〇五一圓、貸付金四九六、五一二圓、保管金六三二、九一二圓、合計一、五九八、四七五圓である。

次に昭和十四年度歲入出決算及昭和十五年度歲入出豫算の全國廳府縣の合計を示せば左の通りである。

昭和十四年度歳入出決算及昭和十五年度歳入出豫算

歳入

年別	資金より生ずる收入	一般會計より繰入	其の他	計
昭和十四年度	七五、六三圓	七〇、一五九圓	一、三五、二三圓	一、三八〇、九四圓
同十五年度	五五、九五六	一五、五六〇	一、〇五一、四七五	一、一二三、九九一

歳出

年別	援護金	補助金	其の他	計
昭和十四年度	六〇〇、五五三圓	二四一、〇六五圓	三八、七一三圓	一、〇八〇、三四〇圓
同十五年度	四二七、八七〇	二四八、九一七	四四六、二〇四	一、一二三、九九一

其他の資(基)金

道府縣には以上の基金資金に屬せざる各種の資基金がある昭和十三年三月三十一日現在に於て總額二八、六三二、七六一圓、內有價證券六〇七、一五三圓、預金六五五、五二二圓、貸付金二七、二四六、四六一圓、保管金一二三、六二五圓である。

年別其他の社會事業資(基)金　資料(社會事業統計要覽)

昭和七年	三八、五五八、〇二九圓
同八年	三〇、四二三、六五九圓
同九年	三三、四〇一、五〇五圓
同十年	三二、二八、六〇九圓
同十一年	三〇、六二八、〇八八圓
同十三年	二八、六三二、七六一圓

其の他の資(基)金名は左の通りである。

北海道——凶作救濟資金
東京——社會事業資金
京都——小住宅資金
大阪——藤田慈惠救濟基金
神奈川——失業救濟農山漁村貸付資金
震災記念社會事業資金
社會事業其の他諸費貸付資金
兵庫——社會事業奬勵基金
兒童研究所基金
埼玉——救護並に道路費資金
千葉——恩賜兒童就學奬勵資金
農山漁村失業救濟資金
茨城——失業救濟對策資金
愛知——愛知學園基金
岐阜——失業救濟農山漁村臨時對策資金
社會事業貸付資金
長野——少年教護院生徒退院就業資金
大禮記念長野縣社會事業資金
宮城——災害救濟資金
福島——災害救濟資金
福井——行啓記念恩賜醫療救護資金
石川——社會事業資金
富山——水災基金
岡山——罹災救助資金
御津、上道、兒島、都窪郡慈惠救濟基金
和歌山——社會事業資金
高知——育兒慈惠資金
鹿兒島——恩賜社會事業資金
救療資金
失業救濟農山漁村低利資金

第五節　社會事業の奬勵助成

一　官廳の奬勵助成

宮內省

宮內省に於ては大正十年以來每年紀元節に際し私設社會事業團體に對して奬勵金を下賜せられてゐる。昭和十五年度に於ては御下賜金を拜受した團體數四二二此の金額一〇四、〇〇〇圓である。

厚生省

內務省に於ては私設社會事業助成のため、明治四十一年始めて奬勵金を交付し、爾來每年全國私設社會事業中成績優良なる團體に對し奬勵金を交付してゐたが、昭和十三年一月十一日厚生省の新設に伴ひ社會局所管となり保護課が之を取扱ふことゝなつたが、昭和十三年七月社會事業法が實施せらるゝに至り從來の奬勵金は同法に依り成績優良にして事業を繼續する見込確實なる社會事業團體に對し補助金として交付せらるゝ事となり、現在生活局保護課にて所管されてゐる。昭和十五年度に於ける國庫奬勵金下附團體數は一、三二四で金額百萬圓である。

社會事業法に依る補助配分調

（生活局保護課調）

道府縣	昭和十五年度補助金額	同十四年度補助金額	同十三年度補助金額	昭和十五年度團體數	同十四年度團體數	同十三年度團體數
北海道	二七、〇三〇圓	二七、七九〇圓	一七、八七〇圓	三〇	三〇	三〇
青森	九、九五〇	九、六二〇	六、三〇〇	一八	一八	一八
岩手	八、七一〇	一一、四三〇	五、三五〇	一六	一五	一七
宮城	一六、二八〇	一六、五二〇	九、五六〇	三三	三三	三三
秋田	一三、三八〇	一三、七八〇	六、七〇〇	二六	二六	二六

山形	一三、一四〇	一三、五九〇	六、六〇〇	三三	二二	一六	二六	一一	二〇
福島	一五、八二〇	一三、七一〇	六、七〇〇	三四	二七	二六	五一	二七	二七
茨城	八、六二〇	八、三三〇	四、〇四〇	一七	一九	八	一八	一一	八
栃木	八、九七〇	八、六四〇	三、八一〇	一四	一三	一三	一五	一三	一三
群馬	一三、八五〇	一三、二九〇	八、三八〇	三〇	二八	二四	三三	二八	二六
埼玉	七、四一〇	八、九七〇	五、七五〇	九	九	一〇	一二	一〇	一三
千葉	一九、一七〇	一六、二一〇	八、九一〇	四六	三三	二三	四七	一三	二四
東京	一五〇、二七〇 （二〇七、五〇〇）	一五三、二七〇 （一九五、五〇〇）	八三、八四〇 （六五、五〇〇）	一四三 （六）	一三九 （五）	一〇三 （四）	一四三 （六）	一四三 （五）	一〇四 （四）
神奈川	二六、一六〇	二七、一〇〇	一六、三一〇	四四	三六	二四	四八	二六	二六
新潟	一四、八〇〇	一三、九〇〇	八、三三〇	四三	三九	二八	四六	四九	三〇
富山	一一、〇四〇	一〇、九三〇	六、九九〇	二二	二一	一七	三三	一二	一二
石川	一五、三八〇	一四、八九〇	六、五〇〇	二〇	一九	一三	二六	一九	一三
福井	四、〇一〇	七、一八〇	四、九三〇	一一	一一	一一	一三	一六	一一
山梨	三、七四[illegible]	五、八三〇	二、〇四〇	七	六	五	八	六	六
長野	一六、〇〇〇	一五、五三〇	八、三七〇	三七	三七	二九	三八	五四	三四
岐阜	一三、一〇〇	一三、一八〇	八、九九〇	三四	三三	二八	三五	三四	三〇
静岡	一三、三七〇	一四、八九〇	六、七五〇	三一	三〇	一九	三三	三三	二四
愛知	二〇、二九〇	二九、三一〇	一三、四七〇	七四	六六	三〇	八一	六七	三〇
三重	一三、六〇〇	一三、六九〇	九、三六〇	二五	二九	二一	二五	二六	二三
滋賀	八、四一〇	七、七一〇	四、八六〇	一六	一三	一三	一七	一三	一三
京都	三三、二九〇	三三、六五〇	一三、四九〇	三〇	二九	二一	三一	三〇	二三
大阪	六一、三三〇	五七、三三〇	三〇、三六〇	五四	五〇	四三	五五	五一	四七
兵庫	二〇、二五〇	二一、七二〇	一三、四一〇	二七	二五	一七	三一	二六	一八
奈良	六、七一〇	六、六〇〇	四、〇〇〇	一五	一四	一三	一五	一五	一六
和歌山	七、二四〇	六、八四〇	四、二三〇	一五	一三	七	一六	一七	八
鳥取	七、三四〇	七、〇五〇	三、八四〇	一四	一二	九	一五	一三	九
島根	九、三八〇	九、五四〇	四、六七〇	一一	一一	一〇	一一	一三	一一
岡山	一九、〇一〇	二三、〇八〇	九、八〇〇	三七	二四	二四	三八	三九	二四
廣島	一五、五七〇	一八、五三〇	八、八二〇	一九	一六	一四	二一	一八	一五
山口	一一、二五〇	一〇、八九〇	四、九三〇	二四	二三	一〇	二八	二六	一一
德島	七、六七〇	七、四〇〇	三、四三〇	九	八	七	九	八	七
香川	五、〇五〇	七、五三〇	三、一九〇	一六	一五	一一	一六	一五	一三
愛媛	一一、八三〇	一〇、七八〇	三、七二〇	二五	二三	一一	二九	二七	一四
高知	六、二九〇	六、五三〇	四、〇四〇	一一	一一	七	一九	一三	七
福岡	二六、六〇〇	二六、二一〇	一〇、七四〇	六三	五三	三〇	六四	五三	三〇
佐賀	一〇、八六〇	一三、二八〇	五、〇一〇	三五	三一	一六	四三	四〇	一一
長崎	一〇、九六〇	一三、九三〇	八、一一〇	一一	二〇	一九	二七	二〇	二〇
熊本	二一、三五〇	二〇、七一〇	一三、一六〇	四一	三六	二五	五三	四五	四三
大分	八、四四〇	七、七六〇	四、四二〇	一四	一四	一一	一五	一四	一四
宮崎	七、五四〇	七、一四〇	三、七五〇	一二	一〇	六	一三	一三	六
鹿兒島	七、八三〇	七、五七〇	四、六二〇	一〇	一一	八	一三	一一	九
沖縄	七、一一〇	六、二〇〇	三、〇〇〇	六	一	一	六	一	一
計	七九二、五〇〇 （二〇七、五〇〇）	八〇四、五〇〇 （一九五、五〇〇）	四三四、五〇〇 （六五、五〇〇）	一、三二八 （六）	一、一九八 （五）	八九九 （四）	一、四五六 （六）	一、三〇六 （五）	九八三 （四）

備考　東京府の補助金額補助團體數及內中團體數欄の括弧內の數字は中央團體に對するものを別に揭げたるものなり

國庫奬勵金下附狀況（生活局保護課調）

年度	團體數	金額
昭和二年度	二五一	五九、五〇〇圓
同　三年度	二八一	五九、五〇〇
同　四年度	三〇一	六一、〇〇〇
同　五年度	三〇一	四三、七〇〇

同　六年度	三〇九	三八、五〇〇
同　七年度	三一六	三九、〇〇〇
同　八年度	四六九	一六九、六〇〇
同　九年度	五〇四	一六九、六〇〇
同　十年度	五二三	一六九、六〇〇
同　十一年度	五三〇	一六九、六〇〇
同　十二年度	五六二	二〇〇、〇〇〇
同　十三年度	九〇三	五〇〇、〇〇〇
同　十四年度	一、二〇三	一、〇〇〇、〇〇〇
同　十五年度	一、三二四	一、〇〇〇、〇〇〇

司法省

昭和十六年度に於ける司法保護事業奬勵費豫算は五七九、五〇四圓で下付團體數三九九である。

司法保護事業奬勵費

年次	豫算額	下付團體數 指導助成團體	釋放者	少年	思想	合計
昭和十三年	三三二、一〇〇	—	一一四	八四	八四	二八二
同　十四年	四三二、三五〇	—	四六一	一〇三	一〇二	六六六
同　十五年	四九六、八六〇	五九	三五三	九九	九四	六〇五
同　十六年	五七九、五〇四	六〇	一七九	一〇三	五七	三九九

地方費による助成

道府縣及市町村に於ても私設社會事業に對しては從來夫々助成の途を講じ以て私設社會事業の整備充實を圖りつゝあるが昭和七年九月公布せられたる改正罹災救助基金法に依り之が助成費財源の增加を見るに至つた。道府縣に於ては特に奬勵助成規定を設くるもの一道二十縣（昭和十五年四月末調）に及び夫々其の地方の事情に基き奬勵助成に關する大體の標準を示し事業成績（取扱人員等）經費（豫算及決算）創設及增築等の臨時費等の狀況を參酌して實情に適應する奬勵助成を加へつゝある。之が規定の設置なき府縣に於ても大體同樣方針の下に指導奬勵を加へつゝあり。

昭和十四年度私設社會事業の地方費に依る奬勵助成狀況

（生活局保護課調）

道府縣	社會事業法第十一條の規定に依る補助金交付を受けたる團體 道府縣 團體數	金額	市町村 團體數	金額	計 團體數	金額	社會事業法の適用を受くる團體にして上記の補助金交付を受けざりし團體 道府縣 團體數	金額	市町村 團體數	金額	計 團體數	金額	社會事業法の適用を受けざる社會事業團體 道府縣 團體數	金額	市町村 團體數	金額	計 團體數	金額
北海道	一	二、二〇〇圓	二八	一〇、三五〇圓	二九	一二、五五〇圓	—	—圓	七	八五〇圓	七	八五〇圓	—	—圓	一〇	八〇〇圓	一〇	八〇〇圓
青森	三九	二、三九〇	一二	一、九一二	五一	四、三〇二	一五	—	四二	—	五七	—	—	—	—	—	—	—
岩手	四	一、五九〇	一一	一〇八	一五	一、六九八	一	二二	二八	三三三	二九	三五五	一	二〇〇	八五	六〇九	八六	八〇九
宮城	二七	八、六九〇	二七	七、四〇五	五四	一六、〇九五	二	一、三五〇	六	五〇〇	八	一、八五〇	六〇一	三三、八八六	五〇一	八、三〇〇	一、一〇二	四二、一八六
秋田	一九	一、九五〇	一一	一、八四五	三〇	三、七九五	三	三三〇	一	一〇〇	四	四三〇	八	一、一三〇	—	—	八	一、一三〇
山形	二一	五、〇六〇	一八	七、五八二	三九	一二、六四二	五	六九〇	二	五八〇	七	一、二七〇	一六	九六〇	一九五	五、五八〇	二一一	六、五四〇
福島	二七	四、八四〇	二六	五、九七八	五三	一〇、八一八	七	一、二九二	一八	二、一三六	二五	三、四二八	五〇	三、〇九二	五三	五、五六〇	一〇三	八、六五二
茨城	一九	三、九一四	一一	九九〇	三〇	四、九〇四	一	一〇〇	—	—	一	一〇〇	二	三三〇	—	—	二	三三〇
栃木	一三	二、七六七	一一	二、五〇〇	二四	五、二六七	三	二三六	一	三〇〇	四	五三六	八二	六、八二六	五二	三、九八七	一三四	一〇、八一三
群馬	二九	三、五七五	二〇	三、九五五	四九	七、五三〇	二	六〇	三	一六五	五	二二五	一一七	六、五九五	六四	六、七三一	一八一	一三、三二六
埼玉	一三	一一、四五〇	三	一、六〇〇	一六	一三、〇五〇	—	—	—	—	—	—	一四七	二四六、一二〇	一二四	一三、八七四	二七一	二五九、九九四
千葉	二八	二、八九八	一四	一、五七〇	四二	四、四六八	一八	一、四五一	一〇	六七五	二八	二、一二六	六	一、八〇〇	—	—	六	一、八〇〇
東京	一三四	一五八、二三五	一二一	二一、一〇〇	二五五	一七九、三三五	一九	九、三八〇	一二	一一、六七〇	三一	二一、〇五〇	八九	四五、二二〇	九六	五五、一六五	一八五	一〇〇、三八五
神奈川	三三	九、八〇〇	一五	五、五八〇	四八	一五、三八〇	一五	一二、二五〇	一〇	一四、七三〇	二五	二六、九八〇	一九	九、〇五〇	一八	二、四八三	三七	一一、五三三
新潟	三二	八、二〇二	二六	一〇、八三七	五八	一九、〇三九	六	二、九一六	五	一、五六八	一一	四、四八四	二八一	八、一七四	九〇	一四、〇二二	三七一	二二、一九六
富山	一九	八、七八二	一八	七、〇六〇	三七	一五、八四二	四	五、九三九	五	二、三二七	九	八、二六六	二七	八、八九一	四	一、七八〇	三一	一〇、六七一
石川	一八	六、四一〇	一四	六、三九〇	三二	一二、八〇〇	一一	一、七六五	一五	四、八四〇	二六	六、六〇五	八七	二、二八六	九一	一二、八〇一	一七八	一五、〇八七
福井	一〇	二、二八九	八	一、五一四	一八	三、八〇三	七	一、八二五	一	三〇〇	八	二、一二五	一四八	四、三三三	—	—	一四八	四、三三三
山梨	六	一、四六〇	四	三〇〇	一〇	一、七六〇	二	八、一〇〇	一	一〇〇	三	八、二〇〇	二	一五〇	一	三五	三	一八五
長野	三七	一三、二九一	三七	二五、九四二	七四	三八、二三三	二六	一、三九六	一八	六、一七二	四四	七、五六八	三三	一、六八八	七	八〇五	四〇	二、四九三
岐阜	三二	七、四〇一	二二	二、九八三	五四	一〇、三八四	—	—	—	—	—	—	一〇	七九九	六	一八五	一六	九八四
静岡	三〇	九、八三九	二六	六、六八一	五六	一六、五二〇	九	四、五七一	四	一、七六〇	一三	六、三三一	四〇	三、九七〇	四七	五、九四一	八七	九、九一一
愛知	三六	三二、五〇三	三〇	一七、〇四八	六六	四九、五五一	四四	二六、二四〇	二二	一、九〇二	六六	二八、一四二	四五〇	二五、二一〇	七二五	四一、五〇三	一、一七五	六六、七一三
三重	二三	一一、八八三	二五	六、七六三	四八	一八、六四六	四	一〇、五七五	二	六八五	六	一一、二六〇	三〇	八、五三〇	一七〇	二〇、九一八	二〇〇	二九、四四八
滋賀	一〇	一、一五〇	八	一、一九〇	一八	二、三四〇	五	三九五	四	六八〇	九	一、〇七五	五三四	七、三四〇	二三四	七、五一〇	七六八	一四、八五〇
京都	一六	一三、二四〇	二三	五、八五〇	三九	一八、〇九〇	三	一一、二〇〇	四	五、三〇〇	七	一六、五〇〇	一〇	九、八〇〇	一一	一、五〇〇	二一	一一、三〇〇
大阪	四九	五二、六〇〇	三三	一〇、八九二	八二	六三、四九二	三四	一六三、六八〇	—	—	三四	一六三、六八〇	九八	一八、〇〇〇	一六	三、九二五	一一四	二一、九二五

沖縄	鹿兒島	宮崎	大分	熊本	長崎	佐賀	福岡	高知	愛媛	香川	徳島	山口	島根	鳥取	岡山	広島	和歌山	奈良	兵庫
四	八	六	一二	一三	七	一四	一五	一一	一二	一一	八	一三	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一九
一〇、四四〇	五、〇四〇	三、四一〇	五、〇三〇	一〇、四〇〇	四、〇一〇	一四、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一〇、四四〇	五、〇四〇	三、四一〇	五、〇三〇	一〇、四〇〇	四、〇一〇	一四、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一〇、四四〇	五、〇四〇	三、四一〇	五、〇三〇	一〇、四〇〇	四、〇一〇	一四、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

二　民間團體の奬勵助成

全國社會事業名鑑昭和十二年版によれば我國社會事業助成機關は四二であるが、今その内主なる團體の助成狀況を擧ぐれば次の如くである。

恩賜財團慶福會

恩賜財團慶福會の昭和十四年度に於ける助成狀況は、私設社會事業經營費助成　五三、〇〇〇圓、農村隣保事業施設（中央社會事業協會指定指導村）指定助成　三、四〇〇圓、社會事業從事員共濟組合補助　一七、〇〇〇圓、社會事業從事員養成補助　一、四五、一〇〇圓、私設社會事業經營費助成　一七、〇〇〇圓、社會事業從事員養成補助　一七、二〇〇圓、社會事業連絡統制機關補助　三、六〇〇圓、少年教護事業費補助　三、〇〇〇圓、社會事業聚報發行費補助　三、〇〇〇圓、社會事業總額二五一、三〇〇圓の内訳である。

資料（恩賜慶福會事業概要）

同昭和十一年度	同十二年度	同十三年度	財團法人慶福會私設事業助成
			恩賜財團慶福會
一般助成			
團體數	三三	三五	計
助成金額	六、三〇〇円	一三、六〇〇円	一八、六〇〇円
震災記念助成費			
團體數	一三	一三	計
助成金額	四、〇〇〇円	四、〇〇〇円	八、〇〇〇円
故久邇宮良子女王殿下御慶事記念社會事業助成金			
團體數	八	九	計
助成金額	二、二〇〇円	二、三〇〇円	四、五〇〇円
事業田原豊吉翁記念社會事業助成金			
團體數	二五	二六	計
助成金額	八、一〇〇円	八、三〇〇円	一六、四〇〇円
寄附金額			
團體數	一二	一八	計
助成金額	三、四〇〇円	五、〇〇〇円	八、四〇〇円
計			
團體數	三五	三九	七四
助成金額	一三、九〇〇円	一五、九〇〇円	二九、八〇〇円

同昭和十一年度	同十二年度	同十三年度	財團法人三井報恩會
			恩賜財團慶福會
助事成業設			
團體數	二七	二八	計
助成金額	三、八〇〇円	三、八〇〇円	七、六〇〇円
員事業設			
團體數	三	三	計
助成金額	三〇〇円	三〇〇円	六〇〇円
從設社事會業			
團體數	一	一	計
助成金額	一〇〇円	一〇〇円	二〇〇円
貧集社會			
團體數	一	一	計
助成金額	一〇〇円	一〇〇円	二〇〇円
合事社會			
團體數	一	一	計
助成金額	一〇〇円	一〇〇円	二〇〇円
貧事少年			
團體數	一	一	計
助成金額	一〇〇円	一〇〇円	二〇〇円
獨聯社會			
團體數	一	一	計
助成金額	一〇〇円	一〇〇円	二〇〇円
貧支共出他			
團體數	一	一	計
助成金額	一〇〇円	一〇〇円	二〇〇円
計			
團體數	三	三	六
助成金額	三〇〇円	三〇〇円	六〇〇円

財團法人三井報恩會

本會創立以來滿七ヶ年を經過したが其の間本會が我が國社會の福利增進並に文化の向上發展に貢獻せむが爲め社會事業其の他の公益的施設及び有益なる學術的研究並に其の應用實

驗等の爲め支出した事業費總額は二、七六六件、一二、四三八、三四七圓に達してゐる。昭和十五年度に於ける事業費支出總額は三六四件、一、三七四、〇三一圓であるが、社會事業關係支出費は三一三件、四六九、八八六圓である。

三井報恩會社會事業助成狀況

資料（昭和十五年度事業報告）

種別	昭和九年度		同十年度		同十一年度		同十二年度		同十三年度		同十四年度		同十五年度		合計	
	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額
社會事業に關する機關	六	二六、九〇〇円	六	二六、〇〇〇円	二	二七、一〇〇円	七	三九、三〇〇円	五	五九、〇〇〇円	六	五一、三〇〇円	九	六三、三〇〇円	三五	二九三、三〇〇円
一般救護	三七	四五、三八二	三九	八七、三三八	四五	三九、四七四	三八	三七、一〇九	三八	一〇九、二八三	四八	九一、三六六	四三	三五、六三〇	二八七	四四六、〇〇三
特殊救護	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	一〇、〇〇〇
經濟保護	二	九、三〇〇	一六	一二、二〇〇	二四	三四、二四一	一六	三一、七五六	一六	三〇、三五〇	一〇	三三、六〇〇	五	一、三〇〇	一〇八	一四一、四九七
失業保護	九	八、六五五	三	三〇、八六	一三	一二九、四三八	一五	三六、二一	九	一六、三四二	五	七、二九一	七	七、七四二	八〇	三三六、七五五
醫療保護	三九	二三五、九八〇	四八	四三〇、三〇〇	五四	二一〇、六〇〇	四六	二六、八二五	三五	二三五、二七五	四九	三六、二七五	三五	二四九、六〇〇	四八〇	一、八六八、七四五
兒童保護	一六三	一三九、五九八	一三〇	八四、六〇〇	九一	七九、九一三	九七	六二、〇〇〇	八六	四九、三五〇	八五	三五、六〇〇	八五	三五、一〇〇	七二七	三二五、三二一
司法保護	五九	六七、〇一四	五九	六〇、三〇〇	六六	四八、〇〇〇	六六	六六、一〇〇	六六	三五、〇〇〇	七〇	三七、〇〇〇	四五四	三三八、四三四		
其の他	四七	五九、六三四	四三	四九、〇三〇	六八	九五、七〇〇	五四	四一、一四	三四	三四、七八二	三三	四六九、八八六	三四	三四、四五七		
計	三八一	三三二、八七三	三三二	二六九、九四四	三七三	六五四、四五六	三四七	三三〇、四〇五	三一四	二七八、二四五	三一三	四六九、八八六	二、四〇〇	四、二八四、二九六		

財團法人　服部報公會

昭和十五年度に於ける本會教育其他の公益事業援助額は教育事業二一件一三、三〇〇圓、其他の公益事業七一件、四一、六〇〇圓、計九二件、五四、九〇〇圓である。昭和六年より昭和十五年迄の援助總額は延七〇一件、二二一團體、四〇七、六〇〇圓で內教育事業援助延二一五件、一五二、四〇〇圓、七六團體其他の公益事業援助延四八六件、二五五、二〇〇圓、一六一團體である。

財團法人　坂文種報德會

本會に於ては愛知縣下及名古屋市に於ける私設社會事業團體中適當なりと認めた團體に對し補助金を交附して其事業の援助を行つてゐるが、昭和十五年度社會事業補助金は四〇〇圓である。

財團法人　大日本佛教慈善會財團

本團昭和十五年度私設社會事業補助費は八、五八五圓であり、昭和十六年度は七、五八五圓である。

財團法人　中野財團

公益施設補助額豫算は昭和十四年度二二、七七七圓、十五年度二三、六四九圓、十六年度二三、八五二圓である。

財團法人　大阪朝日新聞社會事業團

昭和十五年度に於ける本團社會事業費決算額は三三五、九六〇圓五一錢で內、一般社會事業費四八、七八八圓二錢、厚生週間事業費二八七、一七二圓四九錢であるが、一般社會事業費中社會事業助成金は九、四五一圓である。

第六節　社會事業資金融通

大藏省預金部資金融通

社會情勢の推移に伴ひ吾國の社會事業急激に進步發達し來り各般の施設着々整備せられつゝある。然れ共社會事業經營に要する經費殊に創設費の調達は私設社會事業團體は固より地方公共團體に於ても極めて困難とする所にて罹災救助基金、慈惠救濟資金並に賑恤資金の運用、篤志家の寄附又は國家公共團體等よりの補助等に財源を求めつゝあるも之等のみにては到底斯業の必要に副ふに足らず、政府は大正八年度以降特に社會事業の發達を助成促進する爲めに預金部低利資金を簡易迅速に融通することゝし現在に至つた。而して大正八年度以降昭和十五年度迄の融通總額は二億八百四十三圓に達した。事業別融通狀況を見るに公益質屋經營資金の豐千九百萬圓を筆頭として救療施設、不良住宅地區改良に對する融通之に次ぎ多額である。

今次事變勃發以來軍需產業、軍事施設の擴充に伴ひ之等勞務要員等の住宅拂底の甚だしい實情に鑑み之が充足は極めて緊要なるものある爲昭和十四年度には軍需勞務要員共同宿舍建設資金、小住宅資金に充當せしむる爲約豐千萬圓公營住宅資金に約豐百萬圓を融通し、更に昭和十五年度より軍需勞務要員共同宿舍建設並に小住宅建設に要する資金に充つる爲社會事業資金より分離して特別資金として勞務者住宅建設資金を設け厚生省の指示及勸奬に依り地方公共團體及工場、鑛山に六千二百五十萬餘圓（昭和十六年十一月末現在）を融通し尙公營住宅資金に約豐百四十萬圓を融通して時局下最も緊要と認める施設の擴充强化に努めつゝある。

自大正八年度至昭和十五年度　社會事業資金融通額（生活局生活課調）

資金所屬年度	住宅資金	其他社會事業資金	計
大正八年度	一三、七五〇、九三三円	五五四、〇〇〇円	一三、二四四、九三三円

同　九年度	四、三五九、〇〇〇	二八七、〇〇〇	四、六四六、〇〇〇
同　十年度	九、六四七、〇〇〇	三二六、四三〇	一〇、一七三、四三〇
同　十一年度	八、七七三、六〇〇	一四九、〇〇〇	八、九二三、六〇〇
同　十二年度	一三、一六七、一〇七	四五七、〇〇〇	一三、六二四、一〇七
同　十三年度	一四、二〇六、八三七	二四一、〇〇〇	一四、四四七、八三七
同　十四年度	一〇、四七三、四〇〇	二三二、〇〇〇	一〇、七〇四、四〇〇
大正十五年度 昭和元年度	九、二五六、〇〇〇	三三五、〇〇〇	九、五九一、〇〇〇
同　二年度	一三、七五六、六〇〇	二、二五一、〇〇〇	一五、九八七、六〇〇
同　三年度	一〇、六〇三、〇〇〇	三、一四九、三五〇	一三、七五三、三五〇
同　四年度	二、四一八、三〇〇	一、三八、一〇〇	三、六四六、四〇〇
同　五年度	三、一六三、六〇〇	一、九八〇、六〇〇	五、一四三、二〇〇
同　六年度	一、八〇一、八〇〇	三、三六、四五〇	五、〇三八、二五〇
同　七年度	二、〇九八、六〇〇	五、四三九、四〇〇	七、三五八、一〇〇
同　八年度	七五一、六〇〇	五、七六六、〇五〇	六、五四七、六五〇
同　九年度	三五四、六〇〇	三、五九一、二〇〇	四、一三五、八〇〇
同　十年度	一、八六三、二〇〇	三、三五九、〇〇〇	五、四二一、二〇〇
同　十一年度	六九二、六〇〇	二、七四一、八〇〇	三、四三四、三五〇
同　十二年度	八六六、六〇〇	二、一三一、八〇〇	二、九九九、三五〇
同　十三年度	九、九一〇、六〇〇	三、三六一、四〇〇	一三、一九三、〇〇〇
同　十四年度	二、四一〇、一〇〇	三、四三一、二〇〇	一四、八三一、三〇〇
同　十五年度	三、二一〇、四〇〇	二、三六四、四〇〇	五、五七四、八〇〇
計	一四五、七三三、七七七	四六、九四四、四一〇	一九三、六七七、一八七

備考　木造店舗資金一五、七五八、一〇〇圓を加ふるときは二〇八、四三五、二九七圓となる

自大正八年度至昭和十五年度　住宅以外の社會事業種別資金融通額

（生活局生活課調）

種別	資金融通額
公益質屋	一九、〇〇二、九五〇円
公益市場	四、五五九、三五〇
公益浴場	三二四、八〇〇
公設食堂	三六、一五〇
宿泊所	二、一四四、〇〇〇
救療施設	六、二三四、八〇〇
託、孤、保	四八一、四〇〇
職業紹介所	一、〇二〇、一二〇
不良住宅地區改良	四、五六八、八〇〇
地方改善地區整理	一、四四二、三〇〇
融和促進生業資金	七五八、三五〇
其他	六、三七一、四〇〇
計	四六、九四四、四二〇

風水害、震災、火災等の災害に依る復舊資金は大正十四年度以降災害復舊資金及社會事業資金より融通せられたるが昭和十五年度より從來社會事業資金より融通せられた罹災住宅の復舊に要する資金は災害關係資金より融通することゝなつた。昭和十五年度に於ける融通額は八十三萬餘圓である。

昭和十五年度災害關係資金（厚生省關係）融通狀況

（生活局生活課調）

縣名	融通額
北海道	四四六、五〇〇円
福島	一六五、四〇〇
山形	一五、〇〇〇
新潟	三八、三〇〇
宮崎	一六五、〇〇〇
計	八三〇、二〇〇

簡易保險積立金融通

簡易生命保險積立金貸付高中社會事業施設に貸付られた額は大正八年より昭和十五年迄にて七三六件、四七、四五〇、五四五圓、保健衞生施設貸付は一、四二一件、一六五、八九二、六八〇圓である。

年度別簡易保險積立金社會事業保健衞生施設貸付高

資料（簡易生命保險積立金貸付狀況）

年度	社會事業施設		保健衞生施設	
大正八年度	三、一五六、一〇〇円	二七件		
同　九年度	二、九九四、一〇〇〇	五一		
同　十年度	四、二一四、四六〇〇	七五		
同　十一年度	三、二八七、八五〇〇	七二		
同　十二年度	四、一三五、三九〇〇	七五	六五五、〇〇〇円	二二
同　十三年度	三、二六五、五〇〇〇	四二	四、八一二、一三〇〇	四四
同　十四年度	二、一七六、五〇〇〇	四一	一〇、七一〇、九〇〇〇	一〇九
昭和元年度	二、五三二、二〇〇	三四	一〇、七八〇、八〇〇	一二六
同　二年度	二、一一五、〇〇〇	三〇	一五、〇二七、九〇〇	一二五
同　三年度	一、七〇一、七〇〇	三一	五、五七四、六〇〇	八四
同　四年度	五一九、六〇〇	一六	二〇、七四五、七二六	五八
同　五年度	一、九六九、八四五	三五	一九、八一〇、五七四	七六
同　六年度	一、七一〇、五〇〇	二〇	九、七五一、四〇〇	六七
同　七年度	一、三三二、七〇〇	一八	五、七八四、〇〇〇	七四
同　八年度	七一九、五〇〇	一七	二、二九二、四〇〇	四九
同　九年度	七五九、三〇〇	一八	六七三、五五〇	二〇
同　十年度	一、五四七、八〇〇	二七	一七、〇三五、二〇〇	一一二
同　十一年度	二、〇三七、四〇〇	三七	一一、一六二、五〇〇	一五三
同　十二年度	一、二〇四、七〇〇	二九	七、九九九、九〇〇	一一三

同　十三年度	一、三五六、二〇〇	一六	八、五二九、七〇〇	八〇	
同　十四年度	一、九三六、二〇〇	一四	七、八一四、五〇〇	五九	
同　十五年度	二、七七七、〇〇〇	一一	六、六七五、九〇〇	四五	
計	四七、四五〇、五四五	七三六	一六五、八九二、六八〇	一、四二一	

備考　年度の區別は貸付内定年度に依る

事業別貸付狀況は左表の通りである。

自大正八年度
至昭和十五年度　**簡易保險積立金社會事業保健**

衛生施設種類別貸付高

資料（簡易生命保險積立金貸付狀況）

事業別	貸付高	償還高	現在高
社會事業施設	件　円	件　円	件　円
共同宿泊所	四　七一〇、〇〇〇	四　七一〇、〇〇〇・〇〇	
榮養食配給施設	七　二一四、二〇〇	六　一、〇三二・四四	一　一五三、一六八・五六
簡易食堂	三　二〇七、〇〇〇	二　一九二、一〇一・八九	一　一四、八九八・一一
小賣市場	三一　六、六四四、四〇〇	一三　一、八九四、八五九・九一	四〇　一、七六九、五四〇・〇九
（公益市場）	六一　五、八四八、三〇〇	四八　三、七二七、八六六・六九	一三　一三〇、四五三・三一
公設職業紹介所	一三　五八〇、三〇〇	一二　五五四、六五七・四九	二　二五、六五二・五一
公設質屋	八七　二、五五五、三九五	四〇　一、九七一、四五二・二一	四七　四〇五、九四二・七九
公設託兒所	六　三四五、一〇〇	六　三四五、一〇〇・〇〇	
公益浴場	一八　二四〇、三〇〇	九　一五一、五四五・三三	九　八八、七五五・六八
授産及職業輔導事業	三　二八、〇〇〇	一　一、六六六・五九	二　一六、三三三・四一
隣保事業	〃　〃	〃　〃	〃　〃
農山漁村高利債整理資金	〃　〃	〃　〃	〃　〃
地方改善地區整理	二五　二、四七四、三〇〇	二一　二、四五四、八〇九・二〇	四　一九、六九〇・八〇
就職旅費貸付資金及日雇勞働者貸銀立替資金	三　五〇八、〇〇〇	三　五〇八、〇〇〇・〇〇	〃　〃
災害復舊小額生業資金	三二　九六、〇〇〇	三二　九六、〇〇〇・〇〇	〃　〃
（小額生業資金）	一二　一二六、九〇〇	六　七七、七七八・六六	六　五五、一三一・三四
住宅	一二六　三三、五一四、三五〇〇	一二六　一六、六五五、七三二・一〇	一二六　六、八五八、六七七・八〇
計	四七　四六四、三五五、三五〇	四三　五、八四三、四一六、八七二・七五	二八四　二一、〇四七、六七二・二五
保健衛生施設			
公設屠場	一八　三一六、〇〇〇	一　一〇五、八二七・三六	一六　二一〇、三六二・六四
傳染病院	二五四　七、三五五、六二〇	二八　五、一二三、一二六・三四	一二六　二、二四五、五一三・六六
衛生試驗所	〃　〃	〃　〃	〃　〃
細菌檢査所	〃　〃	〃　〃	〃　〃
下水道	一二五　三三、九四八、一〇〇	一七　三五、七一四、四〇六・九九	八二　七、二三三、六九三・〇一
汚物掃除施設	九九　三、一〇五、四五〇	五九　二、一三三、二八六・一〇	三一　八七五、一三三・九〇
公設火葬場	四九　一、三四〇、九〇〇	一六　六一七、〇〇六・二六	三三　七三三、八九三・七四
公營兒童保健施設	二　四九、三〇〇	一　一八、三〇〇・〇〇	一　三〇、八〇〇・〇〇
公營體育施設	一三　八五三、三〇〇	二　四四、〇一七・七三	一一　八一九、二七二・二八
上水道	三五三　二四、一四〇、一九五	七三　七八、三四三、八二六・八八	三八一　三五、七九七、三六八・一三
（簡易水道）	一〇　三三三、〇〇〇	八　三三〇、四九七・九九	二　二、三〇二・〇一

第三章　生活保護事業

第一節　一般保護事業

一　救護法に依る救護

現在我國救護事業の根幹をなしてゐるものは昭和四年制定の救護法である。これ以前に於ける我國の救貧法制としては明治四年の恤救規則があつたが、政府は社會の狀勢に應じて昭和四年救護法を制定して同七年一月一日より之を實施したが、逐年要救護者の增加に伴ひ一層本法の普及徹底を期するため同十二年三月法律第十八號、昭和十六年三月法律第三十六號を以て改正された。

（一）救護狀況

昭和十五年度中に於ける救護法による救護狀況を見ると、被救護者數は總實人員二〇二、二八六人であり、生活扶助一

七一、二二一人、醫療三〇、四三四人、助産四〇九人、生業扶助二二一人である。救護費總額は六、九四四、八四〇圓、内生活扶助六、一七〇、七三〇圓、醫療七六八、一九四圓、助産二、四九三圓、生業扶助三、四二三圓である。尙この外埋葬實人員七、七一五人で、埋葬費六一、九六五圓である。

昭和十四年度救護法施行狀況

（生活局保護課調）

種類		道府縣 實人員（人）	道府縣 延人員（人）	道府縣 金額（圓）	道府縣 同上に對する國庫補助（圓）	市 實人員（人）	市 延人員（人）	市 金額（圓）	市 同上に對する國庫補助（圓）	町村 實人員（人）	町村 延人員（人）	町村 金額（圓）	町村 同上に對する國庫補助（圓）	計 實人員（人）	計 延人員（人）	計 金額（圓）	計 同上に對する國庫補助（圓）
生活扶助費	居宅	二九六	三六、七八〇	六、四六八	三、二三四	四七、八二八	一一、九〇一、七八三	一、八九三、八八七	九四八、九四三	九五、七〇八	二一、六九五、五九九	二、三四七、九五一	一、三六九、六六八	一四二、八三二	三三、五九四、一六一	四、二四八、三〇六	二、三一九、八一五
	收容	一、二八〇	二一五、四二五	九一、九六四	四五、九八二	一四、六四三	二、六六九、一〇一	九七三、二七六	四八六、六三八	三、六〇一	六三四、三〇三	一五四、二九六	九〇、〇〇六	一九、八八四	三、五一八、八二九	一、二一九、五三六	六二三、六二六
醫療費	居宅	九八	一〇、四九三	一、二八八	六四四	一〇、七〇一	一、一一〇、〇九三	一四六、三三七	七三、一六三	六八、七〇九	四八八、三〇三	八九五、二八八	四九九、七五一	一七、一四八	一、五七八、八八八	二三三、九〇三	一三三、五五八
	收容	四三七	四一、八七三	一六、三七四	八、一八七	九、五六三	一、二九三、九七〇	四三一、五六五	二一〇、七八三	一、七一三	一九五、九九四	二二三、三〇一	六五、三〇九	一一、七一三	一、五三〇、七七六	三五〇、二四一	二八四、四七八
助產費	居宅	二	—	一三	六	二三九	—	一、二〇三	六五二	二九〇	—	一、五一五	八八三	五四一	—	二、七七九	一、五二一
	收容	二	三八	二一	一〇	九三	一、一五三	四七七	二三九	五	一二六	一一三	六六	一〇一	一、三〇七	六一一	三一五
生業扶助費	居宅	一	—	八	四	三六	—	七三一	三六〇	一一七	—	二、四一〇	一、四〇六	二二四	—	三、一三九	一、七七〇
	收容	—	—	—	—	—	—	—	—	二	—	四〇	二三	二	—	四〇	二三
計	居宅	三九七	—	七、七七七	三、八八八	五八、八〇四	—	二、〇四三、一九八	一、〇二一、〇九八	一〇三、五三四	—	二、四三七、一六三	一、四二二、六七八	一六一、七二三	—	四、四八七、一三七	二、四四六、六六四
	收容	一、七一九	—	一〇八、三五九	五四、一七九	二四、二九九	—	一、三九五、三一八	六九七、六五九	五、三三三	—	三六六、七五一	一五五、六〇四	三一、七〇〇	—	一、七七〇、四二八	九〇七、四四二
	計	二、一一六	—	一一六、一三六	五八、〇六七	八三、一〇三	—	三、四三七、五一六	一、七一八、七五七	一〇八、八六七	—	二、八〇三、九一四	一、五七七、二八二	一九三、四二三	—	六、二五七、五六五	三、三五四、一〇六
埋葬費		三〇〇	—	一、四四一	七二〇	四、九五二	—	三八、五四八	一九、二六九	三、九九九	—	二八、五四五	一六、六五一	九、二五一	—	六八、五三四	三六、六四〇
委員費		—	—	—	—	—	—	八六、三七七	四三、一八八	—	—	二〇六、五六五	一二〇、四九六	—	—	二九三、九四二	一六三、六八四
施設事務費		—	—	四、〇一六	二、〇〇八	—	—	二八〇、一一一	一四〇、〇五六	—	—	一三、三四五	七、七八四	—	—	三〇七、五三三	一五四、八七八
合計		—	—	一二一、五九三	六〇、八二五	—	—	三、八四二、五五四	一、九二六、二七〇	—	—	二、九五三、三六八	一、七二三、二一三	—	—	六、九二六、五八四	三、七〇九、三〇八

備考　本表に依る國庫補助額は別紙精算書の國庫補助額と符合せざるは左の理由に依る
1　救護費より歳入決算額を差引きてなきこと
2　國庫出納金端數計算法に依る切捨を爲し非ること

昭和十五年度救護法施行狀況

（生活局保護課調）

種類		道府縣 實人員（人）	道府縣 延人員（人）	道府縣 金額（圓）	道府縣 同上に對する國庫補助（圓）	市 實人員（人）	市 延人員（人）	市 金額（圓）	市 同上に對する國庫補助（圓）
生活扶助	居宅	六七五	二五、八九八	二一、三七〇	一〇、六九五	五六、五七六	一三、七八六、一三三	二、四一八、三三三	一、二〇九、一三六
	收容	二、三七五	三九三、八一三	一五三、一一九	七六、〇五九	一三、八四五	二、四四三、六八〇	九四八、六五三	四七四、三三六

種類									
醫療	居宅	一六一	一五、一六七	四、六四三	二、三二一	一三、〇六六	八三五、三六〇	一四三、八三八	七一、九一九
	收容	一、〇〇一	九六、四一六	三六、八四三	一八、四二一	一一、四三八	一、〇七四、〇一九	四三六、〇〇一	二一三、二〇一
助産	居宅	—	—	—	—	一九六	—	九九四	四九七
	收容	三	二一	九	五	三六	二〇六	二八三	一四一
生業扶助	居宅	六	—	一〇六	五三	四五	—	八四三	四二一
	收容	—	—	—	—	—	—	—	—
計	居宅	八四三	—	二六、一三八	一三、〇六九	六八、八八三	—	二、五六三、九二七	一、二八一、九六四
	收容	三、三七九	—	一九〇、九七〇	九五、四八五	二五、三三九	—	一、三七五、三三七	六八九、六六八
計		四、二二二	—	二一七、一〇八	一〇八、五五四	九四、二二二	—	三、九三九、二六四	一、九七一、六三二
埋葬費		二〇五	—	二、四七六	一、二三八	四、〇〇八	—	三三三、三三六	一六六、六一八
委員費		—	—	—	—	—	—	八六、三七八	四三、一八九
施設事務費		—	—	八、九八四	四、四九二	—	—	三〇一、一五六	一五〇、五七八
合計		—	—	二二八、五六八	一一四、二八四	—	—	四、三六〇、〇三四	二、一八〇、〇一七
施設建設費		—	—	—	—	—	—	—	—
總計		—	—	—	—	—	—	—	—

種類		町村 實人員	町村 延人員	町村 金額	町村 同上に對する國庫補助	計 實人員	計 延人員	計 金額	計 同上に對する國庫補助
生活扶助	居宅	九五、四四三人	二、五八九、三〇九人	二、九〇八、六〇六圓	一、四五四、三〇三圓	一三二、六九四人	三四、四九一、四三九人	四、九四八、二四八圓	二、六八三、一七四圓
	收容	二、三〇七	四〇六、一八六	一三一、七一〇	七〇、九九八	一八、五三七	三、一四三、六七八	一、一三三、四八三	六三一、三八三
醫療	居宅	四、六三七	三一七、三三三	七三、五五三	四一、三三三	一六、八六四	一、一五七、七七〇	二三一、〇三三	一二六、五六三
	收容	一、一三一	一三四、六二六	八二、九一八	四七、七八六	一三、五七〇	一、三〇五、〇八一	五四七、一八一	二八〇、四〇八
助産	居宅	一五〇	—	一、一四八	六七〇	三四六	—	二、一四一	一、一六七
	收容	四	三三	五九	三四	六三	二四九	三五一	一八〇
生業扶助	居宅	一七	—	二、四七四	一、四四三	二三	—	三、四三三	一、九一八
	收容	—	—	—	—	—	—	—	—
計	居宅	一〇〇、四〇一	—	二、五八四、七八一	一、三五〇、七八八	一七〇、二三六	—	五、一七四、八四六	二、八〇二、八二一
	收容	三、四四三	—	二〇三、六八七	一二八、八一八	三三、一六〇	—	一、七六九、九九四	九〇一、九七一
計		一〇三、八四三	—	二、七八八、四六八	一、四七九、六〇六	二〇三、三九六	—	六、九四四、八四〇	三、七〇四、七九二
埋葬費		三、四〇二	—	二六、二三三	一五、三一四	七、七一五	—	六一、九六五	三三、一七〇
委員費		—	—	二〇六、五六五	一二〇、四九六	—	—	二九二、九四二	一六三、六八五
施設事務費		—	—	一三、三三八	七、七七五	—	—	三三三、四六八	一五三、八四五
合計		—	—	三、〇三四、六一四	一、七七〇、一九一	—	—	七、六三三、二二六	四、〇六四、四九三
施設建設費		—	—	—	—	—	—	—	七三、七〇八
總計		—	—	—	—	—	—	—	四、一三七、二〇〇

備考　本表は昭和十五年上半期の救護實績及同年度に於ける國庫補助豫算支出狀況を併せ考慮し推算せるものなり

年度別救護狀況

（生活局保護課調）

種類	年別	昭和七年度	同八年度	同九年度	同十年度	同十一年度	同十二年度	同十三年度	同十四年度	同十五年度(見込)
生活扶助	實人員	一三九、六八六人	一七六、七六〇	一八五、九〇七	一八七、九九三	一九〇、〇三四	一九九、一五五	一七一、三九五	一六三、七一七	一七一、三三一
	救護費	三、一六九、五五三圓	四、五四八、〇六一	五、〇三五、八九九	五、一六九、七六九	五、四一四、三五九	五、六三五、一四五	五、〇三六、四三五	五、四六七、八四三	六、一七〇、七三〇
醫療	實人員	一五、一三一人	三三、〇八九	三四、七〇八	三〇、三三〇	三三、九五四	三五、七〇五	三四、二九七	二八、八六一	三〇、四三四
	救護費	四三〇、三三八圓	六〇八、四〇九	七三八、六〇六	七一一、三七七	七五七、一九七	七八六、七〇七	八二九、二四七	七八三、一四四	七六八、一九四
助産	實人員	二、三三四人	三、三三八	二、三七六	一、八九〇	一、五八八	一、二六一	八五八	六三三	四〇八
	救護費	一三、四四八圓	一四、七七九	一一、〇八四	八、二六七	七、〇三八	五、七八七	四、一四四	三、四〇〇	二、四九三
生業扶助	實人員	四三三人	三八五	四七六	五〇四	四二四	四四四	三五六	二一六	二三三
	救護費	四、六九六圓	四、九六五	四、七四九	五、一三七	四、六〇三	五、七九五	四、六六八	三、一七九	三、四三三

計	實人員	一五七、三五四	人	二三、四六三	二三、四五七
	救護費	三、六〇七、九三四	圓	五、一七六、二一四	五、八一〇、三五八
埋葬	實人員	五、八五三	人	八、〇四二	八、三五九
	救護費	三八、三三六	圓	四八、四九八	五一、三五五
合計	實人員	一七三、四一六		三二、〇三四	三三、〇三六
	救護費	三、六四六、二六〇	圓	五、二三四、六八二	五、八六一、九三三

備考　實人員は救護件數を掲ぐ

(二)　救護法に關する經費

救護法に關する國費は昭和十五年度に於て救護費（國庫補助基本額）七、七八六、四七〇圓で、これに對し國庫補助額は四、一五八、〇五四圓である。

年度別救護費國庫補助精算額　（生活局保護課調）

年度	救護費（國庫補助基本額）	同上に對する國庫補助額	救護費に對する國庫補助率
昭和六年度	三〇三、三〇六 圓	二三一、一七五 圓	五〇・〇〇
同七年度	三、八三三、三六〇	一、九二一、一六六	五〇・〇〇
同八年度	五、三三四、七三五	二、七六二、二二四	五〇・〇〇
同九年度	六、一三二、三五一	二、七一九、二三四	四四・四五
同十年度	六、二三四、三七八	二、七三四、九七一	四四・四一
同十一年度	六、三三三、一四七	三、二六六、三五三	五〇・〇〇
同十二年度	六、九一四、九二六	三、三一九、六三七	五〇・〇〇

同十三年度	六、三二一、四〇〇	三、四八八、三五一	自四月至十二月 道府縣市 二分ノ一
同十四年度	六、九三六、五四四	三、七〇九、三〇八	自一月至三月 町村 十二分ノ七 右同
同十五年度	七、七八六、四七〇	四、一五八、〇五四	右同

備考　一、本調には救護施設の建設費を含まず
二、救護法は昭和七年一月一日より施行せらる

(三)　救護施設

昭和十六年十日現在にては救護施設總數一五四、收容定員一一、八四七人、法該當者收容見込人員九、七五九人である

救護施設經營主體別調　（十六年十月現在）　（生活局保護課調）

經營主體別	施設數	收容定員	法該當者收容見込人員
道府縣	三	一一七人	一〇七人
市	四一	四、〇八一	三、四二九
町村	九	一一六	一一六
私法人	五六	五、五八一	四、四八九
會員	二四	一、〇一七	八八〇
個人	二一	九三五	七三八
計	一五四	一一、八四七	九、七五九
昭和十四年十二月一日現在	一五一	一〇、六八四	八、六八一

二　國民徵用扶助

厚生省では曩に公布實施された國民徵用令に基き、被徵用者の扶助に關し、昭和十六年十二月二十二日厚生省令第六十八號を以て左の如く扶助規則を公布、昭和十七年一月一日より實施することゝなつた。

國民徵用扶助規則

第一條　國民徵用令第十九條ノ三ノ規定ニ依ル扶助ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條　國民徵用令第十九條ノ三第一項ノ家族ハ左ニ揭グルモノトス

一　被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ配遇者（屆出ヲ爲サザル者モ事實上婚姻關係ト同樣ノ事情ニ在ル者ヲ含ム以下同ジ）又ハ子ニシテ現ニ之ト同一ノ家ニ在ル者但シ養子ハ家督相續人ニ限ル

二　前號ニ揭グル者ヲ除クノ外被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ニ依リ扶養ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之ガ爲徵用ヲ解除セラレタル時又ハ徵用ヲ解除セラレタル時ヨリ引續キ之ト同一ノ家ニ在ル者

三　前二號ニ揭グル者ヲ除クノ外被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ニ依リ扶養ヲ受クベキ者ニシテ被徵用者ノ徵用セラレタル場合ニ於テ其ノ家族生活スルコト困難ナルトキ

第三條　國民徵用令第十九條ノ三第二項ノ遺族ハ左ニ揭グルモノトス

一　死亡シタル被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ配遇者又ハ子ニシテ現ニ被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ガ死亡ノ時屬シタル家ニ在ル者但養子ハ家督相續人ニ限ル

二　前號ニ揭グル者ヲ除クノ外死亡シタル被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ニ依リ扶養ヲ受クベキ者ニシテ被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ死亡ノ時ヨリ引續キ之ト同一ノ家ニ在ル者

三　前二號ニ揭グル者ヲ除クノ外死亡シタル被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ニ依リ扶養ヲ受クベキ者ニシテ被徵用者ノ徵用セラレタル時又ハ徵用ヲ解除セラレタル時之ト同一ノ世帶ニ在リ且引續キ其ノ世帶ニ在ルモノ

第四條　扶助ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テノミ之ヲ爲ス

一　被徵用者徵用セラレタルニ因リ家族ト世帶ヲ異ニスルニ至リタル場合ニ於テ其ノ家族生活スルコト困難ナルトキ

二　被徵用者故意又ハ重大ナル過失ニ因ルニ非ズシテ業務上傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之ガ爲徵用ヲ解除セラレタル場合ニ於テ本人又ハ其ノ家族生活スルコト困難ナルトキ

三　被徵用者徵用セラレ總動員業務ニ從事中故意又ハ重大ナル過失ニ因ルニ非ズシテ業務上傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之ガ爲死亡シタル場合ニ於テ其ノ遺族生活スルコト困難ナルトキ

被徵用者徵用セラレタル場合ニ於テ家族ト世帶ヲ異ニセザル場合ト雖モ特別ノ事情ニ因リ其ノ家族ガ生活スルコト困難ナルトキハ之ニ對シ扶助ヲ爲スコトヲ得

第五條　扶助ハ生活ニ必要ナル限度ヲ超ユルコトヲ得ズ

扶助ノ種類ハ生活扶助、醫療、助産、生業扶助及埋葬費ノ支給トス

第六條　扶助ハ扶助ヲ受ケントスル者ノ住所地地方長官之ヲ行フ

扶助ハ扶助ヲ受ケントスル者又ハ其ノ住所地ノ市町村長若ハ之ニ準ズベキモノノ申請ニ依リ之ヲ行フ但シ地方長官必要アリト認ムルトキハ其ノ申請ナキ場合ト雖モ之ヲ行フコトヲ得

扶助ノ程度及方法ハ地方長官被徴用者ノ支給ヲ受クル給與又ハ被徴用者若ハ被徴用者タリシ者及扶助ヲ受ケントスル者ノ他ノ法令ノ規定ニ依リ受クル保險給付、扶助其ノ他之ニ準ズベキモノ、所得、勢働能力其ノ他家庭ノ事情等ヲ調査シ之ヲ決定ス

第七條　扶助ハ扶助ヲ受クル者ノ居宅ニ於テ之ヲ行フ

地方長官居宅扶助ヲ爲スコト能ハズ又ハ之ヲ適當ナラズト認ムルトキハ扶助ヲ受クル者ヲ適當ナル施設ニ收容シ又ハ收容ヲ委託シテ扶助スルコトヲ得

第八條　生活扶助ハ金錢又ハ物品ノ給與ニ依リ之ヲ行フ

第九條　生業扶助ハ生業ニ必要ナル資金、器具、資料ノ給與若ハ貸與ヲ爲シ又ハ生業ニ必要ナル技能ヲ授クルコトニ依リ之ヲ行フ

第十條　居宅扶助ノ場合ニ於テ生活扶助ノ爲支出スル費用ハ一人一日三十五錢以内トス一世帶ニ於テ扶助ヲ受クル者二人以上アルトキハ前項ノ費用ハ之ヲ減額スルコトヲ得

第十一條　居宅扶助ノ場合ニ於テ醫療及生業扶助ノ爲支出スル費用ノ限度ハ地方長官厚生大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ム

第十二條　居宅扶助ノ場合ニ於テ助産ノ爲支出スル費用ハ十二圓以内トス

第十三條　第七條第二項ノ規定ニ依ル收容扶助ノ場合ニ於テ扶助ノ爲支出スル費用ノ限度ハ地方長官厚生大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ム

第十四條　扶助ヲ受クル者死亡シタル場合ニ於テハ埋葬ヲ行フ遺族ニ對シ埋葬費ヲ給ス埋葬ノ爲支出スル費用ハ十二圓以内トス

扶助ヲ受クル者死亡シタル場合ニ於テハ其ノ間被徴用者又ハ扶助ヲ行ヒタル地方長官ニ於テ埋葬ヲ行フ遺族ナキトキハ

第十五條　災害ニ因リ必要アル場合ニ於テハ地方長官ハ一世帶總額三十圓ヲ限リ生活扶助ノ爲金錢若ハ物品ヲ臨時給與シ又ハ之ヲ併セ給與スルコトヲ得

第十六條　被徴用者又ハ被徴用者タリシ者六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル場合ニ於テハ其ノ者ニ對シ扶助ヲ爲サズ六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル場合ニ於テハ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ間亦同ジ

第十七條　被徴用者又ハ被徴用者タリシ者六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル場合ニ於テハ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ間其ノ者竝ニ其ノ家族及遺族ニ對シ扶助ヲ爲サズ

第十八條　被徴用者ノ家族又ハ遺族六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル場合ニ於テハ其ノ者ニ對シ扶助ヲ爲サズ六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル場合ニ於テハ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ間亦同ジ

第十九條　被徴用者ニシテ逃亡シタル者ニ付テハ其ノ逃亡ノ間其ノ家族ニ對シ扶助ヲ爲サズ

第二十條　被徴用者又ハ被徴用者タリシ者ニシテ怠惰又ハ素行不良ナル者ニ付テハ其ノ被徴用者タリシ者竝ニ其ノ被徴用者又ハ被徴

用者タリシ者ノ家族及遺族ニ對シ情狀ニ因リ扶助ヲ爲サズ又ハ扶助ノ程度ヲ減少スルコトヲ得

被徴用者又ハ被徴用者タリシ者ノ家族又ハ遺族ニシテ怠惰又ハ素行不良ナル者ニ對シ前項ニ同ジ

第二十一條　被徴用者タリシ者ニシテ日本ノ國籍ヲ失ヒタル者ニ對シテハ扶助ヲ爲サズ

第二十二條　被徴用者ノ家族ニ對スル扶助ハ必要アル場合ニ於テハ被徴用者徴用解除後仍二十日以内之ヲ繼續スルコトヲ得

第二十三條　被徴用者又ハ被徴用者タリシ者ノ家族ニ對スル扶助ハ被徴用者タリシ者ノ遺族トシテノ扶助ハ之ヲ爲サズ

第二十四條　被徴用者第四條第一項第二號ニ該當スル場合ニ於テハ被徴用者ノ家族ニ對スル扶助ハ被徴用者徴用解除後仍三月以内之ヲ繼續スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ扶助ヲ受クル者ニ對シテハ其ノ間被徴用者又ハ被徴用者タリシ者ノ遺族トシテノ扶助ハ之ヲ爲サズ

前項ノ規定ニ依リ扶助ヲ受ケントスル者ニ對シテハ其ノ間被徴用者又ハ住所地市町村長若ハ之ニ準ズベキモノヨリ照會ヲ受ケタルトキハ速ニ之ヲ通知スベシ

管理工場又ハ指定工場ノ事業主ハ當該管理工場又ハ指定工場ニ使用スル被徴用者故意又ハ重大ナル過失ニ因ルニ非ズシテ業務上傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之ガ爲徴用ヲ解除セラレ又ハ死亡シタルトキハ速ニ當該被徴用者タリシ者ノ住所地市町村長若ハ之ニ準ズベキモノニ其ノ旨通知スベシ

管理工場又ハ指定工場ノ事業主ハ當該管理工場又ハ指定工場ニ使用スル扶助ヲ受クル家族ヲ有スル被徴用者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ速ニ扶助ヲ行フ地方長官ニ其ノ旨通知スベシ

一　支給ヲ受クル給料、賃金又ハ給料、賃金ニ準ズベキ給與ノ額ニ著シキ變更アリ扶助ノ廢止又ハ扶助ノ程度ノ變更ヲ要スト認メラルルトキ

二　第十六條、第十七條、第十九條又ハ第二十條第一項ニ該當スルトキ

三　從事スベキ總動員業務ヲ行フ管理工場又ハ指定工場ニ付徴用

變更ノ處分ハ扶助ヲ受クル者ノ住所地市町村長又ハ之ニ準ズベキモノヲ經テ之ヲ通達ス

地方長官扶助ノ開始、廢止若ハ停止又ハ扶助ノ程度若ハ方法ノ變更ヲ爲シタルトキハ被徴用者ヲ使用シ又ハ使用シタル官衙ノ長又ハ管理工場若ハ指定工場ノ事業主ニ其ノ旨通知スベシ

第二十八條　管理工場又ハ指定工場ノ事業主ハ被徴用者ニシテ當該管理工場又ハ指定工場ニ使用セラレ又ハ使用セラレタルモノノ徴用ニ關スル事項ニ付扶助ヲ受ケントスル者ノ住所地地方長官又ハ住所地市町村長若ハ之ニ準ズベキモノヨリ照會ヲ受ケタルトキハ速ニ之ヲ通知スベシ

管理工場又ハ指定工場ノ事業主ハ當該管理工場又ハ指定工場ニ使用スル被徴用者故意又ハ重大ナル過失ニ因ルニ非ズシテ業務上傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之ガ爲徴用ヲ解除セラレ又ハ死亡シタルトキハ速ニ當該被徴用者タリシ者ノ住所地市町村長若ハ之ニ準ズベキモノニ其ノ旨通知スベシ

管理工場又ハ指定工場ノ事業主ハ當該管理工場又ハ指定工場ニ使用スル扶助ヲ受クル家族ヲ有スル被徴用者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ速ニ扶助ヲ行フ地方長官ニ其ノ旨通知スベシ

一　支給ヲ受クル給料、賃金又ハ給料、賃金ニ準ズベキ給與ノ額ニ著シキ變更アリ扶助ノ廢止又ハ扶助ノ程度ノ變更ヲ要スト認メラルルトキ

二　第十六條、第十七條、第十九條又ハ第二十條第一項ニ該當スルトキ

三　從事スベキ總動員業務ヲ行フ管理工場又ハ指定工場ニ付徴用

第二十七條　扶助ノ開始、廢止若ハ停止又ハ扶助ノ程度若ハ方法ノ

ヲ變更セラレタルトキ

第二十九條　扶助ヲ拒マレタル者又ハ扶助ヲ廢止若ハ停止セラレタル者ハ六十日以內ニ厚生大臣ニ對シ更ニ審査ヲ出願スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル出願ハ文書ヲ以テシ處分ヲ爲シタル地方長官ヲ經由シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

厚生大臣ハ審査ノ上必要ト認ムルルトキハ地方長官ヲシテ扶助ヲ爲サシメ又ハ扶助ノ廢止若ハ停止ノ處分ヲ取消サシムルコトヲ得

第三十條　管理工場又ハ指定工場ノ事業主ハ被徵用者ニシテ當該管理工場又ハ指定工場ニ使用セラレ若ハ使用セラレタルモノ又ハ其ノ家族若ハ遺族ニ對シ爲サレタル扶助ニ要シタル費用ヲ國庫ニ納入スベシ

被徵用者徵用ヲ解除セラレ又ハ死亡シタル場合ニ於テ事業主ガ本人又ハ遺族ニ對シ他ノ法令ノ規定ニ依ル扶助又ハ之ニ準ズベキ程度ノ出捐ヲ爲シタルトキハ厚生大臣ハ前項ノ費用ノ納入ヲ免除スルコトヲ得

三、養老事業

第十六回社會事業統計要覽によれば、昭和十二年三月末に於ける養老事業の數は九九であつて、その內規模の大なるものは東京養老院・浴風會浴風園・弘濟會養老部・浴風會橫濱分園・大阪養老院・札幌養老院・京都養老院・佐賀佛教婦人會附屬佐賀養老院等である。次に事業狀況をみるに、收容人員四、〇九〇人、經費六一七、三三六圓、資產七、五三六、一〇一圓、職員數四六〇人である。

年別養老事業狀況

年次	施設數	收容人員	經費	資金
昭和元年度	四八	一、六七四人	二五八、四六八円	一、〇〇二、七四七円
同三年度	六〇	二、二五九	四九一、二一四	六、三一一、二五三
同四年度	六一	二、五二五	四六九、一七一	六、二五八、一五〇
同五年度	六六	二、七五三	四五八、四八〇	六、五二五、三二六
同六年度	七二	二、八六一	四八一、三七七	六、五八三、八九四
同七年度	七九	三、一九〇	五一五、四二七	六、七八二、三五一
同九年度	八九	三、六五七	五七八、八五七	七、〇二四、七六九
同十年度	九〇	三、九二〇	六〇二、五九四	七、一五六、〇七二
同十二年度	九九	四、〇九〇	六一七、三三六	七、五三六、一〇一

四　盲人福祉事業

(一)　盲　人　數

我邦に於ける盲人數は從來約十萬人と推定せられてゐたが、盲人に關しては調査せられたものは全然なかつた。

昭和六年に中央盲人福祉協會に盲人調査に關する委員會が開催せられ、盲人の定義を決定し、その標準に基いて全國盲人調査を實施せられんことを內務省に陳情した結果、內務省衞生局の盡力によつて、昭和六年十二月一日を期し我邦初めての盲人調査が全國一齊に實施せられ、ついで同十一年十月十日第二回全國調査が行はれた。

前後二回の全國盲人調査の結果を比較すると、第一回調査に於ては、盲人總數七六、二六〇人（人口一萬人に對する割合一一、六七人）であつたが、第二回調査に於ては、盲人總數六七、八八一人（人口一萬人に對する割合九・六六人）となつて、八、三七九人を減少してゐる。

然るに盲人中救護を要するもの〻數は、第一回調査に於ては、一三、五六〇人であつたのが、第二回調査に於ては一七、八五五人となつて、盲人總數に於て八、三七九人を減少してゐるに拘らず、救護を要するもの〻數は四、二九五人を增加してゐるのである。

盲人の職業についてみると、盲人全體の約三分の一が醫療的職業即ち鍼按業に從事するものであり、その他の職業の主なるものは、農耕從事者、著述又は音曲業、木草類製造業、宗教家等であるが、その數はいづれも少數であつて、盲人が如何に職業上制限を受けてゐるかを察することが出來るのである。

次に教育の程度についてみると、盲人總數六七、八八一人中大學及專門學校の教育を受けたもの卒業者と中途退學者を合せて一〇九人、中等教育を受けたもの五五〇人、初等教育を受けたもの一九、七八四人、盲學校卒業者、中途退學者、在學者を合せて七、三〇九人、鍼按講習所その他に於て修業せるもの四五七人にして、殘りの三九、六七二人は全然教育の恩典に浴さない無學者である。此處に盲人教育上將た又盲人福祉の上に考慮せられなければならぬ點がある。

(二)　盲人福祉事業團體

盲人福祉事業に關する中央機關としては、中央盲人福祉協會があつて全國盲人福祉事業の聯絡を行つて居り、地方には府縣を單位として夫々の地方に於ける盲人の聯絡を行ふ盲人福祉協會又は盲人協會があつて、その數四七を數へて居る。その他に一定の施設を中心として盲人に對する授產、盲人の慰安修養、並に保護に關する諸事業を行ふ盲人會館三、主として盲人の收容保護を行ふもの五、盲教育の後援團體一一、失明防止及盲人の保護を目的とするもの四、點字出版事業を行ふもの一五、點字圖書館七、失明軍人補導施設二を數へてゐる。

中央盲人福祉協會

全國盲人福祉事業の聯絡に當る中央盲人福祉協會は、昭和四年十月盲人保護事業關係者の要望に答へ、時の中央社會事業協會總務部長原泰一氏、內務省衞生局豫防課長高野六郎氏、同社會局保護課長富田愛次郎氏の盡力により、全國盲人保護及び失明防止團體並にその關係者を會員として設立せられた。當初會長は故子爵澁澤榮一氏であつたが、昭和六年十一月澁澤子爵の薨去により、現會長侯爵大久保利武氏跡を繼ぎ

今日に到つてゐる。

然るに最近非常の時局に際して、人的資源の增强とその活用の必要上、盲人福祉並に失明防止事業擴充の要が益々急務となるに至つたので、地方との聯絡を一層緊密にしてその進展に資するため、道府縣及び外地に支部を設置することゝなり、昭和十五年度に於て神奈川、富山、鳥取、愛媛、鹿兒島、岡山の六支部を設置した。

昭和十五年度同協會事業概要並支部設置要綱は左の如くである。

中央盲人福祉協會昭和十五年度事業概要

一、盲人福祉事業

(一)　紀元二千六百年奉祝盲人福祉記念會の開催

(二)　盲人文化展覽會の開催

(三)　第一回鍼灸講習會の開催

(四)　財團法人東京盲人會館の設立

(五)　讀本器の頒布

(六)　全國盲學校長懇談會の開催

(七)　盲人開眼診療の奬勵

(八)　盲人福祉委員會の開設

(九)　興亞奉公日盲人集會の開催

(一〇)　和田秀豐氏慰勞懇談會の開催

二、失明防止事業

(一)　第二回眼の記念日の實施

(二)　視力保護學校の設置促進

三、失明軍人の補導

(一)　失明軍人の連絡

(二)　通信による連絡

(三)　盲導犬事業の促進

四、連絡事業

(一)　會誌の發行

(二)　役職員の派遣

(三)　盲人救濟其の他の斡旋

五、調査研究

(一)　研究會の開催

(二)　各種調査の實施

六、支部の設置

七、眼の記念日資金募集音樂會

中央盲人福祉協會支部設置要綱

一、道府縣並に外地支部は道府縣廳若くは之に準ずる官廳内に設くることゝし、管内盲人福祉並に失明防止事業を統轄すること

支部は都市を區域として部會を設置すること、既存の盲人協會は之を部會に當つることを得ること

二、支部長は地方長官の職にあるものに之を委囑すること

副支部長は一名は學務部長又は警察部長の職にあるものに、他の一名は支部長に於て適當と認むるものに之を委囑すること

參事及部會長は管内盲人福祉並に失明防止事業關係者中より之を選任すること

三、支部は分擔年額金拾圓を本部に納付すること

四、支部の經費は補助金、寄附金、部會の分擔金及其の他の收入を以て之に充つること

五、部會の經費は補助金、寄附金、會費、事業收入及其の他の收入を以て之に充つること

六、支部は毎年一回以上部會長會議を召集し盲人福祉並に失明防止事業に關する協議研究をなすこと

七、部會は管内盲人の指導並に要保護盲人の補導に當らしむるため盲人補導者を設置すること

盲人補導者は盲學校及盲人團體關係者、失明軍人及一般盲人中より適任者を選任すること

八、部會は管内盲人の狀況に應じ支部規定第八條に揭ぐる諸事業を適宜實施すること

中央盲人福祉協會支部規定

第一條　道府縣並ニ外地ニ支部ヲ置キ其ノ地方名ヲ冠稱ス

支部管内ヲ適當ニ區分シ部會ヲ設クルモノトス

部會ハ管内盲人福祉事業並ニ失明防止事業關係者ヲ以テ組織スルモノトス

第二條　支部ニ左ノ役員及職員ヲ置ク

支部長	一名
副支部長	二名
參事	若干名
部會長	若干名
主事	若干名
書記	若干名

第三條　支部長ハ支部一切ノ會務ヲ掌理ス

副支部長ハ支部長ヲ補佐シ支部長事故アルトキハ支部長ノ指定シタル副支部長其ノ職務ヲ代理ス

參事ハ支部ノ會務ニ參劃ス

部會長ハ部會ノ會務ヲ處理ス

主事及書記ハ上長ノ命ヲ受ケ諸般ノ事務ニ從事ス

第四條　支部長、副支部長ハ會長之ヲ委囑ス

參事及部會長ハ支部長ノ内申ニヨリ會長之ヲ委囑ス

主事及書記ハ支部長之ヲ命免ス

第五條　支部長、副支部長、參事及部會長ノ任期ハ四ケ年トス

第六條　支部及部會ノ經費ハ補助金、寄附金、會費其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

支部ハ所定ノ分擔金ヲ本部ニ納付スルモノトス

第七條　支部ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一、本會ノ趣旨ノ普及並ニ部會ノ統制指導及奬勵援助

二、管内ニ於ケル盲人福祉並ニ失明防止ニ關スル事業ノ企劃運營

第八條　部會ハ左ノ事業ヲ行フ

一、盲人ノ補導ニ關スル事業

二、鍼按派出所、盲女子收容所、授產場等ノ經營並ニ内職斡旋ニ關スル事業

三、風紀修養ニ關スル事業
四、保健體育施設ニ關スル事業
五、互助共濟施設ニ關スル事業
六、失明防止ニ關スル事業
七、其他必要ナル事業

第九條　支部長ハ支部ノ概況ヲ翌年二月末日迄ニ協會本部ニ報告スルモノトス

第二節　特殊保護事業

一　行旅病人及行旅死亡人取扱

行旅病人及行旅死亡人の救護に關する制度は相當古くより發達し、明治四年既に大政官布告に依り之が救護に當り、其の後明治三十二年に至り現行法の制定公布を見るに至つたものである。

救護の客體は行旅病人、行旅死亡人及其の同伴者であり、而して（一）行旅病人とは歩行に堪へざる行旅中の病人であつて、療養の途を有せず且救護者なき者を謂ひ（二）準行旅病人とは行旅中の飢餓凍餒者、手當を要する姙産婦其の他行旅者、又は住所居所なく若は不明なるものであつて、引取者なく警察官署に於て救護の必要ありと認め市町村長に引渡した者（三）行旅死亡人とは行旅中死亡し引取者なき者及住所、居住、若は氏名知れず且引取者なき死亡人を謂ひ（四）同伴者とは行旅病人及行旅死亡人同伴の幼少年及老衰者等である。

救護機關は被救護者所在地の市町村長であり、救護費の負擔は本人若は扶養義務者辨償するを本則とし、若し不能の場合は救護地の道府縣の負擔としてゐる。

救護方法は方面委員、警察官署等の通報若は引渡に依り市町村救護に着手するを通例としてゐる。而して行旅病人は相當期間療養を必要とする場合多き爲、都市に在つては收容所を設け之を收容し若は私設團體に委託することが多いが、其の他の地方に在つては避病舍又は木賃宿等に收容救護する者多く、尙行旅病人は原則として市町村長に於て假土葬を行ふが、土地の狀況に依り特別の事由ある場合に於ては地方長官の許可を得火葬に附すこととしてゐる。昭和十五年度に於ける行旅病人取扱狀況を見るに、救護したものは四八五四人であつて、道府縣の辨償金額は三八九、〇〇一圓、扶養義務者其の他の辨償額は四三、二八四圓計四三二、二八五圓である。

行旅死亡人の昭和十五年度中の取扱件數は二、六九八人であつて、道府縣の辨償金額は二四、四二五圓、扶養義務者其他の辨償額は一二、七四八圓、計三七、一七三圓である。

昭和十五年度行旅病人行旅死亡人取扱法施行狀況

（生活局保護課調）

道府縣	行旅病人 救護費 人員	行旅病人 救護費 辨償額 道府縣費	行旅病人 救護費 辨償額 扶養義務者其の他	行旅病人 救護費 辨償額 計	行旅死亡人 取扱費 人員	行旅死亡人 取扱費 辨償額 道府縣費	行旅死亡人 取扱費 辨償額 扶養義務者其の他	行旅死亡人 取扱費 辨償額 計	救護費及取扱費 人員	救護費及取扱費 辨償額 道府縣費	救護費及取扱費 辨償額 扶養義務者其の他	救護費及取扱費 辨償額 計
北海道	四一	三三、七五四	六、八七〇	三〇、六二四	九〇	二七三	一七七	四四九	五〇一	二四、〇三六	七、〇四七	三一、〇七三
青森	七七	二、〇八〇	一三三	二、二〇三	八	一	二九一	二九二	八五	二、一〇一	四一三	二、四九五
岩手	一	一	一	一	三	八二	八二	八二	三	八二	一	八二
宮城	三一	四四〇	八七	五二七	二四	六五一	一〇八	一七五九	五五	一、〇九一	一九五	一、二八六
秋田	六	八七	六一	一四八	一七	一八五	一九五	三三	一六八	一七九	三四七
山形	五	一、〇九三	一	一、〇九三	二	三〇	三	三三	七	一、一三	三	一、一二六
福島	一三九	二、七六四	二六一	三、〇二五	四一	一八四	一七〇	三五四	一七〇	二、九四八	三五六	三、二八四
茨城	一〇	一二五	四五	一七〇	一八	三八	三五	七三	二六五	八二	四五	三五五
栃木	四〇	一、七七三	二五	一、七九七	二四	八六七	九	八七六	七四	二、六五九	七八六	二、八七二
群馬	一六	六九三	一	六九三	三	九三	三	九六	三八	七八六	三	七八九
埼玉	二一	八三〇	六四	八九四	三〇	八一	四一六	四九七	五一	一、二六二	四六四	一、三二〇
千葉	一八	一、〇四五	九七	一、一四二	六四	二四八	四三〇	四七八	八二	一、二七五	一〇一	一、三九二
東京	一、一三七	一八九、五九七	二、一三五	一九二、七三二	一、五九六	一九五、三三八	一、七四一	一、三五七	一、三三七	一九五、七四一	四五九	一九五、七四一
神奈川	三〇五	五、一三三	一三一	五、二五三	三八	一、七二一	一、〇六六	二、七七七	五三三	六、八三三	一、一九七	八、〇三〇
新潟	二二	二四三	七五	三一八	二二	二七	二四九	二六〇	三三	四六〇	一〇七	五六七
富山	七七	七三	一八八	二六〇	一四	三五	二六〇	二九五	四一	一二七	三五三	五二〇
石川	二八	一	一	二八	一二	三五	二四	三九	一九五	一九五	二四	二一九
福井	三	一三五	八	一四五	八	四〇	八九	一二九	一六五	一六五	八九	二五四
山梨	一五	一、二八	四	一、四一九	四	六一	一	六一	一九	一、三五九	三一	一、四八〇

長野	五五	四一四	八〇〇	一、二二六	三五	七四	三七五	四四七	九〇	四八八	一、一七五	一、六六三
岐阜	三八	三六一	一五	七七六	一九	一〇一	三三四	三三五	五七	八六三	三三九	一、一〇一
静岡	八三	六九〇	三八七	一、〇七七	一一七	九九三	一、〇一四	二、〇〇六	二〇〇	一、六六三	一、四〇一	三、〇六五
愛知	二三九	二五、一一八	六七	二、五一八	七八	四三三	一八四	六一六	三〇七	二五、五五〇	三五一	二五、八〇一
三重	一八	四〇九	一〇六	五五五	一〇	二一一	九	三三〇	二八	六三〇	一一五	七三五
滋賀	一三	四〇	三三	六三三	一七	一八五	八七	二七〇	三九	三三五	一〇九	三三三
京都	二八三	二五、三三八	二八七	二五、六一五	一三三	九三一	三三七	一、三五八	四〇四	二六、三五九	六一四	二六、八七五
大阪	三八七	六三、〇二九	一六、二二九	七八、一五八	三六五	二、〇七一	二、一四八	四、二一九	九五三	六四、一〇〇	一八、三七七	八三、三七七
兵庫	二六一	四、四〇五	六三五	五、〇三八	二〇一	一、三四七	一、〇三五	二、三六三	四六二	五、七五三	一、六五八	七、四一〇
奈良	一八	三五六	八	三六四	二〇	一七九	五三	三三三	三八	五三五	六一	五九六
和歌山	六	二四三	—	二四三	三〇	四七六	七	四八五	三六	七一八	七	七三五
鳥取	九	五六四	—	五六四	九	一三〇	—	一三〇	一八	六八四	—	六八四
島根	二	一五	一五	二八	四	—	六一	六一	六	一五	七四	八九
岡山	六〇	三、二四〇	一三九	三、四三五	三三	六一	一、二九八	一、三五九	九三	三、三〇一	一、四九一	四、七九三
広島	一〇三	二、三八六	一八四	二、五七〇	四四	五七四	九五	六六九	一四七	二、九六〇	三七九	三、三五九
山口	七六	四、〇三五	四四九	四、四七〇	三五	三〇九	六八	三七七	一一三	四、三三四	五一三	四、八四七
徳島	四六	一、四三六	三八〇	一、八〇六	四三	三四七	二五三	六〇〇	八九	一、七七三	六三三	二、四〇六
香川	六	三五四	—	三五四	一二	一四九	二	一五一	一八	四八三	二	四八五
愛媛	三〇	二、二四五	二〇六	二、四五一	三〇	三九五	二二一	六一六	八〇	二、六四〇	四三七	三、〇七七
高知	三〇	二六〇	一七九	四三九	二五	二四六	九六	三四二	七五	五〇六	二七五	七八一
福岡	三五三	一五、七八五	六六六	一六、四五一	一五八	一、二五〇	六八〇	一、九三〇	四九〇	一七、〇三五	一、三五六	一八、三八一
佐賀	二六	三八	三〇	八八	二八	三七五	五五	四三〇	五五	四五五	八五	五一八
長崎	四五	三、一六八	一八三	三、三五一	三九	四三五	四三三	八六七	八四	三、六〇三	六〇五	四、二〇八
熊本	七五	二、八四六	—	二、八四六	一五	九〇	—	九〇	九〇	二、九三六	—	二、九三六
大分	二八	一、三九八	一〇〇	一、四九八	七八	一、八五〇	三〇	一、八八〇	一〇六	三、二四八	一三〇	三、三七八
宮崎	三五	—	二、九一七	二、九一七	三	三三	—	三三	三八	三三	二、九一七	二、九五〇
鹿児島	二四	九三	—	九三	一六	一四六	三九	一八五	四〇	二三九	三九	二七八
沖縄	一五	八八	一三	一〇一	四	五五	—	五五	一九	一四三	一三	一五六
計	四、八五四	三八九、〇〇一	四三、二八四	四三二、二八五	二、六九八	二四、四三五	一二、七四八	三七、一八三	七、五五二	四一三、四三六	五六、〇三二	四六九、四六八

累年行旅病人並行旅死亡人救護状況

（生活局保護課調）

年次	行旅病人 救護人員（人）	行旅病人 救護費 道府県支弁（円）	行旅病人 救護費 扶養義務者其他の弁償（円）	行旅病人 救護費 計（円）	行旅死亡人 死亡者（人）	行旅死亡人 取扱費 道府県支弁（円）	行旅死亡人 取扱費 扶養義務者其他の弁償（円）	行旅死亡人 取扱費 計（円）
昭和二年	九、六〇三	—	—	四六六、六一八	三、六一八	—	—	三二、八九九
同三年	八、三六一	四七一、二九一	六六、一二四	五三七、四一五	三、七五九	三六、四四〇	一五、六八六	五二、一二六
同四年	九、一三六	五一七、三一一	三七、二八六	五五四、五九六	四、一〇七	四〇、五〇三	一九、五三三	六〇、〇三六
同五年	一〇、三五八	五五三、一二一	五〇、二〇七	六〇三、三二八	四、三五六	三七、〇一一	一六、一八〇	五三、一九一
同六年	一〇、三七三	四九六、三七六	二一、四六一	五一七、八三七	四、二一〇	三六、七八一	一四、九八〇	五一、七六一
同七年	九、五四九	四三三、六一九	一九、六〇四	四五三、二二三	四、四四四	三二、七六七	一六、九六五	四九、七三二
同八年	九、四八七	五一八、五七〇	二〇、六二五	五三九、一九五	四、七一六	五〇、八〇八	一六、三八〇	六七、一八八
同九年	七、八三一	三九九、三四四	一五、八六三	四一五、二〇七	四、八六九	四七、七八一	一五、四九三	六三、二七四
同十年	八、〇三〇	六四六、九一七	二〇、二七七	六六七、一九四	四、五一五	四二、三四八	一五、六七五	五八、〇二三
同十二年	六、七〇九	四〇三、六三四	二〇、一五一	四二三、七八五	四、二二〇	三六、一一六	一二、一五四	四八、二七〇
同十三年	六、二九一	？	？	三七四、六六六	三、六〇三	？	？	四三、四五八
同十五年	四、八五四	三八九、〇〇一	四三、二八四	四三二、二八五	二、六九八	二四、四三五	一二、七四八	三七、一八三

二　罹災救助

罹災救助に關する現行法制として、罹災救助基金法が明治三十二年法律第七十七號を以て制定公布され、外に同三十八年法律第三十七號北海道罹災救助基金法及び同四十二年法律第十九號沖繩縣罹災救助基金法がある。之等の法律は孰れも同一趣旨の制度であつて、罹災救助基金の最低貯蓄額は府縣（沖繩縣を除く）各五十萬圓、北海道百萬圓、沖繩縣二十萬圓であつたが、昭和十年二月十五日發令第二十號を以て府縣各百萬圓、北海道二百萬圓、沖繩縣四十萬圓に改正せられることゝなつた。之を昭和十四年四月現在を以て道府縣に於ける基金總額を見るに、九千二百六十萬八百餘圓の巨額に上つてゐる。而して此の基金は府縣の全部又は一部に亘る非常災害の場合、若くは多數の人民が同一の災害に罹つた場合に一時應急的に救助を行ふもので、救護法等に依る一般的の貧困者救護とは全く其の性質を異にしてゐる。救助は地方長官が之を行ふものであつて現品の給與を原則とするものであるが、必要ありと認むる場合に限り金錢を以て之を爲すことが出來る。基金を支出すべき費目は避難所費・食料費・被服費・治療費・埋葬費・小屋掛費・就業費・學用品費・運搬用具及人夫費に限られ、その限度は總て地方の實情に應じ地方長官が規定することになつてゐる。

最近五箇年間に於ける罹災救助基金法に依る救助狀況

（社會局保護課調）

年度	救助費支出額	内譯								
		避難所費	食料費	被服費	治療費	埋葬費	小屋掛費	就業費	學用品費	運搬用具費	人夫費
昭和九年度	三、六七一、三八三円	一九九、一五七円	一、四八、二〇五円	三三七、七五九円	三五、〇三一円	九、八〇〇円	四五六、三三三円	一、〇七一、二一三円	二一、四五六円	五九、八六六円	三一、三六三円
同十年度	一、三四四、三九八	一〇、一三〇	七五三、三一四	八三、三八六	六、三六三	八三〇	一三五、七〇三	六、八三六	八、三五三	一三、三五六
同十一年度	二四八、八六〇	四一六	四九、六三四	三五、九二八	六六八	一、八七七	四六、四四〇	二八、三〇四	二、二一九	一、一三〇	二四四
同十二年度	三一五、六八一	二、六七七	二三五、一一〇	四三、八六四	一、一八〇	二、三五九	六三、一七三	一六三、一四六	三、〇一九	三三一	三五九
同十三年度	一、九七三、八一八	一〇三、〇四四	八〇三、三三九	二六八、八〇一	九、九七八	八、〇四三	一七一、七四六	五二九、三九六	二六、三三〇	四三、三四三	一四、三六八
計	七、九三四、一四〇	三三四、四四四	三、二六八、八〇二	七六八、八三八	七三、四四〇	三三、二四五	八六三、二九三	二、四一〇、三三六	六〇、〇六〇	一二三、四三三	五〇、三六九

三　防空從事者扶助

養に公布實施された防空法第十二條に依り防空從事者にして傷痍を受け、疾病に罹り又は死亡したる場合には、勅令に依り扶助金を支給することゝなつたが、昭和十六年十二月十七日左の如く防空從事者扶助令が公布された。

防空從事者扶助令（勅令千百三十七號）

第一條　防空法第十二條ノ規定ニ依ル扶助金ノ支給ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條　扶助金ハ左ニ揭グル防空從事者（恩給法ニ依ル公務員又ハ之ニ準ズベキ者ニシテ職務上防空ノ實施ニ從事スルモノヲ除ク）ニ付之ヲ給ス

一　防空監視隊員
二　警防團員
三　防空法第六條第一項又ハ第二項ノ規定ニ基ク地方長官ノ命令ニ依リ防空ノ實施ニ從事スル者
四　防空法第九條第一項ノ規定ニ依リ防空ノ實施ニ從事スル者
五　前二號ニ揭グル者ヲ除クノ外地方長官又ハ市町村長ノ爲ス防空ノ實施ニ從事スル者ニシテ內務大臣ノ指定スルモノ
六　防空法第八條ノ五ノ規定ニ依リ應急防火ヲ爲シ又ハ之ニ協力スル者
七　防空法第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ノ從業者ニシテ其ノ防空計畫ニ基キ防空ノ實施ニ從事スルモノ

第三條　扶助金ノ支給者ハ左ノ各號ノ定ムル所ニ依ル

一　前條第一號又ハ第二號ニ揭グル者ニ付給スル扶助金ニ在リテハ當該防空監視隊又ハ警防團ヲ設置シタル地方長官
二　前條第三號ニ揭グル者ニシテ地方長官又ハ市町村長ノ爲ス防空ノ實施ニ從事スルモノニ付給スル扶助金ニ在リテハ從事令書ヲ發シタル地方長官、防空法第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ノ爲ス防空ノ實施ニ從事スルモノニ付給スル扶助金ニ在リテハ當該防空計畫ノ設定者
三　前條第四號又ハ第五號ニ揭グル者ニ付給スル扶助金ニ在リテハ其ノ者ガ防空ノ實施ニ從事スル地ヲ管轄スル地方長官
四　前條第六號ニ揭グル者ニ付給スル扶助金ニ在リテハ其ノ者ノ從事スル應急防火ニ係ル建築物ノ所在市町村ノ市町村長
五　前條第七號ニ揭グル者ニ付給スル扶助金ニ在リテハ當該防空計畫ノ設定者

第四條　扶助金ハ療養費、障害扶助金、打切扶助金、遺族扶助金及葬祭費ノ五種トシ左ノ區別ニ從ヒ之ヲ給ス

一　療養費ハ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ療養ヲ要スル者ニシテ官公費ノ治療ヲ受ケザルモノニ之ヲ給ス
二　障害扶助金ハ傷痍又ハ疾病ノ治癒シタル時ニ於テ仍身體ニ障害ヲ存スル者ニ之ヲ給ス
三　打切扶助金ハ療養ノ期間一年ヲ經過スルモ傷痍又ハ疾病ノ治癒セザルモノニ之ヲ給ス
四　遺族扶助金ハ死亡シタル者ノ遺族ニ之ヲ給ス
五　葬祭費ハ葬祭ヲ行フ遺族ニ之ヲ給ス　葬祭ヲ行フ遺族ナキ場合

ニ於テハ葬祭ヲ行フ者ニ之ヲ給スルコトヲ得

打切扶助金ヲ給スベキトキハ以後本令ニ依ル他ノ扶助金ハ之ヲ給セズ

防空従事者重大ナル過失ニ因リ傷痍ヲ受ケ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テハ障害扶助金又ハ遺族扶助金ハ之ヲ給セザルコトヲ得

第五條　扶助金ノ額ハ左ノ各號ノ定ムル所ニ依ル

一　地方長官ノ給スルモノニ在リテハ別表第一欄ニ掲グル金額

二　防空法第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ノ給スルモノニ在リテハ當該支給者ガ別表第一欄ニ掲グル金額ノ範圍内ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受ケ定ムル金額

三　市町村長ノ給スルモノニ在リテハ別表第二欄ニ掲グル金額ノ範圍内ニ於テ當該市町村長ガ地方長官ノ認可ヲ受ケ定ムル金額

障害扶助金又ハ打切扶助金ハ前項ノ規定ニ依ル金額ノ範圍内ニ於テ傷痍疾病ノ程度、身體障害ノ輕重等ノ事情ヲ斟酌シテ之ヲ給スベシ

第六條　防空従事者障害扶助金ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ者ガ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル日ヨリ起算シ三年以内ニ當該傷痍疾病ノ再發ニ因リ身體障害ノ程度ヲ加重シタルトキハ障害扶助金ノ額ハ新ニ之ヲ定メ既ニ給シタル障害扶助金ノ金額ヲ控除シテ之ヲ給ス

第七條　本令ニ於テ遺族トハ本人ノ配偶者、子、孫、父、母、祖父、祖母及兄弟姉妹ニシテ本人死亡ノ當時ヨリ引續キ之ト同一戸籍内ニ在ル者ヲ謂フ本人ノ死亡後二年以内ニ昭和十五年法律第四號（委託又ハ郵便ニ依ル戸籍届出ニ關スル法律）ノ適用ヲ受ケ本人死亡ノ當時ヨリ引續キ之ト同一戸籍内ニ在ルコトト爲ルニ至リタル者ニ付亦同ジ

本人死亡後分家シタル遺族又ハ分家シタル遺族ニ伴ヒ其ノ家ニ入リタル遺族ハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ引續キ本人ト同一戸籍ニ在ルモノト看做ス

届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同樣ノ事情ニ在ル者ハ第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ同一戸籍内ニ在ル配偶者ト看做ス

本人死亡當時胎兒タル子又ハ孫出生シタルトキハ第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ本人死亡ノ當時之ト同一戸籍内ニ在リタルモノト看做ス

第八條　遺族扶助金ヲ受クベキ遺族ノ順位ハ前條第一項ニ掲グル順序ニ依ル

前項ノ規定ニ依ル同順位ノ子又ハ孫數人アルトキハ本人ヲ被相續人トシタル家督相續ノ順位ニ準ジ之ヲ定ム

父母及祖父母ニ付テハ養方ヲ先ニシ實方ヲ後ニス

兄弟姉妹ニ遺族扶助金ヲ給スルハ其ノ者ガ未成年又ハ不具廢疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナク且之ヲ扶養スル者ナキ場合ニ限リ前條第一項後段ニ規定スル者ニ遺族扶助金ヲ給スルハ既ニ之ヲ受ケタル者ナキ場合ニ限ル

第九條　遺族扶助金ヲ給スベキ順位ニ在ル遺族左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ遺族扶助金ハ其ノ次順位ニ在ル遺族ニ之ヲ給ス

一　死亡シタルトキ

二　所在不明ナルトキ

三　分家ノ場合ヲ除クノ外同一戸籍内ニ在ラザルニ至リタルトキ

第十條　扶助金ヲ受クベキ者ガ扶助金ヲ受クベキ事由ノ生ジタル日ヨリ起算シ二年以内ニ請求ヲ爲サザルトキハ當該扶助金ハ之ヲ給セズ

第十一條　扶助金ヲ受クベキ者民法ニ依リ同一ノ原因ニ付損害賠償ヲ受ケタルトキハ其ノ金額ハ扶助金ノ額ヨリ之ヲ控除ス

第十二條　扶助金ヲ受クベキ者同一ノ原因ニ付他ノ法令ニ依ル扶助、給付又ハ給與ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ扶助、給付又ハ給與ガ本令ノ扶助金ト同種ノモノナルトキハ本令ノ扶助金ハ之ヲ給セズ但シ其ノ額ガ本令ノ扶助金ノ額ヨリ少額ナルトキハ其ノ差額ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ他ノ法令ニ依ル扶助、給付又ハ給與ニシテ本令ノ扶助金ト同種ノモノハ内務大臣之ヲ指定ス

附　則

本令ハ昭和十六年法律第九十一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（別表）

種別	第一欄 實費	第二欄 實費
療養費	一、五〇〇円	一、〇〇〇円
障害扶助金 終身自用ヲ辨ズルコト能ハザルモノ	一、〇〇〇	七〇〇
障害扶助金 終身業務ニ服スルコト能ハザルモノ	七〇〇	五〇〇
障害扶助金 其ノ他身體ニ著シキ障害ヲ存スルモノ又ハ女子ニシテ其ノ外貌ニ醜痕ヲ殘シタルモノ	五〇〇	三〇〇
打切扶助金	一、五〇〇	一、〇〇〇
遺族扶助金	一、〇〇〇	七〇〇

葬祭費

四　鄉倉

古來東北地方には、備荒貯蓄の目的を以て鄉家相倚り貯穀を行ふ鄉村共有の施設として鄉倉の制度が存したが、明治以降に於ける貨幣制度の發達、運輸機關の普及、藩主の指導奬勵の消滅、町村制施行に依る部落有財産の統一等に依り備荒策としても貯穀より貯金を便とするに至り、漸次備荒貯穀施設としての鄉倉の本質的意義を喪失するに至つた。

昭和九年の凶作に際し御内帑金を拜受し　聖旨の優渥に痛く感激し再度　宸襟を惱まし奉ることなき樣固き決心を以て、之が恒久的對策として鄉倉建設計畫及既設鄉倉奬勵計畫に對し愼重に研究を遂げ、昭和九年十二月十八日内務大臣は東北六縣知事に對し訓令を發し、當日社會局長官は依命通牒して市町村をして十坪程度の鄉倉を部落を單位として設置せしめ、其經營に當りては部落を單位とする團體又は組合を以て之に當らしめ、適當な團體なき地方は鄉倉組合を設けて之が運營に遺憾なきを期せしめた。昭和九年十二月十九日臨時米穀交付法公布せられ、農林省は五〇萬石の米穀を縣を通じ市町村に無償交付し、市町村は之を住民に貸付し五年以内に返還せしむることゝし、市町村は之を基本米として同數量の米穀を貯穀し凶作に備へることゝし、之が貯藏は鄉倉に無償

寄託し、鄉倉維持團體は之を運用しつゝある。尙右交付米の貸付を受けざりし住民も耕作地、世帶人數等を標準とせる貯穀率を定めて、鄉倉の貯藏限度に達する迄貯穀せしむる樣奬勵した。

最近の狀況を見るに鄉倉の制度は凶作時に於ける飯米の不足に對する施設として最も適切にして、昭和十六年度の冷害地方にありては相當其の機能を發揮したのであるが、米穀統制の强化に依り貯穀に支障を及ぼしてゐるので此の點に關しては相當研究の餘地があると認められる。

昭和十六年九月末現在の貯穀は七四八、五八七石であるが最近に於ける米穀事情に伴ひ現物積立困難及貸出等に依り減少の傾向にある。

鄉倉貯穀狀況（昭和十六年九月末日現在）（生活局生活課調）

縣別	鄉倉棟數	貯穀滿量豫定石數	九月末貯穀 籾	其の他	計	貯蓄金	摘要
秋田	八三五	一六二、七二五	六七、二七七	二、八〇二	七〇、〇七九	一〇八、四九三円	
宮城	九四六	二六九、二八六	一七〇、九三四	—	一七〇、九三四	二三七、三〇三	
青森	一、一六三	二七五、五七六	八三、〇六五	八三	八三、一四八	—	昭和十五年度九月末日現在
岩手	一、一五五	三六九、六〇九	一九六、四一七	一三、一四九	二〇八、五六六	二六七、八六六	
福島	一、二六九	二三〇、五七六	六五、六七五	八五五	六六、五三〇	四一、九八四	
山形	一、〇五九	二五八、七〇二	一四八、四四四	八八六	一四九、三三〇	六〇、六二〇	昭和十五年度九月末日現在
計	六、四二七	一、五六六、四七四	七三一、八一二	一六、七七五	七四八、五八七	七一六、二六六	

第三節　北海道舊土人保護事業

明治維新以來、北海道に於ける拓殖事業の發展と之に伴ふ經濟事情の一大轉換のため、北海道舊土人の生活は漸次窮迫して來たので明治三十二年に至り北海道舊土人保護法が制定せられ、明治當初以來施行し來つた保護對策が制度化され、且つ其の體系を整へた。

本法の目的は之を大別すれば勸農、敎育、救助、救療の四項目に分たれる。本法は明治三十二年四月より之が施行を見たが、大正八年に至り一少部分の改正を行つた。

然るに、舊土人の狀態は本法制定當時に比して進步を遂げたのみならず、北海道四圍の情勢も拓殖の進展と共に著しき變遷を見た結果、舊土人生活の實情並びに四圍の情勢に適應せざるに至つたので、新情勢に適應せる舊土人保護のため法律を改正し、昭和十二年七月より之が實施を見た。

舊土人現住戶數は昭和十五年十二月末日現在調によれば、戶數三、五五七、人口一五、八三三名で、內男七、七九〇名、女八、〇四三名である。その分布狀況は日高支廳管內最も多く膽振十勝、釧路國各支廳管內之に次ぎ、全道に散居してゐる。人口は明治五年以來增減少く一進一退の狀況であるが、右は諸種の事情に依り調査困難なる爲詳かにすることが出來ぬが、婚姻等に依つて同化融合するものが多い結果で、純粹土人として近年衰退の傾向を示してゐる。舊土人の保護救濟に付ては彼等が特殊なる立場に在る點に鑑み、一般的の指導敎化は勿論農事の奬勵に、敎育の普及徹底に、救助救濟の適正に、共有財產の管理並に活用に、將又互助組合の指導確立、保導委員の活動等に留意してゐるが、近時土人の自覺に伴つて其效果が大いに揚り、風俗、習慣共に殆んど同化し、智力も亦一部を除いては一般の程度に達し遜色を見ぬ樣になつた。

北海道舊土人戶口表（昭和十五年十二月末日現在　生活局生活課調）

市廳並市名	戶數	人口 男	女	計
石狩	一〇〇	二七六人	二三九人	五一五人
渡島	七五	一七八	一三八	三一六
檜山	二五	七六	七八	一五四
後志	五〇	一一六	八六	二〇二
空知	三一	七〇	七四	一四四
上川	三八	一〇九	一四一	二五〇
留萌	一四	三二	三四	六六
宗谷	二九	五八	七二	一三〇
網走	一二〇	二二四	二〇五	四二九
膽振	七五四	一、八〇六	一、七八三	三、五八九
日高	一、四一五	二、九〇五	三、二四五	六、一五〇
十勝	三一〇	五七八	五八七	一、一六五
釧路國	一九九	四〇八	四四四	八五二
根室	一〇八	二五七	二五九	五一六
支廳計	三、二六八	七、〇九三	七、三八五	一四、四七八
札幌市	—	—	—	—
函館市	—	—	—	—
小樽市	—	—	—	—
旭川市	七五	一五八	一七六	三三四
室蘭市	一〇〇	二三四	二三〇	四六四
釧路市	七七	二三〇	一六四	三九四
帶廣市	三七	七五	八八	一六三

市計	二八九	六九七	六五八	一、三五五
合計	三、五五七	四、七九〇	八、〇四三	一五、八三三

昭和十五年度舊土人保護救濟費は救濟費　三、三一六圓、救療費　五、〇六二圓、勸業費　九、五四一圓、住宅改善費　八、〇〇〇圓、共同施設費　六〇〇圓、教育費　三、三一〇圓、計　二九、八三〇圓である。

昭和十五年度舊土人保護救濟費支廳決算表

（生活局生活課調）

支廳並市名	救濟費	救療費	勸業費	住宅改善費	共同施設費	教育費	計
	円	円	円	円	円	円	円
石狩	三〇〇、〇〇	七〇、六六	六九三、〇〇	—	—	—	一、〇六三、六六
渡島	—	—	—	—	—	—	—
檜山	—	—	—	—	—	—	—
後志	—	—	二、七二〇、〇〇	—	—	—	二、七二〇、〇〇
空知	—	—	—	—	—	—	—
上川	—	—	一二、〇〇	—	—	—	一二、〇〇
留萌	—	—	—	—	—	—	—
宗谷	—	—	—	—	—	—	—
網走	—	—	五三〇、〇〇	—	—	—	五三〇、〇〇
膽振	七六七、五九	一、四六七、四一	—	—	—	—	二、二三五、〇〇
日高	二、〇〇三、九〇	一、二六三、五八	三、二〇二、五二	—	—	二、〇〇〇、〇〇	八、四七〇、〇〇
十勝	—	七九九、四二	九七〇、〇〇	—	—	—	一、七六九、四二
釧路國	—	三一、一四	一、四一三、八六	—	—	—	一、四四五、〇〇
根室	—	二六六、四三	—	—	—	—	二六六、四三
支廳計	三、〇七一、四九	三、八九八、六三	九、五四一、三八	—	—	二、〇〇〇、〇〇	一八、五一一、五〇
北海道廳	二四四、六五	一、一六四、〇〇	—	八、〇〇〇、〇〇	六〇〇、〇〇	一、三一〇、〇〇	一一、三一八、六五
合計	三、三一六、一四	五、〇六二、六三	九、五四一、三八	八、〇〇〇、〇〇	六〇〇、〇〇	三、三一〇、〇〇	二九、八三〇、一五

第四節　方面事業

各般の事業が夫々其の機能を充分に發揮して所期の目的を達成するためには、一面社會の實情を明かにし、要扶掖者の生活狀態及家族關係を知悉すると共に他面各種社會施設の聯絡統一を圖ること最も緊要である。

方面委員制度は實に此の要求に應じて生れたるものであつて、社會連帶相互扶助の精神に基き社會狀態、殊に要扶掖者階級の生活狀態を調査し要保護者に對し友誼的指導と組織的保護とを與ふると共に、各種社會施設を有機的に聯絡して其の運用を圓滑にし、以て合理的且妥當なる社會救濟の實を擧げんことを期すものである。

方面委員制度は、大正六年五月岡山縣に於て創設せられた濟世顧問を以て其の嚆矢とし、次で翌年十月大阪府に方面委員設置せられ、爾來埼玉縣共濟會の福利委員東京市方面委員等を始めとし漸次各地に普及し、昭和三年末には既に全國を通じて同制度の設置を見ざる地方なき狀態となつた。殊に昭和四年四月多年の懸案なりし救護法の制定を見るに及び、同法の救護委員に方面委員を充つる方針が採られてから、同制度は玆に急激なる發達を見るに至つた。元來同制度は各地方の任意的施設運營に專ら委ねられたものであるが、同制度が全國的に普及せらるるに伴つて委員の統合的活動を要望する聲漸く高く、各地に數府縣の聯合協議會が開催せられ、又全國方面委員大會に於ても開催の都度前後七回に及んで何れも關係者共通の問題を研究討議した。更に斯業の聯絡統制に關する常設機關の必要も亦次第に認められ、昭和五年二月名古屋市方面委員聯盟の結成を始めとして、爾來同種の機關設置の機運は各地に釀成せられ、昭和七年三月全日本方面委員聯盟の結成を見、玆に名實共に本邦方面委員の大同聯盟を見るに至つた。又最近顯著な傾向として留意すべきは、助成團體の普及發達にして、大正十年大阪に於て方面委員の事業を助成するため、財團法人大阪府方面委員後援會の設置を始めとし、爾來横濱市、靜岡縣長野市等に相踵いで斯の種助成機關設置せられ、今や委員制度の存する所は多く助成團體の設置を見るに至つた。斯くの如く同制度は異狀なる發達を遂げ、名實共に社會事業運用の中樞機關として其の重きを爲すに至り、又同制度の實施狀況とに鑑み之が統制强化を圖る要愈々緊切となり、昭和十一年十二月方面委員令（勅令）を制定公布し、以て本制度を法制化し昭和十二年一月十五日より之が實施を見た。其の結果從來道府縣以外の地方團體に於て施設經營したるものは本令施行に依り全部道府縣の經營する所となり、更に委員の選任に關しては道府縣に方面委員詮衡委員會を組織し、委員の選任に付遺憾なきを期することゝなつ

た。更に又道府縣に於ては本令施行と共に委員制度の擴充强化に努め來り、委員の定數に就き之を見るも、昭和十四年度末に於ける定員總數は六萬六千三十九人に達し、本令施行直前の委員總數三萬八千六百八人に比し二萬七千四百三十一人の增員となつた。

尙之等方面委員の各自擔當區域內に於て、要保護者として方面世帶票に登錄せるものの全國總數（昭和十四年度末現在登錄者數）は實に六十三萬七百二十七世帶であつて、其の人員は二百四十九萬五千百三十一人に達し、殊に事變勃發以來は軍人援護に關する事實上の中心機關として活潑な活動を爲す等本制度は今や銃後國民生活の安定に絶大の貢獻を爲しつつある。而して政府に於ける本制度の助成に付ては、昭和十二年度より道府縣に專任指導職員たる社會事業主事一名宛を設置せしめたが、昭和十五年開催の中央社會事業委員會に於て方面事業の振興方策に關し答申の次第もあり、昭和十六年度より更に各府縣に社會事業主事補一名宛を設置せしむることとしたる外事業費に對しても、一府縣當平均一千圓を補助することとした。尙事變下に於ける市町村下部組織として近時著しく發達した部落會及町內會と方面委員との關係に付ては、常に之が緊密なる有機的聯絡を圖らしむる必要あるを認め、內務省とも協議の上之等部落會町內會等の幹部組織に方面委員を加はらしむる等、適宜の方途に依り兩者の密接なる連絡を圖らしむることゝしてゐる。

一　方面事業の聯絡並後援團體

（一）　方面事業聯絡機關

全國的方面事業聯絡機關として財團法人全日本方面委員聯盟があるがその昭和十五年度事業成績は次の如くである。

財團法人全日本方面委員聯盟　昭和十五年度事業成績

一、方面事業功勞者の表彰

方面事業に多年盡瘁し其の功績顯著なる者百名を全國方面委員並に方面事業關係者中より選び之を表彰せり。被表彰者に對し紀元二千六百年奉祝全國方面委員大會に於て表彰狀並に記念品を贈呈す。

二、優良方面の選奬

方面事業の實績顯著にして他の範となるべき優良方面四十六地區を全國方面中より選び之を選奬せり。被選奬方面に對し紀元二千六百年奉祝全國方面委員大會に於て選奬狀並に選奬旗を贈呈す。

三、機關紙「方面時報」の發行

月刊として每號四頁乃至六頁のもの八萬二千部宛發行

興亞途上大政翼贊の下に於ける方面委員の重大責務を認識せしむる爲特に時局下の方面事業、社會事業並に軍事援護事業に關する論說、調査研究、取扱實例、隨筆其他斯業に關する參考資料等を登載し全國八萬の方面委員並に關係官公署及社會事業關係者等に配布す。

四、圖書の出版

1　方面委員取扱實例集の刊行　五千部刊行し全國方面事業關係方面に配布す。

2　本聯盟要覽の刊行　一千部刊行し本聯盟會員並に關係官公署其他關係方面に配布す。

3　林市藏氏著「方面委員各位に呈す」の刊行　三千部刊行し關係各方面に配布す。

五、全國方面委員大會の開催

昭和十五年五月二十一日より三日間に亘り本聯盟並に奈良縣共同主催を以て奈良縣橿原神宮外苑に於て全國方面委員大會を開催し宣誓式、物故方面委員並に方面事業關係者慰靈祭、方面事業功勞者表彰並に優良方面選奬宣揚式を擧行し愈々方面精神の昂揚に資すると共に長期建設下の社會情勢に對應して方面事業の積極的役割を果すため當面の喫緊問題につき討議研鑽せり。

六、全國方面委員代表者會議の開催

全國方面委員代表者二百五十名を招集して昭和十六年二月六日、七日の兩日に亘り產業組合中央會館講堂に於て全國方面委員代表者會議を開催し部落會、町內會等と方面委員制度との關聯其他方面事業が時局に卽應して活躍すべき緊急事項に就き討議研鑽をなし尙第十二回全國方面委員大會の開催方法、內容等に關し意見の交換を爲したり。

七、全國方面强調週間の實施

現下時局に鑑み大政翼贊運動の趣旨を體し益々隣保相扶精神の普及昂揚、庶民生活の支援强化、厚生福利施設の整備擴充の三實踐目標を揭げ本聯盟主唱、厚生省後援の下に各地方方面委員聯盟又は適當なる團體をして昭和十五年十二月二十日より一週間全國一齊に全國方面强調週間を實施せしめたり。本聯盟に於ては十二月二十四日東京中央放送局より金光厚生大臣にラヂオ放送を依頼すると共にリーフレット「方面事業に就て」を五萬枚印刷各地に無料配布せり。

八、記念出版物の編纂

方面委員制度二十年史編纂の爲め全國各地より蒐集中の資料は大部分豫定の通り取纏めたるを以て專ら之が整理に努め之が編纂刊行は昭和十六年度に繼續す。

九、方面事業調査資料の作製

調査資料として方面事業各種統計圖表を作製關係方面の參考に提供す。

一〇、方面事業宣揚の展覽施設

方面事業宣揚の展覽施設に常備すべき資料として方面事業に關する歷史書、圖表等調製の他全國各地に於ける方面委員取扱實例並に歷史的寫眞資料等を蒐集す。

一一、方面事業展覽會の開催

方面事業の理解を深め之が發展を促す爲め昭和十五年十二月二十七日永田町首相官邸に於て展覽會を開催、近衞首相始め各閣僚要人の展覽に供したり。

一二、七、七禁令に依る影響調査

七、七禁令に依る全國各地の庶民生活並に社會施設の蒙れる影響

調査の爲め全國各主要都市に付實情を調査せり。

一三、軍事援護事業の徹底並に促進

1　銃後國民生活問題講習會の開催

方面委員に軍事援護の趣旨内容を徹底せしめ其の適正なる運用に積極的協力をなさしむる爲め全國二十地方に右趣旨の講習會を開催せしめ之に對し開催費の援助並に講師を派遣せり之が成績左の如し

記

開催地區	新潟縣	岐阜縣	奈良縣	島根縣	秋田縣
	青森縣	沖繩縣	岩手縣	茨城縣	山形縣
	北海道	山梨縣	三重縣	宮崎縣	長崎縣
	德島縣	高知縣	鳥取縣	福井縣	栃木縣

受講者　七、五五〇人

2　銃後家庭生活實情調査

特定の軍人遺族、家族に付其の生計狀態を長期に亘つて仔細に調査し之に對し必要なる保護指導を加へ以て關係者の關心と努力を適正なる援護に向けしむる一端たらしむると共に今後に於ける對策研究の資に供せんとし昭和十五年十一月一日より該調査を開始せり。調査員は各地方面委員聯盟に於て方面委員中より軍事援護事業に對し理解と熱意深く進んで本調査を擔當せんとする者を選び之に調査を委囑せり。

被調査家庭數　五〇〇世帶

調査員　二五〇名

尙本調査は昭和十六年十月卅一日に終了の豫定なり。

(二)　方面事業後援團體

方面委員制度後援團體は、方面委員の取扱事項中法規に依らず任意的救護を必要とする領域極めて廣く、是等を小額なる經營主體の救護費のみに俟つときは到底積極的、徹底的活動を期待し得ないので其の及ばざる處を補ひ委員活動の範圍を擴大せしめ、其の發達を促すを目的とする處であるが、此の種施設として最も古きは大正十年五月大阪府に設立せられた大阪府方面委員後援會である。次いで翌十一年には横濱市に、十二年には靜岡縣に、十三年には長野市、四日市市、栃木縣茂木町等の各地に設立を見、後次第に全國各地に普及して昭和十四年度末現在に於ては三、七三五であり、方面委員後援團體經費は收入三、六五八、〇三八圓、支出二、四六三二七七圓である。

昭和十四年度方面委員後援團體數（生活局保護課調）

道府縣	團體數	摘要
北海道	三七	
青森	五	
岩手	六	
宮城	一三	
秋田	四八	
山形	一九九	
福島	八八	
茨城	九五	
栃木	一二二	
群馬	一〇〇	
埼玉	一六九	
千葉	一八一	
東京	一三二	東京府　四六　東京市　八六
神奈川	九二	神奈川縣　八一　横濱市　一一
新潟	八九	
富山	一一七	
石川	三〇	
福井	一九	
山梨	三二	
長野	一九三	
岐阜	七八	
靜岡	一二六	
愛知	二二三	
三重	五四	
滋賀	一九二	
京都	二	
大阪	二四	
兵庫	三五	
奈良	三七	
和歌山	三五	
鳥取	八	
島根	五九	
岡山	三三五	
廣島	二一〇	
山口	六〇	
德島	一八	
香川	三九	
愛媛	二六	
高知	一六	
福岡	八五	
佐賀	六〇	
長崎	九	
熊本	一一三	
大分	一三	
宮崎	五〇	
鹿兒島	六一	
沖繩	—	
計	三、七三五	

昭和十四年度方面委員後援團體經費（生活局保護課調）

經費									
收入						支出			
資産	負債	道府縣補助	市町村補助	寄附金	其他	計	事務費	事業費	其他	計
六、三〇八、六二八圓	六八、八六二圓	一八五、〇一七圓	二五一、五六四圓	一、一〇〇、九四〇圓	二、一二〇、五一七圓	三、六五八、〇三八圓	二二七、四八七圓	一、七七四、二一九圓	四六一、五七一圓	二、四六三、二七七圓

二　方面委員制度

(二)　方面設置状況

昭和十四年度末現在に於ける方面設置市町村數は一〇、九で、同上方面數は一一、一七〇、方面未設置市町村數は一〇、九〇〇人の増加を示してゐる。

(三)　方面委員數

昭和十四年度方面委員定數は市部一二、六一三人、郡部五二、四二六人、計六六、〇三九人で、昭和十三年度に比し一一、二九〇人の増加を示してゐる。

昭和十四年度方面委員設置状況（生活局保護課調）

年別	市部	郡部	計	方面設置市町村數	方面未設置市町村數
同十二年	一一、一三一	一四六	一一、二七七	一〇、九九三	一、二八四
同十三年	一一、二五九	一四六	一一、四〇五	一〇、九九三	一、四一二
昭和十四年	一一、三一三	一四六	一一、四五九	一〇、九九三	一、四六六

昭和十四年度方面委員定數（生活局保護課調）

年別	市部	郡部	計
同十二年	一一、九四三	五二、四二六	六四、三六九
同十三年	一二、〇九二	五二、四二六	六四、五一八
昭和十四年	一二、一三三	五二、四二六	六四、五五九

(四)　方面世帯數

昭和十四年度に於ける方面世帯票登錄者總數は、五三、四三七内第一種世帯は三三、三八九、人口數は二八三、九七〇人内第一種は一、一八〇、〇六三人である。

昭和十四年度方面委員世帯票登錄者數（生活局保護課調）

種別		登方面錄者世帶總數票	除世帶の去票のしたるも	登年度末現在者數	方面委員一人當り選任數（常に數人方面委員を依嘱する場合は其の内一人を算出數者）
世帶	市	四二、六三五	四二、五三五	四三、一七九	一、二八六
	町村	四一、九七〇	四一、九七〇	四一、九七〇	
人口	市	一六三、四九五	一六三、四九五	一六三、四九五	
	町村	一一九、四七五	一一九、四七五	一一九、四七五	

備考　括弧内は第一種を再掲せるものなり

(五)　方面委員取扱件數

方面委員の取扱件數は、昭和十四年度末現在に於ては三、五五八、〇〇九件で、前年よりは七七、〇六二件の減少を示してゐる。

昭和十四年度方面委員種目別取扱件數（生活局保護課調）

年別	金品生活扶助	医療助産	生業扶助	埋葬	葬	児童保護	指用	導談	斡旋	整戸	理錄	介の職業他斡旋	其	計
同十三年度	三四一、三六〇	一三、一四四	一、九六一	一、三四一	一、三四一	一、三四一	一、三四一	一、三四一	一、三四一	一、三四一	一、三四一	一、三四一	一、三四一	三五九、三四一
昭和十四年度	三四一、三六〇	一三、一四四	一、九六一	一、三四一	一、三四一	一、三四一	一、三四一	一、三四一	一、三四一	一、三四一	一、三四一	一、三四一	一、三四一	三五九、三四一

昭和十四年度生活局保護課調による方面委員令施行に要する地方廳經費支出状況は左の如くにして、總額六七五、九九三圓である。

昭和十四年度方面委員令施行に要する地方廳經費支出状況（生活局保護課調）

同昭和十四年度	方面委員費	衞方面委員費詮	合方面委員費	計	費其の他用の	合計
同十三年度	二三、六五四	四、三七九	二、五四四	三〇、五七七	四、四一五	三四、九九二
昭和十四年度	二三、六五四	四、三七九	二、五四四	三〇、五七七	四、四一五	三四、九九二

昭和十四年度方面委員定數（生活局保護課調）

年別	市部	郡部	計	定方面委員數	選方面委員任數	死亡	現年度在數
同十二年	一一、九四三	五二、四二六	六四、三六九	六四、三六九	二、三九八人	二、六五人	六一、七一六人
同十三年	一二、〇九二	五二、四二六	六四、五一八	六四、五一八	二、四四八人	二、六五人	六一、八〇五人
昭和十四年	一二、一三三	五二、四二六	六四、五五九	六四、五五九	二、四四八人	二、六五人	六一、八四六人

昭和十四年度方面委員選任状況（生活局保護課調）

年別	市部	郡部	計	定方面委員數	選方面委員任數	死亡	現年度在數
同十二年	一一、九四三	五二、四二六	六四、三六九	六四、三六九	二、三九八人	二、六五人	六一、七一六人
同十三年	一二、〇九二	五二、四二六	六四、五一八	六四、五一八	二、四四八人	二、六五人	六一、八〇五人
昭和十四年	一二、一三三	五二、四二六	六四、五五九	六四、五五九	二、四四八人	二、六五人	六一、八四六人未

（六）方面委員令委員會

方面委員令第五條による方面委員銓衡委員會の組織狀況は、昭和十四年度末現在生活局保護課調によれば左の如くである。

昭和十四年度方面委員銓衡委員會組織狀況

（生活局保護課調）

年別	委員長	委員	幹事	書記	計	昭和十四年度中委員會開催狀況
昭和十四年度	四九人	三二人	七人	一〇六人	二四人	二七〇
同十三年度	四九	三四	八	二七	三三	三九

備考　委員長は道府縣に於ては學務部長東京市、横濱市に於ては市助役就任す

（七）方面事業委員會

方面委員令第十條による方面事業委員會の組織狀況は昭和十三年度末社會局保護課調によれば委員數一、〇六八名で內官吏、待遇官吏、吏員四〇二名、方面委員三一二名、學識經驗あるもの三五三名である。尙幹事數一〇四名、書記數一三二名、本年度委員會開催度數三一、本年度議決件數四三である。

（八）庶民生活强化運動

例年全日本方面委員聯盟提唱の下に全國一齊に方面强調週間が實施されて來たが、昭和十六年は戰時下庶民生活の强化刷新を圖る趣旨から左の如くこれを「庶民生活强化運動」として新たな發足をした。

庶民生活强化運動實施要綱

一、名　稱　庶民生活强化運動

二、期　間　昭和十六年十二月中に於て、地方の事情に依り適當の日數を定むること

三、主　唱　財團法人全日本方面委員聯盟

四、後　援　大政翼贊會

五、主　催　道府縣方面委員聯盟又は適當なる關係團體

六、趣　旨　今や世局の變轉急にして國運隆替の由つて岐れんとするの秋隣保相扶の醇風を振起し苟くも國民にして一人と雖も其の所を得ざる者無からしむる樣庶民生活を强化刷新し相率ひて臣道の實踐に邁進せしめ以て重大時艱の克服に資せんとす

七、運動目標

1 隣保相扶觀念の昂揚

2 庶民生活の合理化

3 庶民生活に對する支援

4 方面事業後援團體並に厚生福祉施設の整備擴充

八、實踐方法

1 市町村に於ては方面委員本運動の中心となり一定の綜合的實踐計畫を樹立し之に基きて實施に當るものとす

2 町內會、部落會隣組等の幹部、社會事業團體、敎化團體、婦人團體、靑少年團、宗敎團體等の積極的協力を求むるものとす

九、實踐要目　實踐すべき具體的事項は上記趣旨並に運動目標に基き可成地方の實情に基き實施するを可とするも參考の爲實踐要目として之を例示すれば左の如し

一、趣旨の宣揚に關する事項

イ、本運動實施に付特に町內會、部落會、隣組等の常會に於て方面委員其の他適當なる關係者より本運動の趣旨を述べ其の協力方に付懇談を爲すこと

ロ、國民學校兒童の作文習字等の敎材に本運動に關するものを採り入ること

ハ、ラジオ放送

ニ、講演會、映畫會、懇話會等の開催

二、庶民生活の合理化に關する事項

イ、共同勞作、共同炊事、共同購買等生活協同化を促進すること

ロ、貯蓄の勵行を圖ること

ハ、廢品の活用を勸奬すること

ニ、冠婚葬祭其の他歲末年始等に於ける虛禮虛飾の廢止勵行方に付特別なる措置を講ずること

ホ、其の他庶民の生活を戰時下に即應せしむるやう必要なる各般の指導的措置を講ずること

三、庶民生活の支援に關する事項

イ、一般要扶護者、軍人家族遺族並に時局の影響を蒙むる者に必要なる支援を爲すこと

ロ、生活支援は恩惠的、施與的に流れず飽く迄も隣保相扶の醇風に基く國民的支援の精神に依り且其の形式に於て之を實施すること

ハ、生活支援は歲末に於ける一時的給與のみならず事情に應じ生業維持轉業等の爲必要なる支援を爲すこと

ニ、事變下に生起しつつある各種社會的疾患（例之要保護少年の增加、乳幼兒の榮養低下等）を隣保共同にて出來得る限り防止措置を講ずること

ホ、既存の各種厚生福利施設の機能を最高度に發揮する樣之が周知を圖り且利用を勸奬する爲適切なる方途を講ずること

ヘ、庶民生活の强化に資する爲方面事業後援團體及各種厚生福利施設の整備擴充を促進すること

ト、各種の救護施設に保護を受けつゝある者に對し適當なる方法に依り慰問慰藉の方途を講ずること

四、資金の造成に關する事項

生活支援に必要なる資金は次の如き方途に依り汎く一般の理解協力を得て造成し一部は歲末に於ける一時支援の資に充つると共に必要に應じ一部は方面事業助成團體其の他各種厚生福利施設の常時的支援資金に充つること

イ、從來の實績に徵し適當なる方法に依りて一般市町村民よりの醵出を求む

ロ、映畫會、演藝會等を催し其の收益金を支援資金に充つること

ハ、婦人團體等の協心に依り各戶より不用品廢品等の提供を受け即賣會を催し其の收益金に充つること

ニ、一般有資者並に官衙會社工場等より適當の方法に依り寄附を求むること

第五節　經濟保護事業

一　住宅の供給並改善

(一)　住宅問題

我國は世界大戰後經濟界の異常なる好況により未曾有の産業發展を來たし、之がため人口は都市に集中し、殊に産業都市に於ては大正八年頃より急激な住宅不足の現象を呈するに至つた。之に加ふるに當時物價の騰貴は當然地代、建築材料勞働賃銀等にも影響して益々住宅建築を手控せしめ、更に人口の著しい自然增加も原因して住宅難は漸次全國に波及し、大正九年五月現在全國住宅不足數十二萬戸に達し、家賃の昂騰は庶民生活に對して一大脅威を及ぼすに至つた。玆に於て政府は公共團體の住宅經營を勸奬し、又大正十四年四月住宅組合法を發布し同年七月十日より之を施行することゝなつた。住宅組合法の骨子とする處は互助的組織に依り住宅の所有權を取得せしめんとするにあるが、事業資金として大藏省預金部資金を府縣等の公共團體を經て融通し事業の施行を容易ならしむるの方法を採り、又一面に於ては産業組合にも住宅の建設を爲し得ることゝし、同樣資金の融通を爲し之が事業を助成することゝし、一般住宅難を緩和しつゝあるが、猶其の他に特別なる住宅難對策としては次の如きを擧げ得る。大正十二年九月の大震災は東京府外六縣に亙り全潰、全燒、全流失四六六、二九九戸の多數に達し限地的異常なる住宅難を招來した。內十四萬戸は自力復舊の資力なく政府の特別助成を要するものと認め、大正十二年以降年々預金部低利資金を融通し、尙東京府及神奈川縣に對しては別に震災地木造店舖及店舖向住宅資金として、大正十四年度より復興貯蓄債券收入金及預金部普通資金を融通して之が復興を助成するの外、震災義捐金の內一千萬圓を以て設立せられたる財團法人同潤會をして東京府及神奈川縣下に普通住宅、アパートメントハウス等を建設せしめた。更に大正十四年五月丹後、但馬地方の震災（罹災戸數三、四八一戸）、昭和二年三月奥丹後地方の震災（罹災戸數一一、五五五戸）、昭和五年十一月豆相地方の震災（罹災戸數九、五二〇戸）、昭和八年三月三陸地方の嘯災（罹災戸數一〇、一〇一戸）、及昭和九年九月關西地方風水害（罹災戸數九一、一五五戸）に因る住宅の復舊は勿論、每年冬期より春季に亙り全國各地に突發する大火災に因る罹災住宅の復舊に關しては其の都度特別に又は當該年度の配當を受けた社會事業資金より融通し、公營住宅、住宅組合、住宅建設資金貸付等の方法に依り之が復舊に努めつゝある。

住宅の量的對策と共に重要な質的改善策としては先づ大正八年に公布された都市計畫法、市街地建築物法があるが、これ等は直接一般住宅を規制したものではない。尙同年に公布を見た結核豫防法第五條によつて結核豫防上必要と認めた時は採光、換氣其の他の點で衞生上不良な建物の使用を制限し、又は禁止する權限を地方長官に與へたが、實際にはこの規定を以て直接不良住宅の改善を行つたことがなかつた。然るに震災後の不良住宅集團地區は大都市に於けるどん底地帶としてこれが改修は漸く社會問題視されるに至つた。

昭和二年三月政府は不良住宅地區改良法を公布し、公共團體又は公益團體をしてその改修を行はしめ、事業費の半分を國庫で補助する方策を立てた。

今次戰爭以前の住宅需給狀況と、その對策は凡そ叙上のやうな變遷を辿つて來たが、第一次歐洲戰後、震災後當時の深刻な住宅不足を徐々に解消され、一般社會の注目も何時か住宅から放れていつた。支那事變はかうした狀態にあつた昭和十二年の夏に勃發したのである。かくて殺人的な住宅難が僅か半年經つか經たぬうちに再び庶民生活を脅威することゝなつた。

昨今の住宅拂底とは一體どの程度であるか、建築學會の權威者の目に映じたところによると略々次の樣な結果が出てゐる。先づ日本全國一ヶ年の人口增加を百萬とし、一世帶を平均五人と見做した場合、年に二十萬戸の住宅が增設されねばならない。ところが現在日本にある住宅を千四百萬戸とすれば一ヶ年にそのうち一パーセント餘、即ち約十五萬戸は改築を要するので、都合一年に三十五萬戸の新改築家屋が必要となる。事變以來新築改築共に減少し、双方で每年六萬戸前後が不足して來たから、結局昭和十六年上半期の總不足數は二十五萬戸前後と推算されてゐる。

今六大都市（比較的住宅難の輕度な京都市を除く）及び軍需産業都市である福岡、川崎、横須賀三市の空屋率を各市役所の資料により見ると左の如くである。

大都市及軍需産業都市空屋率

市名	年次	人口	世帶數	新築住宅數	取毀住宅數	差引純增數	空屋數	空屋率
		人	戸	戸	戸	戸	戸	%
東京市	昭和十一年	六、〇五五、八〇〇	一、三六、三五〇	三、五三五	一〇、九四四	二、三九五	四三、〇三五	三・三六
同	十四年	六、五八一、一〇〇	一、三九、一〇〇	二、〇三四	六、五〇九	一四、三五四	八、三八四	〇・六三
大阪市	昭和十一年	三、一〇二、九〇〇	六三三、九〇〇	一七、四九九	四、二八三	一三、二一六	一八、九八六	二・九〇
同	十四年	三、三九四、三〇〇	七一五、三〇〇	一四、二六四	二、三四三	一二、九二一	六、七四三	〇・九四

名古屋市	昭和十一年	1,097,460	239,568	6,834	不明	不明	14,455	6.20
	同　十四年	1,359,851	263,703	4,940			4,513	1.71
神戸市	昭和十一年	938,200	203,960	3,790	1,829	1,961	9,803	4.80
	同　十四年	1,006,100	219,200	2,433	1,356	1,077	6,902	3.16
横濱市	昭和十一年	738,400	153,750	4,266	933	3,303	10,703	6.90
	同　十四年	866,200	178,810	2,136	403	1,734	2,985	1.68
福岡市	昭和十一年	303,068	54,028	1,341	472	869	2,982	5.50
	同　十四年	333,615	57,665	723	270	455	1,888	3.27
川崎市	昭和十一年	162,800	33,000	3,357	不明	不明	759	2.30
	同　十四年	260,104	50,970	5,754			331	0.65
横須賀市	昭和十一年	191,460	33,384	1,325	不明	不明	1,264	3.50
	同　十四年	229,227	37,895	646			89	0.23

人口十萬以下の産業都市の住宅戸數（昭和十六年一月十日現在）（厚生省調）

市町名	住宅戸數	百分率	同上内譯 自己住宅	百分率	借家	百分率	下宿屋及アパート	百分率	空家	百分率
釜石市	7,623戸	100	1,926戸	25.3	5,646戸	74.1	24戸	0.4	16戸	0.2
新津市	4,961	100	3,179	64.0	1,600	32.2	159	3.2	23	0.6
日立市	15,799	100	3,435	21.7	12,077	76.4	45	0.4	242	1.5
太田市	7,971	100	3,045	38.2	4,873	61.1	43	0.5	10	0.2
川口市	17,183	100	7,140	41.7	9,958	57.9	33	0.2	53	0.3
立川市	6,033	100	1,828	30.2	4,097	67.6	88	1.4	29	0.8
擧母町	3,890	100	2,175	55.9	1,715	44.1	—	—	—	—
四日市市	13,188	100	4,337	32.8	8,365	63.4	378	2.9	108	0.9
東舞鶴市	8,406	100	2,800	33.3	5,591	66.5	15	0.2	—	—
飾磨市	7,150	100	3,035	42.3	4,003	55.9	29	0.5	93	1.3
玉野市	7,636	100	2,269	29.7	4,778	62.7	538	7.1	41	0.5
宇部市	20,100	100	4,823	24.0	15,189	75.5	25	0.2	63	0.3
新居濱市	8,156	100	3,521	43.0	4,612	56.5	17	0.3	15	0.2
計	138,104	100	43,534	31.5	82,534	59.7	1,384	1.1	693	0.6

備考　一、本調査は昭和十六年一月十日現在に依り人口十萬以上の産業都市十四市町（但し室蘭市の報告未着に付除く）の住宅戸數に付調査したるものに據る　二、本表中の空屋戸數は建物腐朽し使用に堪へざるもの、改築中又は修繕中のもの、借家契約を爲したるも未だ居住せざるもの等あり

（二）公營住宅

昭和十六年三月末現在公營住宅經營主體は公設二一一、私設一〇計二二一であり、住宅數は平屋一戸建二、五三〇、平屋長屋建七、三二五、二階一戸建一、八九四、二階長屋建四、七八七、アパートメント二、三五三である。

公營住宅調（昭和十六年三月末現在）（生活局住宅課調）

道府縣	經營主體別 公設	私設	計	住宅の態様 平屋一戸建	平屋長屋建	二階一戸建	二階長屋建	アパートメント
北海道	15	1	16	205	1,016	45	46	604
青森	7	—	7	21	285	2	10	—
岩手	3	—	3	161	8	93	—	—
宮城	1	1	2	1	188	—	—	—
秋田	6	—	6	75	46	3	24	—
山形	2	—	2	33	7	3	—	—
福島	6	—	6	72	302	16	—	—
茨城	1	—	1	8	2	—	—	—
栃木	2	—	2	5	71	—	—	—
群馬	2	—	2	13	28	—	—	—
埼玉	1	—	1	78	—	—	—	—
千葉	—	—	—	—	—	—	—	—
東京	2	3	5	166	224	538	2,006	927
神奈川	3	1	4	88	450	—	—	—
新潟	3	1	4	51	204	6	8	—
富山	2	1	3	15	58	35	130	—
石川	6	—	6	8	107	100	267	—
福井	8	—	8	73	28	103	109	—
山梨	1	—	1	—	93	—	8	—
長野	5	—	5	10	279	2	46	—
岐阜	3	—	3	28	127	12	4	—
静岡	17	—	17	237	333	7	6	—
愛知	6	—	6	20	263	20	47	—

三重	五	—	五	三九	一九四	六	四四	—
滋賀	七	—	七	三七	三八	三八	六七	—
京都	三	—	三	二七	一三四	一七五	二七四	—
大阪	七	一	八	一〇三	一、〇三三	三四八	五三一	一、三三三
兵庫	一〇	—	一〇	一一	二一	一四六	六六四	—
奈良	三	—	三	六六	五六	二	二七	—
和歌山	一	—	一	—	一〇三	—	三三	—
鳥取	三	—	三	七	一八一	四	一〇〇	—
島根	—	—	—	—	—	—	—	—
岡山	五	—	五	五	一四三	四〇	九七	—
廣島	四	—	四	三五	一四〇	四〇	三	—
山口	五	—	五	五九	一五九	一四	一	—
德島	一	—	一	—	—	—	二六	—
香川	七	一	八	二七	七七	七	五八	—
愛媛	九	—	九	三四	二七八	四七	一三九	—
高知	一	—	一	二	五四	—	—	—
福岡	六	—	六	五五	五九	一五	—	—
佐賀	八	—	八	八三	五六	一九	—	—
長崎	二	—	二	一二七	一三九	五	六	九
熊本	一	—	一	四	—	—	—	—
大分	四	—	四	七九	三三	一五	—	—
宮崎	二	—	二	四〇	—	—	—	—
鹿兒島	七	—	七	一四四	一〇〇	—	二八	—
沖繩	—	—	—	—	—	—	—	—
計	二二二	一〇	二三二	二、五三〇	七、三三五	一、八九四	四、七八七	二、三五三

（三）住宅組合

政府では一般的住宅難對策として前述の如く衞生、經濟兩方面より改善せられた住宅の供給を豐富にし、住宅の數的緩和と質的改善を圖る爲公共團體の住宅經營を奬勵し、之が建設に付ては低利資金を融通し、一面其の建設に關する實施計畫書を徵して經營上十全を期する樣指導監督を加へ以て該住宅建設の增加を企圖した。斯くて各地に多數の公營住宅が建設せられたが住宅難は依然として停止する處を知らず玆に於て之が解決の一方策として大正十年四月住宅組合法を發布七月十日之を施行することゝなつた。

住宅組合法の骨子とする所は互助的組織に依り住宅の所有權を取得せしめんとするに在り、住宅組合は七人以上を以て組織し、事業の範圍は住宅用地の取得造成、住宅の建設、購入讓渡、管理等とし之が設立は地方長官の許可を受くるを要し市長、地方長官及內務大臣の監督を受くるものとし、其の事業の執行、管理等は大體產業組合及民法中法人に關する規定を準用することゝなつてゐる。住宅組合に對しては住宅は三十五坪、用地は七十坪以下のものに限り登錄稅を免除し且つ地方稅を課することを得ず、又國、北海道、地方費、府縣又は市町村の所有に屬する土地は隨意契約に依り住宅組合に之を賣拂ひ、又は貸付することを得る等の特典を認めたる外、事業資金として大藏省預金部資金を府縣等の公共團體を經て融通し、事業の施行を容易ならしむるの方法を採り、又一面に於ては產業組合に於ても住宅の建設を爲し得ることゝし同樣資金の融通を爲し之が事業を助成してゐる。

右建設費の一部は組合員の出資金、銀行、個人よりの借入金又は組合員指定寄附金等により支辨せらるゝも、其の主なるものは府縣等より轉貸する大藏省預金部借入資金である。昭和十六年三月三十一日現在の住宅組合數は二、九一三、組合員數は三三、九四〇人である。

住宅組合現在數（昭和十六年三月三十一日現在）

（生活局住宅課調）

道府縣	組合數	組合員數（人）	住宅戸數（戸）	住宅の延坪數（坪）	摘要
北海道	八九	八四六	八四六	三三、九一七、九九	一六
青森	三七	四九四	三八四	一一、九六〇、〇〇	—
岩手	四八	四九三	四九三	一〇、七九五、〇八	二
宮城	四〇（三）	四〇三（三三）	四一五（三三）	一〇、三三三、〇〇（八三五、〇〇）	—
秋田	七	二一〇	二八七	七、七二六、二〇	六
山形	二〇	二三九	二三九	一、〇一五、〇〇	—
福島	七九	七〇〇	七三七	一六、六八七、四四	二
茨城	四四	三五四	三五四	七、二〇九、〇〇	—
栃木	三三	三三〇	三三七	七、八三四、七〇	—
群馬	三五（六）	四一七（一三〇）	三六八（八一）	八、二六四、〇〇（一、三八〇、〇〇）	—
埼玉	一三	一八六	一八六	三、四六六、四八	—
千葉	四六	四九三	四九三	九、四八一、〇〇	—
東京	五四七（三〇）	八、四七七（三、九〇〇）	八、五七八（三、九〇〇）	一八三、四一〇、〇〇（六六、二六四、〇〇）	—
神奈川	四三一（三）	四、一七四（七〇）	四、一七四（七〇）	九六、三三七、〇〇（一、七一五、〇〇）	八
新潟	三一	四二四	四二七	一三、二八四、〇〇	—
富山	四六	六五五	六五五	一四、六〇六、〇〇	一六
石川	四三（一）	三七一（八）	三七一（八）	一一、七七四、五九（二四九、七五）	—
福井	三四	二九六	三〇三	七、四九五、〇〇	—
山梨	二七	二〇五	二〇五	四、八四九、四九	一
長野	五三	四六四	四〇四	一三、八二〇、二八	三
岐阜	六〇	五九四	五九八	一六、六五六、〇〇	—
靜岡	五三	五三六	五三六	一三、六七五、〇〇	一
愛知	九六（一一）	九三八（一一〇）	九三八（一一〇）	一九、九三五、〇三（二、五三〇、〇〇）	一〇
三重	四五	四五九	四七八	九、一七七、〇〇	五
滋賀	一五	一七四	一七四	四、一九九、〇九	—
京都	一〇八	二、六三三	二、六三三	五九、三七一、〇〇	二
大阪	九一（四）	九一八（二三〇）	一、〇三三（二〇四）	三三、二六四、六四（三、七八七、三三）	二
兵庫	一五五	一、四三四	一、四七四	四一、四三六、〇〇	五
奈良	二〇	一六八	一六八	三、三八〇、〇〇	—
和歌山	一四	二三六	二三七	五、五一四、一七	三
鳥取	一四（四）	四三〇（八八）	四三九（一〇七）	一〇、四七七、〇〇（三、〇三七、〇〇）	—

島根	四六	六一	三三六	一四、八九一、七三	—
岡山	八	九八	九八	三、九六六、〇〇	—
廣島	一〇三	九二九	九二九	三〇、三三九、六三	—
山口	二九	二九九	二九九	七、二八〇、〇〇	三
徳島	四	三七	三七	八六六、〇〇	—
香川	一六（二）	二九二（一四五）	二五一（一〇九）	三、三五二、〇〇〇（一、七三一、〇〇〇）	—
愛媛	四三	三四八	三四八	八、三三二、三九	一
高知	三七	三〇六	三〇六	六、三三〇、〇〇	—
福岡	九三	八四三	八三五	二一、三〇七、七六	七
佐賀	一九	一八九	一九一	六、二六三、〇〇	—
長崎	四七（四五）	四五七（四五七）	四五七（四五七）	一一、四六〇、〇〇（一一、四六〇、〇〇）	—
熊本	三三	二九三	二九三	七、二四一、九三	一
大分	三三	三三四	三三四	六、〇三六、六三	—
宮崎	未報告				
鹿兒島	一七	一六三	一六三	四、二六〇、三四	—
沖繩	一三	一三	一三	三、三九一、〇〇	—
計	二、九一三（一一一）	三三、九四〇（三三、〇六一）	三四、〇三八（三三、〇六九）	七九八、三一〇、〇一（九三、〇三一、〇六）	一三

備考　一、摘要欄に記載せる數字は昭和十五年度中に於て解散せる組合數なり
二、産業組合法に依るものは括弧を附し内書せり

年別住宅組合狀況

年次	組合數	組合員數
昭和五年末	二、六三五	二九、四三〇人
同六年九月末	二、七〇八	三〇、三六八
同七年十一月末	二、七四〇	三〇、七〇四
同九年十一月末	二、七四二	三〇、七四七
同十年十一月末	二、七七〇	三一、〇二二
同十一年十一月末	二、八一三	三一、六二〇
同十二年十一月末	二、八一三	三一、七五一
同十三年十二月末	三、〇六〇	三二、九〇二
同十六年三月末	二、九一三	三三、九四〇

（四）住宅建設資金融通

住宅難緩和を圖るため政府では大正八年度以降昭和十四年度迄に大藏省預金部より住宅建設資金として融通したる低利資金總額は一億三千七百餘萬圓に達する。それは從來主として道府縣に融通し之を市町村、住宅組合、公益法人等に轉貸し來つたが、昭和八年度以降市町村に對する分は直接貸とした。

住宅關係低利資金融通額及住宅建設戸數

（生活局住宅課調）

年次	低利資金融通額（千圓）	住宅建設戸數（戸）
大正八年	一二、七九〇	六、〇八三
同九年	四、三五九	二、二六一
同十年	九、六四七	四、四七九
同十一年	八、七七三	四、一四九
同十二年	一三、一六七	六、四二三

（昭和十四年勞務者住宅建設資金融通額約三千萬圓は除く）

（五）不良住宅地區改善

現在大都會には殆んど住居と認め難き程度の不良住宅多數に存在し衞生、風紀竝に保安上甚だ憂ふべき狀態に在るばかりでなく、延て思想上社會生活上に影響を及ぼす所多く之が改善は洵に急要事である故、政府は社會事業調査會の答申に基きその改良事業に關する制度を確立し、先づ五大都市及其の隣接町村中の代表的地區より漸次改良事業を實施するの方策を樹て、昭和二年七月十五日より不良住宅地區改良法を實施した。而して該法に依り地區の指定及事業方法の認可を受け現に改良事業を施行せるものは左記の通りであるが、之が事業費多額に達するを以て國庫より改良事業費の支出精算額の二分の一を補助することゝし以て改良事業の促進を期しつゝある。昭和十一年度以降は繼續豫算として國庫負擔の契約を爲し事業の遂行を企圖した。

不良住宅地區改良事業計畫及成績概要

（生活局住宅課調）

改良事業施行者	改良地區	施行年度	主たる事業種目	全事業計畫	昭和十六年三月末日迄の完了事業	差引未完了事業
東京府	東京市荒川區（三河島町地内）	自昭和三年度至昭和八年度	土地買收	六、七七一、〇〇坪	六、七七一、〇〇坪	
			住宅建設	五九戸（鐵筋三〇 木造一九九）	五九戸（鐵筋三〇 木造一九九）	
			事業費	一、三三七、一九〇・〇〇円	一、三三七、一九〇・〇〇円	
同	同	同十三年	土地買收	九、九一〇坪	二、七一六坪	七、一九四坪
同	同	同十四年	住宅建設	六、三一〇戸	六、四八三戸	一七三戸
合計			事業費	一三七、四二二円	八七、八八五円	四九、五三七円

東京府	東京市豐島區西巢鴨町地内	自昭和二年度至昭和八年度	土地買收	二、四九〇、〇〇	二、四九〇、〇〇	
			住宅建設	二七八戸（鐵筋二二八 木造 五〇）	二七八戸（鐵筋二二八 木造 五〇）	
			事業費	八七九、九三〇・〇〇	八七九、九三〇・〇〇	
大阪市	大阪市天王寺區下寺町地内及其の附近	自昭和二年度至	土地買收	二〇、四六一、〇〇	一九、三八九、一三	一、〇七一、七七坪
			住宅建設	一、五三四戸（鐵筋一、二五三 木造 二八一）	（家屋買收五四戸）一〇一〇戸（鐵筋七二八 木造二八二）	五三四戸（鐵筋）
			事業費	五、七〇二、五九九・〇〇	四、六三九、八二三・〇〇	一、〇六二、七七六・〇〇円
神戸市	神戸市葺合區吾妻通五丁目地内及其の附近	自昭和六年度至	土地買收	五、七〇九、二六	五、七〇九、二六	
			住宅建設	七〇三戸（鐵筋）	三二六戸（鐵筋）	三七六戸（鐵筋）
			事業費	二、三六八、〇一五・〇〇	一、四五八、三五七・四九	九〇九、六五七・五一円
財團法人愛知縣社會事業協會	名古屋市中區奥田町地内及其の附近	自昭和二年度至昭和十年度	土地買收	一三、五九五、〇〇	一三、五九五、〇〇	
			住宅建設	五三七戸（鐵筋二〇三 木造三三四）	五三七戸（鐵筋二〇三 木造三三四）	
			事業費	一、八八六、七八六・〇〇	一、八八六、七八六・〇〇	
財團法人同潤會	東京市荒川區日暮里町地内	自昭和八年度至昭和十三年度	土地買收	三、〇九四、五八	三、〇九四、五八	
			住宅建設	一八九戸（木造）	一八九戸（木造）	
			事業費	三六六、七四四・〇〇	三六六、七四四・〇〇	
合計			土地買收	五一、〇六六、八四	四九、九九五、〇七	一、〇七一、七七坪
			住宅建設	三、七四九戸（鐵筋二、六九五 木造一、〇五四）	二、八四九（鐵筋一、七九五 木造一、〇五四）	九〇〇戸（鐵筋）
			事業費	一二、七四一、二六四・〇〇	一〇、七六八、八三〇・四九	一、九七二、四三三・五一円

不良住宅地區改良事業費に對する國庫補助額

（生活局住宅課）

改良事業施行者	事業費總額	事業に伴ふ收入	差引國庫補助基本額	同上に對する國庫補助所要額	昭和十五年度迄補助交付額	昭和十六年度以降補助所要額
東京府	二、三〇五、九八二・〇〇円	一五五、二五八・〇〇円	二、〇五〇、七二四・〇〇円	一、〇二五、三六二・〇〇円	一、〇二五、三六二・〇〇円	円
大阪市	五、七〇二、五九九・〇〇	二三五、九二五・〇〇	五、四六六、六七四・〇〇	二、七三三、三三七・〇〇	二、〇一六、八四九・〇〇	六五六、四八八・〇〇
財團法人愛知縣社會事業協會	一、八八六、七八六・〇〇	五二四、〇二四・〇〇	一、三六二、七六二・〇〇	六八一、三八一・〇〇	六八一、三八一・〇〇	
神戸市	二、三六八、〇一五・〇〇	一一三、一六五・〇〇	二、二五五、八五〇・〇〇	一、一二七、九二五・〇〇	七〇九、九二八・〇〇	四一七、九九七・〇〇
財團法人同潤會	五三三、五九五・二七	三三、三四八・七二	五〇〇、二四六・五五	二五〇、一二三・二七	二四五、〇〇〇・〇〇	五、一二三・二七
計	一二、六八六、九七七・二七	一、〇八〇、七二〇・七二	一一、六〇六、二五六・五五	五、八一八、一二八・二七	四、七三八、五三〇・〇〇	一、〇七九、六〇八・二七

（六）勞務者住宅供給計畫

政府に於ては昭和十四年以來本計畫により工場、事業場等の事業主、或は特別の事情あるときは地方公共團體又は住宅營團等に勸奬して勞務者住宅を建設せしめて居るのであつて、之に對し資材取得の斡旋、資金の調達に付て援助を與へることゝしてゐる。

尙昭和十五年生産力擴充の基礎條件たる石炭增産の必要が痛感せられるに至るや、政府は一般勞務者住宅供給計畫とは別個に、炭礦勞務者住宅の大量的建設に乘り出すことゝなり同年四月全國各鑛山監督局長に對して通牒を發して、各炭礦企業主に對して石炭增産計畫遂行上必要なる炭礦勞務者住宅の建設をなすべきことを勸奬した。此の政府の勸奬による住宅の供給者に對しては資金の融通、資材の斡旋等に關して勞務者住宅の供給者に對すると略々同樣の便宜が與へられた。昭和十六年十月三十一日迄のところ資材取得の斡旋を致して居るものは、世帶向住宅十三萬五千三百十二戸、獨身者向共同宿舍十九萬四千五百十一人分である。而し以上の內旣に竣功したものは昭和十六年十月三十一日現在で世帶向住宅三萬七千三百五十四戸、獨身者向共同宿舍九萬五千五百九十九人分である。昭和十七年度に於ては勞務動員計畫、物資動員計畫、資金計畫等を參酌して具體的計畫を樹立することゝされた。

勞務者住宅供給計畫に依る資金供給決定承認總額は、第一期昭和十四年度以降昭和十六年十一月二十五日現在迄に七千二百五十五萬四千六百圓の多額に上つて居る。右の內で工場及鑛山分は三千九百七十五萬七千九百圓、地方公共團體分は三千二百七十九萬六千七百圓であつて、之が資金の供給に依り建設せられるものは世帶向住宅二萬六千九百十二戸、獨身者向共同宿舍二萬八千二百二十人分である。而して是等の資金貸付は工場及鑛山に付ては日本勸業銀行、日本興業銀行、各府縣農工銀行又は北海道拓殖銀行を經由することゝなつてゐる。地方公共團體又は公益法人に付ては預金部直接貸付又は府縣の轉貸となつてゐる。

前述した勞務者住宅供給計畫や、炭鑛勞務者住宅建設計畫

は、いづれも戰爭に必要な勞働力の維持培養を目的とするものであるが、政府は更にかゝる趣旨の徹底を期する爲に、昭和十五年四月、勞務者住宅建設損失補償制度を實施した。此の制度は火災、風水害、震災等自然的な原因により、又は政治的經濟的又は社會的情勢變化等人爲的な原因により、惹起せられる不慮の事件により勞務者住宅を經營する公共團體が當該經營に關して損失をうけた場合、其の損失を補償することゝされた。

本制度は原則として道府縣及六大都市の如き地方公共團體が建設する勞務者住宅に付て其の適用がある。昭和十四年度に於て之に該當するものは六團體で世帶向住宅四、五〇九戸獨身者向共同宿舍四〇〇人分其の建設費は八百八十萬八千圓であつて、昭和十五年度に於て之に該當するものは七團體で世帶向住宅三、四二八戸、獨身者向共同宿舍二百人分其の建設費は九百萬五千圓である。尙昭和十六年度に於て之に該當する見込のものは二團體で、世帶向住宅一、〇〇〇戸、其の建設費は四百七萬六千圓に上る豫定である。

(七)　住宅營團法

本法は昭和十五年十一月十九日住宅對策の根幹として閣議決定をみて、第七十六議會に「住宅營團法案」として提出、初年度豫算二千萬圓とも原案通り貴衆兩院で可決され、昭和十六年三月六日法律第四十六號を以て公布、四月七日より實施されたものである。

住宅營團は昭和十六年から五ケ年の間に三十萬戸の國民住宅を全國の住宅拂底の激しい大都市、產業都市に建設するのが第一の目的であり、計畫であるが、そのため每年六萬戸の住宅を建てねばならない。昭和十六年はさしあたり東京、大阪、名古屋の大都市や北九州、中國地方の產業都市に準備其他の關係から豫定より半減して三萬戸を建てる計畫である。ところで何故三十萬戸五ケ年建設といふ數字がでたのであらうかといふと、事變前の一年間の家屋建築數は約三十五萬戸で、そのうち、貸家は三十萬戸にあたり、つまり每年三十萬戸の貸家住宅が供給されゝば現在のやうな甚しい住宅難は緩和されるのである。これらの事業を遂行するに必要な資金は約十一億圓と見積られるので、本法では營團の資本金一億の外に拂込資本金の十倍まで、即ち十億圓まで住宅債券を發行できることゝして所要資金にあてることにした。

住宅營團の事業左の如し

一、住宅の建設と經營
二、住宅の建設經營の受託
三、住宅の建設、經營地域に於ける水道、バス、日用品市場、食堂、浴場、保育所、授產場、集會所等の施設經營
四、住宅建設用資金の貸付、資材の斡旋
五、住宅の賣買及び貸借の仲介

六、右の業務に附帶する事業

(八)　貸家組合法

本法は第七十六帝國議會を通過した法律であるが、これを一言にして言へば同法文中第一條第二條及び第四十一條に明記してある通り全國の貸家業者、つまり家主とアパート營業者、それに下宿業者等をそれぞれ組合員とし、大體一警察署管轄區域を單位に集めて家主の方は貸家組合、アパート營業者等の方は、貸室組合を作らせ、組合の共同施設、例へば貸家の建設及び修繕に必要な資材の共同購入、組合常備の大工、その他職人の設置家賃の共同取立、貸家斡旋所の設置等々の諸施設を通じ組合員の貸家の供給を圓滑ならしめ、現下の住宅難時代を打開していかうといふ新機構である。

政府は差し當つてこの貸家組合法實施に伴ふ昭和十六年度事業費として、中心主管官廳たる厚生省費として二萬二千九百八十圓（これは一部人件費の外同法普及徹底や組織事務用の雜費である）――各地方廳費として十萬八千六十圓、この外昭和十六年度分成立豫定組合數を百五十として一組合當り補助費百圓見當合計一萬五千圓、及び貸家斡旋所補助費十萬圓、これに大工養成所一ケ所約七千圓のもの五ケ所分三萬五千圓（これは住宅營團と共同管理の分もある）、合計三十餘萬圓の豫算を計上された。

本法は昭和十六年七月七日より施行されたが、十一月末日現在で設立趣意書承認濟のものは六十四組合、設立認可濟のものは十組合である。尙貸家組合に附設して貸家の貸借の斡旋を爲し住宅需給の調整を圖るべき貸家斡旋所は、差當り六大都市に於ける組合に之を設置する方針である。

(九)　地代家賃統制令

地代、家賃の騰貴は昭和十三年八月四日の內務、商工、厚生三次官通牒によつて一應當時の基準に抑制されることゝなつたが、之は何等の法律による强制力をも持たず完全な效果を擧げることは不可能であつたことは言ふ迄もない。よつて昭和十四年七月十八日中央物價委員會は地代、家賃に對し速やかに總動員法を發動する要ある旨を强調し、政府の考慮を促すところがあつたが、昭和十四年九月十九日の閣議に於て政府は遂に總動員法第六、十一、十九各條に基く勅令により價格、運送賃、保管料、保險料、賃貸料、加工賃、賃金給料、家賃、地代の引上げに對して全面的禁止を實行することゝしこの一翼として地代家賃の騰貴を抑制すべき地代家賃統制令は、總動員法第十九條の規定に基いて他の總動員關係五勅令と共に同年十月十八日公布、同月二十日附を以て實施せられたが、九、一八停止令は戰時インフレーション抑制の爲の應急的措置であつて有效期間は一ケ年であり、昭和十五年十月舊令の失效と同時に之に代つて一段と現狀に即應した新統制令を制定し、地代家賃適正標準を設定されることゝなつた。

昭和十四年十月二十日本令の施行以來昭和十六年十月末日迄の地代家賃の増額許可申請件數及之が處理件數は許可申請件數三三、五五七件、內許可件數一六、八三四件、却下件數一一、六四八件、審査中の件數五、〇七五件、地代家賃を著しく不當なりと認めて減額を命令した件數は一、〇一二件である。

(十)　宅地建物等價格統制令

住宅拂底の結果、宅地建物の價格が地代家賃と同樣、昂騰の傾向を示し來つたことは當然であるが、就中土地建物の價格が九・一八ストツプから除外されたので、之に對する投機的思惑賣買、先高見越による賣惜み等の傾向が急に著るしくなり、價格騰貴に一層拍車がかけられた。他方近年土地分譲が簇出し、之が宣傳廣告などによつて土地熱をあふり、此の間に惡質のブローカーが現はれる等、宅地建物の價格は事變前の數倍にまで騰貴するに至つた。そこで政府は土地家屋賣買の實情を全國的に調査せしめ、惡質な賣主、ブローカー等を嚴重取締ることゝしたが、遂に昭和十五年十一月二十一日勅令第七八一號を以て國家總動員法第十九條に基く本法を施行して、昭和十四年九月十八日以後の宅地建物の價格その他を抑制することゝなつた。

本令の目的とする所は

一、投機的に宅地また建物が轉々として賣買される場合

二、宣傳廣告により土地熱を煽り、地價を異常に釣上げて弊害の起り易い土地分譲の場合

三、宅地以外の土地が住宅や工場敷地等として譲渡される場合

以上三つの場合の不當な價格騰貴を抑制せんとするにある。

(十一)　借地法、借家法の改正

此の兩法律の改正は去る第七十六議會の協賛を得て直ちに施行されたものである。先づ借地法について言へば、近來土地價格が昂騰し、又借地を求める者が增加した爲に、借地權の期間が滿了すると、土地所有者は其の土地を他に利用する必要上、借地契約の更新を肯じないといふ事態を生ずるに至つた。勿論契約の更新を拒絶すれば借地權者は建物の買取を求めることが出來るが、其の買取代金は、建物そのものの時價で所謂借地權の價格は包含して居ないのであるから、一般の建物價格に比して低い。從つて土地所有者は建物を買取つても尙土地の明渡しを求めることを利得とするわけで、此の爲に建物の所有者は正當の理由なくして建物を他に移轉することを强制せられる樣な不合理が頻發する。そこで此の弊を除くために借地法第四條及び第六條の規定を改めて、契約期間が滿了しても建物が存する限り契約は當然更新するものとし、土地所有者が自ら使用する必要がある場合、その他正當の事由ある場合には建物の買取請求權を認めるといふ風に改

正したのである。

次に借家法の改正も全く同樣趣旨によるものであつて、即ち近來建物の價格が昂騰し借家が拂底を來し、賃貸人の中には期間滿了を奇貨とし、或は解約の權利を不當に行使して何等の債務不履行もない賃貸人を追立て、空家として之を他人に賃貸し、不當の利益を受ける爲に賃借人に多大の迷惑をかける者が多くなつて來た。斯くの如き不合理は事變以來建物價格の昂騰によつて一層其の度を加へ、賃貸人は期間滿了の場合契約の更新を爲さず、又は解約の申入を爲して賃借人を追立て、建物を他に賣却せんと企て、其の弊害は到底默視するを得なくなつた。此の弊害は從來は裁判所に於て調停等に依り之を防止して來たのであるが、最早調停のみに依つては到底解決することが出來ないやうな狀況と成つたので、今回借家法第一條及び第二條の規定を改正して、建物の賃貸人は自ら使用することを必要とする場合、其他正當の事由ある場合でなければ、賃貸借の更新を拒み、又は解約の申入を爲すことを得ないものとし、何等債務不履行なき善良なる賃借人を保護することゝし、又解約の申入には六ケ月間の猶豫期間があり、六ケ月以前に解約の通知が行く譯であるから、是と一致せしむる趣旨を以て當事者が期間を定めた賃貸借に於て期間滿了の場合の更新拒絶に付ても、賃貸人より一定の期間內に通知を爲さしむることゝした。

二　其他の福利施設

(一)　公益質屋

質屋は古來民間營業として行はれ、庶民金融機關中最も廣く利用せられて來たが、營利を目的として營まるゝ限り其の金融方法に於て利用者の不利勘からざるに鑑み、之等の缺陷を除去し社會的必要を充足する爲、政府は社會政策的見地より庶民階級の經濟的保護施設として公益質屋制度確立の緊要なるを認め、曩に第五十二議會の協賛を經、昭和二年法律第三十五號を以て公益質屋法を制定公布し、同年八月十日之を實施した。

同法は貸付利率利子計算方法、流質期限、質物處分方法等に關し努めて利用者を經濟的に保護すると共に、經營者たる市町村又は公益法人に對しては其の設備に要する經費の二分の一の國庫補助を爲し、以て其の設置を奬勵することゝし、他面之が經營に要する運轉資金及設備に必要な經費に對し低利資金を融通し以て公益質屋の普及發達を圖つた結果法施行當時僅かに七十一個所であつたが、特に昭和七年度に於ては經濟界の不況に處し匡救の施設として都市、農山漁村を通じ二百餘ケ所を增設する等、之が普及奬勵に依り遂年增加し、昭和十六年八月末日現在に於ては市町村營一千百二十三、公益法人經營二十一、合計一千百四十四箇所の設置を見るに至

り、實施以來の事業成績は別表の通りにて、庶民金融施設として重要なる地位を占め相當の成績を收めつゝある。

支那事變勃發以來物資統制强化に伴ひ、中小商工業者に對する金融の圓滑を圖るの要緊切なるものあり、昭和十三年十月不振産業部面に對する生業資金貸付を擴充せしめ、時局下公益質屋の機能發揮に努めつゝある。

然れども公益質屋の現狀を民間質屋一萬三千に於ける貸出年總額四億八千七百五十萬圓に對比するときは、尙遺憾の點不尠今後一層公益質屋の健全なる發達を圖るの要がある。

公益質屋經營主體別數

（昭和十六年八月末現在）（生活局生活課調）

道府縣	經營主體數 總數	市	町	村	法人	質屋數 總數	市	町	村	法人
北海道	七六	六	二四	四六	ー	七七	六	二四	四七	ー
青森	三六	二	一五	一八	一	三六	二	一五	一八	一
岩手	四一	二	一九	二〇	ー	四一	二	一九	二〇	ー
宮城	二八	ー	一三	一四	一	二八	ー	一三	一四	一
秋田	二四	一	一七	六	ー	二四	一	一七	六	ー
山形	五	二	三	ー	ー	五	二	三	ー	ー
福島	四三	二	一八	二三	ー	四三	二	一八	二三	ー
茨城	一八	一	一三	四	ー	一八	一	一三	四	ー
栃木	九	三	六	ー	ー	九	三	六	ー	ー
群馬	二三	三	一三	六	一	二三	三	一三	六	一
埼玉	二九	三	一三	一二	一	二九	三	一三	一二	一
千葉	二〇	一	一二	七	ー	二〇	一	一二	七	ー
東京	九	三	四	一	一	三七	二二	四	一	一〇
神奈川	七	四	二	ー	一	二二	一七	三	ー	二
新潟	二六	二	二	二一	一	二八	四	二	二一	一
富山	七	一	六	ー	ー	七	一	六	ー	ー
石川	一三	一	七	五	ー	一三	一	七	五	ー
福井	四	一	一	二	ー	四	一	一	二	ー
山梨	一六	一	六	九	ー	一六	一	六	九	ー
長野	二七	四	一六	七	ー	二七	四	一六	七	ー
岐阜	三九	三	二三	一三	ー	四一	四	二四	一三	ー
静岡	二五	三	一七	五	ー	二七	五	一七	五	ー
愛知	一五	三	一〇	一	一	一九	七	一〇	一	一
三重	三三	六	七	二〇	ー	三三	六	七	二〇	ー
滋賀	一七	二	八	七	ー	一八	三	八	七	ー
京都	二〇	二	三	一四	一	二八	一〇	三	一四	一
大阪	二一	五	一一	五	ー	三五	一九	一一	五	ー
兵庫	二七	四	七	一六	ー	三〇	七	七	一六	ー
奈良	九	ー	五	四	ー	九	ー	五	四	ー
和歌山	二八	三	九	一六	ー	二九	四	九	一六	ー
鳥取	一〇	一	三	六	ー	一〇	一	三	六	ー
島根	一五	ー	四	一一	ー	一五	ー	四	一一	ー
岡山	四八	三	一四	三一	ー	四九	四	一四	三一	ー
廣島	三四	三	一四	一六	一	三五	四	一四	一六	一
山口	三二	五	一五	一二	ー	三五	八	一五	一二	ー
徳島	一〇	ー	三	七	ー	一〇	ー	三	七	ー
香川	一八	二	四	一二	ー	一八	二	四	一二	ー
愛媛	五一	四	一八	二九	ー	五二	四	一九	二九	ー
高知	一二	一	六	五	ー	一三	二	六	五	ー
福岡	二五	八	九	八	ー	二八	一一	九	八	ー
佐賀	一一	二	五	四	ー	一一	二	五	四	ー
長崎	二〇	二	六	一一	一	二二	四	六	一	一
熊本	一四	一	七	六	ー	一五	二	七	六	ー
大分	一六	ー	八	八	ー	一六	ー	八	八	ー
宮崎	一二	三	二	七	ー	一三	四	二	七	ー
鹿兒島	一二	二	八	二	ー	一三	三	八	二	ー
沖繩	一四	二	三	九	ー	一四	二	三	九	ー
計	一、〇四八	一二三	四二八	四八六	一一	一、一二四	一九五	四四一	四八七	二

公益質屋事業成績

自昭和二年度 至同十年度

（一）職業別利用者數

（生活局生活課調）

年度別	年度內業務取扱質屋數	勞働者	俸給生活者	小工業者	小商人	農業者	漁業者	其の他	計
昭和二年度（同二年八月 同三年三月）	八一	八六、九七〇人	二八、九九八人	二六、八四六人	三五、〇二八人	一四、〇九三人	六、一八二人	三三、八七三人	二二一、九八〇人
同三年度	一一九	一四七、三八九	五三、五八三	五六、八八七	六八、六一三	三四、六七三	一三、八八四	六二、四八五	四三六、五一三
同四年度	一九六	二七〇、七三三	八一、一一三	八五、二四三	一一三、五四五	四五、九三〇	二〇、九七〇	一〇七、七三三	七三五、二七六
同五年度	二六一	三四三、七九一	九五、七九二	一〇八、四五一	一七六、八三三	六三、三九九	三四、一三九	一四四、三四〇	九六六、七四五
同六年度	三一四	三九三、七六二	一一三、八八八	一三九、五五六	二三九、五〇二	七七、五九〇	四四、九七六	一七六、一〇一	一、一六四、三七五
同七年度	五一〇	四六五、〇二二	一三九、四九八	一五一、九五七	二九三、二四九	九六、〇九一	四八、四八六	二三七、七〇七	一、四三三、〇〇〇
同八年度	七六五	五六七、三五五	一五四、八一〇	二〇〇、六〇〇	三九四、五三六	一四三、四八七	八六、九六四	三一一、〇七〇	一、八五七、八一三
同九年度	九九九	七〇九、七八二	一八二、七四三	二五八、四三三	五〇〇、一〇一	二〇七、五七一	一一八、四七三	四〇四、二七〇	二、三六一、三六三
同十年度	一、〇七九	八七六、九六六	二〇九、九八四	二九四、五一九	六〇八、四五三	二五四、四六六	一四六、八〇九	四八七、四〇三	二、八七八、六〇〇
同十一年度	一、一一八	九六五、七四一	二三四、五六一	二九九、三五一	六二七、八八六	二六二、四三三	一四〇、四六六	五〇九、四五六	三、〇三九、八八三
同十二年度	一、一三四	九七二、九三〇	二三五、九〇七	三〇二、〇九五	六三〇、〇五三	二七一、〇四三	一四一、四二七	四九五、〇二三	三、〇六八、四六五

同十三年度	一、一五九	九七四、一七七	二九五、〇五九	三〇四、三四一	六四〇、三六九	二六三、一七六	一三〇、九〇三	四九七、〇一三	三、一三五、〇三七
同十四年度	一、一五四	八三三、〇四六	二六七、八九二	三三八、三〇七	四三七、八八三	二三八、八四三	六八、五七九	四三二、二二三	二、三八五、七六一

（二）貸付状況

年度別	年度内業務取扱質屋數	貸付口數	貸付したる金額	貸付一口平均	年度末現在貸付金額
昭和二年度（同二年八月 同三年三月）	八一	三二一、三九一口	一、六六二、三八二・四三円	五・三四円	一、九一九、四六九・一四円
同三年度	一一九	六〇三、六七六	三、二二七、二七二・七〇	五・三五	一、五五三、七一九・三三
同四年度	一九六	九四九、八六〇	五、一七二、三三八・五九	五・四五	二、六三三、三三八・三三
同五年度	二六一	一、二三八、六七三	六、四七九、八五三・二五	五・二七	三、八〇九、九七二・六四
同六年度	三一四	一、四三三、〇三〇	七、二四二、三九八・〇五	五・〇五	三、六七五、八七八・七六
同七年度	五一〇	一、七三一、四七六	八、四七五、〇九二・五三	四・八九	四、〇三一、三四三・六〇
同八年度	七六三	二、二五四、三三〇	一一、七九六、七六三・五〇	五・二三	五、三四八、〇三七・〇三
同九年度	九九九	二、九〇〇、八七三	一五、六九〇、三三一・七九	五・四一	八、二一三、七九四・一三
同十年度	一、〇七九	三、四九七、四八七	一九、一八九、一三六・五四	五・四八	八、八〇〇、〇八三・八六
同十一年度	一、一一八	三、七三六、〇七七	二一、五一九、一七一・五七	五・七六	一〇、一六六、一八七・八七
同十二年度	一、一三四	三、八〇三、〇七八	二一、八五三、六二七・三三	五・七四	一一、五三六、三五五・二八
同十三年度	一、一五九	三、八六七、〇六八	二二、二四三、四九一・八六	五・七五	一三、九三六、四六三・〇四
同十四年度	一、一五四	三、一三五、五三一	二二、二二六、五五五・四三	七・〇八	一〇、六九八、六七七・三七

（三）辨済状況

年度別	年度内業務取扱質屋數	辨済口數	辨済したる金額	辨済一口平均	貸付金に對する利子收入金額
昭和二年度（同二年八月 同三年三月）	八一	二八一、〇三三口	一、四八三、一一七、一八円	五、二八円	一〇九、七六三、七八円
同三年度	一一九	四八八、二七六	二、九一〇、三六六、三四	五、九六	一六一、五七一、九一
同四年度	一九六	七四四、八五五	四、〇六四、三四一、八六	五、四六	二四四、三九九、九三
同五年度	二六一	一、〇二四、四三〇	五、四〇九、七三六、二四	五、二八	三三九、八九七、〇四
同六年度	三一四	一、二五八、一四三	六、五三五、七七七、七七	五、一九	三九七、九三七、二五
同七年度	五一〇	一、五一七、八三一	七、四七九、七二九、四七	四、九三	四三七、八一三、九六
同八年度	七六三	二、〇一〇、六七六	九、七五五、九八一、三〇	四、八五	六五七、三一三、一五
同九年度	九九九	二、四八二、〇〇一	一三、八四二、五四〇、五三	五、五八	七六八、三四一、八九
同十年度	一、〇七九	三、一二九、三三三	一七、五一九、〇六三、四八	五、五九	九三〇、九〇八、二五
同十一年度	一、一一八	三、五三七、六二八	一九、六三〇、三三三、四三	五、四九	一、一三七、四〇一、三三
同十二年度	一、一三四	三、三九四、〇〇七	一九、三七七、〇五五、六七	五、七一	一、一三七、五三三、四一
同十三年度	一、一五九	三、四七三、七三八	二〇、四四八、八七三、一五	五、八八	一、一八六、五〇八、四三
同十四年度	一、一五四	三、二七三、一三四	二一、七八三、五三七、一四	六、六五	一、一七七、三三三、五九

（四）流失状況

年度別	年度内業務取扱質屋數	流失したるもの 口數	流失したるもの 貸付元利金	流失物を處分したるもの 賣却處分 口數	賣却處分 貸付元利金	賣却處分 賣却代金	廢棄處分 口數	廢棄處分 貸付元利金	法第十三條第一項に依る質置主に交付すべき殘餘金額
昭和二年度（同二年八月 同三年三月）	八一	七、六三五口	四三、六九一、三八円	六、三六三口	二七、八〇九、四九円	二八、七三一、〇九円	—口	—円	二八、四七円
同三年度	一一九	一七、一〇三	九七、五〇五、七四	一一、六六四	五四、四六五、五五	五五、七一四、〇八	一一	二一、六三	一、九一八、九九
同四年度	一九六	三三、〇〇五	一四三、二〇九、六〇	二一、〇五三	九一、一六五、七一	八八、一四六、七八	二九	一四九、〇七	三、〇五三、四七
同五年度	二六一	六五、六七九	三三九、六五〇、三〇	四五、〇三六	二〇八、三九六、六四	一七八、三七一、七五	五四九	六〇六、四一	一、六三〇、〇一
同六年度	三一四	九九、九一五	四九五、三四五、三〇	七九、一四六	三九四、二九〇、六〇	三一五、一〇〇、一九	七〇五	一、一〇五、五四	二、六四八、六〇
同七年度	五一〇	一一四、一三八	五一一、〇二〇、五三	九七、三七八	四六四、六七五、六三	三五〇、〇八六、五八	一三一	五七八、八五	五、五〇六、六五
同八年度	七六五	九八、五五八	四三九、七四三、八三	七八、一六一	三一九、六一七、七一	二九一、七三〇、一六	三〇	二九五、一五	三、七六〇、九八

同	九年度	九九九	一四九、六九五	六二〇、九五七、七九	七七、九〇九	三三六、九三三、〇八	二九九、一〇〇、三五七	三五三	一、四六三、三六	三、〇八八、八四
同	十年度	一、〇七九	二〇三、四七七	八四八、一六三、四〇	七五、四六二	三二三、〇八六、四七	三〇三、九一九、九三	六〇六	二、二二二、一六	一〇、五四八、一六
同	十一年度	一、一二八	二四一、八六九	一、〇五五、六六八、一三	八八、五三七	三七八、三七九、一一	三六五、〇八六、七五	二七〇	一、七六一、四九	一三、三五七、三七
同	十二年度	一、一三四	二三六、三三二	八七一、六二七、五三	八五、九二一	三三三、四五三、一四	三六三、六五三、二六	三〇五	一、〇九四、二〇	一三、九三一、〇七
同	十三年度	一、一五九	一九八、五〇六	八〇三、四八七、二〇	八〇、四五六	三三三、五三三、七一	三六三、九四六、七四	四三六	二、六五九、〇九	一四、六三〇、〇九
同	十四年度	一、一五四	一三一、〇八八	一、〇八七、六七五、五八	四六、一三六	三三七、四六五、九六	二六七、六六六、一六	一四〇	五五〇、六七	四〇、三〇七、四三

（二）公設市場

公設市場は庶民生活安定上極めて緊要なる施設である故、從來日用品小賣市場の公設を勸奬する一方建設に際しては大正八年度以降低利資金を融通し、之が普及發達を奬勵し來つたが尚相當改善を要するものありたる爲、大正十五年十月十五日社會事業調査會に對し公設市場の改善に關し諮問し、その答申に則り指導奬勵に努めて來た。昭和十六年三月現在に於ける公設市場數二〇四個所一ヶ年間賣上金總額四千五百四萬三千餘圓、一市場平均賣上高三百七十五萬三千六百餘圓にて相當效果を收めつつあるが、現存せる公設市場の多くは第一次歐洲大戰當時又は其の戰後の急迫せる事情の下に施設經營せられ今日に及べるものにて之か設備並に經營方法に於て遺憾の點尠からず、殊に今次支那事變の勃發以來諸物價の昂騰著しく、特に食料品竝に日用生活必需品の騰貴は庶民生活に影響する所甚大なるものあるを認め、之が抑制の一方策として厚生、商工兩省連名通牒を發し公・私設小賣市場の指導監督を强化しつゝあるも、尚今後一層之等施設の整備擴充を圖り以て庶民生活の安定を期するの要愈〻緊切なるものあると認められる。

公設市場（昭和十五年度）（生活局生活課調）

道府縣	經營主體數	市場數	棟數	店舗數	一ヶ年賣上金高 總額	一ヶ年賣上金高 一ヶ月平均額	職員數
北海道	三	八	一三	一五六	一、三五七、五七八円	一一三、一三一円	一五人
青森	—	—	—	—	—	—	—
岩手	—	—	—	—	—	—	—
宮城	一	四	五	五	一〇九、三五四	九、一一三	—
秋田	—	—	—	—	—	—	—
山形	一	一	三	三	六、九三五	五七八	三
福島	—	—	—	—	—	—	—
茨城	一	一	一八	八〇	六四、六九六	五、三九一	—
栃木	—	—	—	—	—	—	—
群馬	—	—	—	—	—	—	—
埼玉	—	—	—	—	—	—	—
千葉	—	—	—	—	—	—	—
東京	二	四三	七〇	六八五	二一、八六七、三五四	九八八、九四五	七五
神奈川	一	七	九	一〇四	一、一三六、七七二	九四、七三一	—
新潟	—	—	—	—	—	—	—
富山	一	一	一	二〇	一三八、九六二	一〇、七四七	一
石川	一	五	一七	七三	一五七、八九一	一三、一五八	一
福井	二	三	九	二八	二三九、七四六	一九、九七九	五
山梨	—	—	—	—	—	—	—
長野	二	二	五	二〇	二七八、六八八	二三、二二四	—
岐阜	—	—	—	—	—	—	—
靜岡	二	二	五	二四	二六五、一七七	二二、〇九八	二
愛知	九	三〇	一四一	六一三	七、一三三、八五六	五九四、四八七	六五
三重	一	一	三	一一	七〇、四七四	五、八七三	—
滋賀	三	五	二五	四〇	三〇五、六九六	二五、四七五	六
京都	一	一七	三五	四八七	二、九四六、七一七	二四五、五六〇	—
大阪	四	五	八	一〇一	六六四、六一七	五五、三八五	四
兵庫	五	一八	三一	四〇七	六、一〇六、七八三	五〇八、八九九	一七
奈良	四	四	一〇	六一	四一七、六八六	三四、八〇七	一
和歌山	一	五	五	八五	二二一、三九二	一八、四四九	五
鳥取	—	—	—	—	—	—	—
島根	二	二	八	三三	二二〇、五三三	一八、三七八	四
岡山	二	三	三一	六六	九七一、〇三四	八〇、九二〇	—
廣島	—	—	—	—	—	—	—
山口	三	三	一四	二〇〇	五一三、〇〇七	四三、六六七	五
徳島	一	一	一	一〇	五一、八七九	四、三二三	—
香川	一	一	二	一八	八、九三九	七四五	—
愛媛	一	一	三	一八	七一、二一六	五、九三五	一
高知	一	四	四	二六	三六八、一五九	三一、三四七	一五
福岡	四	六	一二	一六〇	二、八六一、三五九	二三八、四六六	八
佐賀	—	—	—	—	—	—	—
長崎	二	一九	三二	六五九	六、〇四五、七二四	五〇三、八一〇	一六
熊本	—	—	—	—	—	—	—
大分	一	一	一	一八	一八〇、九五一	一五、九一三	三
宮崎	—	—	—	—	—	—	—
鹿兒島	一	一	二	二〇	二四一、〇五九	二〇、〇八八	二
沖繩	—	—	—	—	—	—	—
計	六四	二〇四	三〇二	四、三三〇	四五、〇四三、四七三	三、七五三、六二三	二四四

年別公設市場成績（生活局生活課調）

年次	市場數	一ヶ年賣上金額	一ヶ月平均賣上金額
昭和二年度	三六八	八一、九一六、五五五円	六、五二六、三八〇円
同　三年度	三二二	七三、七三四、四二六	六、一四四、五三六
同　四年度	三二一	七〇、四六五、二一六	五、八七二、一〇一
同　五年度	三一九	六四、九一〇、一二七	五、四〇九、一六八
同　六年度	三〇四	五六、六〇八、五七一	四、七一七、三八九
同　七年度	二九一	五一、二八〇、二二八	四、二七三、三五二
同　八年度	二八八	五二、〇九〇、四〇四	四、三四〇、八六七
同　九年度	二七七	五二、九三九、四三二	四、四一一、六一二

同	十年度	二七八	五四、三五四、四三二	四、五二九、五三六		
同	十一年度	二六五	五三、三六八、一九九	四、四四七、三四九		
同	十三年度	二六〇	五四、三三五、二八八	三、四八四、三九五		
同	十五年度	二〇四	四五、〇四三、四七三	三、七五三、六二三		

(三) 共同宿泊所

獨身勞働者の多くは設備不完全な木賃宿又は之に類する安宿に宿泊するを常とするのであるが、その宿泊料は不廉なる上、風紀、衞生の點について、弊害尠からぬものがある爲、之等に對し廉價な宿泊料で宿泊設備を利用せしめ、併せて娯樂、修養等の施設を講ずるは、唯に、經濟、風紀衞生上ばかりでなく彼等の品性を向上せしめ産業能率上にも好影響を與ふるものであつて社會的施設として重要なるもの丶一つである。之等の施設に對しては、從來低利資金融通等に依つて之が設置を奬勵助成した。

昭和十六年三月末現在全國に於ける共同宿泊所數は百三十七個所で、其の一箇月平均宿泊延人員は二十萬八千二百六拾四人、宿泊料は一泊五錢乃至一圓九十錢である。

共同宿泊所（昭和十六年三月末現在）（生活局住宅課調）

道府縣	經營主體別 公設	私設	計	宿泊延人員 一ヶ月平均	宿泊料	個所數
北海道		八	八	三六、二七六人	三、〇三三人 五—一五	八
青森				六、九六〇 五六〇		一
岩手						
宮城						
秋田						
山形						
福島						
茨城						
栃木						
群馬						
埼玉						
千葉						
東京						
神奈川						
新潟						
富山						
石川						
福井						
山梨						
長野						
岐阜						
靜岡						
愛知						
三重						
滋賀						
京都						
大阪						
兵庫						
奈良						
和歌山						
鳥取						
島根						
岡山						
廣島						
山口						
德島						
香川						
愛媛						
高知						
福岡						
佐賀						
長崎						
熊本						
大分						
宮崎						
鹿兒島						
沖繩						
計						

備考　栃木、神奈川、鳥取の三縣は未報告に付前年度分を記載す但し栃木縣は前年度も未報告

年別共同宿泊所（生活局住宅課調）

年次	宿泊所數	宿泊延人員	一ヶ月平均數
昭和二年度	八九	二、二五七、一一六人	一六八、〇九二人
同三年度	一一四	二、四一四、六三五	二〇一、二〇四
同四年度	一四〇	二、五一〇、四七二	一〇九、二〇六
同五年度	一四八	三、一二八、三三一	二六〇、六九四
同六年度	一五九	三、三七四、七三八	二八一、二二八
同七年度	一五二	二、九四七、八〇〇	二四五、六五〇
同八年度	一五二	三、二一一、七二七	二六七、五二三
同九年度	一五四	三、四七六、六五九	二八九、七〇六
同十年度	一五五	三、六八六、五九三	三〇七、二一六
同十一年度	一五五	三、五九九、八九七	二九九、九九一
同十三年度	一四四	二、七八一、〇九九	二三九、二五八
同十五年度	一三七	二、四九九、一七五	二〇八、二六四

(四) 公設食堂

公設食堂は共同宿泊所に併置し又は單獨に設置して、主として勞働者其の他屋外勤務の少額所得者に低廉且保健的なる食事を供給する施設である。生活局は低利資金の融通等に依り從來之が設置勸奬に努め來つたと雖も未だ之が普及を見る能はず、昭和十五年度末に於ける施設個所數四五箇所にして一ヶ月平均入堂人員は七十四萬二百十四人に過ぎず、即ち現在彼等の多くは尙市中の飮食店に於いて食事を求めつつある。然るに之等營業者の供給するものは其の食料品の質に於

て保健的方面を顧慮する處尠きのみならず、食器等の取扱非衛生的にして傳染病流行時の如き頗る危惧に堪へざるものあり、故に公設食堂の經營は社會的施設として一層之が充實を圖るの要あり、生活局に於ては大體共同宿泊所と同樣の方法に依り其の普及を圖りつゝある。

公設食堂（昭和十五年度）

道府縣	經營主體數	食堂數	一ヶ年利用人員 總人員	一ヶ年利用人員 一ヶ月平均人員	一ヶ年賣上高 總賣上高	一ヶ年賣上高 一ヶ年平均賣上高	一食料金（生活局生活課調） 朝	一食料金（生活局生活課調） 晝	一食料金（生活局生活課調） 晩
			人	人	円	円	錢	錢	錢
北海道	—	—	—	—	—	—	—	—	—
青森	—	—	—	—	—	—	—	—	—
岩手	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宮城	—	—	—	—	—	—	—	—	—
秋田	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山形	—	—	—	—	—	—	—	—	—
福島	—	—	—	—	—	—	—	—	—
茨城	一	一	三〇、一七一	二、五一四	五、六〇四	四六七	七	八	一〇
栃木	—	—	—	—	—	—	—	—	—
群馬	—	—	—	—	—	—	—	—	—
埼玉	—	—	—	—	—	—	—	—	—
千葉	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東京	一	六	二、六一〇、七三一	二一七、五六〇	三五五、一六二	二九、五九七	一〇	一五	一五
神奈川	一	二	七〇、四七五	五、八七三	一〇、七〇九	八九二	一二	一五	一五
新潟	—	—	—	—	—	—	—	—	—
富山	一	一	八四、〇二六	七、〇〇二	二六、五〇七	二、二〇九	二〇	二〇	二〇
石川	—	—	—	—	—	—	—	—	—
福井	一	一	二九、〇二五	二、四一九	九、五二〇	七九三	一〇	一二	一二
山梨	—	—	—	—	—	—	—	—	—
長野	—	—	—	—	—	—	—	—	—
岐阜	—	—	—	—	—	—	—	—	—
靜岡	—	—	—	—	—	—	—	—	—
愛知	三	六	五三九、四八六	四四、九五七	一〇三、六一二	八、六三四	一一	二〇	二〇
三重	—	—	—	—	—	—	—	—	—
滋賀	—	—	—	—	—	—	—	—	—
京都	一	一	一〇〇、五六八	八、三八一	一八、〇七四	一、五〇六	一五	一八	一八
大阪	三	一一	一、九四八、八一六	一六二、四〇一	五二八、六七二	四四、〇五六	一二	一五	一五
兵庫	二	七	二、四五四、六三二	二〇四、五五三	二七七、五四五	二三、一二九	一〇	一二	一二
奈良	—	—	—	—	—	—	—	—	—
和歌山	一	四	五四〇、二二〇	四五、〇一八	六四、八二〇	五、四〇二	一二	一二	一二
鳥取	—	—	—	—	—	—	—	—	—
島根	—	—	—	—	—	—	—	—	—
岡山	—	—	—	—	—	—	—	—	—
廣島	一	一	二〇七、四一四	一七、二八五	二九、〇八三	二、四二四	一五	二〇	二〇
山口	—	—	—	—	—	—	—	—	—
德島	一	一	九四、八二三	七、九〇二	一三、五二三	一、一二七	一一	一五	一五
香川	—	—	—	—	—	—	—	—	—
愛媛	—	—	—	—	—	—	—	—	—
高知	—	—	—	—	—	—	—	—	—
福岡	一	二	一四〇、八一六	一一、七三五	五〇、四三三	四、二〇三	二〇	二五	二〇

佐賀								
長崎								
熊本								
大分								
宮崎								
鹿兒島								
沖繩								
計	一九	四五	八、八二、五七六	七四〇、二四	一、四九九、二七	二四、九五五	一三	一九	二〇

年別公設食堂成績

年次	公設食堂數	利用者數	賣上金高
昭和二年度	六七	一三、〇二二、八六一人	一、〇八五、三二一円
同三年度	七二	一五、〇八七、二三二	一、五七二、二六七
同四年度	七七	一四、八九二、七八一	一、二四一、〇六五
同五年度	八〇	一五、四三三、八二〇	一、二八六、一五一
同六年度	六八	一〇、八三、九四八	一、四五四、八三七
同七年度	七〇	一一、八七六、一七四	一、四五七、九一一
同八年度	七四	一一、一〇五、七三二	一、二二六、八七四
同九年度	六八、	一〇、五八六、二九六	一、一五四、四〇三
同十年度	七〇	一〇、二四六、六〇六	一、一〇九、九六三
同十一年度	六五	九、八五八、七四九	一、〇五四、五七三
同十三年度	四二	七、五六五、四七四	八九〇、八一四
同十五年度	四五	八、八八二、五七六	一、四九九、二一七

（五）　共同炊事場

榮養の改善は、國民の保健衞生上は素より生活の刷新向上を圖る上に於て極めて重要なる方策にて、特に戰爭の長期化と我が國現下の食糧事情とは一段と之が改善指導を必要とするに至つた。然るに我が國農山漁村住民の榮養狀態は從來共缺陷多く、幾多改善の餘地あり、殊に東北地方及沖繩縣に於ては此の傾向甚だしき爲、政府は昭和十一年度以降東北六縣に、昭和十五年よりは更に沖繩縣を加へ榮養指導職員の設置を奬勵し、之が經費に對し國庫補助を爲し、所期の目的達成に努めたが、更に昭和十六年度より全國各道府縣に及ぼし、夫々地方の事情に即した榮養改善の指導に努めつゝある。厚生省發衞第八〇號昭和十六年六月二十四日厚生省衞生局長名各地方長官宛國民榮養の確保改善に關する件依命通牒によれば、各地方に於て左の事項を實施すること、されてゐる。

（一）　地方の實情に即し實施すべき事項

1　連絡協議會の設置

道府縣の榮養對策を樹立する爲め關係部課等を網羅せる榮養對策連絡協議會を設置し榮養的見地よりする食糧の增産、配給の確保を期すること

2　榮養知識の普及啓發用印刷物の刊行

榮養狀態の改善向上を期するには一般大衆に對する榮養知識の普及啓發を先決とするを以て之が普及啓發用「ポスター」「リーフレット」「パンフレット」等作製各階層に亘り可及的徹底を圖ること

3　榮養食共同炊事場の設置奬勵

農村に於ける農繁期共同炊事場、更に之を恒久的施設とせる共同炊事場の設置普及奬勵すること

4　榮養講習會の開催

榮養食共同炊事場の開設に當て其の實施の中心者の養成並に家庭食の榮養化促進の爲め講習會を開催すること

5　榮養に關する座談會懇談會の開催

町內會、部落常會、各種團體等にて行はるゝ集會等を利用し榮養知識の普及に努むるの外座談會、懇談會の開催を圖ること

6　榮養相談事業の擴充

保健所に於ける榮養指導の事業を擴充强化し普く民衆に利用し得る樣考究する外道（府、縣）廳衞生課に榮養相談所を開設すること

（二）　地方の實情に應じ考慮すべき事項

1　榮養改善指定地區の設定

模範的榮養の改善を實施せしむる爲め特定地區を設定し、町村長、國民學校長、學校醫、開業醫、藥劑師、農會、婦人會青年團、產業組合關係者等を以て組織する委員會を設けしめ其の企畫統制と督勵の下に榮養改善事業を實施せしむることとし、此の場合出來得べくば專任の榮養指導員の設置をも勸奬し、榮養改善事業ノ科學性を保有せしむると共に、一定の企畫統制下に於て充分なる效果を收め、而も榮養的の要求に應じ榮養資材の生產確保をも圖らしむること

2　榮養展覽會の開催

榮養知識の普及啓發を期する爲には印刷物の刊行、講習會の開催等を行ふ外更に榮養に關する展覽會を開催し之が思想の培養强化に努むること

3　榮養に關する調査研究

各地方の榮養に關する實態を調査し、生產食品と攝取食の習慣、鄕土的獻立等の調査研究を行ひ榮養改善事業の企畫實施の資とすること

4　榮養資材配給所の設置

特に農山村に於ける榮養資材として鹽漬魚介類、海藻、豆類油脂等の安價なる配給所を設置し又は其の奬勵を爲すこと此の場合關係部課は固より民間事業團體、會社等と特に密接なる連携に留意すること

右實施例は愛知縣にあり

5　榮養食配給組合又は家庭榮養食材料配給組合の設置

生活程度を同じくする地域に在りては榮養食配給組合を結成せし

め、又之を異にする地域に在りては一定の榮養食の供給を爲すこと困難なるものあるを以て家庭榮養食材料配給組合を結成せしむる等なるべく榮養資材の配給に付合理的組織を企圖せしむること

右實例は大阪府八尾保健所指導下に大阪府八尾町に大阪榮養食材料配給相互組合あり

6　其の他必要と認むる事業

榮養食配給所並共同炊事場及榮養食關係農繁期臨時共同炊事場は次の如くである。

榮養食配給所、榮養食共同炊事場及農繁期共同炊事組合

道府縣	榮養食配給所	榮養食共同炊事場	農繁期共同炊事組合 春	農繁期共同炊事組合 秋
北海道				
青森				
岩手			一二〇	二九四
宮城	一		一三一	△
秋田			一二〇	一〇六
山形			一二三	
福島			九一	一九八
茨城	一	△	三〇一	△
栃木	二	一〇	一〇〇	二二五
群馬	四	八八	六三	一五九
埼玉		二二	一二三	一七五
千葉	二	二二七	四〇六	七五
東京	一四	一三	一六〇	六二
神奈川	二	二	五五	四六二
新潟	六	一〇	△	
富山	一		一三〇	九二
石川	一〇	三		
福井		一		八四
山梨	一			四二
長野				
岐阜	三	一二		二五四
静岡	一一			△一、〇〇〇
愛知	三	七		三七
三重				一、七四二
滋賀	一	三		七三二
京都	一一			二八六
大阪	三	一		九四
兵庫	三			△
奈良		四		一五
和歌山				一四
鳥取				九四
島根				一九
岡山				五八
廣島	三			三六八
山口				八

道府縣	榮養食配給所	榮養食共同炊事場	農繁期共同炊事組合 春	農繁期共同炊事組合 秋
德島				
香川	二	二一	四〇六	七五
愛媛		四。	一六〇	六
高知			五五	四六二
福岡			△	
佐賀	四	五	一三〇	九二
長崎		二		
熊本				四八五
大分				一六八
宮崎	一			四〇
鹿兒島				
沖繩				
計	九〇	二〇八	六、六三〇	八、五八二

備考　榮養食配給所、榮養食共同炊事場は昭和十四年七月末調厚生行政要覽による、農繁期共同炊事組合は昭和十六年度生活局生活課調　△印は目下實施中にして未確定、〇印は未報告分あり内譯未確定、新潟、石川、長野、福岡、長崎縣は未報告

昭和十五年度公設浴場

一ケ年入浴人員

道府縣	經營主體數	浴場數	總人員 人	一ケ月平均 人
北海道				
青森	三	三	四九、八二	四〇、八四
岩手	一	一	三三、七四	二、八六
宮城	一	一	八二、八七	六、九〇六

一ケ年入浴料金

道府縣	總入浴料	一ケ月平均	一回の入浴料 大人 錢	一回の入浴料 小人 錢	無料浴場箇所數	職員 人
北海道						
青森	一四、六七〇	一、二三	四	二		二
岩手	九二八	七七	三	二		二
宮城	三一、八二	二六五	四	二		

（生活局生活課調）

（六）公設浴場

公設浴場は廉價なる料金に依り入浴設備を利用せしむるものであつて、庶民保健施設として重要なるものである。殊に他の福利施設は多く都市勞働者に對するものであるが、公設浴場の施設は都會地以外に於ても相當發達し得べきものである。蓋し我國に於て自家に浴槽を有するものは都鄙を通じ極めて少數の家庭に限られ、多くは錢湯若は貰風呂に依り入浴を爲しつつある狀態であるが、錢湯は設備不完全にして非衞生的なるもの尚尠からざるのみならず、入浴料不廉其の他の關係上入浴回數を少からしめ保健上看過すべからざるものがある。故に生活局は從來低利資金融通等の方法に依り共同浴場の設置を奬勵し、昭和十五年度末現在浴場數一三〇箇所、一箇月平均入浴者數百五十五萬九千九百八十八人に達するも尚充實を圖る要がある。

秋田	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
福島	五	一〇	二、〇四七、四四四	一六九、七八六	三、六七四	三〇六	二	二	八	六
茨城	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
栃木	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
群馬	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
埼玉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
千葉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東京	一	三	六四四、四一六	五四、五三五	二一、〇二八	一、七五三	四	二	—	—
神奈川	一	一	三四、〇五六	二、七五五	九九一	八一	四	二	—	—
新潟	三	三	一四四、三三五	一一、一八五	二、六四三	三三〇	—	—	—	三
富山	二	二	二〇六、七一七	一七、三二六	一、七六〇	一四七	五	二・五	—	四
石川	二	二	五三一、七三〇	四四、三一〇	三、六五七	四七一	三・五	一・五	六	九
福井	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
長野	三	三	三三二、〇七五	一八、五〇六	一一、五八七	九四九	一・五	一・五	一	—
岐阜	一	一	八四、〇〇〇	七、〇〇〇	二、一〇〇	一七五	二・五	一・五	—	二
静岡	一	一	一三九、六三七	一一、六三六	三、三六一	二六〇	三	一	—	二
愛知	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三重	一	一	七、〇三六	九八六	—	—	—	—	一	—
滋賀	九	九	一、一三九、四三九	九四、九五三	一四、二〇六	一、一八四	一・五	一	—	三六
京都	一	七	一、八九一、九六一	一五七、六六三	三三、七六〇	二、七四〇	三	一	—	—
大阪	一〇	一三	二、三三八、三四一	一八五、六八七	五〇、三七三	四、一九八	二	一	—	二〇
兵庫	二	二	一一一、一〇〇	九、二六七	四、八一〇	四〇一	三	一・五	—	五

奈良	三	四	六、三五〇、一五七	五三九、一八〇	三〇二、五七〇	三五、二二四	二	一	一	—
和歌山	六	六	四〇九、一八〇	三四、〇九八	一一、四七九	九五七	二	一	—	八
鳥取	九	九	八五七、九〇八	七一、四九三	四、一七五	三四八	一・五	一	三	六
島根	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
岡山	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
廣島	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山口	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
徳島	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
香川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
愛媛	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
高知	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
福岡	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
佐賀	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
長崎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
熊本	一	一	一、〇三二、七〇〇	八四、三九三	一三、一四〇	一、〇一四	二	一	—	一
大分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宮崎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鹿兒島	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
沖繩	一	一	六三、三二八	五、一八五	一、六五一	一三八	三	二	—	四
計	一〇四	一四〇	一八、七一九、八五七	一、五五九、九八八	五〇五、五六五	四三、一四〇	二・八	一・五	二〇	一〇〇

年別公設浴場成績

年次	浴場數	入浴者延人員	入浴料
昭和二年度	二二三	三〇、〇六六、三六九人	二、五〇五、五三一円
同　三年度	一七九	二一、九七五、九四五	一、八三一、三一四
同　四年度	二一五	三二、六七四、六三五	二、七二二、八八六
同　五年度	二一六	二六、三一一、九七二	二、一九二、六六四

小口融通に関する調（昭和十五年度）

（生活局生活課調）

府県	組合数	公共団体資金総額	貸付 最高の貸付額	貸付 最低	貸付 額上	貸付 期間	貸付 利率	貸付 前年度繰越	貸付 新規貸付	貸付 本年度分	貸付 口数	貸付 金額	償還 前年度繰越	償還 新規分	償還 本年度分	償還 口数	償還 金額	同上 口数	同上 金額	合計 口数	合計 金額
北海道	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
青森	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
岩手	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宮城	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
秋田	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
福島	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
茨城	一	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	四、〇〇〇	一	一	一	一	四、〇〇〇	一	四、〇〇〇	一	四、〇〇〇
栃木	一	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	二、〇〇〇	一	一	一	一	二、〇〇〇	一	二、〇〇〇	一	二、〇〇〇
群馬	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一、〇〇〇	一	一	一	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇
埼玉	一	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	四、〇〇〇	一	一	一	一	四、〇〇〇	一	四、〇〇〇	一	四、〇〇〇
千葉	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
東京	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
神奈川	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
新潟	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
富山	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
石川	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
福井	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
山梨	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
長野	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
岐阜	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
静岡	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
愛知	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
三重	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
滋賀	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
京都	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
大阪	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
兵庫	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
奈良	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
和歌山	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
鳥取	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
島根	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
岡山	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
広島	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
山口	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
徳島	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
香川	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
愛媛	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
高知	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
福岡	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
佐賀	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
長崎	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
熊本	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
大分	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
宮崎	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
鹿児島	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
沖縄	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
同上	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
合計	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇

府県	組合数	公共団体資金総額	貸付 最高の貸付額	貸付 最低	貸付 額上	貸付 期間	貸付 利率	貸付 前年度繰越	貸付 新規貸付	貸付 本年度分	貸付 口数	貸付 金額	償還 前年度繰越	償還 新規分	償還 本年度分	償還 口数	償還 金額	同上 口数	同上 金額	合計 口数	合計 金額
北海道	一	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	四、〇〇〇	一	一	一	一	四、〇〇〇	一	四、〇〇〇	一	四、〇〇〇
青森	一	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	二、〇〇〇	一	一	一	一	二、〇〇〇	一	二、〇〇〇	一	二、〇〇〇
岩手	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一、〇〇〇	一	一	一	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇
宮城	一	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	四、〇〇〇	一	一	一	一	四、〇〇〇	一	四、〇〇〇	一	四、〇〇〇
秋田	一	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	二、〇〇〇	一	一	一	一	二、〇〇〇	一	二、〇〇〇	一	二、〇〇〇
山形	一	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	二、〇〇〇	一	一	一	一	二、〇〇〇	一	二、〇〇〇	一	二、〇〇〇
福島	一	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	四、〇〇〇	一	一	一	一	四、〇〇〇	一	四、〇〇〇	一	四、〇〇〇
茨城	一	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	四、〇〇〇	一	一	一	一	四、〇〇〇	一	四、〇〇〇	一	四、〇〇〇
栃木	一	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	二、〇〇〇	一	一	一	一	二、〇〇〇	一	二、〇〇〇	一	二、〇〇〇
群馬	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一、〇〇〇	一	一	一	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇
埼玉	一	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	四、〇〇〇	一	一	一	一	四、〇〇〇	一	四、〇〇〇	一	四、〇〇〇
千葉	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
東京	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
神奈川	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
新潟	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
富山	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
石川	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
福井	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
山梨	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
長野	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
岐阜	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
静岡	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
愛知	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
三重	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
滋賀	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
京都	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
大阪	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
兵庫	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
奈良	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
和歌山	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
鳥取	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
島根	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
岡山	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
広島	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
山口	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
徳島	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
香川	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
愛媛	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
高知	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
福岡	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
佐賀	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
長崎	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
熊本	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
大分	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
宮崎	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
鹿児島	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
沖縄	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一ケ年	三%以内	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇
同上	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇

山口	—	—	—	—	—	—	—
徳島	—	—	—	—	—	—	—
香川	一	一六、三五九	三〇	六ヶ月	五〇%	四九九	四
愛媛	一	四、二四〇	一〇〇	一〇ヶ月	四・五〇%	二五四	八五
高知	二	二、八八七	一〇〇	一〇ヶ年	三〇%	一五	一四
福岡	—	—	—	—	—	—	—
佐賀	—	—	—	—	—	—	—
長崎	—	—	—	—	—	—	—
熊本	二	一〇、八〇〇	五〇	一二ヶ年	三〇%	一七二	三四
大分	—	—	—	—	—	—	—
宮崎	—	—	—	—	—	—	—
鹿児島	—	—	—	—	—	—	—
沖縄	—	—	—	—	—	—	—
計	四六	一、三八、八八〇	三〇	一七ヶ年半	六〇%	一三、三四五	七、九八四

備考　一、本表は公益質屋を除きたるもの　二、昭和十六年六月三十日現在調

(八) 農村共同施設

昭和九年十月窮乏農村救濟の資として三井合名會社々長男爵三井高公氏より參百萬圓、三菱合資會社々長男爵岩崎小彌太氏より壹百萬圓合計四百萬圓の義捐ありたる爲、內貳百五拾萬圓を東北地方の冷害に因る窮乏農村に交付、農村共同施設の設置を助成し、以て本施設により自修勤勞の良習と共同精神を涵養し、共同經營の基礎を得しめ且餘剩勞力の活用に因り收入の增加を圖らしむることとし、右資金を東北六縣知事に交付して實施せしめたる結果、昭和十一年度中に之が豫定の建設を了したが、爾來教化修養の中心となし又各々其の地方に適する物産の製造加工等に其の利用の實績を擧げつつある。其の狀況左の如くである。

農村共同施設利用狀況（昭和十五年度下半期現在）（生活局生活課調）

縣別	農村共同施設棟數	利用實戶數	利用延人員	生產額	利用評價額
岩手	九五三	一、三一、〇〇七	四六七、八〇三	一、三九、五三七	三三、〇九三
宮城	三五九	三二、一三三	一四七、一〇五	三二、一六七	一三、五八三
秋田	三六五	三七、六三一	一七八、四〇〇	四三六、二五三	三二、九〇七
山形	六八九	一五、三七一	二五二、四二六	一三四、一二七	五三、四六七
福島	八六六	一五、七九八	三三七、八九三	一九五、六九一	八一、三三〇
計	四、〇六三	二九四、九七九	一、九二一、三二六	一、四四一、八四四	五二三、二四九

農村共同施設作業種類別調（昭和十六年九月末現在）（生活局生活課調）

作業種類	宮城縣 一五二ヶ所	福島縣 四三〇ヶ所	岩手縣 三五六ヶ所	青森縣 三九六ヶ所	山形縣 三二六ヶ所	秋田縣 一二六ヶ所	計 一、七八六ヶ所
藁工品	一	二六	二六	二	三	一	五九
凍豆品	三〇	—	三六	—	一〇	—	七六
肥料藥劑作成調合	三三	三七	二七	三九	二一	一〇三	二六〇
木竹細工及簡易製劑	三五	二五	二二	—	三九	六	一二七
自家用諸食料釀造製造	二八	四五	二一	一一	一一	一二	一二八
繭整理	一〇	—	二三	二	一二	一一	五八
蔬菜加工(含漬物)	二九	五七	三三	八	三四	—	一六一
粉麵類作成	八	四五	九	九	三	八	八二
毛皮類加工	三	—	九	—	三	—	一五
製紙	三六	—	一二	七	二五	—	八〇
共同出荷	四一	九八	一五	二	五一	—	一九七
精麥精米	二二	—	五五	—	二二	—	九九
養蠶家畜共同飼育	二	—	—	—	九	一〇	二二
果實加工	三三	—	五	三	—	七	四八
水產加工	八四	—	二二五	—	—	—	三〇九
脫穀調製	七	—	—	九四	—	一三	一〇一
製炭及加工炭俵製造	—	—	—	—	六七	—	一一五
繩縄詰等	二九	—	六	—	—	—	—

手工藝手織物其の他の類	一	一	四二	三四	二〇	九	一〇五
山菜等加工	一	一	一二	八	三一	五四	一〇五
雜種	五	七四	二八	一五	二	五	一二九
計	五五九	八六六	九五二	六三一	六八九	三六五	四、〇六二

第四章　軍人援護事業

第一節　一般軍人援護

一　軍事扶助法に依る援護

（一）軍事扶助法施行狀況

軍事扶助法は大正六年七月法律第一號を以て公布、同七年一月一日より施行せられたのであるが、昭和六年三月法律第二十七號に依り改正、更に昭和十二年三月法律第二十號を以て再び改正せられ其の名稱を「軍事扶助法」と改めて法の適用範圍を擴張すると共に、扶助を受くべき場合の條件が著しく緩和せられた。

又昭和十六年二月勅令第一一七號を以て「滿洲國ニ在ル傷病兵其ノ家族若ハ遺族又ハ下士官兵ノ家族若ハ遺族ノ扶助ニ關スル件」を公布、同年四月一日より施行せられて滿洲國に在る軍人の遺族等も扶助せらるゝことゝなつた。

本法に依る扶助費は全額國庫負擔であつて平時に於ては從來概ね年額三百萬圓乃至四百萬圓程度であつたが、昭和十二年七月支那事變勃發以來急激なる増加を示すに至り、我が國軍人援護事業の根幹を爲して居るのである。

大正六年度以降軍事扶助法施行狀況

（厚生省軍事保護院調）

年度	戸數（戸）	人員（人）	金額（円）	平均年額 一戸當（圓）	平均年額 一人當（圓）
大正六年度	三、一八七	七、九二三	四三、一二六	一三、五三	五、四四
同　七年度	一二、三二五	三四、四七三	五三六、七四七	四三、五五	一五、五七
同　八年度	一一、七四〇	三〇、七一三	六一三、八七五	五二、二九	一九、九九
同　九年度	一一、九一〇	三〇、九七四	八六六、一一一	七二、七一	二七、七一
同　十年度	一二、三一五	三二、七九二	一、〇〇四、四六一	八一、五五	三〇、六三
同十一年度	一一、九八一	三二、四五三	九二〇、五三三	七六、八三	二八、三六
同十二年度	一〇、四七八	二九、一一八	九一五、〇六四	八七、三三	三一、四三
同十三年度	一一、六三七	三三、六八四	一、〇八〇、九七三	九二、九〇	三二、〇九
同十四年度	一一、七二六	三三、三七四	一、〇一六、六九二	八六、七〇	三〇、四六
同十五年度 昭和元年度	一一、五六四	三三、五八五	一、一五〇、五六〇	九九、四九	三四、二六
同　二年度	一二、二六九	三六、〇八〇	一、二七五、四七七	一〇三、九六	三五、三五
同　三年度	一四、八六七	四四、九四七	一、四七四、〇七八	九九、一六	三二、八〇
同　四年度	一四、五四〇	四四、一四三	一、四九八、〇一四	一〇三、一〇	三三、九四
同　五年度	一六、三七九	五一、八三六	一、五八六、六九五	九六、八七	三〇、六〇
同　六年度	二二、六〇四	七一、六四二	一、七三一、六一四	七六、六〇	二四、一七
同　七年度	三〇、七五一	九九、〇三三	二、四二七、四九六	七八、九四	二四、五一
同　八年度	三〇、〇九四	九八、九〇五	二、七〇二、九三五	八九、八二	二七、六一
同　九年度	三一、九九六	一〇五、七七二	二、八〇九、二四八	八七、八〇	二六、五六
同　十年度	三三、六二一	一一一、五三三	二、八九七、六六五	八六、二一	二五、九八
同十一年度	三四、八五七	一一五、七二一	二、九六八、八三七	八五、一七	二五、六五
同十二年度	三七一、六五四	一、三五七、五五七	三三、九一七、九一七	七八、七九	二三、八五
同十三年度	五六二、九五七	二、一〇七、三二七	八四、六九一、七五〇	一五〇、四四	四〇、一九
同十四年度	五七四、九四八	二、〇七七、七九二	七九、〇六五、二〇五	一三七、五二	三八、〇五
同十五年度	四三二、三〇二	一、五八二、一一三	五七、八九九、六八〇	一三三、九三	三六、六〇

備考　大正六年度は三ケ月分なり

（軍事保護院調）

扶助種類別軍事扶助狀況累年比較

年別	生活扶助 戸數（戸）	生活扶助 人員（人）	生活扶助 金額（円）	醫療 戸數（戸）	醫療 人員（人）	醫療 金額（円）	助産 戸數（戸）	助産 人員（人）	助産 金額（円）
昭和八年度	三〇、〇二五	九八、七七三	二、六六八、八一九	六一 （一、〇七〇）	六三 （一、一九五）	五八、〇二四	（二九）	（二九）	二三六
同　九年度	三一、九一七	一〇五、六五三	二、七四三、七四一	六三 （一、〇九三）	六八 （一、一八一）	六〇、〇九三	（二九）	（三〇）	二五〇
同　十年度	三三、五一三	一一一、四三三	二、八二五、一〇九	九四 （一、一六九）	一〇三 （一、二三三）	六八、二〇八	（二一）	（二一）	一六八
同十一年度	三五、〇九七	一一七、七九六	二、八七九、三四九	一二八 （一、三四八）	一三四 （一、四六四）	八四、五三九	（二六）	（二六）	二〇四
同十二年度	三六六、一九二	一、三四九、六八九	三三、三九一、五八六	二、八八四 （二九、一五五、四三六）	三、三六〇 （三〇、一〇六、四四一）	八五〇、五六三	四三六 （一一、四八五）	四四一 （一一、八八六）	八九、〇一三
同十三年度	五三五、九三六	二、〇七三、一〇一	七八、五一〇、八二八	九、九九四 （一四〇、七〇三）	一〇、八六四 （一五六、一三九）	四、〇七二、〇七一	四一七 （九、八七一）	四一七 （九、八七一）	八四、〇七七
同十四年度	五五七、四三七	二、〇九五、四一六	七二、七七五、一三七	一五、八九一 （一六一、〇七〇）	一七、三八三 （一七六、九三九）	四、九一九、八四〇	一七五 （三、八一七）	一七五 （三、八一七）	三三、六一〇
同十五年度	四六三、〇一〇	一、七〇九、二〇四	五三、五〇一、六四一	一三、三六一 （一三五、七六一）	一四、六三三 （一三四、六九九）	四、五七五、九八五	一一〇 （二、八四三）	一一〇 （二、八四三）	二五、四五九

	生業扶助			埋葬			合計		
	戸數	人員	金額	戸數	人員	金額	戸數	人員	金額
			円			円			円
同八年度	二戸（六）	三人（一三）	一、一七八	七戸（七）	四人（一〇）	四〇五	九戸（一、七三六）	二、七二、九三五	
同九年度	五（二）	三（六）	四四八	一（一七）	二八（五三）	六六七	二、八〇九、三四八		
同十年度	一（二）	一（三）	一六五	三（八）	二〇（三九）	二〇〇	二、八九七、六六五		
同十一年度	二（一）	五（一）	二五〇	四（七）	二六〇（四二〇）	二六〇	二、九六八、八五六		
同十二年度	二、〇三九（一二、五八一）	三、七〇（一八、五六七）	三三、二四	一二五（二三二）	三七（六四八）	八、六〇五	二、九九五、一四四（三五、〇四六）		
同十三年度	一四、九七〇（四四、三五九）	一九、〇七三（五三、三一）	一、七七一、七一五	一、六四〇（二、九五二）	三、七三（四、四〇九）	二八、六三五（一三、〇四六）	一三、一〇（一三、〇四六）		
同十四年度	三、六四一（三九、〇三五）	四、一四（四五、四八）	一、二七四、九四八	六〇五（一、〇〇三）	四三、一六三（一一、三五八）	二、一七、七七九（二三八、八〇四）	二九、七八（二二、四〇四）		
同十五年度	一、一五八（一九、三五〇）	九、八三五（三三、二五一）	七一四、三五〇	三六（六二六）	二九〇（九二八）	三三、三三（一、一五、三三）	六、八三〇	七七、〇三三（一、三五、三七九）	

備考　括弧内の數字は一種以上の扶助を示す

（二）軍事扶助法中改正

本法の施行に關しては、常に迅速且適正なる運營を圖つて遺憾なきを期しつゝあるが、諸種の情勢に鑑み特に左の施策を講じた。

1. 生活扶助の爲支出する費用の限度引上

居宅扶助の場合に於て生活扶助の爲支出する費用の限度は昭和十二年七月改正以來六大都市に於ては一人一日五十五錢乃至六十錢、人口五萬以上の市に於ては四十二錢、人口五萬未滿の市に於ては四十錢、町村に於ては三十五錢（收容扶助の場合に於ける限度も大體之と同程度）であつた。然るに其の後に於ける經濟事情の變動に因り被扶助者の生活費は漸次增嵩し、一部特殊事情に因る被扶助者は前記限度に因る扶助のみを以てしては尙生活困難に陷る處があつた。仍て恩賜財團軍人援護會に於て不取敢應急の措置として昭和十五年二月より

となきを期すること

三、本件は臨時暫定的措置なるを以て府縣令等の改正を行ふ場合は其の趣旨にて適當に取計ふこと

四、限度引上を爲さんとするときは軍事扶助施行令第四條の二竝に同令第十條の規定に依り本月二十日迄に認可申請を爲すこと

五、一世帶二人以上の場合に於ける一人當りの限度額は人員の增すに從ひ漸次遞減の方法を採り之が限度額に關し前項の申請と同時に協議を爲すこと、尙將來此の額を變更せんとするときも同樣なること

（昭和十五年十二月九日越野軍事保護院扶助課長より各道府縣學務部長宛）

拜啓　時下愈々御淸穆の段奉慶賀候

陳者軍事扶助法に依る扶助費用限度に關し本日別途軍事保護院副總裁より依命通牒の次第有之候處之が措置に關しては左記事項御了知相成實施上遺漏なきを期せられ度此段申進候追て今回の限度引上容認は扶助者の生活實情に即應せしむ爲の臨時暫定的の措置にて一般の物價政策には別段變改なき次第に付其の邊御含み置き相成度

記

一、限度の引上は生活扶助の爲支出する費用に付特殊のものを除き現行限度額の二割以內の程度に於て認められる見込なること

二、限度引上後の扶助の實施に當りては該當世帶の實情を調査し收入支出の査定を的確嚴正ならしめ眞に必要なる範圍に止め苟も現に扶助を受けつつある者に對し漫然一律に增額支給するが如きこり之等の被扶助者に對し生活費の一部を補給することゝしたのであるが、之を以てしても尙援護の萬全を期し難き實情に立ち至つた爲、軍事扶助法に依る生活扶助費の限度引上げを行ふことゝなつて左記通牒を發し、昭和十六年一月一日より之を實施することゝした。

軍事扶助法に依る扶助費用限度に關する件依命通牒

（昭和十五年十二月九日軍事保護院發援第一二一號）
（軍事保護院副總裁より各地方長官宛）

軍事扶助法の施行に關しては夫々遺憾なきを期せられつつあるところなるも近時の經濟狀勢に伴ひ現行限度額にては扶助の圓滑を期し難き向も有之やに思料せられ今般臨時的措置として明年一月以降生活扶助の爲支出する費用の限度の引上を認められることと相成候に付ては地方の實情に依り之が引上を必要とする向は左記各項御了知の上適當措置相成度

追て本件實施の上は恩賜財團軍人援護會に於て施行の臨時生活援護は廢止せらるる見込に付爲念

記

一、限度の引上は生活扶助の爲支出する費用に付特殊のものを除き現行限度額の二割以內の程度に於て認められる見込なること

二、限度引上後の扶助の實施に當りては該當世帶の實情を調査し收入支出の査定を的確嚴正ならしめ眞に必要なる範圍に止め苟も現に扶助を受けつつある者に對し漫然一律に增額支給するが如きこ

三、限度引上の爲軍事扶助法施行細則の改正を行ふ場合は別紙第二を參照せられ度こと。

（第一）

生活扶助ノ爲支出スル費用ノ限度標準額

一、居宅扶助ノ場合ニ於ケル一人一日

六大都市　(イ)　七〇錢
　　(ロ)　六五錢

人口五萬以上ノ市　五〇錢

人口五萬未滿ノ市　四八錢

町　村　四三錢

二、收容扶助ノ場合ニ於ケル一人一日

地域並ニ限度額ハ居宅扶助ノ場合ノ標準ニ準ズルコト

（第二）

附　則

當分ノ內生活扶助ノ爲支出スル費用ハ第何條ノ規定ニ拘ラズ左ノ限度ニ依ルコトヲ得

一、居宅扶助ノ場合

何市ニ在リテハ　一人一日　何　錢

町村ニ在リテハ　一人一日　何　錢

二、收容扶助ノ場合

何市ニ在リテハ　一人一日　何　錢

町村ニ在リテハ　一人一日　何　錢

滿洲國在留者に對する軍事扶助

滿洲國に在留する我國軍人の家族、遺族、傷病兵等の援護に付ては、關東軍司令部恤兵金、滿洲軍人後援會、滿洲國防婦人會が主として援護の方途を講じて居る。然るに之等の團體は我國に在る軍人援護團體と同樣任意的活動を爲すものであつて援護を普く徹底せしめるが爲には之等團體の事業のみに依存することは諸種の事情より適當ならざる場合がある。而も一面同じく我國軍人の家族遺族にして單に居住地を異にするの故を以て軍事扶助法に依る扶助の及ばざることは其の家族、遺族は勿論、兵役に服する者に對する精神的の影響が亦多大である。仍ち之等事實に鑑み差當必要と認められる滿洲國在留者に對し我が現行軍事扶助法と同樣の趣旨に依る扶助を爲すこと丶し昭和十六年二月四日左の勅令の制定を見、昭和十六年四月一日より實施することゝした。

滿洲國ニ在ル傷病兵、其ノ家族若ハ遺族又ハ下士官兵ノ家族若ハ遺族ノ扶助ニ關スル件

（昭和十六年二月四日　勅令第一一七號）

第一條　滿洲國ニ在ル傷病兵、其ノ家族若ハ遺族又ハ下士官兵ノ家族若ハ遺族ニ關スル扶助ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條　軍事扶助法第二條乃至第六條、第七條ノ二乃至第十五條及第十九條竝ニ同法施行令第一條第一項第三項第四項及第一條ノ二乃至第十條ノ規定ハ前條ノ扶助ニ之ヲ準用ス

第三條　前條ニ於テ準用スル軍事扶助法施行令第一條第一項第三項第四項第一條ノ二第二項第三條第四條ノ二乃至第六條及第九條乃至第十條ノ規定ニ依ル地方長官ノ職權ハ軍事保護院總裁之ヲ行フ軍事保護院總裁ハ前項ノ職權ノ一部ヲ滿洲國駐劄特命全權大使ニ委任スルコトヲ得

附　則

本令ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

滿洲國ニ在ル傷病兵、其ノ家族若ハ遺族又ハ下士官兵ノ家族若ハ遺族ノ扶助ニ關シ左ノ通定ム

（昭和十六年四月三十一日　在滿日本大使館告示第三號）

一、昭和十六年勅令第百十七號ニ依リ扶助ヲ受ケントスル者ハ附表第一號樣式ニ依リ其ノ管轄大使館地方兵事員（以下兵事員ト稱ス）ヲ經テ滿洲國駐劄特命全權大使（以下大使ト稱ス）ニ申請スヘシ

二、生活扶助ノ爲支出スル費用ハ左ノ金額以內トス

一　居宅扶助ノ場合　一人一日　九十錢

二　收容扶助ノ場合　一人一日　九十錢

生活扶助ノ爲支出スル費用ニシテ前項ノ規定ニ依リ難キモノニ付テハ實費トス

三、醫療ノ爲支出スル費用ハ左ノ金額以內トス

一　居宅扶助ノ場合

診　察　料　一人一回　一　圓

往　診　料　一人一回　三　圓

藥　治　料　一人一日　五十錢

處　置　料　一人一回　三　圓

手　術　料　一人一回　十　圓

檢查竝注射料　一人一回　五　圓

文　書　料　一通　一　圓

以上ノ區分ニ依ラザル場合　一人一日　一　圓

二　收容扶助ノ場合

入　院　料　一人一日　二圓五十錢

醫療ノ爲支出スル費用ニシテ前項ノ規定ニ依リ難キモノニ付テハ實費トス

四、助產ノ爲支出スル費用ハ左ノ金額以內トス

一　居宅扶助ノ場合　一人一回　二　拾　圓

二　收容扶助ノ場合　一人一日　二圓五拾錢

助產ノ爲支出スル費用ニシテ前項ノ規定ニ依リ難キモノニ付テハ實費トス

五、生業扶助ノ爲支出スル費用ハ左ノ金額以內トス

一　資金、器具、資材ノ給與若クハ貸與ノ場合

一世帶ニ付　二　百　圓

二　生業ニ必要ナル技能ヲ授クル場合

居宅扶助ノ場合　一人一日　五　拾　錢

收容扶助ノ場合　一人一日　五拾錢
生業扶助ノ爲支出スル費用ニシテ前項ノ規定ニ依リ難キモノニ付テハ實費トス
六、埋葬ノ爲支出スル費用ハ二十圓以内トス但シ之ニ依リ難キモノニ付テハ實費トス
七、扶助ヲ受クル者死亡シタル場合ニ於テ埋葬ヲ行ヒタル者ニシテ埋葬費ノ支給ヲ受ケントスル者ハ附表第二號樣式ニ依リ死亡シタル者ノ管轄兵事員ヲ經テ大使ニ申請スベシ
八、軍事扶助申請書記載ノ事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ第一ニ依ル扶助申請人又ハ之ニ代ル者ヨリ直ニ管轄兵事員（住所移轉ノ場合ハ前住所地ノ管轄兵事員）ヲ經テ大使ニ屆出ヅベシ

二　軍人援護事業の助成

（一）軍人援護事業助成

軍事扶助法には該當せざるも實際上扶助を要する實情にある者、例へば（イ）現役兵または應召下士官兵の內緣の妻、その子、伯叔父母、甥姪等（ロ）志願に依らざる現役下士官の家族（ハ）傷痍軍人保護事業に依り援護を受くる者の家族にして軍事扶助法に該當せざる者（ニ）陸海軍病院に再入院せる者の家族にして軍事扶助法に該當せざる者（ホ）軍屬の家族遺族等に對しては軍人援護事業助成費をもつて道府縣をして軍事扶助法に準じ援護せしめてゐる。なほ小商工業者、小農山漁家にして家業の經營困難となる處ある者、その他實際に援護を要する者に對しても本事業で夫々援護の途を講じてゐる。この他應召せる中小商工業者の遺族、家族等の營業を援護するため産業奉仕委員の制度が設けられてゐる。これ等の事業は道府縣、市町村又は恩賜財團軍人援護會本、支部、市町村銃後奉公會等が其の中樞と爲り行つてゐるが、時局の推移は一層之等事業の擴充强化を必要とする狀況にあるので、昭和十二年度百萬圓、昭和十三年度以降每年一千萬圓を道府縣に交付し地方の實情に即應して適切な援護の方途を講ぜしめて居る。

昭和十五年度軍人援護事業成績概要
（軍事保護院調）

事業費
（一）總額　一〇、九五〇、〇九八圓
同上財源
國庫助成金　八、八六一、五九六圓
道府縣費　四五四、二八〇圓
團體經費　一、六三四、二二二圓
（二）經營主體別內譯

團體名	事業費總額
道府縣	一、一二六、三二七圓
軍人援護會支部	五、〇四九、二三八
銃後奉公會	三、五七二、七七七
愛國婦人會支部	三三一、三四一
濟生會支部	二七六、四〇一
社會事業協會	二五九、八二三
日本赤十字社支部	一七四、一一四
其の他	一六〇、〇七七
計	一〇、九五〇、〇九八

事業內容

種目	戶（件）數	人員	金額
生活援護（繼續援護	三〇、〇三七	一三四、三〇四人	二、二七三、七九五圓
生活援護（一時援護	三四二、三六六	一、〇八三、八九五	二、〇八三、八九五
醫療	三二六、〇九九	二六、六二六	一、一七一、四三〇
助産	五、五八五	一	二九、九八一
生業援護	一八九、二七一	一	三、〇〇八、九〇四
罹災者臨時援護	四、二〇七	一	七一、四七四
埋葬	一、七二三	一	二〇、七五五
小計	八八、二七七	一	八、六四〇、二三二
勞力援助施設	四五六、七二九	一	一、二〇三、八三一
保健養育施設	七七、一三一	一	二五七、七八六
精神援護	四三一、一五五	一	八一、四三一
軍人援護講習會	三、七六七	一	九、八五八
其の他	七九七	一	七、九四〇
小計	一	一	二、二八九、八四六
合計	一	一	一〇、九五〇、〇九八

備考　東京、山梨、三重、大阪四府縣の分は末報告に付本表に含まず

（二）軍事援護相談所

事變が長期に亘るに伴ひ、軍人の遺族、家族の生活相談、家業の經營維持、其の他身上萬般に關する相談指導に應する綜合的な援護機關を設けて銃後援護の圓滑な遂行を期すると共に、一面家族遺族の間に於ける賜金扶助料及戶籍等を繞る紛爭の早期解決を圖るの要洵に緊切なるものがある。仍て政府は昭和十三年以降道府縣に對し助成金を交付し軍事援護相談所を設置せしめて居る。尙軍事援護相談所は昭和十四年度以降に於ては、銃後奉公會をして市區町村相談所を設置運營せしめること、して居るのであるが、昭和十五年五月現在に於ける設置狀況を見るに、道府縣中央相談所は全國に四七ヶ所、同支所　二二ヶ所、市相談所　一五七ヶ所、區相談所　八二ヶ所、町村相談所　一一、四九七ヶ所、其の他の相談所三〇八ヶ所、計一二、一一三ヶ所が設けられて居る。次に軍事援護相談所取扱件數（全國總計）を擧げると左表の如くである。

軍事援護相談所取扱件數
（軍事保護院調）

年度	中央相談所 受理件數	中央相談所 解決件數	中央相談所 繰越件數	市區町村相談所 受理件數	市區町村相談所 解決件數	市區町村相談所 繰越件數	計 受理件數	計 解決件數	計 繰越件數
昭和十四年度	八、三〇九	七、四二〇	八八九	五三三、三三〇	四九七、五二三	三五、八〇八	五四一、六三九	五〇四、九四二	三六、六九七
同　十五年度	一一、五六六	一一、一三〇	四三六	五二九、六七五	五一五、五六一	一四、一二四	五四一、二四一	五二六、六九一	一四、五五〇

備考　昭和十五年度神奈川、德島縣未報告に付之を除き集計す

昭和十五年度軍事援護相談所取扱種目別件數

（昭和十六年八月二十五日現在）（軍事保護院調）

種目別	受理件數	解決件數	繰越件數
扶助及援護手續	二八七、〇七七	二七八、九二六	八、一五一
家庭紛議　賜金又は扶助料關係	一一、四二〇	一〇、四八三	九三七
家庭紛議　戸籍及居所關係	二〇、八一九	二〇、一五〇	六六九
家庭紛議　遺骨遺產關係	一、四四五	一、三五八	八七
家庭紛議　其の他	七、五八三	七、三四二	二四一
小作關係	三、一三三	三、〇〇四	一二九
借地借家關係	四、一七九	四、〇四四	一三五
債權債務關係	五、六九一	五、二九三	三九八
就職授職關係	三七、九四〇	三六、三八三	一、五五七
家事の維持經營	三七、六四〇	三六、七一八	九二二
子弟の教育	一三、六四五	一三、三〇七	三三八
其の他	一一一、六六九	一一〇、七八三	九八六
總計	五四一、二四一	五二六、六九一	一四、五五〇

備考　但し神奈川、德島縣は未報告につき之を除き集計す

三　團體に依る軍人援護事業

（一）恩賜財團軍人援護會

恩賜財團軍人援護會は昭和十三年十月三日內閣總理大臣を召されて賜はつた軍人援護に關する勅語の聖旨を奉體し、昭和十三年十一月五日既存の團體を統合して民間軍人援護の中樞團體たらしめる爲設立されたものである。畏くも　朝香宮鳩彥王殿下を總裁と仰ぎ奉り、戰歿軍人の遺族、傷病軍人及其の家族、遺族竝に現役又は應召軍人の家族等に對する各種援護を行ひ、政府の施設と相俟つて軍人援護の實を擧げつゝある。本會は道府縣に支部を設け、地方長官を以て支部長とし地方に於ける軍人援護の中樞團體として軍事扶助法以外の援護事業の大部分の實施に當つて居る。

今玆に本會及道府縣支部の資產竝に事業概況を揭げると左の通りである。

恩賜財團軍人援護會資產（昭和十一年十月末日現在）（軍事保護院調）

三四、八五七、一九〇・五二四　一般會計に屬する資產
五四〇、一六三・五二　恩給扶助料貸付金
五四七、七八六・〇八　遺族生業資金貸付金
一、四三〇、七〇二・九一　育英事業資金
一、五二二、八一一・五六　傷痍軍人生業資金貸付金
一五、四一九・八八　別途貸付金
七七七、六四九・九一　物件資產
三九、六九一、七二四・三八　計
一、三二五、〇〇〇・〇〇　借入金
三八、三六六、七二四・三八　差引計

恩賜財團軍人援護會恩賜金、寄附金調（昭和十六年十月末日現在）（軍事保護院調）

恩賜金	三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇円	恩賜金
寄附金	三一、四二四、五三〇・二三	一般寄附金
內譯	九、六一九、六〇七・七五	傷兵保護院受付
	一、一一〇、〇八三・一二	陸軍省受付
	二〇、六九四、八三九・三六	本會受付（設立より十六年十月卅一日迄）分
	一〇、五九六、八九四・九三	五團體
內譯	一、九三六、五二三・三四	舊振武育英會より
	七、四三二、〇五一・六三	舊大日本軍人援護會より
	八九六、五三四・九九	舊帝國軍人援護會より
	九八一・七七	舊大義編纂部より
	三三〇、八〇三・二〇	舊忠勇顯彰會より
	四二、〇二一、四二五・一六	合計
	四五、〇二一、四二五・一六	總計
	一、五二〇、〇〇〇・〇〇	豫約寄附金有り

恩賜財團軍人援護會事業實施狀況（昭和十六年度十月末日現在）（軍事保護院調）

種目	計畫 金額	實績 人員又は件數	實績 金額
實情調査	一〇、〇〇〇・〇〇		
傷病軍人職業研究	六、五〇〇・〇〇	一件	六、五〇〇・〇〇
軍人援護事業協議	二〇、〇〇〇・〇〇	七七〇人	一四、一三三・一八
圖書購入	五〇〇・〇〇	一〇一部	一八一・一八
表彰	一一、四四〇・〇〇	五一五件	六八七・〇五
銃後後援思想强化	一六九、九八〇・〇〇		五八、三五一・七六
遺族靖國神社參拜補助	一三五、〇〇〇・〇〇	三四、三五一件	五〇、一七三・五〇
機關誌發行	一四二、〇〇〇・〇〇	軍人援護自四月號至十月號	五八、六四四・八九
		ほまれの家自八月號至十月號	
		前線慰問號 五〇、〇〇〇部	
圖書出版	八、〇〇〇・〇〇		〇
遺族職業補導施設	三三〇、〇〇〇・〇〇	一件	〇

職業補導所近隣住宅管理	三、六〇〇・〇〇	二件	九七〇・七八
準扶助料給付	四八、〇〇〇・〇〇	二五八名	一七、三八五・六六
傷病兵附添人食費	八〇、〇〇〇・〇〇	一〇八所	五一、二六五・一〇
援護諸費	二〇、〇〇〇・〇〇	四六件	五、五八八・六四
歸鄉傷痍軍人保健施設	三〇〇、〇〇〇・〇〇	一回	三〇〇、〇〇〇・〇〇
遺族家族等醫療保健	一〇〇、〇〇〇・〇〇	四八所	九八、四〇〇・〇〇
作業義肢訓練施設	五七、五〇〇・〇〇		〇
傷痍軍人修養慰安	三八一、八四〇・〇〇	六三所	一八〇、二〇七・一一
傷痍軍人歸鄉旅費	一五、〇〇〇・〇〇	二五所	三、二三六・三〇
傷痍軍人修養慰安設備	三九七、〇〇〇・〇〇		一〇〇、〇〇〇・〇〇
傷病兵見舞金	一二〇、〇〇〇・〇〇	一三八所	八〇、三五五・四八
傷病軍人家族見舞旅費	二三、五〇〇・〇〇	八六所	五、五一八・六四
傷病兵慰問	四、〇〇〇・〇〇	一八所	四〇〇・〇〇
陸海軍病院再入院費補助	四〇、〇〇〇・〇〇	一一、三一七人	二三、一〇三・二五
歸鄉死歿軍人慰籍援護	九三、〇〇〇・〇〇	四一三人	二〇、二四〇・〇〇
傷痍軍人及遺族慰安	六〇、〇〇〇・〇〇	五二所	二八、〇四三・六五
遺族弔慰	二二〇、〇〇〇・〇〇	四九所	七八、四一七・八三
前線慰問	一〇、〇〇〇・〇〇		一二、七七五・四〇
罹災害見舞	七〇、〇〇〇・〇〇	一一九所	三六、三五〇・〇〇
支部一般助成	一、五〇〇、〇〇〇・〇〇	五二件	九九六、四〇〇・〇〇
支部職員福利施設助成	一五、〇〇〇・〇〇	一九件	七二〇・六八
銃後奉公會助成	四五〇、〇〇〇・〇〇	四八件	四五〇、〇〇〇・〇〇
失明軍人寮友會助成	五、〇〇〇・〇〇	一所	二、五〇〇・〇〇
大日本傷痍軍人會助成	一二〇、〇〇〇・〇〇	一件	一二〇、〇〇〇・〇〇
在鄉軍人職業補導部助成	五五、〇〇〇・〇〇	五件	五三、七四七・二八
看護婦共濟施設助成	二〇、〇〇〇・〇〇	一件	二〇、〇〇〇・〇〇
陸海軍記念日助成	一五、〇〇〇・〇〇		二、〇〇〇・〇〇
慰靈祭助成	一〇〇、〇〇〇・〇〇	九所	一七、三〇〇・〇〇
援護施設助成	八〇〇、〇〇〇・〇〇	三三件	九、三〇〇・〇〇
傷痍軍人職業保護施設助成	九〇、〇〇〇・〇〇	一件	九二、〇〇〇・〇〇
傷痍軍人生業資金貸付	八〇〇、〇〇〇・〇〇	一、〇七五人	四二九、九〇〇・〇〇
〃　貸付諸費	二七、〇〇〇・〇〇	八一一件	八、一一〇・〇〇
遺族生業資金貸付	二〇〇、〇〇〇・〇〇	二五四人	一一一、八〇〇・〇〇
〃　貸付諸費	六、七〇〇・〇〇	一七九件	一、七九〇・〇〇
臨時編纂（忠勇列傳）	九一、九二六・〇〇	五卷	三三、九三五・〇四
軍人援護史編纂	二〇、〇〇〇・〇〇	一件	七、四九〇・〇九
北中支會社株式分與	一、一〇〇・〇〇		〇
恩給扶助料立替金諸費	三、五三五・〇〇	一、七一七件	八五八・五〇
缺損金	一、〇〇〇・〇〇		一〇、一五六・〇〇
育英高等專門學校學資金	一一五、六〇〇・〇〇	一、九一八人	五一、〇一二・五〇
中等學校學資金	四〇、〇〇〇・〇〇	三〇一人	七、七三四・〇〇
傷痍軍人學資金	二〇、〇〇〇・〇〇		
調査指導	二、〇〇〇・〇〇		四五六・九八
寮費	四七、九五〇・〇〇		二四、九三一・四三
雜費	一〇〇・〇〇		二〇一・九三
差損金	五、〇〇〇・〇〇		〇
土地購入費	四三、〇〇〇・〇〇	一件	三六、〇〇〇・〇〇

武道場建築費	一四、〇〇〇・〇〇		〇
合計	七、四七四、七六一・〇〇	三、七一九、二六二・八三	

（二）銃後奉公會

銃後奉公會は昭和十四年一月十四日、厚生、內務、陸軍、海軍の四大臣より訓令が發せられ、同時に四省次官よりその設立に關する具體的要綱が指示せられ、其れに基き殆ど全國市區町村に設置され今次支那事變以來特に銃後後援に又前線慰問に華々しい活躍を續け著々其の成果を收めつゝあるのであるが、設立日尙淺く人的機構の整備及財的基礎の確立未だ十分ならざるものがある。仍て之が充實を圖り銃後奉公會をして眞に市區町村に於ける軍人援護の中樞團體としての機能を發揮せしめる爲、昭和十五年一月地方長官に對して銃後奉公會の運營に關する通牒を發した。即ち (1)市區町村の實施する軍人援護事業を一元的に銃後奉公會へ統合すること (2)銃後奉公會聯合會は成るべく設置せざること (3)市區町村間に於ける事業の均衡を圖ること (4)會費は成るべく全會員より徵收すること (5)銃後奉公會に適宜部制（庶務部、指導部、援護部、勤勞奉仕部、相談部等）を設けること (6)道府縣及恩賜財團軍人援護會支部の事業に付ても努めて銃後奉公會へ移讓すること (7)恩賜財團軍人援護會支部との關聯を緊密ならしむること及 (8)道府縣に銃後奉公會指導專任職員を設置すること等に關し指示する所があつたが、更に同年四月の地方長官會議に於ても同樣趣旨の指示を爲し、以て銃後奉公會の育成發達及積極的活動の促進の强調に努めた。

尙銃後奉公會の趣旨の普及及活動の活潑化に伴ひ、之が表徵と爲るべき會章及會旗の制定に付、豫め各方面よりの要望に應ずる爲斯界の權威者に依囑し圖案を得昭和十五年四月より之を制定實施せしめた。

銃後奉公會現在數（昭和十六年九月三十日現在）（軍事保護院調）

區分	市（區）町村數	銃後奉公會數
市（區）	二六九	四八七
町村	一〇、七九四	一〇、六八八
計	一一、〇六三	一一、一七五
昭和十五年度八月一日現在	一一、一三七	一一、四三八

昭和十五年度銃後奉公會事業成績（軍事保護院調）

事業種目	戶（件）數	人員	金額
一般援護			
生活援護	一五一、二一一	四八三、六〇一人	二、〇三二、四〇五圓
繼續援護	三九、六五二	一二五、六三九	九一八、二八三
一時援護	一一一、五五九	三五七、九六二	一、一一四、一二三
醫療	一六、四九三	一八、一三九	一八六、七二四
助產	三、五四二	三、九四〇	二九、六八二
生業援護	三九、六一一	七九、二八八	八四三、五八三

罹災者臨時援護	三、一三三	一〇、五八五	七八、五八二
埋葬	二、七六七	二、七六九	二七、二三四
小計	二八、七六六	三五九、六二五	三、一六六、二〇〇
餞別金類			
餞別金贈呈	二五九、一二六	—	九八三、三六一
軍服類支給	三四、六四二	—	三五八、二一七
旅費支給	一六、六〇九	—	八二、四八二
其の他	五八三	—	二、〇五六
小計	三〇八、七一六	—	一、四二六、一二六
弔慰及慰問			
戰傷病死者弔慰	六〇、〇八八	—	七五七、六九三
戰傷病者慰問	八六、九一七	—	五七四、三〇三
遺族家族慰問	六八八、六四六	—	三、四七四、五五七
其の他	二四、二七三	—	五六、一九七
小計	八四〇、二六六	—	四、八六二、九五〇
其の他			
軍事援護相談	一三、四三三	—	四六五、八八九
歡送迎	一七七、二一五	—	七八三、四二五
犒軍	四五六、五八八	—	二、一一〇、五六一
公葬	一九、〇四三	—	七六五、五三三
新願慰靈祭	八七、二六三	—	五四八、七七七
教化指導	二三四、三五四	—	八五六、二八五
勞力奉仕	一四七、四〇八	—	四五七、〇九四
就職斡旋職業補導	六、三四三	—	四五、七六五
授產授職及託兒	三八、八六五	—	四〇三、四〇一
其の他	五五、三五〇	—	一、一五四、一〇三
小計	一、〇五八、一〇六	—	七、五九九、六五二
合計	二、四五五、八六六	—	一七、〇七四、八九七

備考　秋田・福島・栃木・長野・三重・大阪及福岡の七府縣を含まず

(三)　大日本傷痍軍人會

從來傷痍軍人の團體としては、帝國傷痍軍人會、全國傷痍軍人聯合會、一時賜金廢兵聯合會、殘櫻會其の他多數の團體が存在して居たのであるが、之等の團體は其の基礎も薄弱であり而も團體相互間に於て對立的傾向を有する等種々の弊害を醸す惧れがあるので、之を全國的に統一し、傷痍軍人の眞の修養機關たらしめることが極めて必要であつた。

仍て、內務、陸軍、海軍三省の斡旋に依り前述の如き各種の團體を解散せしめて新に大日本傷痍軍人會を組織することとなり、昭和十一年十二月二日發會式を行つたのであるが、超えて翌十二年七月支那事變の勃發に伴ひ多數の傷痍軍人を生ずるに至り、之が保護對策が全面的に、極めて大規模に實施せらるることとなるに及び、本會は政府の一翼として傷痍軍人の精神指導を擔當することゝなつたので、更に會の內容を整備強化し以て理想的な修養團體たらしむべく、昭和十三年九月、厚生、陸軍、海軍の三省より三十餘萬圓の支出を得て、其の組織を財團法人に改めたのである。

本會は、會員相互の親睦を圖り、各自修養に勵み、品位の向上に努めてその名譽を完ふし以て再起奉公の誠を致すことを目的とし、本部を東京市牛込區原町三ノ八に置き、道府縣朝鮮、臺灣、樺太及關東州に支部を設けて會員の指導に當つて居るのであるが、その事業は、精神修養に關する事項を中心として身上相談、會報（みくにの華）の發行等を行つて居る。

尙、前述の目的を達成するため昭和十四年五月、次の通り傷痍軍人五訓を定め日常之を服膺することゝしてゐる。

傷痍軍人五訓

一　傷痍軍人ハ精神ヲ錬磨シ身體ノ障碍ヲ克服スベシ
一　傷痍軍人ハ自力ヲ基トシ再起奉公ノ誠ヲ致スベシ
一　傷痍軍人ハ品位ヲ尙ビ謙讓ノ美德ヲ發揮スベシ
一　傷痍軍人ハ操守ヲ固クシ處世ノ方途ニ愼重ナルベシ
一　傷痍軍人ハ一身ノ名譽ニ鑑ミ世人ノ儀表タルベシ

第二節　歸鄕軍人の援護

一　召集解除者生業援護事業

政府に於ては、昭和十二年度以來實施し來つた本事業の實績に鑑み、豫て之が實施要項を改めるの必要を認めた。然るに偶々財團法人恩賜軍人援護會に於ても昭和十五年度より歸鄕軍人に對する援護事業を實施することゝなつた爲、本事業の實施要項中左記諸點に付之を改めた。

記

(一)　生業費受給資格及給與額

生業費は召集解除又は除隊後三箇月以內の者及本事業に依り醫療を受けたる者に給與することゝし、其の給與額の限度は從來生活費の補給と合して五十圓乃至七十圓であつたが、生活費のみにて五十圓乃至七十圓を給與し得ることゝし、特別の事情ある場合は百圓迄給與し得ることゝした。

(二)　醫療費受給資格

醫療費は召集解除又は除隊後三箇月以內に於て、本人又は其の家族に療養の必要があり願出でた場合は、本人又は其の家族に對し給與し得ることゝし、家族の醫療に付ては本人が生業に復歸すれば直に之を打切ることゝした。

(三)　生活費補給期間

生活費は健康者の場合は歸鄕後三箇月以內、生業に復歸し得ざる期間中之を補給し、醫療を受ける場合は三箇月を經過するも必要なる期間中は繼續補給し得ることゝし、自營業者と勞務者とを區分しないことゝした。

(四)　生業資金借受資格

生業資金の貸付は今次事變關係者である限り、召集解除、又は除隊後の期間に別段の制限を設けないことゝし、傷痍軍人保護事業に依り相當期間援護を受けた者であつて傷痍軍人生業資金の借受資格のない者や、本事業に依つて相當期間醫療を受けた者に對しても、本資金融通の途を殘すことゝした。

昭和十五年度召集解除者生業援護事業成績

種目	自營業者 援護戸數	自營業者 援護費	勞務者 援護戸數	勞務者 援護費	計 援護戸數	計 援護費
生業費の給與	一三、五六一戸	六八一、四九二・三〇圓	—	—	一三、五六一戸	六八一、四九二・三〇圓
就職準備金の給與	—	—	二、三五九	四六、六三九・八四	二、三五九	四六、六三九・八四
生業資金の貸付補助	二、七九五	七五五、四八〇・七九	—	—	二、七九五	七五五、四八〇・七九
生活費の補給	八一六	四三、六八七・七二	一、五八七	八九、八九一・一七	二、四〇三	一三三、五七八・八九
醫療費の給與	一、三五六	八三、六〇八・三八	一、四〇三	八七、三八五・一八	二、七五九	一七〇、九九三・五六
計	一七、五二八	一、五六四、二六九・一九	五、三四九	二二三、九一六・一九	二三、八七七	一、七八八、一八五・三八

（軍事保護院調）

二　恩賜財團軍人援護會委囑に依る援護

前記の召集解除者生業援護事業に該當せざる者で事實上援譯の必要ある者に對しては、昭和十五年度より新に恩賜財團軍人援護會に於て之を行ふことゝ爲り、本事業の施行は政府に委囑せられ道府縣をして行はしめることゝした。本事業に於ては

（一）召集解除又は除隊後三箇月を經過し、醫療の必要があつて願出のあつた場合本人又は其の家族の醫療

（二）前項の場合に於て其の生活困難な者に對する生活費の給與

（三）尙必要に依り生產費の給與等の援護を行つて居る

等の援護を行つて居る。

第三節　傷痍軍人の援護

一　醫療保護

傷痍軍人に對して醫療保護の完璧を期することは最も重要且緊急を要する問題であるので、政府は昭和十二年七月以來之が對策に關し萬全の方途を講じ來つたのであるが、其の內容も漸次整備し所期の目的を達成しつゝある。

醫療保護に關する施設

結核性疾患（胸膜炎を含む）又は精神障礙及頭部竝に脊髓戰傷者の療養及溫泉療養を必要とする者等に對し、左に揭ぐる各種の療養所が設置されてゐる。

イ、傷痍軍人療養所

結核性疾患（胸膜炎を含む）の爲、除役又は召集解除となつた者の醫療保護に付ては曩に全國各地二十五箇所に傷痍軍人療養所を建設して夫々事業を開始し、現在多數の人員を收容して居るのであるが、結核性疾患に罹る者が逐次增加しつゝある實情に鑑み、昭和十六年度に於て取敢へず北海道、東北其の他必要なる地方に療養所四ヶ所を新設し、又既設各療養所に於ける收容定員を增加する見込を以て準備中である。

ロ、傷痍軍人溫泉療養所

溫泉療養を必要とする者の治療の爲全國著名溫泉の中より最も適當と認めらるゝもの十ヶ所を選定して溫泉療養所を建設し、昭和十四年度より事業を開始した。

ハ、傷痍軍人武藏（精神）療養所

傷痍軍人の中、精神に障碍を受けた者の收容保護施設一ヶ所を昭和十四年度に於て東京府北多摩郡小平村に建設することゝし工事に着手し、昭和十五年八月二十日より事業を開始した。

ニ、傷痍軍人下總（頭部戰傷者）療養所

今次戰爭の推移に伴ひ傷痍軍人中、頭部に戰傷を受けた者も相當の數に上る實情に鑑み、政府に於ては之等の戰傷者に對する特殊の醫療保護施設を設置する必要を認め、昭和十五年度に於て此の建設費百十五萬圓の豫算の成立を見た。仍て千葉縣千葉郡譽田村に之を建設することゝし、昭和十六年一月工事に着手其の執行を急ぎ、昭和十六年度より事業を開始した。而して頭部に戰傷を受け其の爲身體の自由を失ひ又は言語の發音に支障を來し、若くは頭痛、眩暈等特殊の症狀に惱む傷痍軍人に對し、最も新しい方法と設備に依つて治療が施され、其の再起奉公の途が開かれた譯である。

ホ、傷痍軍人箱根（脊髓戰傷者）療養所

傷痍軍人にして外傷に基く中樞神經障碍者中特に脊髓に損傷を受けたる者を療養せしむる爲、昭和十五年度より小田原市所在の傷兵院構內に本療養所を設置し事業を開始した。

ヘ、國立結核療養所

結核性疾患の爲に除役される軍人は平時に於ても相當多數に上つて居る爲、政府は今次戰爭勃發以前既に之等の疾患者を療養せしめる施設として、茨城縣那珂郡村松村に國立結核療養所村松晴嵐莊を建設したのであるが、政府は更に昭和十三年度以來靜岡縣濱名郡赤佐村に同樣の施設たる天龍莊を建設することゝ爲り、十三年度に着手昭和十五年三月完成、事業を開始したのであるが、更に山口縣吉敷郡東岐波村に山陽莊を建設し、以つて傷痍軍人の收容保護の萬全を期してゐる。

尙國立結核療養所に入所資格を有する者は陸海軍下士官兵にして結核の爲一種以上の兵役を免ぜられたる者に限られて居るから、前に述べた傷痍軍人療養所の場合と異り將校は入所出來ない。

ト、委託療養及居宅醫療

傷痍軍人に對する醫療保護の方針は軍事保護院所管の各種

の當該施設に收容することを原則として居る。然し種々の事情に依り之等の施設に入所し得ない者に對しては、其の實情に應じ居住地附近の官公私立病院、齒科醫師又は藥劑師等に就き入院又は其の居宅に於て醫療を受け得る途を講じる等醫療保護の萬全を期する爲昭和十三年度より本事業を實施しつゝある。而して之が保護を受け得らるゝものは軍事保護院療養所に入所し得べき者と略々同樣である。其の實施狀況は左の如くである。

傷痍軍人委託療養並居宅醫療狀況

（軍事保護院調）

年度	豫算額	委託療養 保護實人員	委託療養 金額	居宅醫療 保護實人員	居宅醫療 金額	計 保護實人員	計 金額
昭和十三年度	四、〇三〇、〇〇〇円	四、七一五人	六三五、四四四・七三円	一、八九五人	六三、七六〇・七〇円	六、六一〇人	六九九、一六五・四三円
同　十四年度	四、一四五、〇〇〇	一〇、九七四	二、五八一、八一八・七八	九、六九六	四四〇、一三三・二九	二〇、六七〇	三、〇二一、九五二・〇七
同　十五年度（自四月至十月）	四、一四五、〇〇〇	六、一一四	見込 一、六四九、九三八・〇〇	八、八六一	見込 四一八、六八九・〇〇	一四、九七五	見込 二、〇六八、六二七・〇〇
計 自昭和十三年三月至同十五年十月	一三、三三〇、〇〇〇	（實人員）一八、二七九	四、八六七、一六一・五一	（實人員）一七、〇三一	九二三、五八二・九九	（實人員）三五、三〇〇	五、七八九、七四四・五〇

備考　一、保護實人員中委託療養と居宅醫療とは若干重復せるものあるべし
二、昭和十三、四年度は決算に依り、昭和十五年度金額は見込額を記載せり

チ、傷痍軍人の特殊保護

傷痍軍人中癩患者にして國立其の他の療養所に入所したる者を優遇慰藉する爲、昭和十三年度より豫算に計上し、一人平均年額百圓程度（但し前年度に引續き慰藉する者に付ては一人平均五五圓程度）を支出し、居室の修繕裝飾、衣服の給與慰安修養に資する物品の給與等を爲しつゝある。

以上の外、項症又は之に準ずる症狀に相當する者にして特に之が必要を認めたる者には、介護要具（寢臺、手押車、手動椅子車、補聽器、便器）を支給する。

二　職業保護

傷痍軍人をして再び職業に就かせ、自力を以て社會生活への復歸をなさしめるために職業保護を行ふ必要がある。之等の傷痍軍人は原則として原職に復歸せしめることを方針としてゐるが、傷痍の種類程度等により原職復歸の困難なるもの、其の他特に必要ある者に對しては新しい職業への就職を斡旋しまた職業再教育を施してゐる。

（一）職業指導及就職援護並就業後の輔導

傷痍軍人職業指導及就職の斡旋に關しては、各道府縣に傷痍軍人指導專務職員を配置し、傷痍軍人の傷痍疾患と適職との關係を顧慮しつゝ、原則として原職復歸の方針を採り、原職に復歸し得ざる者に對し職業の再教育又は職業紹介機關を通じ就職の斡旋をなし、且就職後の輔導をなさしめてゐる。而して之等專務職員が病院に於て取扱つた相談件數は、昭和十三年十二月末に於て、六、五六九件、同十四年十二月末に於て、三二、〇一八件、同十五年十二月末に於て、五二、三四五件、本年二月末現在、五五、八〇〇件（何れも昭和十三年十月よりの累計）に上つて居る。又道府縣に經費を補助して事業主を中心とする傷痍軍人雇傭委員會を設置せしめ、事業主の道義的精神に訴へ傷痍軍人の復職、又は優先的雇傭等に付十分理解協力を求め、雇傭の割當をも慫慂する等求人の開拓に努め以て雇傭の確保を圖つてゐる。本委員會の職務としては

Ⅰ　雇傭に關する事項
Ⅱ　就職後の輔導に關する事項
Ⅲ　賃金其の他待遇に關する事項
Ⅳ　管內に於ける關係方面との連絡に關する事項
Ⅴ　其の他雇傭上必要なる事項

等々がある。

次に傷痍軍人職業輔導に關しては、就業傷痍軍人の漸次增加するに伴ひ、之等傷痍軍人をして適職を確保持續せしめ、其の生活の安定を得しむることを目的とし、昭和十五年度より各道府縣に必要な經費を助成して傷痍軍人の就職後の輔導に遺憾なき措置を講ぜしめてゐる。

官衙作業廳に於ては昭和十三年四月十二日の閣議決定、支那事變歸鄕軍人等に關する復員要綱に基き、民間に率先して各省に於て出來得る限り、多數の傷痍軍人の雇傭に努めつゝあり、又道府縣市町村其の他公共團體に對しては官廳に於ける採用方針に準據し雇傭を督勵し、尙產業組合職員採用に關しても農林省當局と連絡を採り、當該地方出身の適任者を優先的に採用せしむるに努め、又町村吏員充實助成費に依り增置する吏員には特に傷痍軍人を採用せしむる樣內務省當局と連繫を採り配慮しつゝある。今昭和十五年七月一日現在に於ける官廳に於ける傷痍軍人採用狀況を見ると、今次事變以前のもの七三五人、今次事變のもの六、七三六人、合計七、四七一人である。

（二）生業資金貸付

傷痍軍人にして自營業に從事する者の內、其の資力乏しき者に對しては資金を貸付、其の生業を維持更生せしめる必要がある。此等資金の貸付に付ては、其の性質上國の行政機關

が直接之を實施するよりは、寧ろ國の外廓團體をしてその實施に當らしめることが却て合理的であり、而も業務の的確且迅速を期することが出來る場合が多い。此の理由に基き恩賜財團軍人援護會に對して年額四十萬圓を補助し、同會の道府縣支部を通じ貸付事業を行はしめてゐる。今其の要旨を擧げると左の通である。

1　生業資金貸付に關する事務は、恩賜財團軍人援護會の道府縣支部に於て之を行ふこと
2　貸付の適正を期する爲貸付委員を支部に設置すること
3　貸付金額は一世帶五百圓以內とすること
4　貸付期限は据置期間一ヶ年を含めて十年以內とすること
5　無利子無擔保とすること
6　貸付金の辨濟方法は月賦、年賦、定期償還及其の他の方法に依ること
7　借受人には夫々擔當の輔導員を定め事業經營に付輔導を爲すこと

貸付を適正に行ひ其の適否決定に遺憾なきを期する爲、支部に十名以內の貸付委員を置くこととし道府縣の高等官、同待遇者、民間の金融實務家、其の他知識經驗ある者の中から之を委囑して居る。尙貸付を受けたる傷痍軍人の生業輔導の爲借受人一名每に輔導員を定めてゐる。輔導員は名譽職とし、借受人の近隣居住者にして借受人の生業に通曉し、其の經營に關し適當なる助言を爲し得べき地位、職業に在る者の中より會長が之を委囑して居る。

(三)　職業再教育

傷痍軍人にして傷痍の關係上原職に復歸し得ざるもの、又は原職に復歸するも從前の作業を行ひ得ざるもの等に對し、職業の再教育を行ふと共に義肢及作業補助具の配給修繕を行ひ、以て速に生業に就き生活の安定を得しむるは傷痍軍人保護上極めて緊要なるに依り、昭和十三年度より各種の職業再教育施設を設け、其の成績は極めて良好である。

傷痍軍人の職業補導施設としては、大阪、福岡の二ヶ所に國立の傷痍軍人職業補導所を設け又東京に於ては財團法人啓成社に助成して傷痍軍人に對する職業再教育施設を爲さしめ、更に道府縣をして職業再教育の方途を講ぜしめて居るが、何れも極めて良好な成績を示しつゝある。

(イ)　國立職業補導所及啓成社

大阪、福岡の國立傷痍軍人職業補導所は昭和十四年三月竣功、直に事業を開始した。尙之等兩國立傷痍軍人職業補導所と竝んで別に財團法人啓成社に於ても傷痍軍人の職業再教育を行つて居るが、右三箇所の昭和十六年五月末日現在の狀況は左の通である。

國立補導所及啓成社科目別人員（軍事保護院調）

科目	大阪	福岡	啓成社	計
所內教育				
洋服科	一五(一〇)	一五(八)	五(一)	三五(一九)
洋裁(ミシン裁縫科)科(婦人子供服科)	三八(一六)	一二(一三)	二七(六)	七七(三五)
家具工藝科(履物科)	四(一)	一二(七)	七(三)	二三(一一)
義肢科	一	二	一	二
製圖科	七六(二六)	一四(一〇)	一五(九)	一〇五(四五)
旋盤科	二四(二七)	一七(一一)	一一(五)	五二(五三)
工場經理科	三八(三五)	八(一三)	一(一)	四六(四八)
精密機械科	三(一)	六(九)	一(一)	一九(一一)
仕上科	二七(一六)	一七(一〇)	一(四)	五五(三〇)
フライス科	三(三)	六(五)	一	九(八)
鎔接科	五(七)	六(七)	一	一二(一四)
木型科	一	四	一	四
鑄物科	一	三	一	四、三
其の他	一(一)	一(一)	一(一)	三(一)
計	一二三三(一三六)	一一三(九三)	七六(三七)	四三一(二六六)
委託教育				
鍼灸マッサージ	一	一	一(一)	三(一)
旋盤科	一(一)	一(一)	一(一)	三(三)
無線技術科	一	一	一(一)	三(一)
電氣鎔接科	一	一	一(一)	三(一)
計理事務科	一	一	一(一)	三(一)
寫眞術科	一(一)	一(一)	三(四)	三(六)
建築製圖科	一	一(三)	一(一)	一(三)
其の他	一	一	一(一)	一(一)
計	一二三三(一三七)	一二三(九八)	八三(四七)	四三八(二八二)

(ロ)　道府縣に於ける職業補導施設

傷痍軍人國立職業補導所の再教育內容は、比較的長期且高度のものに限つた爲、之に入所し得ない傷痍軍人の爲に軍事保護院に於ては、全國各道府縣に助成し職業補導を爲さしめることゝし、比較的短期且簡易な職業の再教育を行ひ、廣く傷痍軍人に職業上必要な知識技能を修得せしめて居る。之が昭和十六年十一月末日に於ける狀況は、全國各道府縣に於ける修了者總計四、七五〇人、現在員總計一、〇八九人である。

(ハ)　作業義肢及作業補助具の製作配給修繕及研究

國立職業補導所及財團法人啓成社（再教育所）に義肢製作所を附設し、入所の有無を問はず關係區域に居住する傷痍軍人にして作業に從事する爲作業義肢を必要とする者に對しては、優良な作業義肢及作業補助具の製作竝に修繕を爲し、無償で裝着支給し、又同所では常に新なる義肢の研究をも爲して居る。尙簡單なる修繕に付ては各道府縣の職業再教育施設に於ても行ふこと、爲つて居る。

（二）學資給與

傷痍軍人の職業再教育の一方法として、昭和十三年十月より實施せられつゝある學校入學者に對する學資給與の事業は、逐年其の希望者を增加し極めて多數に上つて居り、其の取扱の一部改正を見た。傷痍軍人の入學に關しては常に文部省と緊密なる連絡を保ち、出來得る限り便宜と援助の方途を講じつゝある。而して學資給與總數は、昭和十五年十一月二十五日現在六一九人、內卒業者數二〇七人である。

（ホ）失明傷痍軍人の保護

失明傷痍軍人は其の受けた精神的衝撃の大なると身體的不自由の殊に著しきものあるとに鑑み、特別の施設を講ずるの必要がある。仍て政府は東京市小石川區大塚町五六番地に失明傷痍軍人寮を建設し、又同區雜司ヶ谷所在の官立東京盲學校內に失明傷痍軍人教育所を設け、昭和十三年度以來右施設に收容專ら失明傷痍軍人の保護指導を行ひつゝある。

三　學校教員の養成

傷痍軍人中、教育者として適當な資質及希望を有する者に一定の教育を授けて學校教員の資格を與へ、其の尊い體驗を通じ銃後に在る生徒、兒童を薰化啓導せしめ、傷痍軍人に對する尊敬感謝の念を篤からしめる爲、教員養成の施設を講じて居る。

1. 中等學校教員養成所は東京高等師範學校內に之を設け昭和十四年九月開所した。而して入學資格は、中等學校教員たるに適するものにして中學校卒業者又は之と同等以上の學力を有するものとし、定員は五〇名で、修業年限を三ヶ年とし、修學手當年額三〇〇圓以內を支給してゐる。

2. 昭和十四年、東京（大泉）、京都、宮城、岡山、福岡（小倉）の各府縣師範學校內に傷痍軍人小學校教員養成所を設置し、主として尋常小學校本科正教員と爲るべき者を養成して居たが、昭和十五年度より前記養成所に小學校本科正教員養成科を增置した。其の後更に小學校令及同施行規則の改正に伴ひ、昭和十六年四月より其の名稱を傷痍軍人國民學校訓導養成所と改め、國民學校本科竝初等科訓導養成科を置くこと、爲り、引續き教育を實施して居る。國民學校初等科訓導養成科の入所資格は、國民學校訓導たるに適する者にして中學校卒業者又は之と同等以上の學力を有するものであり、同本科訓導養成科入所資格は國民學校初等科訓導養成科を修了し成績優秀なるものを入所せしめる。右の國民學校初等科、本科訓導養成科は共に定員一ヶ所に付三〇名、修業年限一ヶ年、修學手當年額三〇〇圓以內である。在學者及修了者の內譯は別表の通である。

傷痍軍人國民學校訓導養成所在學者及修了者一覽表（昭和十六年五月末日現在）（軍事保護院調）

養成所名	國民學校本科訓導養成科 在學者數	國民學校本科訓導養成科 修了者數	國民學校初等科訓導養成科 在學者數	國民學校初等科訓導養成科 修了者數
傷痍軍人國民學校訓導東京養成所	六	二〇	一六	六
〃 京都養成所	一〇	九	二一	一七
〃 宮城養成所	一〇	—	一七	六
〃 岡山養成所	一〇	—	二七	一〇
〃 福岡養成所	一三	—	一九	五
計	四九	二九	一〇〇	四四
總計	二二二			

3. 國民學校初等科准訓導養成所

昭和十四年九月福島、石川、埼玉、愛知、和歌山、島根、愛媛、大分の八縣に設置せる尋常小學校准教員養成講習科を改め、福島、石川、和歌山、島根及大分の五縣に國庫より補助し、各縣師範學校內に尋常小學校准教員養成所を設けしめた。其の後小學校令及同施行規則の改正に伴ひ、昭和十六年四月よりの名稱を傷痍軍人國民學校初等科准訓導養成所と改稱し、引續き之が教育を實施して居る。入所資格は、國民學校教員たるに適する者にして高等小學校卒業者、又は之と同等以上の學力を有するものとし、定員は一ヶ所に付四〇名としてゐる。尙各養成所の現在入所人員は合計一〇八名である。

四　傷痍軍人子女の育英

傷痍軍人の子女に對し育英助成の途を講ずることは、傷痍軍人の優遇上極めて重要な事項である。仍て政府に於ては昭和十三年以來、道府縣に助成金を交付して其の子女の育英事業を繼續實施せしめて居る。而して、中等學校程度の學校に修學中の子女で學資の支出に困難な者に對しては、一人年額二百圓を標準として補給し、また專門學校以上の學校に進まんとする男子の子弟に對しては、恩賜財團軍人援護會で學資補給の途を講じてゐる。今昭和十五年度に於ける全國各府縣の實施狀況を見れば、國庫助成指令額二五二、二五一圓、補給人員一、五七九人、一人當補給額の最高額二五〇圓、最低額九圓、平均額一五九圓である。

以上の外、軍人傷痍記章の授與、傷病恩給の支給、鐵道の無賃または割引乘車券の交付、煙草、鹽、收入印紙賣捌許可に關する優先的取扱、ラジオ聽取料の免除等幾多の優遇の途

が講じられてゐる。

第四節　遺族家族援護

一　遺族家族指導嘱託

戰歿者遺族の親身の相談相手と爲り、又職業選擇等の指導或は遺兒の養育に對する相談に當る婦人指導嘱託の設置は、其の數八百五十餘人に達し、又市區町村に於ても斯種婦人相談員三萬餘人の設置を見た。而も其の熱心な活動に對して遺族より多大の感謝と關心とを以て迎へられ、從て其の物心兩面に亘る效果は見るべきものがある。

二　遺兒の育英

（一）育英

戰歿軍人及軍屬の遺兒及遺兒に準ずる者で學資乏しく中等程度又は國民學校高等科の教育を受けること困難な者に對し、昭和十三年度より道府縣に國庫より助成し育英事業を實施せしめ、之等遺兒をして將來立派な國民として獨立自營を爲し得るの素地を作らしめることに努めつゝある。今其の助成要綱をみるに次の如くである。

戰歿者遺兒育英助成要綱

一　目的

戰傷病歿軍人軍屬の遺兒にして學資乏しき爲中等教育又は高等小學校教育を受くること能はざる者に對し學資を補給し獨立自營の素地を作らしむるものとす

二　助成を受くる資格者

戰歿者遺兒竝に遺兒に準ずる者（戰歿者に依り事實上養育を受け居りたる弟妹を含む）にして現に中等學校（中等程度の學科を授くる學校にして地方長官に於て適當と認むるものを含む）及高等小學校に就學中の者

三　助成金

一人年額　中等學校　標準二〇〇圓
　　高等小學校　標準　三八圓

四　事業主體

道府縣又は教育會等適當なる團體

尚昭和十五年度に於ける實施狀況を見れば、道府縣に對する國庫助成額は總計三十五萬七千百七十八圓であり、中等學校に於ける補給人員は總計千八百四人、一人補給額最高三百四十一圓、最低十四圓、平均額百二十圓であり、高等小學校に於ける補給人員は總計三百二十七人、一人補給額最高五〇圓、最低十圓、平均額三十五圓である。

而して戰歿者の遺兒にして適當な保護者なき者に對し適切な保護指導を加へ、心身共に健全な發達を遂げしめ以て其の將來を完うせしめる爲、所謂遺兒教養事業を昭和十六年度より實施することゝし、同年度に於ては豫算三萬圓を計上し、左の通牒に依り各道府縣をして實施せしめてゐる。

戰歿軍人遺兒の教養事業助成に關する件依命通牒

（昭和十六年四月十日軍事保護院發援第四六號「軍事保護院援護局長より各地方長官宛」）

戰歿軍人軍屬の遺兒にして適當なる保護者なき者に對し適切なる保護指導を加へて心身共に健全なる發達を遂げ以て其の將來を完うせしむる樣保育教養の萬全を期するは極めて肝要なることと被存候仍て政府は昭和十六年度に於て右事業に要する經費を助成することと致候に付左記事項御了知の上來る六月末日迄に助成金交付方申請相成度

記

一　事業主體

本事業は道府縣の事業として之を行ふこと但し軍人援護會支部に助成して之を實施せしむるも差支なきこと

二　保育教養を行ふ遺兒

戰歿軍人軍屬の遺兒（遺兒に準ずべき者を含む）にして左の各號の一に該當し國民學校を卒業する迄の者

（一）保護者なき者

（二）保護者に於て適當なる保育教養を行ひ難しと認むる者

三　保育教養の方法

（一）個々の實情に應じて理解と熱意に富める教育家宗教家篤志家等に委託すること

（二）保育教養に要する經費は遺兒一人に付年二百圓を標準として受託者に給與すること

四　助成金の使途

助成金は本人の保育教養に要する一切の經費に充當すること

五　其の他

（一）事業の實施に當りては市町村長、遺族家族指導嘱託、軍事援護相談所等と緊密なる連絡を保持し單なる里預けに終り又は濫に私權の干渉に陷るが如き弊なき樣留意すること

（二）助成金交付申請書には左の書類を添附すること

（イ）事業計畫書（別紙樣式參照）

（ロ）關係歳入歳出豫算書

（ハ）其の他參考書類

（二）遺家族の兒童就學臨時奬勵

今回の支那事變に召集せられたる軍人の遺家族中其の應召に因り、就學の困難と爲りたる學齡兒童の就學を奬勵する爲國庫より兒童就學臨時奬勵費を支出することゝなつた。而して之が實施方法に關しては昭和十二年九月文部省發普一二號通牒に基き、道府縣は文部省の交付金に道府縣の支出金及寄附金等を加へ、適當の方法に依り市町村及公益團體に交付し、之等學齡兒童の教科書、學用品、被服等の現品を給與せしむるものである。文部省交付金支出狀況及兒童就學臨時奬勵費施設狀況は左の如くである。

文部省交付金

昭和十三年度	二〇〇、〇〇〇圓
同　十四年度	二〇〇、〇〇〇